

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年9月30日
【発行者名】	クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ (Credit Suisse Fund Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 フェルナンド・シャウス (Fernand Schaus, Director) 取締役 ルドルフ・コーメン (Rudolf Kömen, Director)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2180、ジャン・モネ 通り5番 (5, rue Jean Monnet, L - 2180 Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹 野 康 造 弁護士 廣 本 文 晴 弁護士 坂 東 慶 一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	CSインベストメント・ファンズ・12 - クレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・イール ド・USD - クレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・バラン ス・USD - クレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・グロー ス・USD (CS Investment Funds 12 - Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD - Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD - Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の金 額】	無記名式無額面受益証券 上限見込額は以下のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・

USD

クラス B 米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000 米ドル
（109,490,000,000円）を上限とする。

クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限と
する。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・

USD

クラス B 米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000 米ドル
（109,490,000,000円）を上限とする。

クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限と
する。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・

USD

クラス B 米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000 米ドル
（109,490,000,000円）を上限とする。

クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限と
する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.49円）による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD
- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD
- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

（CS Investment Funds 12

- Credit Suisse（Lux）Portfolio Fund Yield USD
- Credit Suisse（Lux）Portfolio Fund Balanced USD
- Credit Suisse（Lux）Portfolio Fund Growth USD）

（注）クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD、クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USDおよびクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USDはアンブレラ・ファンドであるCSインベストメント・ファンズ・12（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである（個別にまたは総称して「本サブ・ファンド」といい、本サブ・ファンドと他のサブ・ファンドを総称して「サブ・ファンド」ということがある。）。2021年7月末日現在、ファンドは9個のサブ・ファンドで構成される。

ファンドは、アンブレラ構造を有しており、一または複数のサブ・ファンド（英文目録見書に定義されるサブ・ファンドを含む。）から成る。かかるサブ・ファンドは、それぞれ異なる資産および負債で構成されるポートフォリオであり、受益者および第三者に関して別個の主体とみなされる。サブ・ファンドに関する受益者および債権者の権利、またはサブ・ファンドの設立、運営もしくは清算に関して生じた受益者および債権者の権利は、当該サブ・ファンドの資産に限定される。いかなるサブ・ファンドも、その資産をもって他のサブ・ファンドの債務の責任を負わない。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

本サブ・ファンドの各クラスB米ドル（acc）受益証券およびクラスBH円建て（acc）受益証券（以下個別にまたは総称して「**受益証券**」ということがある。）について本書により募集が行われる。

受益証券は、無記名式無額面受益証券である。

受益証券は、追加型である。

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ（Credit Suisse Fund Management S.A.）

（以下「**管理会社**」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：上限 1,000,000,000米ドル（109,490,000,000円）

クラスBH円建て（acc）受益証券：上限 100,000,000,000円

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：上限 1,000,000,000米ドル（109,490,000,000円）

クラスBH円建て（acc）受益証券：上限100,000,000,000円

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：上限 1,000,000,000米ドル（109,490,000,000円）

クラスBH円建て（acc）受益証券：上限100,000,000,000円

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.49円）による。以下同じ。

（注２）本サブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、本サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

クラスBH円建て（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

クラスBH円建て（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

クラスBH円建て（acc）受益証券：申込日の翌銀行営業日におけるクラス受益証券１口当たり純資産
価格

（注）銀行営業日とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日をいう。

（５）【申込手数料】

申込価額に3.30%（税抜き3.00%）の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とする。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課される。以下同じ。

（６）【申込単位】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：１万米ドル以上１セント単位。

クラスBH円建て（acc）受益証券：100万円以上１円単位。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：１万米ドル以上１セント単位。

クラスBH円建て（acc）受益証券：100万円以上１円単位。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券：１万米ドル以上１セント単位。

クラスBH円建て（acc）受益証券：100万円以上１円単位。

（７）【申込期間】

2021年10月１日（金曜日）から2022年９月30日（金曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

クレディ・スイス証券株式会社

東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー

（以下「日本における販売会社」という。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者から日本における販売会社に対する申込金額等の支払いは、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時にされる。

（１０）【払込取扱場所】

クレディ・スイス証券株式会社

東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

申込証拠金はない。

引受け等の概要

（ａ）日本における販売会社は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関して、2017年10月27日付販売契約（その後の改訂および再録を含む。）を締結している。

（ｂ）管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社を本サブ・ファンドに関する日本における代行協会に指定している。

（注）代行協会とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の契約を投資者に交付し、投資者は、かかる外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を日本における販売会社に提出する。

日本以外の地域における募集

本募集に並行して、EU加盟国、スイスおよびシンガポールで受益証券の募集が行なわれる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

ファンドは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「**2010年法**」という。）パート 1 に基づく、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託についての法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC（以下「**通達2009/65/EC**」という。）に従い認可された、FCP（fonds commun de placement）の形式の、譲渡性のある証券を集団的投資の対象とする投資信託（以下「**UCITS**」という。）である。ファンドは、当初、CSポートフォリオ・ファンド（CS Portfolio Fund）の名称で設立されており、1994年4月14日にクレディ・ポートフォリオ・ファンド（Credis Portfolio Fund）に名称変更され、1997年8月4日にクレディ・スイス・ポートフォリオ・ファンド（Lux）（Credit Suisse Portfolio Fund（Lux））に名称変更され、さらに2015年1月16日にCSインベストメント・ファンズ・12に名称変更された。

ファンドは、ファンドの定款に沿って管理会社により運用される。ファンドはアンブレラ構造であるため、少なくとも一つのサブ・ファンドによって構成される。各サブ・ファンドは、異なる資産および債務により構成されるポートフォリオを表章し、受益者および第三者に関して別個の主体とみなされる。サブ・ファンドに関する受益者および債権者の権利またはサブ・ファンドの設立、運営もしくは清算に関して生じた受益者および債権者の権利は、当該サブ・ファンドの資産に限定される。いかなるサブ・ファンドも、その資産をもって他のサブ・ファンドの債務の責任を負わない。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD、クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USDおよびクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USDは、ファンドのサブ・ファンドである。

ファンドにおける信託金限度額の定めはない。

ファンドの目的および基本的性格

ファンドの主な目的は、専門的に運用されるポートフォリオに投資する機会を投資者にもたらすことである。サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い、2010年法第41条に定められる譲渡性のある証券およびその他の資産に投資されるものとする。

個々のサブ・ファンドの投資目的および投資方針については、後記「**2 投資方針、（1）投資方針**」に記載される。個々のサブ・ファンドの資産は、2010年法により定められ、かつ、英文目論見書に定められる投資制限に従い投資される。

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されたとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

（2）【ファンドの沿革】

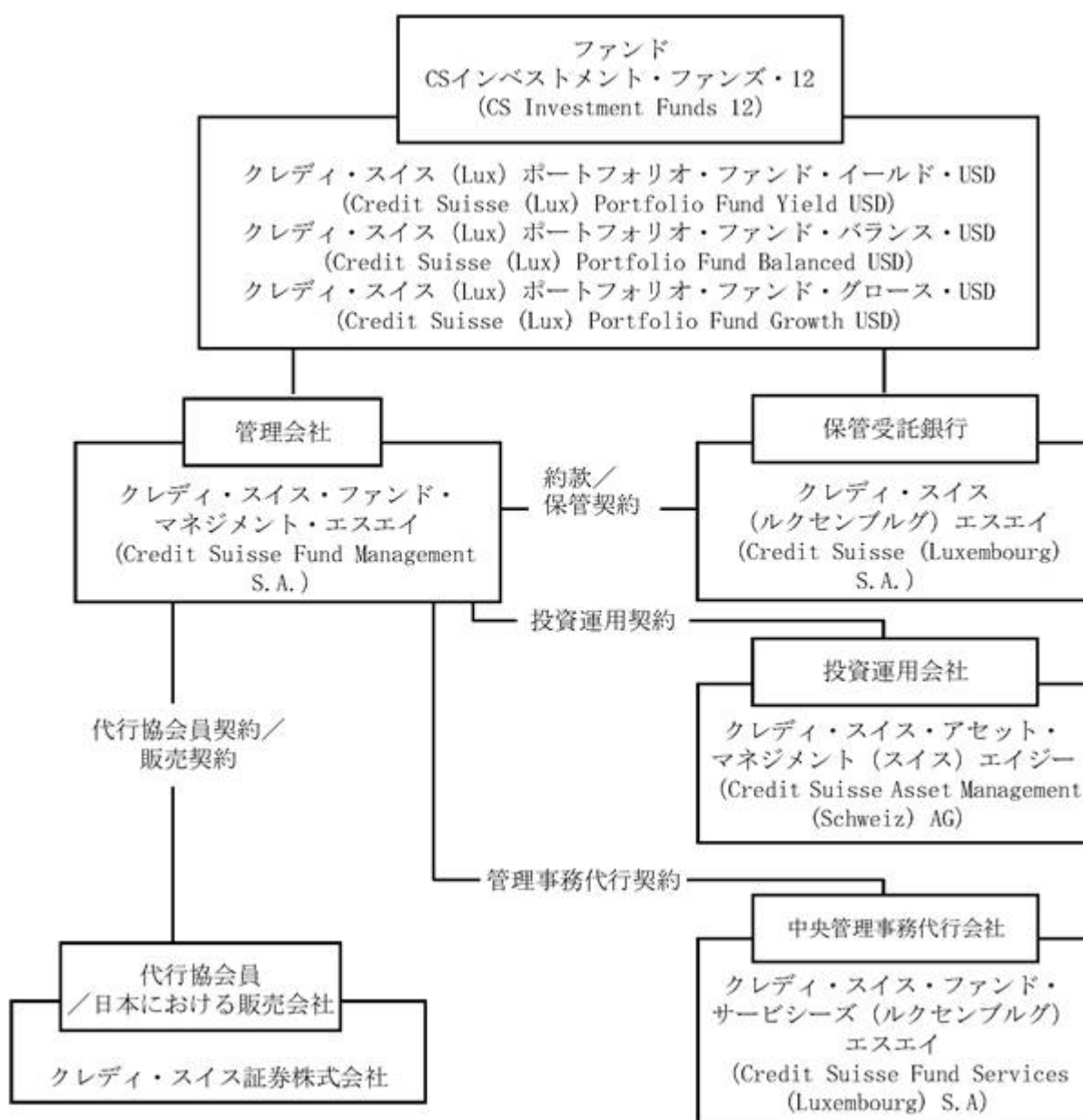
1993年3月19日 CSポートフォリオ・ファンドの設立およびファンドの原約款の締結

1994年4月14日 クレディ・ポートフォリオ・ファンドに名称変更および変更約款の締結

1997年 8 月 4 日	クレディ・スイス・ポートフォリオ・ファンド（Lux）に名称変更および変更約款 の締結
1999年12月 9 日	管理会社の設立
2015年 1 月16日	CSインベストメント・ファンズ・12に名称変更および変更約款の締結
2018年10月29日	変更約款の締結
2020年 1 月31日	変更約款の締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ (Credit Suisse Fund Management S.A.)	管理会社	1993年3月19日付で保管受託銀行との間で約款を締結（改訂済）。
クレディ・スイス（ルクセンブルグ）エスエイ (Credit Suisse (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行	2016年3月18日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管および支払代理について規定している。
クレディ・スイス・ファンド・サービシズ（ルクセンブルグ）エスエイ (Credit Suisse Fund Services (Luxembourg) S.A.)	中央管理事務代行会社	2016年3月18日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。名義書換、管理事務代行について規定している。
クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジー (Credit Suisse Asset Management (Schweiz) AG)	投資運用会社	2017年3月24日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務について規定している。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2018年11月16日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2017年10月27日付で管理会社との間で販売契約（注5）を締結。日本における受益証券の販売および買戻し業務について規定している。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンド資産の保管および支払代理業務を行うことを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された中央管理事務代行会社が、ファンドの管理事務代行会社としての業務を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従って本サブ・ファンドの資産の運用を行うことを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の日本における販売会社に対する送付、受益証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに適用ある日本の法令諸規則および／または日本証券業協会の規則に従った決算書類およびその他の書類の配布等を、代行協会員として行うことを約する契約である。

（注5）販売契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、本サブ・ファンドの受益証券の販売および買戻し業務を行うことを約する契約である。

管理会社の概況

設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1999年12月9日に設立され、ルクセンブルグ貿易および商業登記所においてB72.925で登録されている。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、（ ）2010年法第15章に定義される管理会社として、および（ ）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」という。）第2条に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として、認可されている。
事業の目的	管理会社の主たる目的は、以下の通り。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、通達2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、および通達2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」という。）の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUに定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙 に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	管理会社の払込済資本金は、250,000スイス・フラン（約3,021万円）で、全額払込済である。 （注）スイス・フランの円貨換算は、2021年7月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝120.85円）による。以下同じ。
沿革	1999年12月9日設立
大株主の状況	名称：クレディ・スイス・アセット・マネジメント・アンド・インベスター・サービシズ（スイス）ホールディング・エイジー 住所：スイス国 チューリッヒ市 8045 コトリベルク通り 231 保有株式数：500株 持株比率：100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

準拠法の内容

（イ）ルクセンブルグの民法

ファンドは、法人格を持たず、投資家の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の流動性のある金融資産の分割できない集合体である。投資家は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資家は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

(口) 2010年法

a. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(UCITS)とパート が適用される「その他の投資信託」(UCIs)を区分して取扱っている。

b. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、EU通達2009/65/EUの意味での譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、当該通達の条件および各EU加盟国の国が実施する規則に基づきその投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条の定義に該当するので、UCITSではあるが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

() クローズド・エンド型のUCITS

() EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

() 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS

() 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

e. 上記d. の種類のUCITSはCSSFの2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88(2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり規定されている。

() 2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

() 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。

() 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)

() 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、パートの条項を充足していない投資信託

f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

() 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)

() 会社型投資信託 (investment companies)

- 変動資本を有する会社型投資信託 (「SICAV」)

- 固定資本を有する会社型投資信託 (「SICAF」)

上記の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

税法上の主な規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、CSSFが行っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから受益証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。なお、以下本書では、サブ・ファンドに関してCSSFに提出された目論見書を「英文目論見書」といい、本サブ・ファンドに関して日本で作成された目論見書を次項で定義するとおり単に目論見書という。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された法定監査人により監査され、CSSFにより承認されなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers, Société coopérative) である。更に、ファンドは、金融庁 (現CSSF) の1997年6月13日付通達97/136 (CSSF通達08/348により改訂済) に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

上記のCSSF通達に定められた報告義務に加え、CSSFに対する新しい月次報告U1.1に関するCSSF通達15/627の発行に基づき、ファンドはCSSFが統計および監督目的で使用する月次情報をCSSFに報告しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社支払事務代行会社、情報事務代行会社および販売会社において、受益者はこれ入手することができる。また、約款 (その変更を含む。) は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができる。その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年7月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年11月30日において公表される。

ファンド全体の資産の統合明細は、スイス・フラン建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、例えば、サブ・ファンドの資産、その参照する期間中に生じたすべての重大な変更についての通知、デリバティブ取引の取引相手方、ならびに取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れた担保 (およびその範囲) の詳細に関する記載が含まれる。

各サブ・ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格、各サブ・ファンドの発行価格、買戻価格および転換価格は、インターネットのwww.credit-suisse.com上で入手可能であり、また各種新聞においても公表される。

受益者への通知は、受益者名簿に記載される受益者の住所宛に郵送されるか、ルクセンブルグの
日刊紙に公表され、必要であればルクセンブルグ国外の日刊紙にも公表される。

2010年法に基づき受益者に開示することが求められるすべての情報は、管理会社が適切と考える
方法で受益者が入手できるよう管理会社により提供される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a．金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国
財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取
引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」と
いう。）等においてこれを開覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじ
めまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求
があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交
付しなければならない目論見書）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、
各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書
を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時
報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、
これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる（注）。

（注）E D I N E Tでの開示：WEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）

b．投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関
する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、本サブ・ファンドにかか
る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、本サブ・ファンドの
約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官
に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・
ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書およ
び運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等において
は、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等につき書面をもって通
知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実日本における販売会社を通じ
て日本の受益者に通知される。

上記の本サブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書
（全体版）は電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在する2010年法のパート に基づいて承認された譲渡性のある証券（U C
I T S）に投資するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信

託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの事前の承認および継続的な監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

（ロ）その受益証券をルクセンブルグ内で販売したいと考えるUCITSで、EU加盟国で設立され、かつ2009年7月13日の通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、当該UCITSのホームとなるEU加盟国の監督当局がC S S Fに事前に通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの信用機関を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に異議を述べない場合は、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

（ハ）ファンドは、2010年法パート に従い設定されている。

登録の拒絶または取消

とりわけUCITSが適用ある法令通達を遵守しない場合、承認された法定監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびC S S Fに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または管理会社の取締役が、C S S Fの要求する専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶または取消されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶または取消されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書等に対する査証の交付

受益者に対する通知に加え、投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および主要投資家情報文書(KIID)または説明書等は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは目論見書が適用ある法律、勅令、規制および通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

公衆への配布に供するその他の販売促進資料（目論見書、KIIDおよびファンドが受益者に送付する通知を除く。）は、承認を得るためにC S S Fに提出する必要はないが、2010年法において、販売促進を目的とした投資家に対するコミュニケーションはすべて、かかる目的が明確に認識できること、公正かつ明瞭で誤解を招くものであってはならないこと、ならびに目論見書およびKIIDと矛盾する内容であってはならないことが定められている。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。

承認された法定監査人は、2010年法またはその施行のための規則の重大な違反を構成しそうであると考えられる場合、投資信託の継続的な機能に影響しそうであると考えられる場合、財務書類を証明することを拒否することになりそうであると考えられる場合、また、財務書類に対する限定付適正意見を表明することになりそうであると考えられる場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、さらに、投資家に提供されたファンドの財務状況ならびに資産および負債が正確に記載されていないことを突き止めた場合には、C S S Fに通知するものとする。監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの主な目的は、専門的に運用されるポートフォリオに投資する機会を投資者にもたらすことである。サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い、2010年法第41条に定められる譲渡性のある証券およびその他の資産に投資されるものとする。

個々のサブ・ファンドの投資目的および投資方針については、以下に記載される。個々のサブ・ファンドの資産は、2010年法により定められかつ後記「（５）投資制限」に定められる投資制限に従い投資される。

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

サステナブル投資

サステナブル投資とは、投資判断において環境、社会およびガバナンスに関する情報（以下「ESG要素」という。）を考慮するプロセスをいう。サステナブル投資戦略に従うサブ・ファンドは、投資判断プロセスにおいてESG要素を統合している。その目的はいくつかに分かれ、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築すること、期待されるリスク調整後リターンを増加させること、または、一般的に一もしくは複数の国際連合の持続可能な開発目標を挙げて示される特定のサステナブル投資目的を追求するためである。サブ・ファンド全体としての投資戦略および投資範囲に応じ、個々のESG要素の重要性および重視するESG要素は異なる。投資判断においてESG要素を考慮する方法については、「２ 投資方針、（１）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」の項で説明されている。

サステナブル投資戦略に従うサブ・ファンドについて、クレディ・スイス・アセット・マネジメントは、MSCIのESGキーイシュー・ヒエラルキーに従い、投資ポートフォリオに関する以下のESG要素の月毎のスコアを検討し、定量化し、報告する。

１． 環境（E）：

- ・ 気候変動の要素（様々な炭素排出に関するデータポイントを含む。）
- ・ 環境市場機会の要素（再生可能エネルギーおよび技術に関する様々なデータポイントを含む。）
- ・ 自然資本の要素（清浄な水および生物多様性に関するデータポイントを含む。）
- ・ 汚染および廃棄物の要素（廃棄物管理および有毒物放出に関するデータポイントを含む。）

２． 社会（S）

- ・ 人的資本の要素（安全衛生に関するデータポイントを含む。）
- ・ 製造物責任の要素（製品安全および責任ある投資に関するデータポイントを含む。）
- ・ ステークホルダー対立スコア、社会市場機会の要素（健康管理およびコミュニケーションへのアクセスに関するデータポイントを含む。）

３． ガバナンス（Ｇ）

- ・ コーポレート・ガバナンスの要素（オーナーシップおよび支配ならびに報酬に関するデータポイントを含む。）
- ・ 企業行動の要素（企業倫理および税の透明性に関するデータポイントを含む。）

M S C I の E S G キーイシュー・ヒエラルキーおよび個々の要素の算出方法の詳細については、<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings>を参照されたい。

ポートフォリオのレベルで報告される E S G 要素のスコアは、データの入手が可能な範囲において、投資先有価証券のスコアの総計により算出される。環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）および E S G ポートフォリオ全体の総合スコアは、各サブ・ファンドについて報告される。

E S G 全体としてのスコアおよび個々の E S G 要素のスコアは、<https://amfunds.credit-suisse.com>に掲載されているサブ・ファンドのファクト・シートで公表されている。

サステナブル投資については、法制定が現在進められている点に留意されたい。規制上の要件は変化しており、今後変更される可能性がある。さらに、新たな方法が登場し、データの入手は日々容易になってきている。そのため、英文目論見書に記載される E S G 要素の実施、監視および報告に影響が及ぶ可能性がある。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針

クレディ・スイス・アセット・マネジメント（以下「CSAM」という。）は、サステナブル投資に関連するあらゆる活動を指揮し管理する、包括的なサステナブル投資方針を設定している。管理会社および投資運用会社は、「２ 投資方針」において関連するサブ・ファンドについて記載されるとおり、明確な E S G 投資戦略を採用するサブ・ファンドにサステナブル投資方針を適用する。投資プロセスにおけるサステナブル投資方針の実施は、管理会社および投資運用会社によって文書化され、監視される。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジー内の E S G 専属チームが、サステナブル投資方針を所有しており、当該方針の実施において管理会社および関連する投資運用会社を支援する。

サステナブル投資方針は、投資チームがサステナビリティに関連する機会を特定し、サステナビリティ・リスク（「３ 投資リスク」において定義される。）を低下させるため、投資プロセスの様々な段階に E S G 要素を統合する方法を定めている。

サステナブル投資方針は、以下の主要なアプローチにより構成される。

１． 除外：CSAMは、以下の３つの除外カテゴリーを設定している。

- ・ **規範に基づく除外**：クラスター弾に関する条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約および核兵器の不拡散に関する条約など、非人道的兵器に関する国際条約を遵守していない企業をカテゴリーとして除外。
- ・ **事業活動に基づく除外**：（１）国際規範に組織的に違反している、（２）違反が特に深刻である、または（３）経営陣に必要な改革を実施する意欲がないと判断される会社は、監視リストに指定され、全社的に投資対象範囲からの除外が決定される場合がある。除外は、最後の手段と考えられ、除外するより、投資先会社に関与することが、将来の違反防止により効果的とされている。措置を講じることができ、かつ、その意思がある会社は、関与する期間が延長される場合があり、クレディ・スイスは会社経営陣とともに、目標および改善期限について意見を合致させる。
- ・ **価値に基づく除外**：収益の大部分を問題のある事業活動から得ている会社。該当する事業活動および適用される収益基準は、個別に設定され、直接的および間接的なエクスポージャーが考慮される。除外基準は、サステナブル投資方針の変更により、長期的には変更される可能性がある。

規範に基づく除外は、すべてのサブ・ファンドに適用される。事業活動および価値に基づく除外は、E S G投資戦略を採用するアクティブ運用のサブ・ファンドにおける直接投資に関して検討される。

3つの除外カテゴリーすべてに関する適用基準は、<https://www.credit-suisse.com/esg>にてオンラインで公表されている。

これらの除外基準は、長期的に変更される可能性がある点に留意されたい。

2. E S Gの統合：C S A Mでは、投資ポートフォリオのリスク調整後リターンを全般的に増加させるため、財務情報とE S G関連情報を組み合わせることにより、投資プロセスの様々な段階にE S G要素を統合している。E S Gの統合技法は、資産クラス、投資スタイル、ならびにE S GデータおよびE S Gツールの利用可能状況により異なる。E S Gの統合は、資産クラスごとに個別の方法が規定され、以下で説明される。

3. サステナビリティを目的とする投資：C S A Mは、社会的な課題に対する解決策を提供し、サステナブル投資目的に合致する会社に資本を配分する投資戦略を実施する。サステナブル投資目的は、経済活動において特定のE S G課題への取組みがあることをテーマとする投資、およびそのような取組みを行うセクターへの投資に重点を置く、専用の投資プロセスを通じて達成される。これは一般的に、一または複数の国際連合の持続可能な開発目標に取り組む会社または戦略への投資を意味する。サステナブル目的を追求するサブ・ファンドについては、「2 投資方針」の「(1) 投資方針」におけるサブ・ファンドの項目において、より詳細に説明されている。

4. アクティブ・オーナーシップ：C S A Mは、投資先会社に関与し、全サブ・ファンドの議決権を行使することにより、投資先会社が良好なガバナンス慣行に従うことを確保する。

- ・ 関与：C S A Mは、各投資先会社の取締役会、経営執行メンバーおよび/または投資家向け広報チームとの会合を通じて、投資先会社に対する投資エクスポージャーを監視する場合がある。必要に応じて考慮され得る要素としては、全てを網羅しているわけではないが、以下が含まれる。
 - 事業戦略およびその実行
 - リスク管理
 - 環境および社会的配慮
 - 取締役会の構成、独立取締役の選定、ならびに役員報酬およびその仕組みなどの企業ガバナンス問題
 - 法令遵守、文化および倫理
 - 業績及び資本構成
- ・ 議決権の行使：C S A Mは、サブ・ファンドの資産に対するスチュワードシップ責任を負うにあたり、議決権の行使を重要な要素と考えている。議決権の行使を通じ、C S A Mは問題点を上層部へ報告し、懸念及び意見を表明することができる。議決権の行使を十分な根拠に基づいて決定するための一助として、C S A Mは複数の情報源に依拠する。広範な投資先会社に対応するため、C S A Mは必要に応じて外部の議決権行使助言会社を利用する場合がある。議決権行使助言会社による議決権行使の推奨は、議決権行使の対象となる議題に関するC S A Mの意思決定プロセスにおいて、複数ある情報源の一つとされ、C S A Mによる内部調査を補足する。<https://www.credit-suisse.com/esg>に掲載されている「代理人による議決権行使アプローチおよび方針の概要」文書において説明されるとおり、C S A Mは、C S A Mにとって重要な投資対象に的を絞ることにより、有効かつ効率的な議決権行使のプロセスおよび管理を確保する。

サステナブル・ファイナンス開示規則（S F D R、規則（E U）2019 / 2088）の目的上、C S A Mサステナブル投資方針が適用されるサブ・ファンドは、以下に分類される。

- ・ **環境または社会的特性を推進するサブ・ファンド**

これらのサブ・ファンドは、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築し、期待されるリスク調整後リターンを増加させるため、C S A Mサステナブル投資方針に定められる除外、E S Gの統合およびアクティブ・オーナーシップを採用する。これらのサブ・ファンドは、S F D R第8条（1）における金融商品として適格である。

・ **サステナブル投資目的を採用するサブ・ファンド**

これらのサブ・ファンドは、サステナブル投資を主要な投資目的としている。これらは、C S A Mサステナブル投資方針に従い、除外、E S Gの統合、サステナブル目的投資による投資、およびアクティブ・オーナーシップ・アプローチを採用している。これらのサブ・ファンドは、S F D R第9条（1）、（2）または（3）における金融商品として適格である。

S F D R第2条（17）によるサステナブル投資とは、（1）エネルギー、再生可能エネルギー、原料、水および土地の利用、廃棄物の発生、ならびに温室効果ガスの排出に関する、または生物多様性および循環型経済へのそれらの影響に関する重要資源効率性指標などにより測定される、環境上の目的に貢献する経済活動への投資、または（2）社会目的に貢献する経済活動への投資、特に不平等への取組みもしくは社会的一体性、社会的統合および労働関係の育成に貢献する投資、または人的資本もしくは経済的もしくは社会的弱者の共同体への投資を意味する。ただし、かかる投資により上記の目的が著しく妨害されることがなく、投資先会社が特に、健全な経営体制、従業員関係、従業員報酬および税務上の法令遵守における良好なガバナンス慣行を追求していることを条件とする。

C S A Mサステナブル投資方針の詳細については、<https://www.credit-suisse.com/esg>にてオンラインで閲覧することができる。

C S A Mサステナブル投資方針を遵守しないサブ・ファンドは、E S Gに特化した投資戦略に従わず、サステナビリティは当該サブ・ファンドの目的でもなければ、投資プロセスの義務的な要素でもない。特に、当該サブ・ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動についてのE U基準は考慮されない。

E S G特性を推進するサブ・ファンドで、S F D R第8条（1）に従うものは、以下の各資産クラス内において一貫した除外、E S Gの統合およびアクティブ・オーナーシップのアプローチを適用する。

1. マルチ・アセット・サブ・ファンド

マルチ・アセット・サブ・ファンドは、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築し、期待されるリスク調整後リターンを増加させるため、投資判断プロセスにE S G要素を統合する。E S G要素の現在の評価は、<https://amfunds.credit-suisse.com>において、これらのサブ・ファンドの投資ポートフォリオにつき毎月公表される。

マルチ・アセット・サブ・ファンドは、以下のとおり除外、E S Gの統合およびアクティブ・オーナーシップを適用する。

・ **除外**

直接投資については、以下の種類の除外が適用される。

- 規範に基づく除外
- 事業活動に基づく除外
- 価値に基づく除外

これら3種類の除外については、上記のとおりである。投資信託への投資については、ファンド組成者が独自の除外を適用する。

・ **E S Gの統合：**

E S Gの統合は、裏付けとなる投資グループ／資産クラスに依拠している。株式および債券投資については、以下のアプローチが利用可能である。

- 重要なE S G要素の枠組みの定義

投資運用会社は、混ぜ合わされた投資範囲における投資対象を比較することができる枠組みを定めている。直接投資について、かかる構想は、各業種につき関連する重要なE S G要素を考慮したE S G総合スコアに基づいている。重要なE S G要素は、長期的に変化する可能性がある。

投資信託への投資は、デュー・ディリジェンス・プロセスにおいて検討され、「従来型 - E S G対象外」、「E S G除外型」、「E S G統合型」、「E S G重視型」および「E S Gアクティブ・インパクト型」のグループに分類される。

- E S G証券分析

投資運用会社は、直接投資については特定された重要なE S G要素に基づき、および/またはファンド投資についてはファンド分類に基づき、サブ・ファンドの投資範囲全体にわたってE S G要素に関する調査を行う。投資運用会社は、最先端のサービス提供者によるE S G評価を利用する。これには、E S G関連のニュース、E S G評価およびスコア、E S G関連の論争ならびにE S Gの動向が含まれる場合がある。

- 銘柄の選定およびポートフォリオの構築 / 実行

E S G統合型の銘柄選定およびポートフォリオ構築アプローチは、裏付けとなる投資グループ / 市場セグメントに依拠しており、以下のとおり混ぜ合わされた投資対象を組み合わせる。

- 株式および債券への直接投資：アクティブ型の株式および債券投資について、サブ・ファンドは、E S G指数により適格な投資範囲を制限するか、サステナビリティの高い有価証券（たとえば、環境 / 社会 / サステナブル・ボンド）を選択するか、または有価証券をそのE S G要素について評価することにより、E S Gの統合を確保する。パッシブ型の直接投資アプローチを追求する株式および債券投資については、当該指数におけるESG統合の特性を達成するため、当該E S G指数を複製する（完全な複製または最適化されたサンプリングを行う）。

- 投資信託への投資：株式ファンドまたは債券ファンドへの投資について、サブ・ファンドは、E S G統合型、E S G重視型およびE S Gアクティブ・インパクト型の投資アプローチを示す投資対象ファンドにその資産の大部分を投資することを目指す。

- その他の資産クラス及び特定な投資アプローチについて、E S G要素は利用可能の場合に加味される。

- ポートフォリオ・モニタリング

投資運用会社は、投資先証券のE S G要素の重大な変化を発見するため、ポートフォリオ運用システムを用いて定期的にE S G要素のモニタリングを行い、また、ポジションの増減を評価するため、定期的にポートフォリオを再評価している。

- ・ **アクティブ・オーナーシップ**

- 関与
- 議決権行使

アクティブ・オーナーシップ・アプローチについては、上記のとおりである。

クレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨による投資額に見合うだけのリターンを上げることである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

（注）参照通貨とは、各サブ・ファンドの名称に含まれる通貨をいい、各サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産額は、当該参照通貨により計算される。以下同じ。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨で行われる。したがって、為替レートの変動に伴うリスクは、長期的に最小限に抑えられる。

「２ 投資方針、（１）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（Ｅ）、社会（Ｓ）、ガバナンス（Ｇ）特性を推進し、エクスクルージョン（投資対象からの除外）、ＥＳＧインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用するマルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なＥＳＧ要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	０％ - ５０％
債券	３５％ - ８５％
株式	１５％ - ３５％
オルタナティブ投資	０％ - ２０％

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、時に、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも25%を適格持分金融商品に投資する。

「2 投資方針、（1）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）特性を推進し、エクスクリュージョン（投資対象からの除外）、ESGインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用するマルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なESG要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% - 60%
債券	10% - 70%
株式	30% - 60%
オルタナティブ投資	0% - 20%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の50%超を適格持分金融商品に投資する。

「2 投資方針、（1）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）特性を推進し、エクスクリュージョン（投資対象からの除外）、ESGインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用する

マルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なESG要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0 % - 50 %
債券	0 % - 50 %
株式	50 % - 80 %
オルタナティブ投資	0 % - 20 %

なお、「適格持分金融商品」とは、以下のものをいう。

- ・ 証券取引所での取引が承認されているか、または組織化された市場に上場している法人（公開有限責任会社など）で、投資ファンド（以下に定義する。）として適格でない法人の株式
- ・ 以下のいずれかに該当する法人で、投資ファンド（以下に定義する。）または不動産会社（以下に定義する。）として適格でない法人の株式
 - 欧州連合の加盟国または欧州経済地域（EEA）に関する協定を締結している他の国を所在地とし、当該国の法人税が課税され、かかる法人税の課税免除の対象とならない法人
 - 上記以外の他の国を所在地とし、当該国の法人税が15%以上の税率で課税され、かかる法人税の課税免除の対象とならない法人
- ・ 株式ファンド（以下に定義する。）に対する持分のうち、その価値の51%
- ・ 混合ファンド（以下に定義する。）に対する持分のうち、その価値の25%

「投資ファンド」とは、以下の主体をいう。

- ・ UCITSで、その適用除外を受けないもの
- ・ AIFで、その適用除外を受けないもの
- ・ 投資家の人数が1人に制限されるが、AIFとしての適格性に関するその他すべての基準を満たしている投資信託
- ・ 積極的な運用活動が禁止されており、課税対象とならないか、または課税免除の対象となる会社

ただし、以下のいずれかについて適格性を有する場合は除く。

- ・ ドイツのREIT法第1条1項または第19条5項に定義されるREIT
- ・ ドイツの投資会社法第1条1項aに定義される投資会社
- ・ 公益のために、自己資金を用いてまたは政府の支援を得て、パーティシペーションに投資する資本投資会社
- ・ パートナシップ（ただし、UCITSに該当する場合を除く。）

「不動産会社」とは、定款またはリミテッド・パートナーシップ契約に従い、不動産および不動産に対する物権的権利ならびにそれらの管理に必要な定着物および付属物のみを取得することのできる法人またはパートナーシップをいう。

「株式ファンド」とは、投資方針に従い、その価額の51%以上を適格持分金融商品に継続的に投資する投資ファンドをいう。

「混合ファンド」とは、投資方針に従い、その価額の25%以上を適格持分金融商品に継続的に投資する投資ファンドをいう。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社の取締役会は、サブ・ファンドの資産の投資につき責任を負う。

各サブ・ファンドの投資方針を実施するために、管理会社は、その恒久的な監督および責任の下、サブ・ファンドの資産の運用を一または複数の投資運用会社に委託することができる。

管理会社は、クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジャーをサブ・ファンドの運用を行う投資運用者として任命した。

投資運用契約に従い、投資運用会社は、管理会社の全般的な管理および最終的な責任の下で、証券の売買その他サブ・ファンドのポートフォリオの管理を日常的に行う裁量を有する。

投資運用会社は、投資運用会社と管理会社との間で締結された投資運用契約に従い、各サブ・ファンドについて、個別のポートフォリオの運用において投資運用会社を支援する一または複数の副投資運用会社を任命することができる。各サブ・ファンドの投資運用会社および副投資運用会社は、英文目論見書に記載される。管理会社は、いつでも、英文目論見書で指定された以外の投資運用会社を任命することができ、またはいずれかの投資運用会社との関係を終了することができる。かかるサブ・ファンドの投資者は通知を受け、英文目論見書はこれに応じて変更される。

投資構造に関する上記の内容は、2021年7月現在で入手可能な情報に基づくものであり、その詳細は、将来変更されることがある。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドのクラスBおよびクラスBHは、累積型受益証券クラスである。

本書の日付現在、サブ・ファンドの累積型受益証券クラスについての分配は予定しておらず、発生した収益は、一般的な経費を控除した後の受益証券の純資産価額を増加させるために使用されるものとする。

ただし、管理会社は、取締役会が決定する収益配分方針に従い、随時、経常純収益および／または実現キャピタル・ゲインならびにすべての経常外収益（実現キャピタル・ロスの控除後）の全部または一部を分配することができる。

（５）【投資制限】

投資制限

本章の目的において、各サブ・ファンドは、2010年法第40条の定義に該当する独立したファンドとみなされるものとする。

各サブ・ファンドが行う投資には以下の規定が適用されるものとする。

1) 各サブ・ファンドの投資は、以下のうちの一または複数のもののみで構成することができる。

- a) 規制市場において上場または取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。かかる目的において、規制市場とは、金融商品市場に関する欧州議会および理事会の2004年4月21日付通達2004/39/EC（改正済）の定義に該当する金融商品市場をいう。
- b) 規制され、定期的に運営され、公認され、かつ、公開されている、加盟国の他の市場において取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。本章の目的において、「加盟国」とは、EUの加盟国または欧州経済地域の加盟国をいう。
- c) 欧州連合の非加盟国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または欧州、米国、アジア、アフリカもしくはオセアニアの国において規制され、定期的に運営され、公認され、公開され、かつ、設立されている欧州連合の非加盟国の他の市場において取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
- d) 最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、上記a)、b)またはc)に基づく証券取引所または市場への公式の上場に対する許可申請を行う旨の約束が発行条件に含まれていることを条件とし、また発行から1年以内にかかる許可がなされることを条件とする。
- e) 加盟国において設立されたものであるか否かを問わず、UCITSおよび/または通達2009/65/EC第1条第2項第a)号および第b)号の定義に該当するその他の集団的投資（以下「UCI」という。）の受益証券または投資証券。ただし、以下を条件とする。
 - かかるその他のUCIは、これらがEU法により義務付けられているものと同等であるとファンドを管轄する監督当局がみなす監督に服することおよび監督当局間の協力が十分に確保されていることを定める法律に基づき認可されていること。
 - その他のUCIの投資主/受益者の保護水準がUCITSの投資主/受益者について定められるものと同等であり、特に、資産の分別、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 報告期間中の資産および負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書においてその他のUCIの事業活動の報告がなされること。
 - 受益証券/投資証券が取得されるUCITSまたはその他のUCIは、その約款または設立文書に従い、その純資産総額の10%を超えて、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券/投資証券に投資してはならないこと。
- f) 信用機関における要求払預金または引き出す権利のある預金であって、12か月以内に満期を迎えるもの。ただし、信用機関がその登記上の事務所を加盟国に有することを条件とし、または信用機関の登記上の事務所が第三国に所在する場合は、当該信用機関がEU法に定められるものと同等であるとファンドを管轄する監督当局がみなす健全性規則に従うことを条件とする。
- g) 上記a)、b)およびc)に定められる規制市場において取引されている金融デリバティブ商品（これと同等の現金決済商品を含む。）および/または店頭取引金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）。ただし、以下を条件とする。

- 原商品が、ファンドがその投資目的に従い投資する2010年法第41条第（１）項の定義に該当する商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨で構成されること。
- OTCデリバティブ取引の取引相手方が、健全性の監督に服し、かつ、ファンドを管轄する監督当局が承認する区分に属する機関であること。
- OTCデリバティブが、信頼のおける検証可能な方法で日毎で評価され、かつ、ファンドの主導によりいつでもその公正価値で相殺取引による売却、清算または手仕舞いが可能であること。

h) 流動性があり、いつでも正確にその価額を決定することのできる、通常は短期金融市場において取引されている短期金融商品（規制市場において取引されているものを除く。）。ただし、投資者および貯蓄を保護することを目的として、かかる商品の発行自体または発行体自体が規制を受けていることを条件とし、またかかる投資対象が以下のいずれかに該当するものであることを条件とする。

- 中央当局、地方当局もしくは現地当局、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行、非加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟国家、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されているもの。
- その証券が上記a)、b)またはc)において言及される規制市場において取引されている企業により発行されているもの。
- EU法により定められる基準に従い健全性の監督に服する機関により発行もしくは保証されているもの、またはEU法により義務付けられるものと少なくとも同程度に厳格であるとファンドを管轄する監督当局がみなす監督規則に服し、かつ、これを遵守する機関により発行もしくは保証されているもの。
- ファンドを管轄する監督当局が承認する区分に属するその他の機関により発行されているもの。ただし、かかる商品への投資は、上記e)からg)までに定められるものと同程度の投資家保護に服することを条件とし、また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有する企業であって、かつ、第4通達78/660/EECに従い年次財務諸表を提出および公表している企業であるか、一もしくは複数の上場会社から成るグループ会社に属し、同グループの資金調達に専従している事業体であるか、または銀行の流動性枠を利用する証券化ビークルの資金調達に専従している事業体であることを条件とする。

2) ただし、各サブ・ファンドは、その純資産総額の10%を超えて、上記1)において言及されるものの以外の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。

サブ・ファンドは、様々な通貨で付随的な流動資産を保有することができる。

3) 管理会社は、常時、投資ポジション・リスクおよびポートフォリオのリスク特性全体への投資ポジションの寄与度を監視および測定することを可能とするリスク管理プロセスならびにOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するためのプロセスを利用する。

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、各サブ・ファンドは、2010年法パートIにより定められる制限の範囲内において、(i)ヘッジ目的のために、()効率的なポートフォリオ運用を行う目的のために、および/または()投資戦略を実施する目的のために、すべての金融デリバティブ商品を利用することができる。

グローバル・エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期を考慮した上で計算される。これは、以下の各号にも適用されるものとする。

投資方針の一環として、また下記4) e)に定められる制限の範囲内において、各サブ・ファンドは、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、原資産に対するエクスポージャーは、合計で、下記4)に定められる投資制限を超えないことを条件とする。サブ・ファンドが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、下記4)に定められる制限に合算

することを要しない。譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を組み込んでいる場合、当該デリバティブ商品は、本項の要件を遵守する際に考慮に入れられるものとする。

グローバル・エクスポージャーは、各サブ・ファンドについて英文目論見書に定められるところに従い、コミットメント・アプローチまたはバリュー・アット・リスク（V a R）法により計算することができる。

標準的なコミットメント・アプローチによる計算は、金融デリバティブのポジションを、当該デリバティブの原資産における同等のポジションの市場価格に転換するというものである。コミットメント・アプローチを用いてグローバル・エクスポージャーを計算する場合、ファンドは、ネットティングおよびヘッジに関する取決めの効果による利益を得られることがある。

V a R法では、通常の市況下および一定の信頼水準で一定の期間にわたって発生しうる潜在的な損失を測定することができる。2010年法では、1か月の期間の信頼水準は99%と見込まれている。

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、各サブ・ファンドは、コミットメント・ベースで算出された金融デリバティブ商品に対するグローバル・エクスポージャーがその純資産総額の100%を超えないこと、またはV a R法に基づき算出されたグローバル・エクスポージャーが（i）参照ポートフォリオ（ベンチマーク）の200%もしくは（ ）純資産総額の20%を超えないことを確保するものとする。

管理会社のリスク管理では、ルクセンブルグの監督当局（金融監督委員会）またはその他関連する規制もしくは技術基準を発令する権限を付与されている欧州当局が発令した適用ある告示または規制の要件に従い、かかる規定の遵守状況を監督する。

- 4）a）各サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、同一発行体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。また、サブ・ファンドがその純資産総額の5%超を投資しているかかる発行体のすべての譲渡性のある証券および短期金融商品の総額は、その純資産総額の40%を超えてはならない。いずれのサブ・ファンドも、その純資産総額の20%を超えて、同一機関に預託されている預金に投資してはならない。OTCデリバティブ取引および/または効率的なポートフォリオ運用手法におけるサブ・ファンドの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、合計で、以下の割合を超えてはならない。

- 取引相手方が上記1）f）において言及される信用機関である場合は純資産総額の10%
- その他の場合は純資産総額の5%

- b）上記a）に定められる40%の制限は、細心の監督に服する金融機関に預託されている預金およびかかる金融機関との間で行われるOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記a）に定められる制限にかかわらず、各サブ・ファンドは、組み合わせることによりその純資産総額の20%を超えて単一の機関に投資することになる場合、以下のものを組み合わせてはならない。

- 当該機関の発行した譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
- 当該機関に預託されている預金
- 当該機関との間で行われるOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- c）上記a）に定められる10%の制限は、証券または短期金融商品が加盟国、その地方公共団体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されている場合、最大35%に引き上げられる。

- d）上記a）に定められる10%の制限は、その登記上の事務所を加盟国に有しており、かつ、法律により、債券保有者の保護を目的とした特別な公的監督に服する信用機関により発行されている債券については25%に引き上げられる。特に、かかる債券の発行により生じる金額は、法的要件に従い、かかる債券の全有効期間にわたって、かかる債券に付随する請求をカバーすることのできる資産であって、かつ、当該発行体が破産に陥った場合に優先的に元本の返済および経過利息の支払いに利用される資産に投資されなければならない。サブ・ファンドがその純資

産総額の5%超を単一の発行体により発行された本号において言及される債券に投資する場合、かかる投資の総額は、サブ・ファンドの純資産総額の80%を超えてはならない。

e) 上記c)およびd)において言及される譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記a)において言及される40%の制限を適用する目的において考慮に入れられないものとする。上記a)、b)、c)およびd)に定められる制限は、合算されないものとする。したがって、同一発行体により発行されている譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資、または上記a)、b)、c)およびd)に従い行われるかかる機関に預託されている預金もしくはかかる機関との間で行われるデリバティブ商品への投資は、合計で、サブ・ファンドの純資産総額の35%を超えてはならない。通達83/349/EEC（改正済または再録済）または国際的に認められた会計規則に従い連結財務諸表を作成する目的において同一グループに属する企業は、本4)に定められる投資制限を計算する目的において単一の発行体とみなされるものとする。サブ・ファンドは、その純資産総額の20%を上限として、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に投資することができる。

f) 上記a)に定められる10%の制限は、関連する譲渡性のある証券および短期金融商品が加盟国、その一もしくは複数の現地当局、欧州連合の非加盟国または欧州連合の一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されている場合、100%に引き上げられる。かかる場合、関係するサブ・ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券または短期金融商品を保有しなければならず、かつ、証券または短期金融商品のいずれの1銘柄も、サブ・ファンドの総資産の30%を超えてはならない。

5) ファンドは、英文目論見書に記載されるサブ・ファンドに適用される投資方針に別段の定めがある場合を除き、上記1)e)に従い、サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、その他のUCITSおよび/またはその他のUCI（以下「**投資対象ファンド**」という。）の受益証券/投資証券に投資してはならない。

英文目論見書において10%超の上限が定められる場合、以下の制限が適用されるものとする。

- サブ・ファンドの純資産総額の20%を超えて、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券/投資証券に投資してはならない。この投資制限を適用する目的において、複数のコンパートメントを有するUCITSまたはその他のUCIの各コンパートメントは、別個の発行体とみなされるものとする。ただし、個々のコンパートメントの第三者に対する債務の分離原則が確保されていることを条件とする。
- UCI（UCITSを除く。）の受益証券/投資証券に対して行われる投資は、合計で、サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

サブ・ファンドが、直接的にまたは委任により、同一の管理会社または共通の経営もしくは支配もしくは資本もしくは議決権の10%超の直接保有もしくは間接保有により管理会社と関係するその他の企業により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCI（以下「**関連ファンド**」という。）の受益証券/投資証券に投資する場合、管理会社またはその他の企業は、サブ・ファンドによるかかる関連ファンドの受益証券/投資証券への投資を理由として申込手数料または買戻手数料を請求することはできない。

サブ・ファンドを運用する際に管理会社に発生する費用のほか、関連ファンドとみなされる投資対象ファンドへの投資について管理報酬が請求されることもあり、かかる管理報酬は、サブ・ファンドに含まれる投資対象ファンドに関する当該サブ・ファンドの資産から間接的に徴収される。かかる管理報酬のほか、サブ・ファンドに含まれる投資対象ファンドに関する当該サブ・ファンドの資産から成功報酬が間接的に徴収されることがある。

投資者は、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券/投資証券への投資について、一般に、サブ・ファンドのレベルでもその他のUCITSおよび/またはUCI自体のレベルでも同一の経費が発生する場合があることに留意すべきである。

投資対象ファンドの受益証券／投資証券に投資するサブ・ファンドに関するサブ・ファンドおよび投資対象ファンドのレベルでの累積管理報酬は、目論見書に定められる（該当する場合）。

6) a) ファンドの資産は、ファンドが発行体の経営に対し重大な影響力を行使することが可能な議決権付証券に投資することはできない。

b) さらに、ファンドは、以下の投資対象につき、下記の比率を超えて取得することはできない。

- 同一発行体の無議決権株式の10%
- 同一発行体の債務証券の10%
- 同一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券／投資証券の25%
- 同一発行体の短期金融商品の10%

最後の3つについて、かかる制限は、当該債務証券もしくは短期金融商品の総額、または発行された当該受益証券／投資証券の純額が取得時点で算出できない場合には適用されないものとする。

上記a)およびb)に定める制限は、以下に該当する場合には適用されないものとする。

- 加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 欧州連合非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 一または複数の欧州連合加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 欧州連合非加盟国を所在地とし、その資産の主な投資先を同国に所在地を置く発行体の証券とする会社の資本における株式をサブ・ファンドが保有する場合で、現地の法律により、同国の発行体の証券に投資することのできる他の一切の手段が排除される場合。ただし、かかる例外規定は、欧州連合外に籍を置く当該会社の投資方針が上記4) a) からe) まで、5)、ならびに7) a) およびb) に定める制限に適合する場合に限り適用されるものとする。

7) 管理会社は、下記の場合を除き、サブ・ファンドのために金銭の借入れを行うことはできない。

a) バック・ツー・バック・ローンを利用した外国通貨の取得

b) サブ・ファンドの純資産総額の10%以下に相当する金額の一時的な借入れ

8) ファンドは、貸付けを行い、または第三者の保証人として行為することはできない。

9) ただし、効率的なポートフォリオ運用を図るために、各サブ・ファンドは、ルクセンブルグの適用ある規制の規定に従い、有価証券貸借取引を行うことができる。

10) ファンドは、その資産を不動産、貴金属、または貴金属および商品を表章する証書に直接投資することはできない。

11) ファンドは、上記1) e)、g) およびh) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品の空売りを行うことはできない。

12) a) 英文目論見書の制限内で行われた借入れに関し、ファンドはサブ・ファンドの資産に質権を設定しまたは担保として譲渡する。

b) さらに、ファンドは、当該サブ・ファンドによる関連する相手方への債務の支払いまたは実行を確保するために、上記1) a)、b) およびc) において記載される規制市場で取扱われるOTCデリバティブまたは金融デリバティブ商品を含む取引の相手方に対し、サブ・ファンドの資産に質権を設定しまたは担保として譲渡する。相手方が担保によりカバーされるリスク評価を超える担保条件を求める限り、または他の状況（例：担保または通常枠組み書面の条件により提示される資産の運用状況）により超過担保が生じる場合、かかる（超過）担保は、非現金担保も含め、関連するサブ・ファンドを、かかる相手方およびサブ・ファンドが当該資産に関する無担保債券しか保有しない場合のカウンターパーティー・リスクに曝す。

上記に定める制限は、引受権の行使には適用されないものとする。

ルクセンブルグでサブ・ファンドが公式に認可されてから最初の6か月間については、リスク分散の原則に従うことを条件として、上記4)および5)に定める制限を遵守する必要はない。

管理会社の支配の及ばない理由により、または引受権の行使により上記の制限を超えた場合、管理会社は、優先事項として、受益者の利益を十分に考慮した上で当該状況を是正するものとする。

管理会社は、ファンドの受益証券の販売または買付けの募集が行われている、または行われる予定の国の法律および規制を遵守するために必要である等の場合には、いつでも、受益者の利益のために、追加の投資制限を定めることができる。

以上に加え、本サブ・ファンドは、日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」の定めるところに従い、以下の投資制限に服する。

- A) 本サブ・ファンドが空売りする証券の時価総額は、常時、本サブ・ファンドの純資産価額の総額を超えるものでないこと。
- B) 借入れは、その総残高が本サブ・ファンドの純資産価額の総額の10%を超える場合には禁止される。ただし、かかる10%の上限超過が、合併等またはそれに類する臨時的緊急事態に際して生じる一時的なものである場合にはこの限りではない。
- C) 本サブ・ファンドは、かかる取得により本サブ・ファンドおよび管理会社が運用する全ミューチュアル・ファンドの保有する株式の議決権数が当該会社の株式の議決権数の50%を超える場合、一の会社の株式を取得しないものとする。この投資制限は、他の投資信託への投資には適用されない。上記割合は購入時または現時点の市場価格のいずれかで算定される。
- D) 本サブ・ファンドは、日本証券業協会の定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時変更し置き換えられる。）により要求される、価格の透明性を確保する適切な方法をとらない限り、容易に実現できない、私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に対しては、15%を超えて投資しないものとする。
- E) 管理会社が、管理会社または第三者の利益をはかる目的で本サブ・ファンドに代理して行う取引等の、本サブ・ファンドの受益者の保護に反しまたは本サブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されるものとする。
- F) 本サブ・ファンドは、そのデリバティブ・リスクを、2010年法の第42(3)条に基づきUCITSに適用されるリスク管理方法に従い管理するものとする。
- G) 本サブ・ファンドは、その信用リスクを、2010年法に基づきUCITSに適用されるリスク管理方法に従い管理するものとする。

投資手段

投資目的を達成するため、各サブ・ファンドは、上記投資方針およびエクスポージャーに従い、上記「投資制限」1)に記載される商品のいずれをも利用することができる。かかる商品には、以下に定められる商品が含まれることがあるが、これらに限られない。

無リスク流動資産

各サブ・ファンドは、現金およびその他現金等価物ならびに銀行預金に投資することができる。

短期金融商品

各サブ・ファンドは、（最長397日間の）短期金融商品に投資することができる。

確定利付証券

各サブ・ファンドは、確定利付証券（公的発行体、民間発行体および半官半民の発行体が発行した債券、社債、類似の確定利率証券および変動利率証券、割引証券を含むことがあるが、これらに限られない。）に投資することができる。非投資適格証券への投資は、最大で各サブ・ファンドの純資産総額の20%とすることができる。サブ・ファンドの純資産総額の10%を上限として、スタンダード・アンド・プアーズによる「B - 」またはムーディーズによる「B 3」を下回る格付けの債券に投資することができる。

株式および株式型証券

各サブ・ファンドは、株式および株式型証券（公的発行体、民間発行体および半官半民の発行体が発行した米国預託証券（ADR）、グローバル預託証券（GDR）、利益分配証書、配当請求権付証書および/または参加証書を含むことがあるが、これらに限られない。）に投資する。

投資対象ファンド

上記「投資制限」5）の記載内容にかかわらず、各サブ・ファンドは、上記「投資制限」1）に従い、その純資産総額の100%を上限として、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券または投資証券に投資することができる。投資対象ファンドは、また、証券取引所に上場しており、その所得の大部分を不動産、天然資源およびコモディティから得ているリミテッド・パートナーシップであるマスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）のほか、保険連動型証券（ILS）、シニア・ローンおよび偶発転換社債（最大5%）に投資するファンドで構成することができる。

投資者は、投資対象ファンドへの投資では、一般に、サブ・ファンドのレベルでも投資対象ファンドのレベルでも経費が発生することに留意すべきである。かかる投資対象ファンドは、クレディ・スイス・グループまたはクレディ・スイス・グループの関連会社によって運用される場合がある。

仕組商品

サブ・ファンドは、その純資産総額の100%を上限として、十分な流動性を有する、一流の金融機関（または一流の機関が提供するものと同程度の投資家保護を提供している発行体）により発行された、上記資産クラス（通貨を含む。）に対するエクスポージャーを促進する仕組商品（証書、社債）に投資することができる。かかる仕組商品は、2010年法第41条に基づく譲渡性のある証券の定義を満たすものでなければならない。かかる仕組商品が2010年法第42条第（3）項に基づく組込デリバティブを含むものである場合を除き、かかる商品は、レバレッジ効果を伴うものであってはならない。かかる仕組商品に含まれる組込デリバティブの原商品は、上記「投資制限」1）に記載される商品のみで構成することができる。一般的な分散化に関する規定のほか、裏付けとなるバスケットおよび指数は、十分に分散化されていなければならない。仕組商品には、転換社債および他社株転換社債が含まれることがある。

さらに、各サブ・ファンドは、その純資産総額の10%を上限として、アセットバック証券（以下「ABS」という。）およびモーゲージバック証券（以下「MBS」という。）に投資することができる。

デリバティブ

上記「**投資制限**」１）に従い、サブ・ファンドは、その純資産総額の100%を上限として、デリバティブに投資することができる。デリバティブは、上記「**投資制限**」に定められる制限の範囲内において、ヘッジ目的のために、効率的なポートフォリオ運用を行う目的のために、および投資戦略を実施する目的のために利用することができる。とりわけ、サブ・ファンドは、先渡契約、先物、オプション、差金契約およびスワップ契約を利用した積極的な通貨配分を行うことができる。これには、個々の通貨に対するショートの純エクスポージャーが含まれることがある。

デリバティブの原商品が金融指数である場合、かかる指数は、2008年２月８日付大公規則第９条、ならびに指数の構成銘柄が十分に分散されていること、指数がその関連する市場の適切なベンチマークとなっていること、および指数が適切な方法で公表されていることを義務付けているE S M Aガイドライン（2014 / 937）第 章に従い選択されるものとする。

E S M Aガイドライン（2014 / 937）に従い、異なるコモディティから成るものではないコモディティ指数への投資は認められない。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資予定者は、ファンドに投資する前に、下記のリスク要因を検討すべきである。ただし、下記のリスク要因は、ファンドへの投資に関連するリスクを網羅的に列挙することを意図したものではない。投資予定者は、英文目論見書全体を読むべきであり、必要に応じて、特に、自らの市民権のある国または居住地もしくは所在地とする国の法律に基づく受益証券の申込み、保有、転換、買戻しその他処分に関する税務上の影響について、自らの法務、税務および投資アドバイザーに相談すべきである。

投資者は、ファンドの投資対象が譲渡性のある証券およびその他の金融商品への投資に伴う市場変動その他のリスクにさらされることに留意すべきである。投資対象の価値および投資対象から得られる収益は、上昇することもあるれば下落することもあり、投資者は、投資額を全額失うリスクを含め、ファンドへの当初投資額を回収することができない可能性がある。特定のサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はなく、資産の価値が増加するとの保証もない。過去の運用実績は、将来の投資成果を示唆するものとみなしてはならない。

サブ・ファンドの純資産価額は、原資産の価値および原資産から得られる収益の変動により上昇することも下落することもある。投資者は、一定の状況において、受益証券の買戻しに係る権利が停止される場合があることに留意すべきである。

投資者の居住地の通貨によっては、為替変動が一または複数のサブ・ファンドへの投資の価値に悪影響を及ぼすことがある。さらに、為替リスクがヘッジされていない代替通貨クラスの場合、関連する外国為替取引の結果が当該受益証券クラスのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼすことがある。

市場リスク

市場リスクは、特定の投資対象の価値がファンドの利益を損なう形で変動するもので、すべての投資対象に影響を及ぼす一般的なリスクである。特に、投資対象の価値は、海外、政治および経済の動向等の不確実性または政策の変更による影響を受けることがある。

金利変動リスク

確定利付証券に投資するサブ・ファンドは、金利変動により価値が下落することがある。一般に、確定利付証券の価値は金利の下落時に上昇する。反対に、金利が上昇した場合、確定利付証券の価値は、一般的に下落が予想される。長期の確定利付証券は、通常、短期の確定利付証券よりも価格変動が大きい。

外国為替リスク

サブ・ファンドによる投資は、関連する参照通貨以外の他の通貨建てで行われることがあるため、為替の変動があり、当該サブ・ファンドの純資産価額に有利な影響または不利な影響を及ぼすことがある。

一部の国の通貨は激しく変動することがあり、そのため、かかる通貨建ての証券の価値に影響を及ぼす場合がある。投資対象の表示通貨が関連するサブ・ファンドの参照通貨に対して上昇した場合、当該投資対象の価値は上昇する。これに対し、投資対象の表示通貨の為替レートが下落した場合は、当該投資対象の価値に悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドは、参照通貨以外の通貨建ての投資対象の価値の下落や、参照通貨以外の通貨建ての投資対象のコスト増加を防止するために、為替ヘッジ取引を行うことがある。ただし、かかるヘッジが成功するとの保証はない。

ファンドの方針により、サブ・ファンドの各参照通貨に対する通貨エクスポージャーがヘッジされるが、ヘッジ取引が常に実行可能であるとは限らず、したがって、為替リスクは排除することができない。

信用リスク

確定利付証券に投資するサブ・ファンドは、発行体が当該証券に係る支払いを行うことができないリスクにさらされる。財務状況が悪化した発行体は、証券の信用格付けが下がり、当該証券の価格の大きな変動につながる可能性がある。証券の信用格付けが下がることにより、当該証券の流動性が相殺されてしまう場合もある。格付けがより低い債務証券に投資するサブ・ファンドはこのような問題の影響をより受けやすく、その価値がより大きく変動することがある。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、店頭取引を行うことがあり、取引相手方が当該取引に基づく履行義務を履行しないリスクにさらされる。取引相手方が破産に陥った場合、サブ・ファンドは、ポジションの清算の遅延および多額の損失を被る可能性がある。

EU銀行再建・破綻処理指令

金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定する指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が2014年6月12日に欧州連合官報において公表され、2014年7月2日に発効した。BRRDは、金融の安定を確保するとともに納税者の損失エクスポージャーを最小限に抑えるべく金融危機に先制的に対応するための共通の手段および権限を破綻処理当局（関連するルクセンブルグの破綻処理当局を含む。）に提供することを目的とすることが定められている。

BRRDおよび関連する実施法に従い、国内の健全性監督当局は、破綻しているまたは破綻するおそれがあり、通常の破綻処理では金融不安が生じてしまうような金融機関および一定の投資会社に対し、一定の権限を行使することができる。これらの権限は、BRRDの実施に関して関連するEU加盟国で施行されている法律、規制、規則または要件に基づき随時適用され、かかる法律等に従い行使される元本削減、転換、移転、変更または停止権限（以下「銀行再建手段」という。）で構成される。

かかる銀行再建手段の利用は、BRRDの対象となっている取引相手方のサブ・ファンドに対する債務履行能力に影響を及ぼし、またはかかる能力を制限することがあり、サブ・ファンドは潜在的損失のリスクにさらされることとなる。

サブ・ファンドの投資者に対し銀行再建手段が行使された場合、当該投資者の資産（その投資家の保有する当該サブ・ファンドの投資証券／受益証券を含む。）の一部が強制的に売却されることもある。したがって、非常に大量の買戻請求が行われることにより、サブ・ファンドの流動性が低下し、または不足してしまうリスクがある。かかる場合、ファンドは、英文目論見書に定める期間内に買戻金を支払うことができないことがある。

さらに、特定の種類の証券に関して一定の銀行再建手段を行使した場合、一定の状況下において、特定の証券市場における流動性が枯渇する誘因となることがあり、その場合はサブ・ファンドに潜在的な流動性問題が生じることとなる。

流動性リスク

例外的な市況、非常に大量の買戻請求またはその他の理由により、ファンドに流動性に関する問題が生じるリスクがある。かかる場合、ファンドは、英文目論見書に定める期間内に買戻金を支払うことができない場合がある。

運用リスク

ファンドはアクティブ運用が行われるため、サブ・ファンドが運用リスクにさらされることがある。管理会社は、サブ・ファンドに関する投資判断を行う際に自らの投資戦略（投資手法およびリスク分析を含む。）を採用するが、その投資判断が望ましい成果をもたらすとの保証はない。管理会社は、一定の場合において、デリバティブ商品等の投資手法を用いない判断を下す場合があり、またはかかる投資手法は、その利用が関連するサブ・ファンドにとって有益となりうる市況下にあっても、利用することができない場合がある。

サステナビリティ・リスク

金融セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）に従い、サブ・ファンドは、サステナビリティ・リスク（以下に定義する。）が投資判断に組み入れられる方法およびサステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに及ぼす可能性がある影響に関する評価の結果を開示する義務を負う。

サステナビリティ・リスクとは、発生した場合、投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境（E）、社会（S）またはガバナンス（G）に関する事由または状況をいう。サステナビリティ・リスクの重大性は、リスクが現実化する可能性、規模および期間により決定される。

サステナビリティ・リスクは、従来型のリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクおよび戦略リスクなど）の下位区分として理解することができ、管理会社のリスク管理プロセスにおいて特定され、管理される。また、ESG投資戦略を採用するサブ・ファンドの投資運用会社は、投資判断プロセスにおける重大なサステナビリティ・リスクを特定し管理するためにCSAMのESGチームの支援を受けている。

サステナビリティ・リスクは、資産クラスおよび投資スタイルにより異なるため、サブ・ファンドのレベルで定義される。投資運用会社は、ポートフォリオのセクター・エクスポージャー、産業エクスポージャーおよび企業エクスポージャーを絶対的にまたはベンチマークと比較して考慮することによりサステナビリティ・リスクを特定する。独自分析は、会社にとって重要な産業別ESG要素を明確にする特定の枠組みによって裏付けられる場合がある。

サステナビリティ・リスクが発生後の影響は非常に大きい場合があり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる。すべてのサブ・ファンドについて、サステナビリティ・リスクによりサブ・ファンドのリターンに悪影響が生じるおそれがある。一般的に、急性かつ慢性的な物理的リスク、炭素税の導入および顧客行動の変化は、関連性が高いリスクとして特定されている。これらのリスクは、投資に係る債務不履行リスクの増大に繋がるおそれがある。詳細情報は、以下に記載される。

サブ・ファンドに関連するリスクについては、「3 投資リスク」で詳しく説明している。潜在的な投資家は、「3 投資リスク」で指定されたリスクに加えて、新興市場の発行者の証券によって発生すると予想されるリターンは、一般に、先進国および先進工業国の同等の発行者によって発行された同様の証券によって発生するものより変動しやすいことに注意する必要がある。新興国および発展途上市場は、世界銀行によって高所得国と分類されていない国として定義されている。さらに、主要なサービス提供会社の新興市場の財務指標に含まれる高所得国も、サブ・ファンドの投資範囲との関連において管理会社によって適切とみなされた場合、新興国および発展途上市場とみなされる場合がある。

サステナビリティ・リスクにより、サブ・ファンドのリターンに悪影響が生じるおそれがある。ファンド・オブ・ファンズのレベルにおいて、重大かつマクロ的なサステナビリティ・リスクは、グローバルかつマルチ・アセット・クラスのポートフォリオにおいて特定される。投資レベルにおいて、投資運用会社は、投資がESGの統合に関して最低水準の遵守を目指していると考え、さらに、ファンド・オブ・ファンズのレベルにおいて見られるサステナビリティ・リスクは、投資対象を選定する際に組み入れられる。

投資予定者は、「3 投資リスク」の「サステナビリティ・リスク」の項に定めるリスクも参照のこと。

投資リスク

株式への投資

株式（およびエクイティ型証券）への投資に伴うリスクには、特に、市場価格の著しい変動、発行体または市場に関する不利な情報、および同一会社が発行した債務証券と比べた場合の株式の劣後性が含まれる。

投資者は、為替レートの変動、為替管理およびその他の制限が課される可能性に付随するリスクも勘案すべきである。

確定利付証券への投資

複数の国の発行体の異なる通貨建ての証券に投資する場合、単一の国の発行体の証券にのみ投資する場合には得られない利益をもたらす可能性があるが、同時に、単一の国に所在する発行体の証券に投資する場合には通常は付随しない一定の重大なリスクを伴う。これらのリスクは、金利変動および為替レートの変動（詳細は前記「金利変動リスク」および「外国為替リスク」の項に記載される。）、ならびにかかる投資に適用される為替管理規制またはその他の法令が課される可能性を伴う。特定の通貨の価値がサブ・ファンドの参照通貨に比べて下落した場合、当該通貨建ての特定のポートフォリオ証券の価値が下落することとなる。

証券の発行体は、当該商品の表示通貨が通貨である国以外の国を所在地とする場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的な利回り、ならびにそれらに伴うリスクは、互いに独立して変動することがある。

特定の通貨建ての確定利付証券への投資のパフォーマンスは、当該通貨の発行国の金利環境からも影響を受ける。サブ・ファンドの純資産価額はその参照通貨建てで計算されるため、参照通貨以外の通貨建ての投資対象のパフォーマンスは、参照通貨に対する当該通貨の強さおよび当該通貨の発行国における金利環境の影響を受ける。参照通貨以外の通貨建ての投資対象の価値にその他の影響を及ぼしうる別の事由（政治情勢の変化または発行体の信用度の変動等）がない場合、参照通貨以外の通貨の価値が上昇すると、一般に、参照通貨に関してサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての投資対象の価値が上昇することが予想される。

サブ・ファンドは、投資適格の債務証券に投資することができる。投資適格の債務証券とは、格付機関が信用度または債務不履行リスクに基づき上位の格付カテゴリーの格付けを付与したものという。格付機関は、随時、かかるとおり付与した格付けの見直しを行うため、債務証券は、当該債務証券の銘柄が経済情勢の影響を受けた場合には格付けが引き下げられることがある。さらに、サブ・ファンドは、投資不適格セクターの債務証券（ハイイールド債務証券）に投資することもある。投資適格の債務証券に比べて、ハイイールド債務証券は、一般に格付けが低い証券であり、通常、かかる債務証券に伴う信用度の低さまたは債務不履行リスクの高さをカバーする高い利回りを提供する。

S E C 規則144 A において、適格機関購入者（同規則において定義される。）に対する制限付証券の転売について1933年証券法の登録義務を免除するセーフハーバー条項が定められている。投資者にとっては、管理手数料が低くなり、リターンが大きくなる可能性があることが有利な点となる。ただし、流通市場における規則144A証券の取引は宣伝が制限されており、かかる証券の入手は適格機関購入者に限定されている。これにより、証券価格のボラティリティが上昇し、極端な場合、特定の規則144A証券の流動性が低下してしまうことがある。

偶発資本商品に関するリスク

未知のリスク

偶発転換商品のストラクチャーはまだ実績がない。ストレス発生時の環境において、かかる金融商品の裏付けとなる条項が発動された場合、当該条項がどのように機能するかは不透明である。単一の

発行体がトリガー条項を発動し、または利払いを停止した場合、市場が当該銘柄を特異的事象であるとみなすか、あるいは市場全体に影響を及ぼすものとみなすかは明らかでない。後者の場合、資産クラス全体に対して価格に悪影響が及び、ボラティリティが生じる可能性がある。このようなリスクは、さらに、裏付けとなる商品の裁定取引の水準に応じて増大することがある。また、流動性の低い市場において、価格形成がより一層困難となる場合がある。

資本構造の逆転リスク

従来の資本の優先順位とは異なり、偶発転換商品への投資者は、株式保有者が被らない場合に資本損失を被る場合がある。一定の状況において、偶発転換商品の保有者は、高トリガー元本削減条項付偶発転換商品のトリガー条項が発動した場合等に、株式保有者に先立って損失を被る。これは、株式保有者が最初に損失を被ることになる通常の資本構造の優先順位に逆行するものである。

業種集中リスク

偶発転換商品の発行体は複数の業種セクターに分散していないことがあるため、偶発転換商品は、業種集中リスクを被りやすい。

ワラントへの投資

ワラントへの投資のレバレッジ効果およびワラント価格の変動性により、ワラントへの投資に付随するリスクは株式に投資する場合に比べて高くなる。ワラントは価格変動性が高いため、ワラントに投資するサブ・ファンドの受益証券の価格変動性が高くなる可能性がある。

投資対象ファンドへの投資

投資者は、投資対象ファンドへの投資により、サブ・ファンドレベルと投資対象ファンドレベルの双方で同じコストが生じうることに留意すべきである。さらに、投資対象ファンドの受益証券または投資証券の価値は、新興市場へのエクスポージャーに伴うリスクとともに、為替変動、為替取引、税制（源泉徴収税の賦課を含む。）およびその他投資対象ファンドの投資先の国における経済または政治上の要因または変動による影響を受けることがある。

サブ・ファンドの資産を投資対象ファンドの受益証券または投資証券に投資する場合、かかる受益証券または投資証券の買戻しが制限され、その結果として、かかる投資対象の流動性が他の種類の投資対象よりも低くなるリスクを伴う。

デリバティブの利用

金融デリバティブ商品の利用は有効なものとなりうるが、一方で、デリバティブは従来の投資対象に付随するリスクとは異なるリスクも伴い、場合によっては、それよりも大きなリスクを伴うこともある。

デリバティブは、高度に専門的な金融商品である。デリバティブ商品を利用する際には、原商品だけでなく、考えられるあらゆる市況におけるデリバティブのパフォーマンスを観察できないとしても、デリバティブそのものを理解していなければならない。

デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場の流動性が低い場合、有利な価格で取引を行い、またはポジションを清算することができないことがある。

多くのデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、裏付けとなる資産、金利または指数の価値または水準が不利に変動した場合、デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失が生じることがある。

デリバティブを利用する際に付随するその他のリスクには、デリバティブの価格決定の誤りまたは不適切な評価、およびデリバティブが裏付けとなる資産、金利および指数と完全には関連しないリスクが含まれる。多くのデリバティブは複雑であり、主観的に評価されることが多い。不適切な評価は、取引相手方に対する現金支払義務を増加させ、またはファンドに評価損をもたらす可能性がある。したがって、ファンドがデリバティブを利用することが、常にファンドの投資目的を達成する有効な手段となるとは限らず、逆の結果を招くこともある。

デリバティブ商品は、デリバティブの取引相手方が当該取引の条件を遵守しないことによりファンドが損失を被るリスクも伴う（詳細は前記「**カウンターパーティー・リスク**」の項に記載される。）。上場デリバティブの債務不履行リスクは、各上場デリバティブの発行体または取引相手方である清算機関が履行保証を負うため、通常は相対取引のデリバティブよりも低い。また、信用デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ、クレジットリンク債）の利用は、当該信用デリバティブの裏付けとなる事業体の一つが債務不履行に陥った場合にファンドに損失が生じるリスクを伴う。

さらに、店頭デリバティブは、流動性リスクを伴うことがある。ファンドの取引相手方は、かかる商品の一部についてマーケットメイクまたは値付けを中止する場合がある。かかる場合、ファンドは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップまたはトータル・リターン・スワップについて希望する取引を行うこと、または未決済ポジションに関して相殺取引を行うことができないことがあり、その場合、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。上場デリバティブとは異なり、

通貨の先渡し、直物およびオプション取引においては、管理会社が同等の反対取引によりファンドの債務を相殺することができない。したがって、先渡し、直物またはオプション取引を行う場合、ファンドは、当該取引に基づく債務の履行を要求される可能性があり、また、かかる債務を履行可能でなければならない。

デリバティブ商品の利用は、その意図する目的を達成することができる場合もあれば、達成できない場合もある。

ヘッジファンド指数への投資

従来の投資対象に伴うリスク（市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等）のほか、ヘッジファンド指数への投資は、以下の多くの特定のリスクを伴う。

各指数の裏付けとなるヘッジファンドおよびその戦略は、主に、投資戦略に証券の空売りを含めることができるという点、また、一方で、借入れおよびデリバティブの利用によりレバレッジ効果が得られるという点で従来の投資対象とは異なる。

レバレッジは、借入れにより資金が調達された投資対象から生じたキャピタル・ゲインが関連コスト（特に、借入金に対する利息およびデリバティブ商品について支払うべきプレミアム）を超えた場合に、ファンドの資産の価値がより早く増加する効果を有する。ただし、価格が下落した場合には、ファンドの資産の価値がより早く減少することとなる。デリバティブ商品、特に空売りの利用は、極端な場合、価値の全額を失うことにつながる可能性がある。

各指数の裏付けとなるヘッジファンドの多くは、法的枠組み、特に当局による監督が存在しないか、または西欧その他同等の諸国において適用されている基準に対応していない国々で設立されたものである。ヘッジファンドの成功は、特に、ファンド・マネージャーの能力およびファンド・マネージャーが利用可能なインフラの適合性に左右される。

これらの金融指数は、2010年法第44条を明確にする2008年2月8日付大公国規則第9条に定める適格性基準に従い選定されるものとする。

現物指数、商品指数および不動産指数への投資

従来の投資対象に伴うリスク（市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等）のほか、現物指数、商品指数および不動産指数への投資は、従来の投資対象よりも大きな価格変動のリスクがある。ただし、広範に分散されたポートフォリオに組み入れられた場合、現物指数、商品指数および不動産指数への投資は、通常、従来の投資対象に対して低い相関しか示さなくなる。

これらの金融指数は、2010年法第44条を明確にする2008年2月8日付大公国規則第9条に定める適格性基準に従い選定されるものとする。

非流動資産への投資

ファンドは、各サブ・ファンドの純資産総額の10%を上限として、証券取引所または規制市場で取引されていない証券に投資することができる。したがって、ファンドがかかる証券を容易に売却することができないことがある。また、かかる証券の転売に契約上の制限が課されることがある。さらに、ファンドは、一定の状況下において、先物契約またはそのオプションを取引することができる。かかる金融商品もまた、市場活動の低下等、一定の状況において、または値幅制限に達した場合において、流動性が低くなるリスクがある。多くの先物取引所では、「**値幅制限**」と呼ばれる規制により、一日における先物契約の価格変動が制限されている。一取引日において、かかる値幅制限を超えるまたは下回る価格で取引を執行することはできない。一旦先物契約の価格が値幅制限まで上昇または下落すると、ポジションの取得および手仕舞いを行うことはできない。先物価格は、時に、連続する数日間において値幅制限を超えて変動し、ほとんどまたは全く取引がされないことがある。これと

同様の事象が発生した場合、ファンドは、不利なポジションを速やかに清算することができず、その結果、損失を被る可能性がある。

純資産価額を計算するにあたり、取引所に上場しておらず流動性が限られている一部の金融商品は、主要なプライマリー・ディーラー２社以上から取得した平均価格に基づき評価される。かかる価格は、受益証券の買戻価格または購入価格に影響を及ぼすことがある。かかる金融商品を売却する際に上記のとおり計算された価格が実現するとの保証はない。

アセットバック証券およびモーゲージバック証券への投資

サブ・ファンドは、ＡＢＳおよびＭＢＳに対するエクスポージャーを有する。ＡＢＳおよびＭＢＳとは、発行体の親会社を除く第三者の債務のパススルーを目的とした特別目的ビークルにより発行された債務証券をいう。かかる証券は、資産プール（ＭＢＳの場合はモーゲージ、ＡＢＳの場合は各種資産）により担保される。これらの証券に付随する債務は、社債または国債等の他の従来の確定利付証券と比べて、カウンターパーティー・リスク、流動性リスクおよび金利変動リスクが、（付帯する終了権、期限前償還オプションから生じる）再投資リスク、原資産に係る信用リスクおよび元本の期限前償還等のその他の種類のリスクと同様に高く、結果として（特に、債務の返済が債務の裏付けとなる資産の買戻しと同時に行われない場合に）トータル・リターンが低くなることもある。

ＡＢＳおよびＭＢＳの資産は、流動性が非常に低く、そのため、価格が大きく変動する傾向を示すことがある。

中小規模会社

多くのサブ・ファンドは、中小規模の会社に投資することがある。より小規模で知名度の低い会社の証券への投資は、小規模の会社に固有の成長の見通し、かかる株式の市場の流動性の低さおよび小規模の会社の市況の変化に対する感応度の大きさに起因して、リスクおよび価格変動の可能性が大きくなる。

ヘッジあり受益証券クラスのリスク

ヘッジあり受益証券クラスに適用されるヘッジ戦略は、サブ・ファンドごとに異なることがある。各サブ・ファンドは、様々な実務上の勘案事項を考慮しつつ、各サブ・ファンドの参照通貨とヘッジあり受益証券クラスの表示通貨との間の為替リスクの低減を目的としたヘッジ戦略を採用する。ヘッジ戦略は、通貨エクスポージャーの低減を目的とするものの、これを完全に排除することはできない。

投資者は、サブ・ファンドの個別の受益証券クラス間で債務が分別されないことに留意すべきである。したがって、一定の状況下において、ヘッジあり受益証券クラスに関するヘッジ取引により、債務が同一サブ・ファンドの他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼしうるリスクがある。かかる場合、当該サブ・ファンドの他の受益証券クラスの資産は、当該ヘッジあり受益証券クラスが負担する債務をカバーするために利用されることがある。

転換が限定されているまたは転換不能な通貨建てで発行された受益証券クラスは、自由に転換可能な通貨建てで発行されたヘッジありクラスよりもボラティリティが高くなるリスクがある。

清算および決済手続

市場が異なる場合、清算および決済手続も異なる。決済が遅延した場合、サブ・ファンドの資産の一部が投資されず、かかる資産について収益が得られない期間が一時的に発生することがある。決済に関する問題が生じたことにより管理会社が意図するとおりに証券を買い付けることができない場合、サブ・ファンドが魅力的な投資機会を逸する可能性がある。決済に関する問題によりポートフォリオ証券を処分することができない場合、その後当該ポートフォリオ証券の価値が下落することによ

リサブ・ファンドが損失を被るか、またはサブ・ファンドが当該証券を売却する取引を行っていた場合は、買い手に対し債務を負うこととなる可能性がある。

投資対象国

確定利付証券の発行体および投資証券が購入される会社は、通常、世界各国の異なる会計、監査および財務報告基準に従っている。発行体の取引高、価格のボラティリティおよび流動性は、市場または国ごとに異なることがある。さらに、証券取引所、証券ディーラーならびに上場および非上場会社に対する政府の監督および規制の程度は、世界各国で異なる。国によっては、法律により、ファンドがその国に所在する一定の発行体の証券に投資する能力を制限していることがある。

特定の国への集中

サブ・ファンドが、その投資を特定の国または特定のグループの国に所在する発行体の証券に制限されている場合、かかる集中により、当該サブ・ファンドは、当該国において発生しうる不利な社会的、政治的または経済的な事象のリスクにさらされる。

かかるリスクは、当該国が新興市場の場合に増加する。かかるサブ・ファンドへの投資は下記のリスクにさらされ、それらのリスクは、かかる新興市場に関する特別な要因により増幅することがある。

新興国への投資

投資者は、一部のサブ・ファンドが発展途上国市場または新興市場に投資する場合があることに留意すべきである。新興市場への投資は、先進国市場に投資するよりも高いリスクを伴うことがある。

発展途上国市場または新興市場の証券市場は、一般に、先進国市場の証券市場よりも規模が小さく、未発達であり、流動性が低く変動性も高い。さらに、発展途上国市場または新興市場においては、通常よりも政治、経済、社会および宗教的な不安定性のリスクが高いたとも、政府規制および法律が不利に変更される可能性も高く、当該国への投資に影響を及ぼす可能性がある。かかる市場に投資するサブ・ファンドの資産および当該サブ・ファンドから得られる収益も、為替レートの変動ならびに為替管理および税制による悪影響を受けることがあり、その結果、かかるサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に大きなボラティリティが生じることがある。これらの市場の一部は、先進国と同等の会計、監査および財務報告の基準および実務に従っていないことがあり、かかる市場の証券市場が予期せず閉鎖されることもある。さらに、証券市場がより整備されている国と比べて、政府の監督および法規制が緩い場合があり、税法および税務上の手続も明確に規定されていないことがある。

さらに、新興市場の決済システムは、先進国市場よりも整備されていないことがある。したがって、決済が遅延するリスクがあるとともに、かかるシステムの障害または欠陥により該当するサブ・ファンドの現金または証券がリスクにさらされることもある。特に、市場慣行により、購入する証券の受領前に支払いが求められる場合や、支払いを受領する前に証券の引渡しを行わなければならない場合がある。かかる場合、関連する取引を仲介するブローカーまたは銀行が不履行を起こした場合、新興市場の証券に投資しているサブ・ファンドが損失を被ることがある。

ロシアへの投資

ロシアにおける保管および登録リスク

- ロシアの株式市場へのエクスポージャーは、グローバル預託証券（GDR）および米国預託証券（ADR）の利用により大部分がヘッジされるが、個々のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、現地の預託および／または保管サービスの利用を必要とする証券に投資することがある。現在、ロシアにおいて、投資証券に対する法的権原の証拠は、「振替」方式により維持されている。

- 保管および登録の過程において、登録簿の重要性は極めて高い。独立した登録機関は、ロシアの中央銀行による認可および監督に服し、義務を履行せずまたは適法に履行しなかった場合には、民事上のみならず行政上の責任も負うことがあるものの、それにもかかわらず、サブ・ファンドは、不正、過失または単なる不注意により登録を喪失する可能性がある。さらに、ロシアの法律上、会社は一定の法定基準を満たす独立した登録簿を維持する義務を負うが、実際には、かかる規制は厳密には実施されていない。このような独立性の欠如により、会社の経営は、当該会社の株主基盤の構築に重大な影響を及ぼす可能性がある。
- 登録簿の改ざんまたは破棄により、関連する会社の投資証券に対するサブ・ファンドの持分が著しく損なわれる可能性があり、場合によっては、かかる持分が消滅する可能性もある。サブ・ファンド、投資運用会社、保管受託銀行、管理会社、管理会社の取締役会およびそれらの代理人はいずれも、登録機関の行為または履行に関していかなる表明または保証も行うことはできず、また、かかる行為または履行を保証することもできない。かかるリスクはサブ・ファンドが負う。このようなリスクは、2013年10月に施行されたロシア民法典の改正により低減されることが見込まれる。かかる改正により、登録簿を維持する者に対し、（a）登録簿の記録の喪失に関する情報を直ちに公表すること、および（b）喪失した登録簿の情報の回復を裁判所に申し立てることが義務付けられている。しかしながら、このような登録簿の情報の回復に係る仕組みは、それに伴う手続上の規則が存在しないため、どのように適用されるのか未だに不透明である。

上記のロシア民法典の改正により、取引所における取引の過程で取得した株式の「**誠実な買い手**」が無制限に保護されることが定められた。この規則の唯一の例外は、かかる証券の無償取得である（ただし、かかる例外は適用されないものと思われる。）。

ロシア市場への直接投資は、原則として、前記「**2 投資方針、（5）投資制限**」に従い、かつ、英文目論見書に別段の定めがない限り、非公開株式会社であるM I C E X証券取引所（以下「**モスクワ証券取引所**」という。）で取引される株式または持分型証券を通じて行われる。モスクワ証券取引所を介さないその他一切の直接投資は、2010年法第41条（2）a）項の10%ルールの適用対象となる。

インドへの投資

英文目論見書に定められる制限のほか、インドに対して行う直接投資は、関連するサブ・ファンドが、インド証券取引委員会（以下「S E B I」という。）を代理する指定預託機関参加者（以下「D D P」という。）から「外国ポートフォリオ投資家」（以下「F P I」という。）としての登録証（カテゴリーI F P Iとしての登録）を取得することを条件としている。さらに、サブ・ファンドは、インド所得税局から納税者番号（P A N）カードを取得するものとする。F P I規則は、F P Iによる投資について様々な制限を設け、F P Iに様々な義務を課している。インドに対して直接的に行う投資はすべて、当該投資の時点で有効なF P I規則に服する。投資者は、関連するサブ・ファンドがF P Iとして登録されることは本サブ・ファンドによるインド市場への直接投資の前提条件であることに留意すべきである。

特に、サブ・ファンドのF P I登録は、S E B Iの要件が遵守されていない場合、またはインドの規制（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止に関する適用ある法令を含む。）の遵守に関する作為もしくは不作為がある場合には、S E B Iにより停止され、または撤回される可能性がある。関連するサブ・ファンドの全存続期間にわたってF P I登録が維持されるとの保証はない。したがって、投資者は、サブ・ファンドのF P I登録が停止され、または撤回された場合には関連するサブ・ファンドのパフォーマンスの悪化につながる可能性があり、結果としてその時点の一般的な市況によっては投資者の参加持分の価値にマイナスの影響が及ぶおそれがあることに留意すべきである。

2002年マネー・ロンダリング防止法（以下「P M L A」という。）ならびにP M L Aに基づきまとめられた、マネー・ロンダリングに関する活動の防止および管理ならびにインドにおけるマネー・ロ

ンダリングから生じた財産またはかかるマネー・ロンダリングに関わる財産の没収に関する規則により、とりわけ、有価証券の取引を行う銀行、金融機関および仲介業者（ＦＰＩを含む。）等の一部の事業体は、顧客の本人確認手続を行い、資産の実質的所有者を確定させ（以下「顧客ＩＤ」という。）、顧客ＩＤおよび特定の種類の取引（以下「取引等」という。）（一定の基準額を超える現金取引、疑わしい取引（現金で行われるものであるか否かを問わず、また証券口座等の非金銭口座への入金またはかかる口座からの引落しを含む。）等）の記録を維持することを義務付けられることにも投資者は留意すべきである。このようにして、ＦＰＩ規則には、サブ・ファンドの実質的所有者の身元に関する情報をＦＰＩ保有者に求める機能があり、したがって、現地の監督当局に開示するためにサブ・ファンドの投資者に関する情報が要求されることがある。

ルクセンブルグ法に基づき許容される限りにおいて、インド市場に投資するサブ・ファンドの投資者に関する情報および個人データ（サブ・ファンドへの投資に関して定められた本人確認手続の一環として提出された書類を含むが、これに限られない。）は、ＤＤＰまたは請求に応じてインドの政府当局もしくは規制当局に開示されることがある。特に、投資者は、サブ・ファンドがインドの法令を遵守することができるようにするため、所有により支配権を行使する自然人（単独で行為するか、共同で行為するか、または一もしくは複数の法人を通じて行為するかを問わない。）または最終的にサブ・ファンドの資産の25%を超える支配的な所有持分を有する自然人はＤＤＰに対し自らの身元を開示することを義務付けられることに留意するものとする。

業種／セクターリスク

サブ・ファンドは、特定の業種もしくはセクターまたは関連する業種のグループに投資することがある。ただし、これらの業種またはセクターは、市場または経済的な要因による影響を受けることがあり、サブ・ファンドの投資対象の価値に大きな影響を及ぼす可能性がある。

有価証券貸借取引

有価証券貸借取引は、貸し付けた証券が返還されないかまたは適時に返還されず、サブ・ファンドが証券の空売りに基づく引渡義務を履行する能力が制限されるリスクを含むカウンターパーティー・リスクを伴う。証券の借り手がサブ・ファンドにより貸し付けられた証券を返還しなかった場合、受け取った担保の不正確な価格設定、不利な市場変動、当該担保の発行体の信用格付けの引下げまたは当該担保の取引市場の非流動性に起因するか否かにかかわらず、当該担保が当該貸付証券よりも低い価額で換金されるリスクがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。

サブ・ファンドのために有価証券を貸し付ける本人として行為するクレディ・スイス・グループの関連会社が、有価証券貸借取引の単独の主たる借り手兼取引相手方として行為する。かかる関連会社は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす利益相反が生じうる活動に従事することがある。かかる場合、クレディ・スイス・エイジーおよびクレディ・スイス（Schweiz）エイジーは、かかる利益相反を（それぞれの義務および責任を考慮した上で）公正に解決するため、ならびにファンドおよび受益者の利益が不当に損なわれることのないことを確実にするために、合理的な努力を尽くしている。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、トータル・リターンの支払者が参照債務の経済的成果（利息および手数料からの収入、価格変動による損益ならびに信用損失を含む。）の総額をトータル・リターンの受領者に移転する店頭デリバティブ契約である。上記と引き換えに、トータル・リターンの受領者は、前払金をトータル・リターンの支払者に支払うか、または所定の金利（固定金利と変動金利のいずれも可能である。）に基づく定期的な支払いを行う。したがって、トータル・リターン・スワッ

プは、一般に、カウンターパーティー・リスクのほか、市場リスクと金利変動リスクとの複合的なリスクも伴う。

また、関連する契約上の合意に基づく未払金の定期的な決済および／または定期的な追加証拠金の差入れにより、取引相手方は、特殊な市場環境において、支払うべき金額を支払うのに十分な資金を有していないことがある。さらに、各トータル・リターン・スワップは、特に、その参照債務、デュレーションおよび契約条件（決済の頻度および条件を含む。）に関するカスタムメイドの取引である。このように取引が標準化されていないことにより、トータル・リターン・スワップを売却、清算または手仕舞いする際の価格または条件に悪影響を及ぼすことがある。したがって、トータル・リターン・スワップは、一定の程度の流動性リスクを伴う。

最後に、店頭デリバティブであるトータル・リターン・スワップは、取引相手方が理由の如何を問わず当該トータル・リターン・スワップに基づく自らの義務を履行できない可能性のある二者間契約である。したがって、トータル・リターン・スワップの各当事者は、カウンターパーティー・リスクにさらされるとともに、担保の利用が契約に規定されている場合は、担保管理に関連するリスクにもさらされる。

投資者は、本項に記載される市場リスク、金利変動リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよび担保管理に関する関連するリスク警告を検討するよう推奨される。

担保管理

ファンドを代理する管理会社が店頭金融デリバティブおよび／または効率的なポートフォリオ運用手法を行う場合、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを軽減するために担保が利用されることがある。担保は、英文目論見書に定めるファンドの担保方針に従い取扱われる。

担保の交換は、担保の実際の交換、移転および登録に関連するオペレーショナルリスクを含む一定のリスクを伴う。権原移転の取決めに基づき受領した担保は、保管受託契約の通常の条件および規定に従い保管受託銀行が保有する。他の種類の担保取決めについては、担保は、健全性の監督に服し、かつ、担保提供者と無関係の第三者の保管受託人が保有することができる。かかる第三者の保管受託人の利用は、カウンターパーティー・リスクのほか、追加のオペレーショナルリスクならびに清算および決済リスクも伴うことがある。

受領する担保は、ファンドの担保方針に定める基準を満たす現金または譲渡性のある証券で構成される。担保として受領する譲渡性のある証券には、市場リスクがある。管理会社は、かかるリスクを、適切なヘアカットの適用、担保の日次評価の実施および信用力の高い担保のみの受入れにより管理するよう図る。しかしながら、残存市場リスクの一部は、なおも残ることが予想される。

現金以外の担保は、売却前の評価額に近い価格で迅速に売却することができるよう、流動性が高く、かつ、規制市場または価格設定の透明性が高い多国間取引施設で取引されていなければならない。ただし、不利な市況において、一定の種類の譲渡性のある証券の市場は、流動性が低いことがあり、極端な場合においては、閉鎖されることもある。したがって、現金以外の担保は、一定の程度の流動性リスクを伴う。

受領した担保については、売却、再投資または質権設定は行わない。したがって、担保の再利用から生じるリスクはないものと予想される。

担保の管理に関連するリスクは、ファンドに関する管理会社のリスク管理プロセスに従って特定、管理および軽減される。投資者は、本項に記載される市場リスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスクならびに清算および決済手続に関する関連するリスク警告を検討するよう推奨される。

法律上、規制上、政治上および税務上のリスク

管理会社およびファンドは、常に、自らが活動を行っている、またはファンドが投資を行いもしくは資産を保有している各法域の適用ある法令を遵守しなければならない。法律上もしくは規制上の制約または適用ある法令の改正により、管理会社またはファンドならびにサブ・ファンドの資産および負債が影響を受けることがあり、また、サブ・ファンドの投資目的および投資方針を変更する必要性が生じる場合もある。適用ある法令の重大な改正により、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の達成または実行が困難となり、または不可能となる場合もあり、管理会社が、サブ・ファンドの停止を含め、適切な措置を講じるよう迫られることがある。

サブ・ファンドの資産および負債（管理会社がサブ・ファンドの投資目的および投資方針を実行するために利用する金融デリバティブ商品を含むが、これに限られない。）は、法令が改正され、および/または規制上の措置の対象となることもあり、それらの価値または執行可能性が影響を受ける可能性がある。サブ・ファンドの投資目的および投資方針を実行するにあたり、管理会社は、金融デリバティブ取引のマスター契約、確認書および担保取決めならびに有価証券貸借契約を含むがこれらに限られない複雑な法的契約に依拠しなければならないことがある。かかる契約は、ルクセンブルグ大公国外で設立された業界団体により作成される場合や、外国法に服する場合があります、法的リスクの追加要素を伴うことがある。管理会社は信頼性のある法律顧問から適切な助言を得ることを確保するものの、かかる複雑な法的契約（準拠法が国内法であるか外国法であるかにかかわらず。）が、法的もしくは規制上の展開またはその他の理由により、管轄裁判所から執行不能とみなされる可能性を排除することはできない。

近年、世界の経済環境は、先進国と発展途上国の双方における政治リスクの高まりを特徴としている。サブ・ファンドのパフォーマンスまたは投資者が受益証券の購入、売却もしくは買戻しを行うことのできる可能性は、全般的な経済情勢の変化や、一般投票または国民投票の結果、経済方針の変更、自由貿易協定の破棄、外交関係の悪化、軍事的緊張の高まり、政府機関または政策の変更、資本移転に対する制限の賦課ならびに業界および財政上の見通し全般の変化等の政治動向に起因する不確実性による悪影響を受けることがある。

管理会社またはファンドが活動を行っている、またはサブ・ファンドの投資先でありもしくはサブ・ファンドが資産を保有している国の税法または財政政策が変更された場合、サブ・ファンドまたはその受益証券クラスのパフォーマンスが悪影響を受けることがある。投資者は、課税に関する関連するリスク警告を検討するとともに、個別の課税上の地位を判断するために自らの専門アドバイザーに相談するよう推奨される。

課税

一部の市場における証券の売却または配当その他所得の受取りによる手取金は、当該市場の当局が賦課する税金、課徴金、関税その他費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）が課され、または課されることとなる場合がある。

サブ・ファンドが投資するまたは将来投資する可能性のある国の税法（および/または税法の現行の解釈）および実務が変更される可能性がある。その結果、ファンドは、当該国において、英文目論見書の日付時点または投資、投資対象の評価もしくは処分時には予期していなかった追加の課税に服することとなる可能性がある。

F A T C A

ファンドは、外国の規制機関により課される規制、特に雇用回復のための採用促進法の外国口座税務コンプライアンス法の規定（通称「F A T C A」）に服する場合がある。F A T C Aの規定は、一般に、F A T C Aを遵守していない米国外の金融機関ならびに（F A T C Aの定義に該当する）米国

人による直接的および間接的な米国外の口座および米国外の事業体の所有に関する報告を米国内国歳入庁に対して行うことを定めている。請求された情報を提供しない場合には、特定の米国を源泉とする所得（配当および利息を含む。）および米国を源泉とする利息または配当を生む可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に30%の源泉徴収税が適用されることになる。

FATCAの条件に基づき、ファンドは、（FATCAの定義に該当する）外国金融機関として扱われる。したがって、ファンドは、すべての投資者に対し、自らの税務上の居住地を証する書面による証拠および上記の規制を遵守するために必要とみなされるその他すべての情報を提供するように要求することがある。

ファンドがFATCAにより源泉徴収税を課されることとなった場合には、すべての受益者が保有する受益証券の価値に重大な影響が及ぶ可能性がある。

また、ファンドおよび/またはその受益者は、ファンドがFATCAに基づく義務を履行している場合であっても、米国外の金融機関がFATCAに基づく規制を遵守しないことによる影響を間接的に被ることがある。

本書に記載される他の規定にかかわらず、ファンドは、以下の権利を有するものとする。

- ファンドの受益証券の保有に関して適用ある法令により源泉徴収することが法律上義務付けられる税金または類似の賦課金を源泉徴収する権利。
- 適用ある法令を遵守し、かつ/または、留保すべき源泉徴収額を速やかに把握するため、受益者または受益証券の実質的所有者に対し、ファンドがその裁量により要求する個人データを速やかに提供するように要求する権利。
- 適用ある法令により要求される個人情報または税務当局が請求する個人情報を当該税務当局に開示する権利。
- 適用ある法令を遵守するのに十分な情報または正確な源泉徴収額を把握するのに十分な情報をファンドが保有するまで、受益者に対する配当または買戻代金の支払いを延期する権利。

共通報告基準

ファンドは、税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準および課税分野における情報の強制的自動交換に関する理事会の2014年12月9日付通達2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法（以下「CRS法」という。）に定められる共通報告基準に服する場合がある。

CRS法の条件に基づき、ファンドは、ルクセンブルグ報告金融機関として扱われるべきである。したがって、ファンドは、他の適用あるデータ保護に関する規定に反することなく、毎年、ルクセンブルグの税務当局に対し、とりわけ、（i）CRS法による特定の単位投資者（以下「報告対象者」という。）、および（ ）報告対象者に該当する特定の非金融機関の支配者の身元、これらの者の保有状況およびこれらの者に対してなされる支払いに関連する個人情報および金融情報を報告することが義務付けられている。CRS法別紙Iに網羅的に定められるかかる情報（以下「本情報」という。）には、報告対象者に関連する個人データが含まれる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行することができるか否かは、各受益者が要求された書面による裏付証拠とともに本情報をファンドに提供するか否かによる。これに関連して、受益者には、本書により、ファンドはデータ管理者としてCRS法に定められる目的のために本情報を取扱うことを通知する。受益者は、ファンドによる本情報の取扱いについて自らの支配者（該当する場合）に通知することを約束する。

「支配者」という語は、ここでは、ある事業体に対して支配権を行使する自然人をいう。信託の場合は、支配者とは、一または複数の設定者、受託者、保護者（もしあれば）、信託受益者または信託受益者集団および当該信託に対して最終的な有効性ある支配権を行使するその他の一または複数の自然人をいい、信託以外の法的取決めの場合は、同等または類似の立場にある者をいう。「支配者」という語は、金融活動作業部会勧告と整合性が取れた形で解釈しなければならない。

さらに、受益者には、C R S法の定義に該当する報告対象者に関連する本情報がC R S法に定められる目的のために毎年ルクセンブルグの税務当局に開示されることを通知する。特に、報告対象者には、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引についての報告が報告対象者に対して行われること、および、かかる情報の一部は、ルクセンブルグの税務当局に対する毎年の開示の基礎となることを通知する。

同様に、受益者は、含まれる個人データが正確でない場合には、かかる取引明細書を受領してから30日以内にファンドに通知することを約束する。さらに、受益者は、本情報に関連する変更が生じてから直ちにかかる変更をファンドに通知し、かつ、かかる変更を証するすべての書面による裏付証拠をファンドに提供することを約束する。

ファンドからの本情報または書類の請求に応じない受益者は、ファンドに科された、当該受益者が本情報を提供しないことに起因する罰金を支払う責任を負う場合がある。

税務情報

各受益者は、管理会社が、いずれの場合も各投資者のファンドの持分またはファンドからの支払いに関して、適切な記録を維持し、ルクセンブルグの税務当局またはその他の税務当局もしくは管轄当局への報告を義務付けられた情報を報告し（以下「**税務報告制度**」という。）、源泉徴収額（もしあれば）を規定するために書面により合理的に要求する情報、様式、開示、証明書または文書（以下「**税務情報**」という。）を適時に提供するものとする。かかる情報には、以下を遵守するために要求される情報が含まれるが、これに限られない。

- ・ F A T C Aの規定
- ・ 共通報告基準の規定
- ・ 欧州連合理事会指令2011 / 16 / E U（以下「D A C」という。）（欧州連合理事会指令2018 / 822 / E Uにより改正済み）
- ・ O E C Dが策定した金融口座情報の自動的交換基準に基づく国際的な税務コンプライアンスの増進についての、当該協定の別紙Aの表に記載された参加法域との合意に関連して、2014年10月29日付けでルクセンブルグ大公国の政府により署名された金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局間協定
- ・ 2016年7月12日付理事会指令（E U）2016 / 1164（以下「A T A D」という。）に規定された租税回避防止規則を置き換えた2018年12月21日付ルクセンブルグ法、および第三国とのハイブリッド・ミスマッチに関して指令（E U）2016 / 1164を改正する2017年5月29日付指令（E U）2017 / 952（以下「A T A D 2」という。）を置き換えた2019年12月20日付ルクセンブルグ法、または
- ・ F A T C A、共通報告基準、D A C、A T A D、A T A D 2もしくは税務情報の交換を義務付けるその他の制度に基づく、もしくはこれらを実施する法律、規則もしくは規制、またはその他管理会社がファンドの事務の実施のため合理的に必要なとみなす法律、規則もしくは規制

受益者は、ファンドが本項に基づき適用あるまたは将来における法律上または規制上もしくは税務上の要件を遵守するために管理会社が合理的に要求するかかる情報、宣誓供述書、証書、表明および様式を管理会社に速やかに提供するため、あらゆる合理的な努力を行うものとする。

各受益者はさらに、提供した税務情報に変更が生じたことまたはかかる税務情報が使用されなくなったことを認識している範囲で、かかる税務情報を速やかに更新し、または差し替えることに同意する。また、各受益者は、関連事業体が税務情報に係る要件を遵守し、または課税を軽減できるようにするために管理会社が要求する措置を講じるものとし、また、本書により、各関連事業体に対し、関連事業体が税務情報に係る要件を遵守し、または課税を軽減できるようにするために各関連事業体が必要と判断する措置（個人データの開示を含むが、これに限られない。）を講じる権限を付与する。

各受益者は、自らが本項に定める要件または本項に基づく管理会社の要求を適時に遵守しなかったことに起因するあらゆる損失、費用、経費、損害賠償、請求および／または要求（ファンドおよび／または受益者が負担する源泉徴収税、違約金または利息を含むが、これらに限られない。）につき、管理会社、ファンドおよび受益者に対して補償する。

管理会社により要求された場合、受益者は、速やかにあらゆる文書を締結し、または管理会社が本項に基づき要求するその他の措置を講じるものとする。受益者がこれを行わない場合、管理会社は、上記に関連して当該受益者を代理してかかる文書を締結するため、またはかかる措置を講じるため、本項の最終段落に基づき付与された代理権を行使することができる。管理会社は、本書により、税務情報に係る要件に基づき要求される範囲で、各受益者に関して関連する税務情報に係る要件に基づく報告を行う予定であることを各受益者に通知する。

いずれかの受益者が、いずれの場合も適時に、自らに対する支払いおよび割当てが源泉徴収の免除対象であることを証明せず、またはいずれかの要件を遵守せず、かつ、それを是正しなかった場合で（受益者がかかる情報を入手することが合理的に実行可能ではなかったという理由により当該情報が提供されなかったか否かにかかわらない。）、ファンドおよび受益者全体の利益を考慮して、税務報告制度のコンプライアンスに関する事項について以下のいずれかの措置が必要または望ましいと管理会社が合理的に考えるときは、管理会社は、以下のあらゆる措置を講じる完全な権限（ただし、義務ではない。）を有するものとする。

- ・適用ある法律、規制、規則または契約に基づき源泉徴収が義務付けられている源泉徴収税を源泉徴収すること
- ・本来減税対象の支払いが減税されなかったことによる追加の税金を含め（A T A D 2の意味におけるハイブリッド・ミスマッチに起因するものを含むが、これに限られない。）、受益者に帰属する課税および／またはその他の費用を当該受益者に割り当てること
- ・当該受益者に対し、ファンドからの撤退を要求すること
- ・当該受益者の持分をパラレル・ファンドに移転すること
- ・管理会社が誠実に交渉する持分の対価と引換えに、当該受益者の持分を第三者（既存の投資者を含むが、これに限られない。）に譲渡すること、および／または
- ・ファンドまたは他の受益者に対するかかる不履行の悪影響を軽減するため、管理会社が誠実に合理的とみなすその他の措置を講ずること

各受益者は、本書により、本項に関連して要求されるところに従ってあらゆることを行い、文書を締結するよう、自らの真正かつ正当な代理人として管理会社（および適式に任命されたその弁護士）を取消不能の形で任命し、また、かかる代理権に基づき管理会社（および／または適式に任命されたその代理人）が合法的に行うことをすべて承認および確認することを約束する。

各受益者は、本書により、本来かかる開示を禁止する適用ある銀行の秘密保持、データ保護および類似の法律に基づき有していたかもしれないあらゆる権利を放棄し、また、自らがファンドに提供する（またはすでに提供した）情報の所有者がそれぞれ、当該者の情報の収集、処理、開示、譲渡および報告を許可するのに必要な情報を提供されており、必要な同意を行ったことを保証する。

納税義務

ファンド、管理会社またはそれらの関係者が、特定の受益者（複数の場合もある。）のファンドへの参加により直接または間接的に納税義務を負う場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、当該納税義務に相当する金額を、英文目論見書の目的上、当該受益者（複数の場合もある。）に割り当てられ、分配された金額として取り扱うことを決定することができる（この場合、かかるみなし割当ておよび分配は、管理会社がその絶対的な裁量により決定する適切な比例按分により、関連する受益者間で行われる。）。管理会社は、かかるみなし割当ておよび配分について該当する受益者（複数の場合もある。）に通知する。管理会社が上記の納税義務のみなし割当ておよび分配を行わなかった、ま

たは行うことができない場合、管理会社により決定された納税義務に相当する金額は、管理会社が要求する時期に、関連する受益者（複数の場合もある。）からファンドに対して払い戻されなければならない。

制裁措置

特定の国家または指定された者もしくは法主体は、時として、国家もしくは超国家機関（EUまたは国際連合など。ただし、これらに限らない。）またはそれらの機関により課せられる制裁措置およびその他の制限的措置（以下「**制裁措置等**」と総称する。）の対象となる場合がある。

制裁措置等は、特に、外国政府、国有企業、政府系ファンド、特定の会社または経済セクターや、これらに關係する非国家主体または指定された者に対して課せられることがある。制裁措置等は様々な形をとることがあり、禁輸措置、対象となる国家もしくは法主体との貿易またはそれらへのサービスの提供の禁止または制限や、差押え、資産凍結および／または指定された者との間における金品もしくはサービスの授受の禁止が含まれるが、これらに限らない。

制裁措置等は、ファンドまたはそのサブ・ファンドが随時投資する会社または経済セクターに悪影響を及ぼすことがある。ファンドにおいては、特に、制裁措置等の発動により、それが各発行体、当該発行体が活動している経済セクター、当該発行体の取引相手である他の会社または事業体を対象としたものであるか、あるいは、特定の国家の金融システムを対象としたものであるかにかかわらず、当該発行体の有価証券の価値が下落する可能性がある。制裁措置等により、ファンドは、制裁措置等が行われなければ売却しなかったであろう不利な価格、不適当な時機および／または不利な状況において特定の有価証券を売却せざるを得なくなる場合がある。ファンドが、投資家の最善の利益のために行為して、かかる有価証券を最適な条件で売却するよう合理的な努力を尽くしたとしても、かかる売却を強制されたことにより、關係するサブ・ファンドに損失が生じる可能性がある。場合によっては、かかる損失が多額となる可能性がある。また、ファンドは、他の会社（デリバティブの取引相手方や、ファンドまたはそのサブ・ファンドの副保管受託銀行、支払代行会社またはその他のサービス提供会社を務める事業体を含むが、これに限らない。）を対象とした資産凍結またはその他の制限的措置により、悪影響を受けることもある。制裁措置等の発動により、ファンドが有価証券の売却、継続的な契約の解約、特定の市場もしくは重要な市場インフラへのアクセスの喪失を強いられ、サブ・ファンドの資産の一部もしくは全部が利用不能となり、ファンドに帰属する現金もしくはその他の資産が凍結され、および／または投資もしくは取引に伴うキャッシュ・フローが悪影響を受けることがある。

ファンド、管理会社、保管受託銀行、投資運用会社およびクレディ・スイス・グループの他の構成会社（以下「**ファンド関係者**」と総称する。）は、（制裁措置の体制によってはクロスボーダーまたは海外での活動に影響を及ぼすことを認識した上で、）ファンド関係者が営業を行う国において適用あるすべての制裁措置に関する法令を遵守するよう義務付けられており、かかる遵守に必要な方針および手続（以下「**制裁措置等に関する方針等**」と総称する。）を実施する。受益者は、ファンド関係者が自らの裁量および最善の判断によりかかる制裁措置等に関する方針等を策定し、その中に、制裁措置等を課す適用ある法令の厳密な要件以上の保護または予防策が含まれる場合があり、それによりファンドの投資対象がさらに悪影響を受ける可能性があることに留意すべきである。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社は、ポートフォリオの投資ポジションのリスクおよび全体的なリスクポートフォリオへの寄与度ならびにOTCデリバティブの価値の評価の正確性および独立性のためのプロセスの監督および計測を可能とするリスク・マネジメント・プロセスを採用している。

(3) リスクに関する参考情報

参考情報

- 下記グラフは、下記期間の各月末における、分配金再投資1口当たり純資産価格の推移と、直近1年間の騰落率を表示したものです。ただし、本ファンドは分配金がありませんので、分配金再投資1口当たり純資産価格は1口当たりの純資産価格と同じになります。
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD クラスBH円建て(acc)受益証券およびクレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD クラスBH円建て(acc)受益証券は、2017年8月に運用を開始したため、2017年7月以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2018年7月以前の年間騰落率の推移は算出されません。
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD クラスBH円建て(acc)受益証券は、2017年7月12日に運用を開始した後、2018年1月および2018年7月に全受益証券の買戻しが行われ、2018年1月および2018年8月に受益証券1口当たり10,000円で再度当初募集が行われているため、これらの買戻しから再度の当初募集までの期間の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。また、年間騰落率は算出されません。

- 下記グラフは、2016年8月から2021年7月の5年間の年間騰落率（各月末時点）における平均と振れ幅を、他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。
- ただし、クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD クラスBH円建て(acc)受益証券およびクレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD クラスBH円建て(acc)受益証券については2018年8月から2021年7月の期間の各月末、クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD クラスBH円建て(acc)受益証券については、2019年8月から2021年7月の期間の各月末となります。
- 代表的な資産クラスの参照指数は以下の通りです。
日本株・・・東証株価指数(TOPIX配当込み) ※円ベース
先進国株・・・MSCI コクサイ・トータル・リターン指数 ※米ドルベース
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット指数 ※米ドルベース
日本国債・・・FTSE 日本国債指数 ※円ベース
先進国債・・・FTSE 世界BIG債券(除く日本)指数 ※米ドルベース
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド指数 ※米ドルベース
- 日本株および日本国債の指数は円ベースでの表記となっておりますため、他の資産クラスとの比較には為替の影響を十分に考慮いただく必要があります。
東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は東京証券取引所から、MSCIコクサイ・トータル・リターン指数およびMSCIエマージング・マーケット指数はMSCI Inc.から、FTSE日本国債指数およびFTSE世界BIG債券(除く日本)指数はFTSE Fixed Income LLCから、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド指数はJ.P.Morgan Securities LLCからそれぞれ取得しており、各指数に係る著作権、知的財産権等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。当ファンドおよびクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エス・エイは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

クラスB米ドル(acc)受益証券



クラスBH円建て(acc)受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

クラスB米ドル(acc)受益証券



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.4	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-4.8	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	4.7	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

クラスBH円建て(acc)受益証券



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.3	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-7.3	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	3.0	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

<クレディ・スイス(Lux) ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

クラスB米ドル(acc) 受益証券

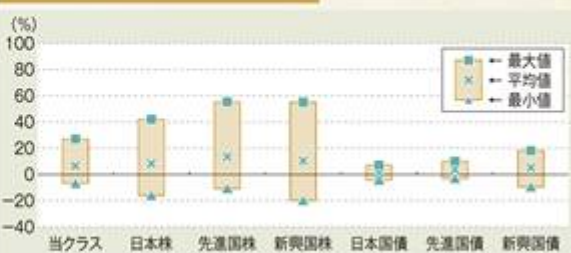


クラスBH円建て(acc) 受益証券



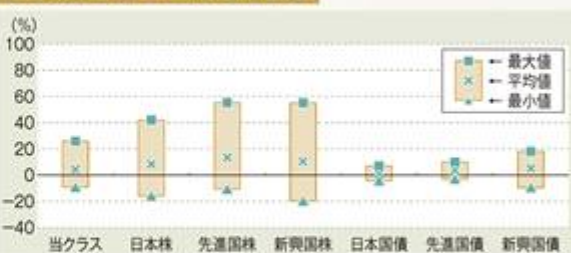
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

クラスB米ドル(acc) 受益証券



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	27.0	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-6.8	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	6.5	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

クラスBH円建て(acc) 受益証券



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	25.9	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-9.2	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	4.4	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

<クレディ・スイス(Lux) ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD>

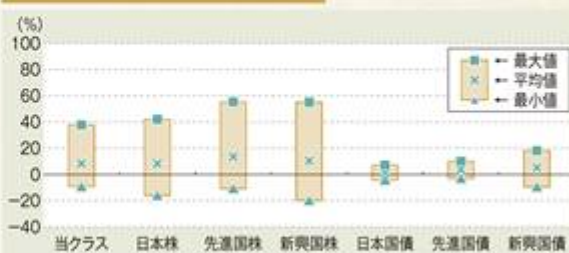
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

クラスB米ドル(acc) 受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

クラスB米ドル(acc) 受益証券

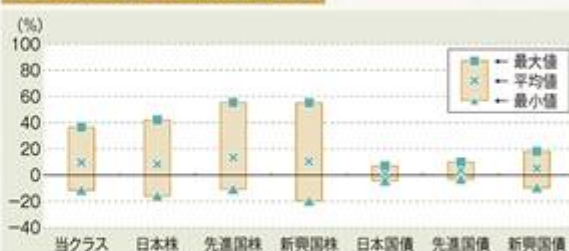


	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	37.8	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-9.2	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	8.3	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

クラスBH円建て(acc) 受益証券



クラスBH円建て(acc) 受益証券



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	36.6	42.1	55.4	55.1	7.1	10.1	18.1
最小値(%)	-11.4	-16.0	-10.7	-19.8	-4.3	-3.2	-9.5
平均値(%)	9.7	8.3	13.5	10.5	0.7	3.8	5.1

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

英文目論見書上の申込手数料の上限は、申込価額に5.00%の率を乗じて得た額を上限とする。

日本における申込手数料

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社に支払われるものである。

申込価額に3.30%（税抜き3.00%）の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が定める額とする。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当なし。

日本における買戻し手数料

該当なし。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理報酬は、サブ・ファンドの信託財産の管理業務の対価として管理会社に支払われる。

各月の末日に、当該月中の関連する受益証券クラスの平均日次純資産価額に基づき管理会社に月間管理報酬が支払われる。かかる管理報酬は、個別のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券クラスごとに異なる率で請求される場合があり、または全額放棄される場合がある。投資助言の提供に関して管理会社が負担する手数料は、かかる管理報酬から支払われるものとする。かかる管理報酬の詳細は、以下のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

上限1.30%

クラスBH円建て（acc）受益証券

上限1.30%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

上限1.50%

クラスBH円建て（acc）受益証券

上限1.50%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

上限1.70%

クラスBH円建て（acc）受益証券

上限1.70%

為替ヘッジ報酬

サブ・ファンドの代替通貨建てクラスについては、年率0.10%を上限とする年次の為替ヘッジ報酬が、英文目論見書に定めるところに従い適用され、かかる報酬は為替ヘッジ・エージェントとしてのクレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッド（クレディ・スイス・グループの関連会社である。）に対して支払われる。為替ヘッジ・エージェントは、適切なヘッジ・ポジションの決定及び為替取引の実施を含む為替ヘッジの実施を行う。為替ヘッジ報酬は、該当する代替通貨建てクラスの純資産額を計算する際に、その平均純資産額に対する時間按分により、計算される。なお、為替取引の相手方当事者から請求されるマージン・スプレッドは、為替ヘッジ報酬には含まれない。

為替ヘッジ報酬の上限は次のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・SD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスBH円建て（acc）受益証券

当該クラスの純資産価額について上限0.10%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・SD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスBH円建て（acc）受益証券

当該クラスの純資産価額について上限0.10%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・SD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスBH円建て（acc）受益証券

当該クラスの純資産価額について上限0.10%

保管受託銀行の報酬

保管受託銀行の報酬は、ファンドの信託財産の保管業務の対価として保管受託銀行に支払われる。

かかる報酬は、ルクセンブルグにおける一般的な通常の市場レートを基準として随時管理会社との間で合意された率で請求され、各サブ・ファンドの純資産ならびに／もしくは保有されている譲渡性のある証券およびその他の資産の価値を基準とするか、または定額として算出される。保管受託銀行に支払われる報酬は、年率0.10%を超えないものとするが、一定の場合において、保管受託銀行の取引手数料および報酬が追加で請求される場合がある。

中央管理事務代行会社報酬

中央管理事務代行会社報酬は、ファンドの管理事務に関して生じるすべての管理業務の対価として、管理報酬の中から中央管理事務代行会社に支払われる。

代行協会員報酬

目論見書、運用報告書等の日本における販売会社への送付および受益証券1口当たり純資産価格の公表に対する対価として、管理会社は、日本における公募の登録が有効になされた日から、代行協会員に対し、ファンドの資産から、3月、6月、9月および12月の最終日に終了する四半期ごと（以下「計算期間」という。）に、本ファンドの日本の投資家が保有する受益証券に帰属するファンドの当該期間における平均純資産総額に対し年率0.01%（該当がある場合、付加価値税を除く。）の報酬を後払いで支払う。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、上記以外に下記の経費を負担するものとする。

- a) ファンドに課税される、資産、収益および費用に関して支払うべき一切の税金
- b) 証券およびその他の資産の売買に係る一切の経費（特に、標準的な仲介手数料、清算口座維持手数料、清算プラットフォームにより請求される手数料および銀行手数料を含む。）
- c) 登録国における支払事務代行会社、名義書換事務代行会社および授權代理人に支払うべき報酬（支払事務代行会社については、特に、利払手数料）
- d) ファンドに提供される販売業務およびその他のサービスで本項に記載のないものについて発生したその他一切の手数料。特定の受益証券クラスについては、管理会社がかかる報酬の全額または一部を負担する場合がある。
- e) デリバティブ取引に関する担保管理について発生した手数料
- f) 管理会社または保管受託銀行が受益者のために講じた措置により負担した費用（法律上の助言に関するものを含む。）
- g) 約款およびファンドに関するその他の文書（ファンドまたは受益証券の募集に関連して必要となる、すべての政府当局および証券取引所（現地の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、主要投資家情報文書、英文目論見書または約款を含む。）の作成、預託および発行に係る経費。あらゆる必要な言語による受益者向けの年次報告書および半期報告書の印刷および配布に係る経費、ならびに上記当局の関連する法律または規制により義務付けられたその他一切の報告書および文書の印刷および配布に係る経費。取締役会の構成員の報酬ならびに合理的かつ文書化された範囲における旅費および実費ならびに保険料（取締役／マネージャー保険を含む。）。インデックス・プロバイダーに対するライセンス・フィー、管理会社が規制要件を満たすためのリスク管理システムの提供者またはかかるリスク管理システムに対するデータの提供者に対する報酬、帳簿の維持および日次純資産価額の計算に係る経費（年率0.10%を超えないものとする。）。受益者に対する公告（受益者に対する価格の公告を含む。）に係る経費。ファンドの監査人および法律顧問に係る報酬および経費、その他一切の類似する運営費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して直接発生するその他の費用（ファンド受益証券の販売促進を行う際に使用される上記の文書または報告書の印刷に係る経費を含む。）。宣伝広告に係る経費も請求される場合がある。

上記の手数料等の合計額については、時間の経過とともに変動することがあり、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

すべての経常外費用は、まず、投資収益から控除され、その後は、証券取引によるキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順に控除される。サブ・ファンドまたは受益証券クラスの新設に係る経費などのその他の経常外費用は、5年を上限とする期間で償却することができる。

個別のサブ・ファンドに帰属する経費は、当該サブ・ファンドに直接配分されるものとする。その他の場合、かかる経費は、個別のサブ・ファンドの間で、各サブ・ファンドの純資産価額に応じて配分されるものとする。

（５）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募公社債投資信託である場合

- （ ）受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- （ ）国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- () 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- () 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- () 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- () 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなる。
- () 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- () 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- () 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- () 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- () 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- () 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- () 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなる。

- () 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA：新規投資額で年間80万円を上限）が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、日本における販売会社にご照会されたい。

ルクセンブルグ

一般

以下の一般的な概略は、英文目論見書作成日時点におけるルクセンブルグにおいて有効な法令に基づくが、将来、法令または実務の変更があればそれに従うものとする。この概略は、専ら予備的な情報提供を目的として提供されるものであり、ファンドの受益証券の将来の投資家および取引に関する全ての課税上の取扱いを包括的に解説することを意図するものではなく、法律上または税務上の助言として解釈されることを意図するものではない。投資者は、課税を受ける可能性のある自らの市民権のある国、設立国、居住地国または住所地国、その他の法域における法律の効果について、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。投資者は、受領した利子もしくは配当または実現した利益に対して、これらの法域において追加的な課税を受ける可能性を認識するべきである。投資者は、どの居住地国またはその他の適用ある法域が当該受益証券に対して課税を行うかを見極めるために、自らの税務顧問に対して助言を求めるべきである。

ファンド

現在のルクセンブルグの法令の下では、ファンドは、ルクセンブルグにおいて、純資産総額に対して年率0.05%の年次税（taxe d'abonnement）を歴四半期末におけるファンド（またはそのサブ・ファンド）の純資産に基づいて四半期毎に支払う義務を負う。

ただし、2010年法第174条の条件が満足される場合、() 複数のコンパートメントを持つUCIの各コンパートメント、同様に、一つのUCI内または、一または複数の機関投資家に対する複数のコンパー

トメントを有するUCI内のコンパートメント内で発行される証券の各クラス、（ ）預金機関における預金の上に投資するサブ・ファンド、または（ ）短期金融商品および預金機関における預金の上に投資するサブ・ファンドについて、この年次税率は0.01%まで減額される。

他のファンドで保有されている受益証券／投資証券によってあらわされるファンド（またはサブ・ファンド）の資産価値は、当該受益証券／投資証券が既に年次税の対象となっている場合、年次税を免除される。

さらに、2010年法第175条は、年次税の免除を規定している。例えば、ファンドは（ ）その証券が、少なくとも一つの証券取引所またはその他の規制された市場（定期的に運営され、一般投資家に対して認識され、かつ開放されているものとする。）において、上場または取引されている場合、および（ ）一または複数のインデックスの実績を複製することのみを目的とする場合、年次税の免除からの恩恵を受けることができる。ファンド（またはそのサブ・ファンド）内に複数のクラス証券が存在する場合、免除は上記（ ）の条件を充足するクラスにのみ適用される。年次税の免除はまた、2010年法第175条に従ってその他の理由に基づいて適用することもある。

ファンドまたはそのサブ・ファンドのいずれかが投資から受領した支払いは、関連する国の税および／または源泉徴収税の対象となる場合があり、当該源泉徴収税は通常回収されない。ファンドおよびそのサブ・ファンドは、その他の特定の外国の税金を負担する可能性がある。

源泉徴収税

現在のルクセンブルグの税法に基づけば、受益証券に関してファンドから受益者に対して行われるいかなる分配、買戻しまたは支払に対して、源泉徴収税は課されない。また、受益者に対する清算金の分配に対しても源泉徴収性は課されない。

付加価値税

ファンドは、ルクセンブルグにおいて、契約型投資信託（*fonds commun de placement*）として設定されており、管理会社は単一の仕入付加価値税の課税対象者として扱われる。そのような場合、付加価値税当局は、管理会社が投資を実行しており、ゆえにルクセンブルグにおいては付加価値税の適用上、課税対象者と認識する。ルクセンブルグにおいては、ファンド運用サービスとして適格性を有するサービスに対しては、付加価値税の免除が適用される。管理会社に提供される他のサービスは、潜在的に付加価値税の適用を受け、かつ、ルクセンブルグにおける管理会社の付加価値税登録を必要とする。当該付加価値税登録の結果として、管理会社は、ルクセンブルグにおいて外国から購入される課税対象サービス（または一定の範囲の財）と考えられているものに対する付加価値税の申告義務を履行すべき地位を有することになる。

ルクセンブルグにおけるファンドから受益者に対する支払いについては、原則として、当該支払いがファンドの受益証券に対する申込みと関連しており、従って提供された課税対象サービスの対価を構成しない限りにおいて、いかなる付加価値税も発生しない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

（2021年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
確定利付証券	アメリカ合衆国	90,710,364	20.27
	国際機関	13,344,940	2.98
	ドイツ	8,561,768	1.91
	オランダ	4,900,455	1.10
	オーストラリア	4,449,094	0.99
	メキシコ	2,929,770	0.65
	ノルウェイ	2,646,039	0.59
	カナダ	1,965,547	0.44
	フランス	1,267,573	0.28
	スペイン	1,161,307	0.26
	イタリア	1,051,679	0.24
	ルクセンブルグ	434,694	0.10
	ベルギー	383,431	0.09
	フィンランド	343,228	0.08
	オーストリア	318,378	0.07
	ポーランド	253,517	0.06
	ポルトガル	138,111	0.03
	アイルランド	127,784	0.03
	小計	134,987,678	30.17
株式	ルクセンブルグ	204,171,060	45.63
	アイルランド	66,154,651	14.78
	アメリカ合衆国	24,409,943	5.46
	スイス	1,898,999	0.42
	フランス	196,765	0.04
	ドイツ	186,031	0.04
	オランダ	163,846	0.04
	スペイン	55,468	0.04
	イタリア	35,559	0.01
	フィンランド	9,217	0.01
	小計	297,281,538	66.48
小計		432,269,216	96.65
現金およびその他の資産（負債控除後）		15,206,212	3.35
合計 （純資産総額）		447,475,428.49 （約48,994百万円）	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

（2021年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
確定利付証券	アメリカ合衆国	55,888,911	13.08
	ドイツ	5,751,371	1.35
	国際機関	4,304,010	1.01
	オランダ	3,628,131	0.85
	オーストラリア	3,460,745	0.81
	メキシコ	2,441,475	0.57
	カナダ	1,696,527	0.40
	ノルウェイ	1,069,614	0.25
	フランス	783,242	0.18
	イタリア	765,056	0.18
	スペイン	513,742	0.12
	ベルギー	361,098	0.08
	ポルトガル	276,922	0.06
	ポーランド	253,517	0.06
	ルクセンブルグ	248,397	0.06
	フィンランド	190,682	0.04
	オーストリア	165,557	0.04
	ガーナ	1,162	0.00
	小計	81,800,157	19.14
株式	ルクセンブルグ	199,342,756	46.65
	アイルランド	91,152,564	21.33
	アメリカ合衆国	38,878,264	9.10
	スイス	2,683,646	0.63
	フランス	494,490	0.12
	ドイツ	465,394	0.11
	オランダ	410,801	0.10
	スペイン	142,065	0.03
	イタリア	89,026	0.02
	フィンランド	24,579	0.01
	小計	333,683,585	78.10
小計		415,483,742	97.24
現金およびその他の資産（負債控除後）		11,793,898	2.76
合計 （純資産総額）		427,277,640.75 （約46,783百万円）	100.00

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

（2021年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
確定利付証券	アメリカ合衆国	7,693,685	4.61
	国際機関	1,632,290	0.98
	ドイツ	1,296,415	0.78
	オーストラリア	1,158,857	0.69
	オランダ	859,823	0.52
	ノルウェイ	792,550	0.47
	カナダ	317,364	0.19
	イタリア	121,134	0.07
	ベルギー	82,164	0.05
	フランス	44,740	0.03
	ポーランド	44,365	0.03
	小計	14,043,387	8.41
株式	ルクセンブルグ	71,654,426	42.92
	アイルランド	44,201,790	26.48
	アメリカ合衆国	27,548,616	16.50
	スイス	1,195,531	0.72
	フランス	441,696	0.26
	ドイツ	416,124	0.25
	オランダ	367,282	0.22
	スペイン	132,391	0.08
	イタリア	79,564	0.05
	フィンランド	17,205	0.01
	小計	146,054,626	87.49
小計		160,098,013	95.90
現金およびその他の資産（負債控除後）		6,848,916	4.10
合計 （純資産総額）		166,946,928.62 （約18,279百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

株式

（2021年7月末日現在）

	銘柄	国名	業種	株数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	合計	単価	合計	
1	CSIF (I) MSCI USA ESG LEADERS ETF b usd	アイルランド	投資信託 / ファンド	286,300	121.97	34,918,764.38	166.52	47,674,676.00	10.65
2	MICROSOFT	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	12,723	159.13	2,024,638.47	284.91	3,624,909.93	0.81
3	ALPHABET a	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1,140	1,391.00	1,585,742.62	2,694.53	3,071,764.20	0.69

債券

（2021年7月末日現在）

	銘柄	種類	国名	利率 （％）	償還日 （年 / 月 / 日）	額面金額 / 数量	簿価 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	US TREASURY s f-2022 1.625%/12-151122	確定利付証券	アメリカ合衆国	1.63	2022/11/15	5,500,000	5,582,160.25	5,606,562.50	1.25
2	JPMORGAN CHASE & CO ff frn/20-160924	変動利付証券	アメリカ合衆国	0.65	2024/9/16	5,000,000	5,023,888.00	5,014,650.00	1.12
3	US TREASURY N/B s c-2029 2.375%/150529	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.38	2029/5/15	4,500,000	5,155,760.47	4,935,234.38	1.10
4	US TREASURY s r 2021 2%/14-311021	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.00	2021/10/31	4,750,000	4,832,445.77	4,772,265.63	1.07
5	APPLE 2.85%/16-230223	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.85	2023/2/23	4,500,000	4,696,000.00	4,663,260.00	1.04
6	ING GROEP NV 144a 4.625%/18-060126	確定利付証券	オランダ	4.63	2026/1/6	4,000,000	4,627,420.00	4,585,720.00	1.02
7	US TREASURY N/B 2.875%/18-150828	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.88	2028/8/15	4,000,000	4,534,973.21	4,511,875.00	1.01
8	US TREASURY s f 2024 2.25%/14-151124	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.25	2024/11/15	4,000,000	4,347,968.75	4,240,000.00	0.95
9	UNITED STATES s b-2025 2%/15-150225	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.00	2025/2/15	4,000,000	4,222,115.76	4,215,625.00	0.94
10	US TREASURY s b-2023 2%/13-150223	確定利付証券	アメリカ合衆国	2.00	2023/2/15	4,000,000	4,148,378.98	4,113,906.24	0.92
11	US TREASURY 1.75%/12-150522	確定利付証券	アメリカ合衆国	1.75	2022/5/15	4,000,000	4,089,863.28	4,052,812.52	0.91
12	AVANGRID INC 3.8%/19-010629	確定利付証券	アメリカ合衆国	3.80	2029/6/1	3,500,000	4,002,670.00	3,997,735.00	0.89
13	KFW 1.75%/19-140929	確定利付証券	ドイツ	1.75	2029/9/14	3,750,000	3,812,894.00	3,927,975.00	0.88
14	APPLE INC 3%/17-200627	確定利付証券	アメリカ合衆国	3.00	2027/6/20	3,500,000	3,939,055.00	3,869,215.00	0.86
15	US TREASURY 3.5%/09-150239	確定利付証券	アメリカ合衆国	3.50	2039/2/15	3,000,000	4,121,953.13	3,858,281.25	0.86
16	VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-080229	確定利付証券	アメリカ合衆国	3.88	2029/2/8	3,000,000	3,582,360.00	3,445,500.00	0.77

17	NATIONAL AUSTRALIA BK/NY 3.625%/18- 20062	確定利付証券	オースト ラリア	3.63	2023/ 6 /20	3,000,000	3,244,140.00	3,188,010.00	0.71
18	US TREASURY N/B 1.875%/19-310726	確定利付証券	アメリカ 合衆国	1.88	2026/ 7 /31	3,000,000	3,194,335.94	3,174,140.64	0.71
19	US TREASURY N/B 2.125%/17-290224	確定利付証券	アメリカ 合衆国	2.13	2024/ 2 /29	3,000,000	3,158,281.25	3,142,851.57	0.70
20	US TREASURY N/B 1.625%/19-301126	確定利付証券	アメリカ 合衆国	1.63	2026/11/30	3,000,000	3,156,992.19	3,137,812.50	0.70
21	US TREASURY 1.625%/16-150526	確定利付証券	アメリカ 合衆国	1.63	2026/ 5 /15	3,000,000	3,197,109.38	3,135,000.00	0.70
22	EUROPEAN INVESTMENT BK 1.625%/19-091029	確定利付証券	国際機関	1.63	2029/10/ 9	3,000,000	3,144,118.92	3,118,290.00	0.70
23	EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-130225	確定利付証券	国際機関	1.50	2025/ 2 /13	3,000,000	3,102,770.00	3,100,920.00	0.69
24	KFW 2%/17-290922	確定利付証券	ドイツ	2.00	2022/ 9 /29	3,000,000	3,069,113.00	3,064,920.00	0.68
25	US TREASURY 4.625%/10-150240	確定利付証券	アメリカ 合衆国	4.63	2040/ 2 /15	2,000,000	3,288,046.88	2,947,500.00	0.66
26	COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-010932	確定利付証券	メキシコ	1.85	2032/ 9 / 1	3,000,000	2,970,255.00	2,929,770.00	0.65
27	US TREASURY 4.5%/06- 150236	確定利付証券	アメリカ 合衆国	4.50	2036/ 2 /15	2,000,000	3,090,312.50	2,808,437.50	0.63

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

株式

（2021年7月末日現在）

	銘柄	国名	業種	株数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	合計	単価	合計	
1	CSIF (I) MSCI USA ESG LEADERS ETF b usd	アイルランド	投資信託 / ファンド	387,134	117.70	45,566,693.07	166.52	64,465,553.68	15.09
2	CS (LUX) SQ US CORPORATE BOND FD eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	41,777	1,165.54	48,692,989.34	1,217.93	50,881,822.12	11.91
3	CSIF (LUX) EQUITY EMM ESG BLUE qbx usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	17,064	1,004.23	17,136,193.48	1,331.79	22,725,781.76	5.32
4	CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG BLUE qbx EUR	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	9,580	1,240.78	11,886,714.70	1,495.72	14,329,004.19	3.35
5	CS (LUX) COMMODITYALLOCATI EB USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	18,400	641.45	11,802,665.12	743.52	13,680,768.00	3.20
6	CSIF IE MSCI USA SMALL CAP ESG b usd eur	アイルランド	投資信託 / ファンド	68,029	104.90	7,136,123.50	164.54	11,193,491.66	2.62
7	CSIF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL b usd eur	アイルランド	投資信託 / ファンド	77,000	99.77	7,682,028.20	140.58	10,824,660.00	2.53
8	CSIF (LUX) BOND GOV EMM USD qbx usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	8,728	998.70	8,716,613.25	1,071.44	9,351,528.32	2.19
9	CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE qbx jpy	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	7,250	1,033.81	7,495,139.58	1,197.90	8,684,806.38	2.03
10	CS (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND MB	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	5,757	1,137.55	6,548,595.29	1,383.62	7,965,189.03	1.86
11	CS (Lux) EMERGING MARKET CORP BD eb USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	4,642	1,482.35	6,881,057.72	1,568.12	7,279,213.04	1.70
12	CS (LUX) EMER MKT CORP INV GRADE eb USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	4,508	1,444.04	6,509,733.40	1,431.40	6,452,751.20	1.51
13	CS 4 ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FD ea usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	6,004	1,026.39	6,162,470.00	1,032.36	6,198,289.44	1.45
14	CS (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,035	1,924.29	3,916,517.27	2,874.74	5,850,958.32	1.37
15	MICROSOFT	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	20,269	159.13	3,225,449.75	284.91	5,774,840.79	1.35
16	CSIF (LUX) EQ UK ESG BLUE qbx GBP	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	3,663	1,335.88	4,893,339.16	1,559.09	5,710,929.59	1.34
17	CS (LUX) SECURITY EQUITY FUND eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,298	1,656.99	3,807,773.47	2,375.65	5,459,243.70	1.28
18	CS (LUX) DIGITAL HEALTH EQ eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,493	2,359.87	3,523,285.68	3,361.44	5,018,629.92	1.17
19	ALPHABET a	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1,813	1,391.00	2,521,887.16	2,694.53	4,885,182.89	1.14
20	CS (LUX) EUROZONE QUA EQY FUND EB EUR	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	18,571	220.33	4,091,830.38	255.12	4,737,923.96	1.11
21	CS INV PART GLB BAL CONVERT BD EB USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,561	1,099.41	2,815,133.29	1,780.03	4,557,934.14	1.07
22	CSIF (LUX) EQTY CANADA ESG BLUE qbx cad	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	4,318	728.40	3,145,225.73	997.83	4,308,641.67	1.01

23	CSIF (LUX) EQ PAC EX JAP ESG BL qbx USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	3,081	1,000.60	3,082,848.60	1,294.50	3,988,354.50	0.93
24	CS (LUX) ENVIRONMENTAL IMPCT EQ ebp USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,524	1,452.98	3,667,321.52	1,534.22	3,872,371.28	0.91

債券

（2021年7月末日現在）

	銘柄	種類	国名	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額 / 数量	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	US TREASURY s f-2022 1.625%/12-151122	確定利付証券	アメリカ 合衆国	1.63	2022/11/15	4,500,000	4,553,547.90	4,587,187.50	1.07
2	US TREASURY 1.75%/12- 150522	確定利付証券	アメリカ 合衆国	1.75	2022/ 5 /15	4,500,000	4,573,534.67	4,559,414.09	1.07
3	APPLE INC 3%/17- 200627	確定利付証券	アメリカ 合衆国	3.00	2027/ 6 /20	4,000,000	4,423,390.00	4,421,960.00	1.03
4	US TREASURY N/B 2.875%/18-150828	確定利付証券	アメリカ 合衆国	2.88	2028/ 8 /15	3,500,000	3,960,213.60	3,947,890.63	0.92
5	US TREASURY s f 2024 2.25%/14-151124	確定利付証券	アメリカ 合衆国	2.25	2024/11/15	3,500,000	3,804,472.66	3,710,000.00	0.87
6	UNITED STATES s b- 2025 2%/15-150225	確定利付証券	アメリカ 合衆国	2.00	2025/ 2 /15	3,500,000	3,678,208.39	3,688,671.88	0.86

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

株式

（2021年7月末日現在）

	銘柄	国名	業種	株数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	合計	単価	合計	
1	CSIF (I) MSCI USA ESG LEADERS ETF b usd	アイルランド	投資信託 / ファンド	188,600	131.39	24,779,526.52	166.52	31,405,672.00	18.81
2	CSIF (LUX) EQUITY EMM ESG BLUE qbx usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	9,900	1,090.53	10,796,219.01	1,331.79	13,184,721.00	7.90
3	CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG BLUE qbx EUR	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	5,700	1,286.11	7,330,843.88	1,495.72	8,525,607.92	5.11
4	CS (LUX) SQ US CORPORATE BOND FD eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	5,620	1,182.89	6,647,867.52	1,217.93	6,844,766.60	4.10
5	CS (LUX) COMMODITYALLOCATI EB USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	6,460	663.51	4,286,263.96	743.52	4,803,139.20	2.88
6	CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE qbx jpy	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	3,760	1,075.54	4,044,038.06	1,197.90	4,504,120.27	2.70
7	CSIF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL b usd eur	アイルランド	投資信託 / ファンド	30,200	107.69	3,252,203.44	140.58	4,245,516.00	2.54
8	MICROSOFT	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	14,330	181.70	2,603,719.62	284.91	4,082,760.30	2.45
9	CSIF IE MSCI USA SMALL CAP ESG b usd eur	アイルランド	投資信託 / ファンド	23,900	114.53	2,737,297.52	164.54	3,932,506.00	2.36
10	CSIF (IE) MSCI WORLD ESG UCITS ETF b usd	アイルランド	投資信託 / ファンド	23,430	161.20	3,776,903.13	166.02	3,889,848.60	2.33
11	CSIF (LUX) EQ UK ESG BLUE qbx GBP	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,390	1,386.37	3,313,430.87	1,559.09	3,726,213.96	2.23
12	ALPHABET a	アメリカ合衆国	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1,290	1,611.43	2,078,745.80	2,694.53	3,475,943.70	2.08
13	CS (Lux) EMERGING MARKET CORP BD eb USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,030	1,505.64	3,056,457.56	1,568.12	3,183,283.60	1.91
14	CS (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,050	2,093.34	2,198,007.65	2,874.74	3,018,477.00	1.81
15	CS (LUX) SECURITY EQUITY FUND eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,230	1,812.47	2,229,338.98	2,375.65	2,922,049.50	1.75
16	CSIF (LUX) EQTY CANADA ESG BLUE qbx cad	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	2,480	788.28	1,954,930.83	997.83	2,474,625.14	1.48
17	CSIF (LUX) EQ PAC EX JAP ESG BL qbx USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,816	1,056.75	1,919,057.15	1,294.50	2,350,812.00	1.41
18	CS (LUX) DIGITAL HEALTH EQ eb usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	682	2,355.76	1,606,626.43	3,361.44	2,292,502.08	1.37
19	CS (LUX) EUROZONE QUA EQY FUND EB EUR	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	7,939	219.90	1,745,822.07	255.12	2,025,436.34	1.21
20	CS 4 ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FD ea usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,918	1,026.50	1,968,830.00	1,032.36	1,980,066.48	1.19
21	APPLE	アメリカ合衆国	コンピュータ・ハードウェア・ネットワーク	12,800	96.10	1,230,039.34	145.86	1,867,008.00	1.12

22	CSIF (LUX) BOND GOV EMM USD qbx usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,620	1,009.00	1,634,580.78	1,071.44	1,735,732.80	1.04
23	CS (LUX) ENVIRONMENTAL IMPCT EQ ebp USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,112	1,452.98	1,615,713.76	1,534.22	1,706,052.64	1.02
24	AMAZON.COM	アメリカ合衆国	小売り・ 百貨店	510	2,825.91	1,441,215.14	3,327.59	1,697,070.90	1.02
25	CS INV PART GLB BAL CONVERT BD EB USD	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	857	991.22	849,295.34	1,780.03	1,525,158.18	0.91
26	CS (LUX) EDUTAINMENT EQ FD ebp usd	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	1,067	1,334.16	1,423,544.78	1,249.36	1,333,067.12	0.80
27	CS (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND MB	ルクセンブルグ	投資信託 / ファンド	898	1,190.00	1,068,082.00	1,383.62	1,241,863.98	0.74
28	NVIDIA	アメリカ合衆国	イン ター ネット・ソ フト ウェ ア・ITサー ビス	5,780	114.85	663,854.33	194.99	1,127,042.20	0.68
29	JP MORGAN CHASE	アメリカ合衆国	銀行・その 他の金融機 関	7,390	127.05	938,913.77	151.78	1,121,654.20	0.67

債券

(2021年7月末日現在)

	銘柄	種類	国名	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額 / 数量	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC 3%/17- 200627	確定利付証券	アメリカ 合衆国	3.00	2027 / 6 / 20	1,000,000	1,103,755.00	1,105,490.00	0.66

【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年7月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2021年7月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2021年７月末日および同日前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラスＢ米ドル（acc） 受益証券		クラスBH円建て （acc）受益証券
			米ドル	円	
第19会計年度末 （2012年３月31日）	245,186,986.37	26,845,523,138	233.85	25,604	-
第20会計年度末 （2013年３月31日）	258,414,365.67	28,293,788,897	243.49	26,660	-
第21会計年度末 （2014年３月31日）	248,673,146.68	27,227,222,830	244.71	26,793	-
第22会計年度末 （2015年３月31日）	253,993,303.23	27,809,726,771	248.99	27,262	-
第23会計年度末 （2016年３月31日）	257,101,944.01	28,150,091,850	243.99	26,714	-
第24会計年度末 （2017年３月31日）	279,726,384.89	30,627,241,882	253.03	27,704	-
第25会計年度末 （2018年３月31日）	334,853,152.06	36,663,071,619	261.57	28,639	9,952
第26会計年度末 （2019年３月31日）	339,693,928.62	37,193,088,245	267.37	29,274	9,895
第27会計年度末 （2020年３月31日）	322,987,349.64	35,363,884,912	260.56	28,529	9,395
第28会計年度末 （2021年３月31日）	395,362,518.61	43,288,242,163	305.91	33,494	10,931
2020年８月末日	359,974,495.88	39,413,607,554	294.03	32,193	10,548
９月末日	357,756,102.29	39,170,715,640	289.58	31,706	10,382
10月末日	353,085,652.54	38,659,348,097	286.69	31,390	10,273
11月末日	370,478,155.17	40,563,653,210	300.19	32,868	10,753
12月末日	379,710,131.42	41,574,462,289	305.83	33,485	10,945
2021年１月末日	387,471,607.50	42,424,266,305	306.03	33,507	10,945
２月末日	384,963,078.11	42,149,607,422	306.30	33,537	10,953
３月末日	395,362,518.61	43,288,242,163	305.91	33,494	10,931
４月末日	408,607,466.64	44,738,431,522	312.28	34,192	11,154
５月末日	408,015,568.34	44,673,624,578	314.12	34,393	11,212
６月末日	419,212,402.97	45,899,566,001	316.79	34,685	11,305
７月末日	447,475,428.49	48,994,084,665	319.23	34,952	11,388

（注）クラスBH円建て（acc）受益証券は、2017年８月３日に受益証券１口当たり10,000円で運用を開始した。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラスB米ドル（acc） 受益証券		クラスBH円建て （acc）受益証券 円
			米ドル	円	
第19会計年度末 （2012年3月31日）	96,760,650.97	10,594,323,675	227.72	24,933	-
第20会計年度末 （2013年3月31日）	97,163,367.39	10,638,417,096	240.55	26,338	-
第21会計年度末 （2014年3月31日）	115,585,234.51	12,655,427,326	248.07	27,161	-
第22会計年度末 （2015年3月31日）	131,245,497.22	14,370,069,491	251.44	27,530	-
第23会計年度末 （2016年3月31日）	144,731,669.50	15,846,670,494	243.41	26,651	-
第24会計年度末 （2017年3月31日）	206,009,298.61	22,555,958,105	258.08	28,257	-
第25会計年度末 （2018年3月31日）	310,484,462.82	33,994,943,834	273.13	29,905	10,076
第26会計年度末 （2019年3月31日）	322,314,020.43	35,290,162,097	278.37	30,479	9,994
第27会計年度末 （2020年3月31日）	287,121,088.45	31,436,887,974	263.06	28,802	9,197
第28会計年度末 （2021年3月31日）	378,870,913.07	41,482,576,272	334.11	36,582	11,580
2020年8月末日	341,306,687.08	37,369,669,168	310.84	34,034	10,816
9月末日	334,868,902.69	36,664,796,156	304.56	33,346	10,590
10月末日	324,741,255.94	35,555,920,113	299.93	32,839	10,423
11月末日	348,898,693.41	38,200,917,941	320.50	35,092	11,135
12月末日	362,578,584.91	39,698,729,262	329.20	36,044	11,426
2021年1月末日	368,346,431.90	40,330,250,829	330.81	36,220	11,478
2月末日	372,538,631.16	40,789,254,726	333.33	36,496	11,561
3月末日	378,870,913.07	41,482,576,272	334.11	36,582	11,580
4月末日	392,710,205.35	42,997,840,384	343.57	37,617	11,902
5月末日	409,318,427.83	44,816,274,663	345.62	37,842	11,966
6月末日	417,148,061.40	45,673,541,243	349.51	38,268	12,098
7月末日	427,277,640.75	46,782,628,886	351.87	38,526	12,176

（注）クラスBH円建て（acc）受益証券は、2017年8月4日に受益証券1口当たり10,000円で運用を開始した。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラスB米ドル（acc） 受益証券		クラスBH円建て （acc）受益証券 円
			米ドル	円	
第19会計年度末 （2012年3月31日）	71,383,837.20	7,815,816,335	204.38	22,378	-
第20会計年度末 （2013年3月31日）	72,307,055.71	7,916,899,530	217.47	23,811	-
第21会計年度末 （2014年3月31日）	72,816,678.85	7,972,698,167	231.57	25,355	-
第22会計年度末 （2015年3月31日）	63,583,025.77	6,961,705,492	233.51	25,567	-
第23会計年度末 （2016年3月31日）	61,416,279.26	6,724,468,416	220.97	24,194	-
第24会計年度末 （2017年3月31日）	73,196,893.35	8,014,327,853	240.97	26,384	-
第25会計年度末 （2018年3月31日）	89,654,915.18	9,816,316,663	261.77	28,661	9,431
第26会計年度末 （2019年3月31日）	117,169,163.33	12,828,851,693	265.84	29,107	9,875
第27会計年度末 （2020年3月31日）	86,710,192.70	9,493,898,999	241.43	26,434	8,749
第28会計年度末 （2021年3月31日）	118,103,374.30	12,931,138,452	332.58	36,414	11,953
2020年8月末日	111,113,270.44	12,165,791,980	299.50	32,792	10,804
9月末日	102,710,776.82	11,245,802,954	291.47	31,913	10,508
10月末日	99,923,377.09	10,940,610,558	285.55	31,265	10,291
11月末日	107,995,370.04	11,824,413,066	311.29	34,083	11,217
12月末日	112,507,801.10	12,318,479,142	322.75	35,338	11,619
2021年1月末日	107,847,068.90	11,808,175,574	325.64	35,654	11,718
2月末日	113,757,786.01	12,455,339,990	329.82	36,112	11,862
3月末日	118,103,374.30	12,931,138,452	332.58	36,414	11,953
4月末日	127,437,273.10	13,953,107,032	344.54	37,724	12,374
5月末日	132,467,824.83	14,503,902,141	346.71	37,961	12,447
6月末日	135,319,406.31	14,816,121,797	351.70	38,508	12,623
7月末日	166,946,928.62	18,279,019,215	354.09	38,769	12,705

（注）クラスBH円建て（acc）受益証券は、2017年7月12日に受益証券1口当たり10,000円で運用を開始した。ただし、2018年1月11日および2018年7月19日に、それぞれ全投資家の買戻しにより投資家が0となり、その後、2018年1月31日および2018年8月17日に受益証券1口当たり10,000円で再度当初募集を行った。

【分配の推移】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

該当事項なし。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

該当事項なし。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

該当事項なし。

【収益率の推移】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
第19会計年度	0.26%	-
第20会計年度	4.12%	-
第21会計年度	0.50%	-
第22会計年度	1.75%	-
第23会計年度	- 2.01%	-
第24会計年度	3.71%	-
第25会計年度	3.38%	- 0.48%
第26会計年度	2.22%	- 0.57%
第27会計年度	- 2.55%	- 5.05%
第28会計年度	17.40%	16.35%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
第19会計年度	- 1.94%	-
第20会計年度	5.63%	-
第21会計年度	3.13%	-
第22会計年度	1.36%	-
第23会計年度	- 3.19%	-
第24会計年度	6.03%	-
第25会計年度	5.83%	0.76%
第26会計年度	1.92%	- 0.81%
第27会計年度	- 5.50%	- 7.97%
第28会計年度	27.01%	25.91%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
第19会計年度	- 4.82%	-
第20会計年度	6.40%	-
第21会計年度	6.48%	-
第22会計年度	0.84%	-
第23会計年度	- 5.37%	-
第24会計年度	9.05%	-
第25会計年度	8.63%	- 5.69%
第26会計年度	1.55%	4.71%
第27会計年度	- 9.18%	- 11.40%
第28会計年度	37.75%	36.62%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（クラスBH円建て（acc）受益証券については、第25会計年度は10,000円）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
2011年	- 1.77%	-
2012年	6.87%	-
2013年	0.81%	-
2014年	1.42%	-
2015年	- 2.12%	-
2016年	2.57%	-
2017年	7.32%	1.46%
2018年	- 4.83%	- 7.29%
2019年	12.26%	9.14%
2020年	7.98%	6.61%
2021年	4.38%	4.05%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
2011年	- 5.39%	-
2012年	9.76%	-
2013年	4.79%	-
2014年	0.61%	-
2015年	- 2.70%	-
2016年	3.28%	-
2017年	11.29%	2.82%
2018年	- 6.79%	- 9.20%
2019年	15.75%	12.60%
2020年	10.13%	8.69%
2021年	6.89%	6.56%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

期間	収益率（注）	
	クラスB米ドル（acc） 受益証券	クラスBH円建て（acc） 受益証券
2011年	- 10.05%	-
2012年	12.66%	-
2013年	9.18%	-
2014年	- 0.33%	-
2015年	- 3.66%	-
2016年	3.77%	-
2017年	15.89%	6.13%
2018年	- 8.85%	- 14.64%
2019年	19.45%	16.43%
2020年	11.57%	10.16%
2021年	9.71%	9.35%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2021年については7月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（クラスBH円建て（acc）受益証券については、2017年は10,000円）

なお、ファンドにはベンチマークはない。

（参考情報）

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（2021年7月末日現在）

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD



クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

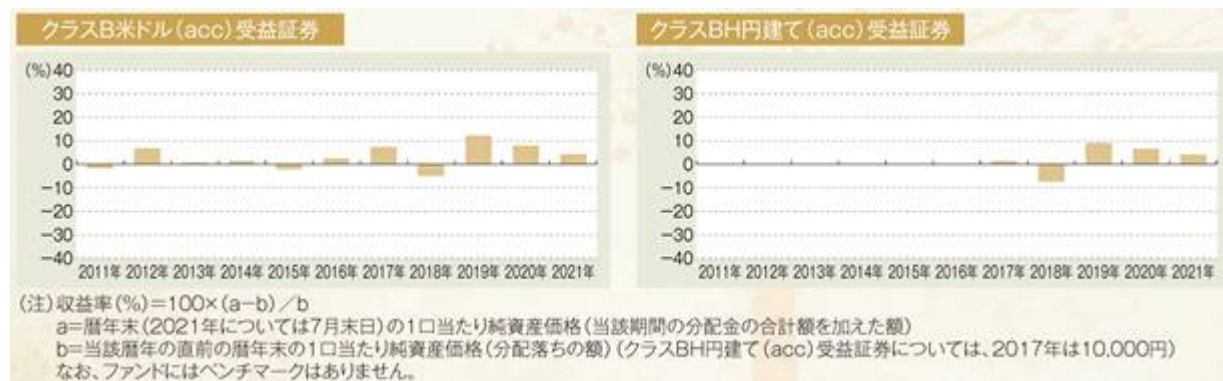


クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

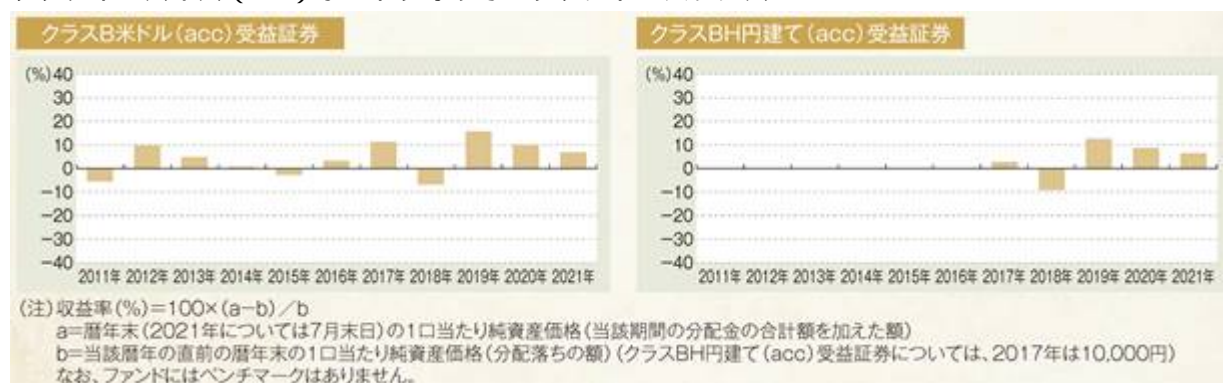


収益率の推移（暦年ベース）

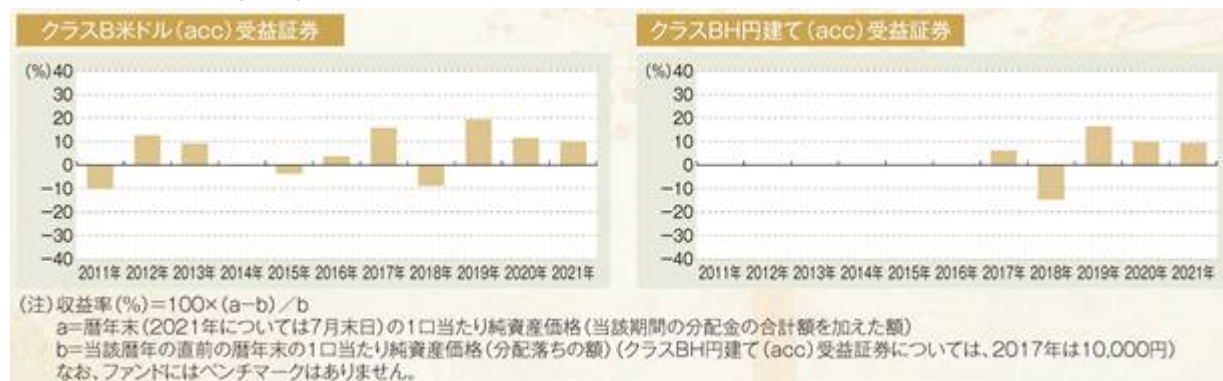
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD



クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD



クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度	270,701 (0)	345,702 (0)	968,184 (0)
第20会計年度	196,205 (0)	193,705 (0)	970,683 (0)
第21会計年度	192,332 (0)	251,498 (0)	911,517 (0)
第22会計年度	253,238 (0)	261,009 (0)	903,746 (0)
第23会計年度	265,290 (0)	288,809 (0)	880,227 (0)
第24会計年度	244,380 (41,240)	300,200 (7,667)	824,407 (33,573)
第25会計年度	203,250 (54,749)	167,546 (4,493)	860,111 (83,829)
第26会計年度	142,635 (74,028)	152,621 (31,319)	850,124 (126,539)
第27会計年度	102,721 (28,836)	149,940 (7,987)	802,905 (147,388)
第28会計年度	107,241 (42,089)	90,951 (9,242)	819,195 (180,235)

クラスBH円建て（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第25会計年度	22,369 (22,369)	0 (0)	22,369 (22,369)
第26会計年度	5,215 (5,085)	130 (0)	27,455 (27,455)
第27会計年度	13,985 (13,985)	11,829 (11,829)	29,611 (29,611)
第28会計年度	65,490 (65,490)	503 (503)	94,597 (94,597)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数。以下同じ。

（注２）販売、買戻しおよび発行済口数については、小数点以下を四捨五入して整数で表示している。よって合計額が一致しないことがある。以下同じ。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度	64,051 (0)	121,680 (0)	424,530 (0)
第20会計年度	77,976 (0)	98,055 (0)	404,451 (0)
第21会計年度	151,642 (0)	106,267 (0)	449,826 (0)
第22会計年度	185,445 (0)	129,597 (0)	505,675 (0)
第23会計年度	168,576 (0)	146,321 (0)	527,930 (0)
第24会計年度	283,433 (179,931)	206,788 (3,999)	604,575 (175,932)
第25会計年度	199,650 (95,447)	111,919 (4,488)	692,305 (266,891)
第26会計年度	204,086 (130,324)	133,615 (43,237)	762,777 (353,978)
第27会計年度	154,219 (114,913)	217,449 (124,650)	699,547 (344,241)
第28会計年度	97,739 (52,658)	112,590 (62,622)	684,696 (334,277)

クラスBH円建て（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第25会計年度	238,370 (238,370)	12,000 (12,000)	226,370 (226,370)
第26会計年度	9,885 (9,885)	0 (0)	236,255 (236,255)
第27会計年度	27,557 (27,557)	124,550 (124,550)	139,262 (139,262)
第28会計年度	74,230 (74,230)	0 (0)	213,493 (213,493)

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度	17,311 (0)	56,974 (0)	349,265 (0)
第20会計年度	17,591 (0)	34,361 (0)	332,495 (0)
第21会計年度	31,317 (0)	49,370 (0)	314,442 (0)
第22会計年度	44,897 (0)	87,084 (0)	272,255 (0)
第23会計年度	33,862 (0)	46,164 (0)	259,953 (0)
第24会計年度	46,511 (33,768)	48,832 (0)	257,632 (33,768)
第25会計年度	70,531 (46,786)	48,059 (24,143)	280,104 (56,411)
第26会計年度	104,965 (70,642)	39,148 (3,800)	345,922 (123,253)
第27会計年度	66,761 (52,902)	132,756 (113,379)	279,926 (62,776)
第28会計年度	40,096 (22,361)	61,372 (44,047)	258,650 (41,091)

クラスBH円建て（acc）受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第25会計年度	31,649 (31,649)	21,253 (21,253)	10,396 (10,396)
第26会計年度	130 (0)	10,396 (10,396)	130 (0)
第27会計年度	16,988 (16,988)	0 (0)	17,118 (16,988)
第28会計年度	48,445 (45,926)	521 (521)	65,043 (62,394)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込（販売）手続等

受益証券は、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている日（以下「**銀行営業日**」という。）（サブ・ファンドが新規申込申請の受付を行わない12月24日および12月31日を除く。）に、サブ・ファンドの関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格（後記「**3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額**」に記載される計算方法に従い、ルクセンブルグにおいて銀行が全日営業を行っている各銀行営業日（以下「**評価日**」という。）に計算される。）に適用される当初販売手数料および税金を加算した金額で申込みを行うことができる。ファンドの受益証券に関連して課される適用される最大販売手数料については、上記に記載されるとおりである。

申込申請は、関連するサブ・ファンドごとに下記で特定される締切時刻までに、中央管理事務代行会社または管理会社により受益証券の申込申請もしくは買戻申請を受け付ける権限を付与された販売会社（以下「**販売会社**」という。）に対して書面形式により提出しなければならない。申込申請は、関連するサブ・ファンドごとに下記に記載のとおり決済されるものとする。締切時刻を過ぎて受領された申込申請は、翌銀行営業日の締切時刻までに受領されたとみなされるものとする。

申込申請は、関連するサブ・ファンドごとに特定される期間内に受領されなければならない。

受益証券の申込みにより支払うべき手数料は、受益証券の販売に関与している銀行およびその他の金融機関に対して発生するものとする。また、受益証券の発行の際に発生する税金は、投資者に対して請求されるものとする。申込額は、関連する受益証券の表示通貨または投資者から請求があった場合は中央管理事務代行会社の単独の裁量により他の転換可能な通貨で支払われるものとする。支払いは、申込書に記載される保管受託銀行の銀行口座への銀行振込みにより行われるものとする。

受益証券は、正確な決済日が定まっている発行価格を保管受託銀行が受領した場合に発行されるものとする。上記にかかわらず、管理会社は、その裁量により、保管受託銀行がかかる金銭を受領した場合にのみ申込申請を受け付けることを決定することができる。

支払いが関連する受益証券の表示通貨以外の通貨で行われる場合、支払通貨から表示通貨への転換による手取金（報酬および為替手数料控除後）は、受益証券の購入に充当されるものとする。

受益者がある受益証券クラスにおいて保有しなければならない受益証券の最低価額または最低口数については、該当する場合、前記「**第一部 証券情報、（6）申込単位**」に定められる。かかる最低当初投資額および保有要件は、特定の場合において管理会社が単独の裁量により放棄することができる。

受益証券の端数の申込みおよび買戻しは、最大で小数点第3位まで認められるものとする。受益証券の端数を保有する場合、受益者は、かかる受益証券に関する比例的権利を付与されるものとする。清算機関が受益証券の端数の保有を処理することができない場合が生じる可能性がある。投資者は、かかる状況に該当するか否かを確認する必要がある。

管理会社は、その裁量により申込申請を拒絶しおよび一時的または恒久的に受益証券の販売を中止または制限する権利を有し、中央管理事務代行会社は、理由の如何を問わず、いかなる申込み、譲渡または転換の全部または一部を拒絶する権利を有し、特に、特定の国の個人もしくは法人に対する受益証券の販売、譲渡または転換がファンドに悪影響をもたらす可能性がある場合、直接的であれ間接的であれ「禁止された者」（米国人を含むがそれに限定されない）により受益証券が保有されることになる場合または関係する国における申込み、譲渡または転換が適用法に違反する場合、かかる販売を禁止または制限することができる。受益証券の申込み、譲渡または転換および将来のいかなる取引についても、中央管理事務代行会社により要求される情報（顧客確認およびマネー・ロンダリング防止確認を含むがそれに限定されない）が受領されるまで続行されない。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USDの申込み

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USDの申込み

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USDの申込み

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、申込み、買戻しおよび転換の申請は、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている評価日の2銀行営業日前の午後1時（中央欧州標準時）までに、中央管理事務代行会社または管理会社により受益証券の申込申請もしくは買戻申請を受け付ける権限を付与された販売会社に対して書面形式により提出しなければならない。

締切時間を過ぎて受領された申込み、買戻しおよび転換の申請は、翌銀行営業日の午後1時までに受領されたとみなされるものとする。

申込価格の支払いは、当該受益証券の発行価格が決定された評価日から1銀行営業日以内に受領されなければならない。

マネー・ロンダリング防止対策

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止（以下「**AML / C F T**」という。）に関するルクセンブルグの法令の適用ある規定に従い、管理会社および金融セクターのその他の専門家には、マネー・ロンダリング目的およびテロ資金供与目的のために資金が使用されることを防止する義務が課されている。

管理会社は、関連するルクセンブルグの法令（マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2004年11月12日付ルクセンブルグ法（以下「**2004年AML / C F T法**」という。）、2004年AML / C F T法の一部の規定に関する詳細を示す2010年2月10日付大公国規則（以下「**2010年AML / C F T規則**」という。）、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則第12 - 02号（以下「**C S S F規則12 - 02**」という。）およびAML / C F Tの分野の関連するC S S F通達（ルクセンブルグ法に基づき設立された投資信託運用会社の認可および組織に関するC S S F通達18 / 698（以下「**C S S F通達18 / 698**」という。）を含むが、これに限られない。）（上記を総称して「**AML / C T F規則**」という。）を含むが、これらに限られない。）の適用ある規定の遵守を確保する。

AML / C T F規則に従い、管理会社は、随時導入される各方針および手続に従って、投資者（その一または複数の最終的な実質的所有者を含む。）、その委託先およびファンドの資産についてデュー・ディリジェンス措置を講じることを義務付けられる。

とりわけ、AML / C T F規則により、投資予定者の身元の詳細な確認が義務付けられる。この点に関して、管理会社もしくは、または管理会社の責任下および監督下で行為している販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者（場合に応じて）は、リスク・ベース・アプローチを適用して、その合理的な判断でかかる身元確認を進めるために必要とみなす情報、確認書および書類を上記の者に提供するように投資予定者に要求する。

管理会社は、投資予定者または現在の投資者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。投資予定者が、確認目的のために要求された情報を提出するのが遅れたか、またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申請を拒否する権利を有し、いかなる利益、経費または補償についても責任を負わない。同様に、受益証券が発行された場合、登録の全詳細およびマネー・ロンダリング防止に関する文書がすべて揃うまで受益証券の買戻しまたは転換を行うことはできない。

さらに、管理会社は、理由の如何を問わず申請の全部または一部を拒否する権利を留保し、かかる場合、申請金（もしあれば）またはその残金は、認められる範囲内において、投資予定者に対し、当該投資予定者の指定口座に送金することにより、または当該投資予定者のリスク負担で郵送することにより、不要な遅滞なく返還される。ただし、当該投資予定者の身元をAML / C T F規則に従って適切に確認することができることを条件とする。かかる場合、管理会社は、いかなる利益、経費または補償についても責任を負わない。

また、管理会社もしくは中央管理事務代行会社、または管理会社の責任下および監督下で行為している販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者（場合に応じて）は、AML / C T F規則に基づ

く顧客の継続的なデュー・ディリジェンス要件に従い、追加のまたは更新された身元確認文書を随時提供するように投資者に請求することができ、投資者は、かかる請求に応じることを義務付けられ、かつ、受諾するものとする。

適切な情報、確認書または書類が提供されない場合には、とりわけ、（ i ）申込みが拒否されることになるか、（ ）ファンドが買戻金を留保することになるか、または（ ）未払いの配当の支払いが留保されることになる可能性がある。加えて、上記要件を遵守しなかった投資予定者または現在の投資者は、適用法（ルクセンブルグ大公国法を含むが、これに限られない。）に基づく追加の行政上または刑事上の制裁の対象となることがある。管理会社、中央管理事務代行会社ならびに販売会社、ノミニーおよびその他の種類の仲介者（場合に応じて）のいずれも、投資者に対し、当該投資者が書類を提供しなかったか、または不完全な書類しか提供しなかったために申込み、買戻しまたは配当の支払いの取扱いが遅れたか、または行われなかったことにつき責任を負わない。さらに、管理会社は、AML / CTF 規則の遵守を確保するために適用法に基づき利用可能なすべての権利および救済手段を留保する。

実質的所有者の登録簿に関する2019年1月13日付ルクセンブルグ法（以下「RBO法」という。）に従い、管理会社は、一または複数の実質的所有者（AML / CTF 規則に定義される。）に関する一定の情報を収集し、提供することを義務付けられる。かかる情報には、とりわけ、姓名、国籍、居住国、個人の住所または勤務先住所、国民識別番号ならびに各実質的所有者が保有するファンドに対する実質的所有持分の性質および範囲に関する情報が含まれる。さらに、管理会社は、とりわけ、（ i ）AML / CTF 規則に従い、請求に応じてルクセンブルグの特定の国家当局（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）、保険監督委員会（Commissariat aux Assurances）、資金情報局（Cellule de Renseignement Financier）、ルクセンブルグの税務当局およびその他の国家当局（RBO法に定義される。）を含む。）に対し、また金融セクターのその他の専門家からの理由のある請求に応じて、かかる情報を提供すること、および（ ）かかる情報を、一般に入手可能な実質的所有者の中央登録簿（以下「RBO」という。）に登録することを義務付けられる。

ただし、一方で、管理会社または実質的所有者は、その都度、RBO法の規定に従い、実質的所有者に関する情報へのアクセスを制限するためにRBOの管理者に理由のある請求を行うことができる（例えば、かかるアクセスにより実質的所有者にとっての不均衡リスク、実質的所有者に対する詐欺、拐取、恐喝、財物強要、迷惑行為もしくは脅迫のリスクがもたらされるおそれがある場合、または実質的所有者が未成年者もしくはその他無能力である場合）。ただし、RBOへのアクセスを制限する旨の決定は、ルクセンブルグの国家当局ならびに信用状の指図、金融機関、執行官補佐人および公務員としての資格において行為している公証人には適用されず、したがって、これらは、常にRBOを閲覧することができる。

上記のRBO法の要件を踏まえ、ファンドに投資する意思のある者およびかかる者の一または複数の実質的所有者は、（ i ）（職業上の秘密保持、銀行業務上の秘密保持、機密保持に関する適用ある規則またはその他の類似の規則もしくは取決めにかかわらず）管理会社、中央管理事務代行会社または販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者（場合に応じて）に対し、管理会社がRBO法に基づく実質的所有者の身元確認、登録および公表に関して義務を遵守することができるようにするために必要な情報を提供することを義務付けられ、かつ、かかる情報を提供することに同意し、また（ ）かかる情報が、RBOを通じて、一定の制限付で、とりわけルクセンブルグの国家当局および金融セクターのその他の専門家ならびに公衆に提供されることを受諾する。

RBO法に基づき、管理会社が所要の情報を収集し、提供する義務を遵守しなかった場合には、管理会社には、刑事上の制裁が科されることがあるが、すべての関連する必要な情報を管理会社に提供しなかった一または複数の実質的所有者にも刑事上の制裁が科されることがある。

（ 2 ）日本における申込（販売）手続等

日本においては、前記「**第一部 証券情報、（７）申込期間**」記載の申込期間に「**第一部 証券情報**」に従って日本における販売会社により取扱いが行われる。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、本サブ・ファンドの純資産が１億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

管理会社は、原則として、銀行営業日（サブ・ファンドが新規買戻申請の受付を行わない12月24日および12月31日を除く。）に、評価日に算定されるサブ・ファンドの関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格（後記「**3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価額**」に記載される計算方法に基づく。）から買戻手数料（該当する場合）を控除した金額で受益証券の買戻しを行うものとする。かかる目的において、買戻申請は、中央管理事務代行会社または販売会社に提出しなければならない。預託機関を通じて保有されている受益証券の買戻申請は、関係する預託機関に提出しなければならない。買戻申請は、関連するサブ・ファンドごとに特定される締切時刻までに中央管理事務代行会社または販売会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎて受領された買戻申請は、翌銀行営業日に処理されるものとする。

買戻申請を実行することにより、関連する投資者のある受益証券クラスにおける保有高が英文目論見書に定められる当該クラスの最低保有要件を下回ることになる場合、管理会社は、受益者に追加の通知を行うことなく、かかる買戻申請を、当該受益者が保有する当該クラスのすべての受益証券の買戻申請であるものとして扱うことができる。

買戻価格が支払われた発行価格を下回るかまたは上回るか、またその程度は、関連する受益証券クラスの純資産価額の動向による。

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、受益証券の買戻価格の支払いは、関連するサブ・ファンドごとに特定される期間内に行われるものとする。特定の法令の規定（外国為替制限またはその他譲渡制限等）またはその他保管銀行の支配の及ばない状況により買戻額の譲渡が不可能とされる場合はこの限りではない。

大量の買戻申請の場合、管理会社は、不当な遅滞なくファンドの相応の資産を売却した後で買戻申請を決済することを決定する場合がある。かかる方法が必要となる場合、同日に受領された買戻申請はすべて、同一価格で決済されるものとする。

支払いは、当該金額の転換後、銀行口座への送金、または可能な場合は支払いが行われる国の法定通貨である通貨による現金によって行われるものとする。保管銀行の単独の裁量により関連する受益証券の表示通貨以外の通貨で支払いが行われることとされる場合、支払われる金額は、表示通貨から支払通貨への転換による手取金からすべての報酬および為替手数料を控除した金額とする。

買戻価格が支払われた場合、該当する受益証券は効力を失うものとする。

管理会社は、以下に記載される「禁止された者」により保有されたすべての受益証券を強制的に買戻す権利を有する。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USDの買戻し

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USDの買戻し

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロス・USDの買戻し

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、申込み、買戻しおよび転換の申請は、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている評価日の2銀行営業日前の午後1時（中央欧州標準時）までに、中央管理事務代行会社または管理会社により受益証券の申込申請もしくは買戻申請を受け付ける権限を付与された販売会社に対して書面形式により提出しなければならない。

締切時間を過ぎて受領された申込み、買戻しおよび転換の申請は、翌銀行営業日の午後1時まで受領されたとみなされるものとする。

買戻価格の支払いは、当該受益証券の買戻価格が決定された評価日から1銀行営業日以内に受領されなければならない。

（２）日本における買戻し手続等

買戻しの申込みは、銀行営業日に取扱う。

午後3時までに買戻しの申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とする。

買戻し単位は、0.001口単位である。

買戻価額は、申込日におけるクラス受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻代金は、約定日（申込注文の成立を販売会社が確認した日。通常、申込日の日本における翌々銀行営業日）から起算して4銀行営業日目から受け取ることができる。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定する。

（3）受益証券の転換

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、サブ・ファンドのある受益証券クラスの受益者は、かかる受益証券の転換先の受益証券クラスの要件を遵守することを条件として、いつでも、自ら保有する受益証券の全部または一部を、他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券または同一サブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドの他のクラスに転換することができる。かかる転換について請求される手数料は、かかる受益証券の転換先のクラスの当初販売手数料の半額を超えないものとする。

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、転換申請は、すべての項目に記入した上で、銀行営業日（サブ・ファンドが新規転換申請の受付を行わない12月24日および12月31日を除く。）の関連するサブ・ファンドごとに特定される締切時刻までに中央管理事務代行会社または販売会社に提出しなければならない。締切時刻を過ぎて受領された転換申請は、翌銀行営業日に処理されるものとする。転換は、評価日に計算される、適用される受益証券1口当たり純資産価格に基づき行われるものとする。受益証券の転換は、双方の関連する受益証券クラスの純資産価額が計算された場合にのみ評価日に行われる。

受益証券の転換申請を処理することにより関連する受益者のある受益証券クラスにおける保有高が英文目論見書に定められる当該クラスの最低保有要件を下回ることになる場合、管理会社は、受益者に追加の通知を行うことなく、かかる転換申請を、当該受益証券クラスにおいて当該受益者が保有するすべての受益証券の転換申請であるものとして扱うことができる。

ある通貨建ての受益証券が他の通貨建ての受益証券に転換される場合、発生する外国為替手数料および転換手数料は考慮の上、控除される。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USDの転換

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USDの転換

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USDの転換

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、申込み、買戻しおよび転換の申請は、ルクセンブルグにおいて銀行が営業を行っている評価日の2銀行営業日前の午後1時（中央欧州標準時）までに、中央管理事務代行会社または管理会社により受益証券の申込申請もしくは買戻申請を受け付ける権限を付与された販売会社に対して書面形式により提出しなければならない。

締切時間を過ぎて受領された申込み、買戻しおよび転換の申請は、翌銀行営業日の午後1時までに受領されたとみなされるものとする。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、各サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、それぞれのサブ・ファンドの参照通貨建てで計算され、ルクセンブルグにおける管理会社が評価日に決定するものとする。評価日がルクセンブルグにおける終日銀行営業日でない場合、当該評価日の純資産価額は、翌銀行営業日に計算される。評価日が、サブ・ファンドの資産の大部分の評価が決定される証券取引所またはその他の市場の所在国の休日に当たる場合、管理会社は、例外として、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を当該日に決定しない旨を決定することができる。

上記の目的において、ファンドの資産および負債は、サブ・ファンド（および各サブ・ファンドの個別の受益証券クラス）に配分されるものとし、その計算は、サブ・ファンドの純資産価額を当該サブ・ファンドの発行済受益証券総口数で除して行われる。当該サブ・ファンドが複数の受益証券クラスを有する場合、当該サブ・ファンドの純資産価額のうち特定のクラスに帰属する部分は、当該クラスの発行済受益証券口数で除す。

代替通貨クラスの純資産価額は、まず、関連するサブ・ファンドの参照通貨建てで計算されるものとする。代替通貨クラスの純資産価額の計算は、参照通貨と当該受益証券クラスの代替通貨の相場の仲値で換算して行われるものとする。

特に、代替通貨クラスの受益証券の申込み、買戻しおよび転換に関する通貨の転換、ならびに代替通貨クラスに関する通貨エクスポージャーのヘッジに伴う経費および費用は、当該代替通貨クラスの純資産価額に反映される。

各サブ・ファンドの資産は、以下のとおり評価されるものとする。

- a) 証券取引所で上場している、または通常取引が行われている証券は、入手可能な直近の売値で評価される。かかる価格が特定の取引日について入手できない場合には、終値の仲値（最終買呼値と最終売呼値の仲値）、またはその代わりとして最終買呼値を評価の基準とすることができる。
- b) 複数の証券取引所で取引されている証券の場合、評価は、当該証券の主要市場である取引所を参照して行われる。
- c) 証券取引所で顕著な取引が行われているわけではないが、証券ディーラー間の取引が規制されている（価格が市況を反映する）流通市場で取引されている証券の場合、評価は、当該流通市場を基準とすることができる。
- d) 規制された市場で取引されている証券は、証券取引所で上場している証券と同じ方法で評価される。
- e) 証券取引所に上場しておらず、規制された市場でも取引されていない証券は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる価格が入手できない場合には、管理会社は、管理会社が定める他の基準に従い、その価値が慎重かつ誠実に推測された推定売値を基準として当該証券を評価する。
- f) デリバティブは、上記に従い取扱う。OTCスワップ取引は、取締役会が定めた手続に従って誠実に決定された買呼値、売呼値または中値に基づき継続的に評価される。買呼値を用いるか、売呼値を用いるか、または中値を用いるかを決定する際、取締役会は、いくつかあるパラメーターの中でとりわけ、予想申込流量または予想買戻流量を考慮する。取締役会の意見においてかかる価値が関連するOTCスワップ取引の公正市場価値を反映していない場合、当該OTCスワップ取引の価値は、取締役会が誠実に決定するか、または取締役会がその裁量により適切とみなすその他の方法により誠実に決定される。

- g) 短期金融商品の評価価格は、純取得価格を基準として、結果として得られる投資利回りが常に一定になるよう、買戻価格に応じて段階的に調整される。市況に重大な変動があった場合、異なる投資対象の評価基準は、新たな市場利回りとは一致するようにする。
- h) UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券は、その直近に計算された純資産価額を基準に、必要に応じて買戻手数料を十分に考慮した上で評価される。UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券について純資産価額が入手できず、買付価格および売却価格のみ入手可能な場合には、当該UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券は、かかる買付価格と売却価格の仲値で評価することができる。
- i) 信託預金および定期預金は、それぞれの額面に経過利息を加算した額で評価される。

上記の評価により得られた金額は、実勢相場の仲値で各サブ・ファンドの参照通貨に転換されるものとする。為替リスクのヘッジ目的で行われた外国為替取引は、かかる転換時に考慮されるものとする。

さらに、特定の受益証券クラスについて、ヘッジ目的またはその他のリスク管理目的で特定の手法が採用された場合、当該取引により生じた損益の金額および関連する経費は、当該受益証券クラスにのみ配分されるものとする。

特定の状況または状況の変化により上記の規則に準拠した評価が不可能または不正確となった場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの資産の適切な評価を得るために、かつ、市場タイミングに関する不正慣行を防止する手段として、他の一般に認められた監査可能な評価原則を用いることができる。

受益証券の純資産価額は、参照通貨の最小単位未満が（場合に応じて）切り上げられ、または切り下げられるものとする。

また、一または複数のサブ・ファンドの純資産価額は、管理会社が受益証券の発行および買戻しを一または複数の他の通貨建てで行うことを決定した場合には、相場の仲値で他の通貨に転換することもできる。管理会社がかかる通貨を定めた場合、当該通貨建ての各受益証券の純資産価額は、最小通貨単位未満が切り上げられ、または切り下げられるものとする。

例外的な状況において、さらなる評価を同日に行うことができる。ただし、かかる評価額は、その後受領した申込みおよび／または買戻しの申請について有効とする。

ファンドの純資産総額は、スイス・フラン建てで計算されるものとする。

純資産価額の調整（単一シングプライシング）

既存受益者を保護するため、英文目論見書に定める条件に従い、サブ・ファンドの受益証券クラス当たりの純資産価額は、特定の評価日において申込みまたは買戻しの申請による純剰余金が生じている場合には、英文目論見書に記載される最大比率により上方修正または下方修正が行われる場合がある。かかる場合、当該特定の評価日における新規投資家および退出投資家の全員に対して同一の純資産価額が適用される。

純資産価額の調整は、特に、各サブ・ファンドにおける申込み、買戻しおよび／または転換により当該サブ・ファンドが負担する取引コスト、税金費用および買呼値と売呼値のスプレッド（ただし、これらに限られない。）をカバーすることを目的としている。これらのコストは、純資産価額の計算に直接組み込まれることにより新規投資家および退出投資家が負担することになるため、既存受益者は、当該コストを間接的に負担する必要がなくなる。

純資産価額は、各評価日に純額取引ベースで調整することができる。取締役会は、純資産価額の調整に適用する閾値（超過すべき純資本流出入額）を設定することができる。受益者は、純資産価額を基準として計算されたパフォーマンスが、純資産価額の調整の結果、正確なポートフォリオのパフォーマンスを反映しない場合があることに留意すべきである。

純資産価額は、各評価日において受領した申込みに関し、発行申込みにより純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引き上げ、または買戻申請により純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引下げが行われる。

例外的な事態においては、管理会社は、受益者の利益のために、上記のスイングファクターの最大値を増加する決定をすることができる。かかる場合、管理会社は、ファンドの約款のに定めるところに従い、投資家に対して通知する。

停止

管理会社は、あるサブ・ファンドの資産の大部分が以下のいずれかに該当する場合、当該サブ・ファンドの純資産価額の計算ならびに／または当該サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を停止することができる。

- a) 証券取引所もしくは市場が公休日以外の日に閉鎖されているために、または当該証券取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている場合において、かかる資産の大部分を評価することができない場合
- b) 政治的、経済的、軍事的、金銭的その他管理会社の支配の及ばない事由によりサブ・ファンドの資産を処分することができないため、またはかかる処分によって受益者の利益が損なわれるため、かかる資産の大部分を自由に処分することができない場合
- c) 通信網の途絶またはその他の理由により評価が不可能となっているためにかかる資産の大部分を評価することができない場合
- d) 外国為替制限もしくはその他の種類の制限により資産の譲渡が実行不可能となっているため、または通常の外国為替レートで取引を実行することができないことが客観的に示されるため、かかる資産の大部分を取引のために利用することができない場合

各サブ・ファンドの受益証券の申込み、買戻しまたは転換を申請するまたはすでに申請した投資者は、遅滞なく停止の通知を受けるものとする。停止の通知はまた、停止が1週間よりも長い期間にわたって継続する可能性があるとして管理会社が判断する場合、後記「(5) その他、約款の変更」に記載されるとおりに公告されるものとする。

あるサブ・ファンドの純資産価額の計算の停止は、他のサブ・ファンドが上記のいずれの状況にも該当しない場合、かかる他のサブ・ファンドの純資産価額の計算には影響を及ぼさないものとする。

(2) 【保管】

受益証券は、記名式または券面のない方式により発行される。管理会社は、その裁量により、受益者名簿に登録された者により券面の発行を明示的に請求された場合を除き、記名式受益証券に関する券面を発行するか否か決定することができる。

(3) 【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドは、存続期間を無期限として設立された。受益者、その法定相続人またはその他の信託受益者は、ファンドまたは一つのサブ・ファンドの分割または清算を請求することはできない。ただし、管理会社は、いつでも、保管受託銀行の承認を受けた上で、ファンドを終了し、個別のサブ・ファンドまたは個別の受益証券クラスを解散することができる。ファンドを清算する旨の決定は、レクエル・エレクトロニク・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン (Recueil Electronique des Sociétés et Associations) (以下「RESA」という。) に公告されるものとし、ルクセンブルグの新聞1紙以上およびファンドの公募が承認されている国においても公告されるものとする。サブ・ファンドを解散する旨の決定は、後記「(5) その他、約款の変更」に従って公告されるものとする。管理会社が清算の決定を行った日以降は、いかなる追加の受益証券も発行されないものとする。ただし、

受益証券は、受益者の公平な取扱いが確保できる場合には、引き続き買戻しを行うことができる。上記に加えて、すべての特定可能な未払費用および手数料の引当てが行われるものとする。

ファンドまたはサブ・ファンドの清算の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に適うようファンドの資産を処分するものとし、保管受託銀行に対し、純清算手取金（清算に係る経費の控除後）を受益者に按分して分配するよう指示するものとする。管理会社がファンドまたはサブ・ファンドを終了せずに受益証券クラスを清算する場合、管理会社は、当該クラスのすべての受益証券を、その当該時点における最新の純資産価額で買い戻さなければならない。買戻通知は、管理会社により公告され、またはルクセンブルグの法令に基づき認められる場合は受益者に通知されるものとし、買戻金は、保管受託銀行または支払事務代行会社により、それぞれの通貨建てで受益者であった者に支払われるものとする。

清算終了時点で受益者に分配できない清算手取金および買戻金は、消滅時効期間が経過するまで、ルクセンブルグの供託金庫に預託されるものとする。

管理会社は、2010年法に定める定義および条件に従い、一または複数のサブ・ファンドの受益証券クラスまたはクラスをファンドの別のサブ・ファンドの受益証券クラスまたはクラスに転換することにより、サブ・ファンドを、消滅サブ・ファンドまたは存続サブ・ファンドとして、ファンドの一または複数のサブ・ファンドと合併する旨決定することができる。かかる場合、各種受益証券クラスに付帯する権利は、当該合併の効力発生日における各受益証券クラスのそれぞれの純資産価額を参照して決定されるものとする。

さらに、管理会社は、2010年法に定める定義および条件に従い、国外または国内で、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを合併UCITSまたは被合併UCITSとして合併する旨決定することができる。

合併は、受益者が自己の受益証券の買戻しまたは転換を請求できるよう、30日以上前に公告されるものとする。

管理会社は、受益者の利益のために受益証券の分割または合併を行うことができる。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、各年の３月31日に終了する。

（５）【その他】

ファンドおよびサブ・ファンドの清算

前記「（３）信託期間」参照。

約款の変更

ファンドの約款は、当初1993年３月19日に発行された。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得た上で、かかる約款を変更することができる。変更はすべて、下記に従い公表され、ルクセンブルグ大公国商業・会社登記所に預託される。約款は、直近では2018年10月29日に変更され、R E S Aにおいて公告される準備中である。約款は、公衆の閲覧に供するため、統合された、法的拘束力を有する形式で、ルクセンブルグ地方裁判所商業・会社登記所に提出される。

新規サブ・ファンドの運用開始に関する情報は、管理会社および販売会社から入手可能である。監査済年次報告書は、各会計年度の末日から４か月以内に、管理会社の登記上の事務所、支払事務代行会社、情報提供代行会社および販売会社において、無料で受益者に提供されるものとする。未監査半期報告書は、該当する会計年度の末日から２か月以内に同様の方法で提供されるものとする。

ファンドに関するその他の情報、ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、各銀行営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

純資産価額は、毎日、インターネット上（www.credit-suisse.com）で公表され、各種新聞紙上で公表される場合もある。

受益者に対する公告（純資産価額の計算の停止に関する情報を含む。）は、インターネット上（www.credit-suisse.com）で行われるものとするが、必要な場合には、R E S Aおよび／または各種新聞紙上で行われるとする。投資者は、英文目論見書、主要投資家情報文書、最新の年次報告書および半期報告書、ならびに約款の写しを、管理会社の登記上の事務所から、およびインターネット上（www.credit-suisse.com）で、入手することができる。関連する契約書および管理会社の定款は、管理会社の登記上の事務所において、通常の営業時間中に閲覧可能である。

新規サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時、既存のサブ・ファンドの受益証券と特徴の類似した受益証券を有する新規サブ・ファンドを設立することができる。管理会社は、随時、いかなるサブ・ファンドにおいても、受益証券の新規クラスまたはタイプを設定し発行することができる。管理会社が新規サブ・ファンドを設立し、および／または受益証券の新規クラスもしくはタイプを設定する場合、該当する詳細は英文目論見書に記載される。受益証券の新規クラスまたはタイプは現在の既存クラスとは異なる特徴を有することができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、期限の定めなく締結されているが、いずれかの当事者が、終了の効力が発生する3か月前に他の当事者に対し書面による事前通知を交付または書留郵便で送付することにより終了させることができる。ただし、いずれかの当事者の当該契約に含まれる規定の違反の場合、期間内に当該違反が治癒されないかぎり、他の当事者に対する書面による30日前の事前通知により契約を終了させることができる。管理会社はファンドの受益者の最大の利益となるとみなされる場合、契約を直ちに終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈され、同法に基づき変更することができる。

保管契約

ファンドを構成する文書に規定される終了要件に従い、保管契約に基づく保管受託銀行の任命は、いずれかの当事者が他の当事者に対し書面による90日前の事前通知（または当事者が合意するより短い期間の通知）により終了するまで効力を有する。

管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行もしくは他の当事者が保管契約に基づく自らの義務もしくは合意されたサービス水準の重大な違反を犯した場合で、是正可能であるにもかかわらず、是正を求める書面による通知を受領してから30日以内にこれを是正しなかったとき、またはC S S Fが一方当事者に付与した認可を取り下げた場合、直ちにまたはその後効力を生じる通知をもって、保管契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈され、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が、契約の他の当事者に規定する住所に、書面による3か月前の事前通知を行うことにより契約が終了するまで効力を有するものとする。中央管理事務代行会社は後継の者が任命されるまでの間、ファンドの利益の保全を確保するために必要な措置を行うことができる。

代行協会員契約

本契約は、日本において要求される限りにおいて管理会社のために任命される後継の代行協会員が任命されていることを条件として、終了日の他の当事者に対する、書面による3か月前の事前通知により契約が終了するまで効力を有するものとする。

販売契約

本契約は、いずれかの当事者が、他の当事者に対する、書面による3か月前の事前通知により終了させることができる。ただし、かかる終了は、本契約により終了日までに日本における販売会社に発生した報酬または費用に影響を及ぼさず、また終了日に進行中の日本における販売会社の義務、責任および取引に影響を及ぼさず、これらの義務、責任および取引は適切に完了されるものとする。

いずれかの当事者が本契約に基づく自らの義務の重大な違反を犯した場合、他の当事者は、書面による15日前の事前通知により本契約を終了させることができる。いずれかの当事者は、他の当事者が清算手続きに入った場合、その債務を履行できない場合、設立準拠法に基づく破産行為を行った場合、その財産のために管財人が任命された場合またはこれらと同等の事象が発生した場合には、書面による通知により本契約を直ちに終了させることができる。

管理会社は、ファンドの投資者の利益のため、本契約を即時に終了することができる。本契約に対するすべての変更および補足は書面によらなければならない。別紙は本契約の規定の一部である。

本契約はルクセンブルグ大公国法に準拠し、これに従って解釈される。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りである。

管理会社は、いずれの投資者也、ファンドおよびその受益者のためにファンドの中央管理事務代行会社が維持する登録口座に当該投資者自身が自らの名義で登録されている場合に限り、ファンドに対して直接、自らの投資者としての権利を完全に行使することができる旨を投資者に注意喚起する。投資者がファンドへの投資を代理人自身の名義で代理人に仲介させる形でファンドへの投資を行った場合、当該投資者は、常に自らの一定の権利をファンドに対して直接行使することができるとは限らない。投資者は、自らの権利について助言を得ることが推奨される。

投資者は、ルクセンブルグのコモン・ファンド（FCP - *fonds commun de placement*）の受益者として投票する権利がないことに留意すべきである。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社、ファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、および日本におけるファンドの受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

弁護士 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、CSインベストメント・ファンズ・12および全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンド（クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD、クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USDおよびクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD）に関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、全文を記載している。
- c. ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文（英文）の財務書類は、スイス・フランおよび米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝120.85円、1米ドル＝109.49円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2021年３月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

CSインベストメント・ファンズ・12

- 結合計算書

純資産計算書（スイス・フランで表示）

	2021年３月31日現在	
	（スイス・フラン）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	4,705,178,784.93	568,620,856
銀行預金およびブローカー預金	90,852,594.13	10,979,536
未収収益	4,895,381.00	591,607
先物為替契約に係る未実現純利益	52,414.15	6,334
	4,800,979,174.21	580,198,333
負債		
銀行およびブローカーへの未払金	967.70	117
未払費用引当金	6,125,037.40	740,211
先物為替契約に係る未実現純損失	35,949,481.95	4,344,495
	42,075,487.05	5,084,823
純資産	4,758,903,687.16	575,113,511

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

CSインベストメント・ファンズ・12

- 結合計算書

運用計算書 / 純資産変動計算書（スイス・フランで表示）

2020年4月1日から
2021年3月31日までの期間
（スイス・フラン） （千円）

期首現在純資産	4,053,317,610.26	489,843,433
収益		
投資証券に係る利息（純額）	20,190,240.05	2,439,991
配当金（純額）	16,305,950.39	1,970,574
銀行利息	896.69	108
証券貸付収益	230,461.19	27,851
その他の収益	124,027.43	14,989
	36,851,575.75	4,453,513
費用		
管理報酬	58,076,281.12	7,018,519
保管報酬	2,799,643.61	338,337
管理事務代行費用	2,689,157.09	324,985
印刷および公告費	104,684.56	12,651
利息および銀行手数料	144,885.64	17,509
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	857,949.61	103,683
年次税	1,113,118.17	134,520
	65,785,719.80	7,950,204
純利益（損失）	(28,934,144.05)	(3,496,691)
実現利益（損失）		
投資対象売却	485,476,699.25	58,669,859
金融先物契約	(39.51)	(5)
先物為替契約	78,962,083.34	9,542,568
外国為替	6,693,349.82	808,891
	571,132,092.90	69,021,313
実現純利益（損失）	542,197,948.85	65,524,622
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	321,831,850.42	38,893,379
先物為替契約	(55,618,232.76)	(6,721,463)
	266,213,617.66	32,171,916
運用の結果による純資産の純増加（減少）	808,411,566.51	97,696,538
申込み / 買戻し		
申込み	672,303,657.50	81,247,897
買戻し	(805,844,610.19)	(97,386,321)

	(133,540,952.69)	(16,138,424)
分配金	(638,485.99)	(77,161)
為替換算調整	31,353,949.07	3,789,125
期末現在純資産	4,758,903,687.16	575,113,511

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスB米ドル（acc）	672327	LU0078041133	1.50%	1.92%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28145643	LU1230136977	0.60%	1.01%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1057436	LU0108835801	0.60%	1.03%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26362734	LU1144411391	1.25%	1.68%
クラスBH円建て（acc）	36829019	LU1614284856	1.50%	2.01%

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2020年	2019年	2018年
クラスB米ドル（acc）	1.49%	/	10.13%	15.75%	- 6.79%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1.72%	/	11.14%	16.79%	- 6.01%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1.72%	/	11.12%	16.75%	- 6.00%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	1.56%	/	10.40%	16.03%	- 6.57%
クラスBH円建て（acc）	1.35%	/	8.70%	12.60%	- 9.20%

注記

先物為替契約

買い		売り		満期日 (日 - 月 - 年)	評価額 (米ドル)
取引相手方					
日本円	129,524,500	米ドル	- 1,194,156	12.04.2021	- 21,847.89
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	24,703,200	米ドル	- 234,006	12.04.2021	- 10,421.01
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	647,476,200	米ドル	- 6,232,997	12.04.2021	- 372,778.54
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	62,437,500	米ドル	- 569,229	12.04.2021	- 4,115.99
Credit Suisse(Schweiz)AG					
豪ドル	440,000	米ドル	- 334,955	11.05.2021	235.06
UBS AG - London - United Kingdom					
スイス・フラン	820,000	米ドル	- 911,235	11.05.2021	- 39,003.91
Credit Suisse(Schweiz)AG					
米ドル	9,380,178	ユーロ	- 7,795,630	11.05.2021	210,118.82
Credit Suisse(Schweiz)AG					
米ドル	1,062,682	カナダ・ドル	- 1,360,000	11.05.2021	- 19,427.86
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	129,524,500	米ドル	- 1,194,522	11.05.2021	- 21,898.75
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	672,179,400	米ドル	- 6,369,334	11.05.2021	- 283,896.78
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	801,703,900	米ドル	- 7,395,750	09.06.2021	- 135,778.97
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
先物為替契約に係る未実現純損失					- 698,815.82

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2021年 3 月31日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	370,121,904.33	40,524,647
銀行預金およびブローカー預金	9,563,731.94	1,047,133
未収収益	376,406.76	41,213
	380,062,043.03	41,612,993

負債		
銀行およびブローカーへの未払金	203.71	22
未払費用引当金	492,110.43	53,881
先物為替契約に係る未実現純損失	698,815.82	76,513
	1,191,129.96	130,417

純資産	378,870,913.07	41,482,576
------------	----------------	------------

ファンドの推移	2021年 3 月31日現在	2020年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在
純資産総額（米ドル）	378,870,913.07	287,121,088.45	322,314,020.43

1口当たり純資産価格			
クラスB米ドル（acc）	334.11	263.06	278.37
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1,395.17	1,088.44	1,141.26
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1,517.11	1,183.80	1,241.64
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	136.43	107.15	113.11
クラスBH円建て（acc）	11,580.00	9,197.00	9,994.00

発行済受益証券口数	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラスB米ドル（acc）	684,695.650	699,546.663	97,738.644	112,589.657
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	14,688.364	15,811.165	643.942	1,766.743
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	32,550.799	25,773.024	13,835.127	7,057.352
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	424,058.484	406,072.113	63,418.333	45,431.962
クラスBH円建て（acc）	213,492.621	139,262.432	74,230.189	0.000

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

運用計算書 / 純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2020年4月1日から 2021年3月31日までの期間 （米ドル）	（千円）
期首現在純資産	287,121,088.45	31,436,888
収益		
投資証券に係る利息（純額）	1,711,063.75	187,344
配当金（純額）	957,080.62	104,791
銀行利息	11.84	1
証券貸付収益	12,834.21	1,405
その他の収益	6,512.65	713
	2,687,503.07	294,255
費用		
管理報酬	4,371,490.29	478,634
保管報酬	211,542.72	23,162
管理事務代行費用	203,080.90	22,235
印刷および公告費	10,208.33	1,118
利息および銀行手数料	1,630.70	179
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	102,304.31	11,201
年次税	88,262.48	9,664
	4,988,519.73	546,193
純利益（損失）	(2,301,016.66)	(251,938)
実現利益（損失）		
投資対象売却	44,967,575.94	4,923,500
金融先物契約	(5.27)	(1)
先物為替契約	(651,697.27)	(71,354)
外国為替	117,461.87	12,861
	44,433,335.27	4,865,006
実現純利益（損失）	42,132,318.61	4,613,068
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	36,142,318.52	3,957,222
先物為替契約	(871,895.26)	(95,464)
	35,270,423.26	3,861,759
運用の結果による純資産の純増加（減少）	77,402,741.87	8,474,826
申込み / 買戻し		
申込み	66,364,830.34	7,266,285

買戻し	(52,017,747.59)	(5,695,423)
	14,347,082.75	1,570,862
期末現在純資産	378,870,913.07	41,482,576

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスB米ドル（acc）	672380	LU0078042453	1.70%	2.15%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28146665	LU1230137272	0.60%	1.03%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26362879	LU1144411631	1.40%	1.85%
クラスBH円建て（acc）	36829025	LU1614285234	1.70%	2.24%

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2020年	2019年	2018年
クラスB米ドル（acc）	3.05%	/	11.57%	19.45%	- 8.85%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	3.33%	/	12.83%	20.76%	- 7.93%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	3.12%	/	11.91%	19.79%	- 8.58%
クラスBH円建て（acc）	2.88%	/	10.16%	16.43%	- 14.64%

注記

先物為替契約

買い		売り		満期日 (日 - 月 - 年)	評価額 (米ドル)
取引相手方					
米ドル	45,237	日本円	- 4,999,991	06.04.2021	- 14.61
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	4,978,700	米ドル	- 45,047	12.04.2021	14.15
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	71,674,100	米ドル	- 660,802	12.04.2021	- 12,089.82
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	19,763,400	米ドル	- 181,949	12.04.2021	- 3,073.44
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	146,913,900	米ドル	- 1,414,282	12.04.2021	- 84,584.35
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	29,706,500	米ドル	- 272,926	12.04.2021	- 4,056.62
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	21,956,900	米ドル	- 207,991	12.04.2021	- 9,262.49
Credit Suisse(Schweiz)AG					
スイス・フラン	400,000	米ドル	- 444,505	11.05.2021	- 19,026.30
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	168,870,800	米ドル	- 1,600,160	11.05.2021	- 71,323.04
Credit Suisse(Schweiz)AG					
米ドル	999,465	ユーロ	- 830,630	11.05.2021	22,388.30
Credit Suisse(Schweiz)AG					
英ポンド	60,000	米ドル	- 82,247	11.05.2021	545.58
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	71,674,100	米ドル	- 661,005	11.05.2021	- 12,117.97
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	240,544,900	米ドル	- 2,219,036	09.06.2021	- 40,739.40
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
先物為替契約に係る未実現純損失					- 233,340.01

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2021年 3 月31日現在			
	(米ドル)	(千円)		
資産				
投資証券 - 時価	115,340,790.36	12,628,663		
銀行預金およびブローカー預金	3,109,816.94	340,494		
未収収益	63,929.45	7,000		
	118,514,536.75	12,976,157		
負債				
銀行およびブローカーへの未払金	12.40	1		
未払費用引当金	177,810.04	19,468		
先物為替契約に係る未実現純損失	233,340.01	25,548		
	411,162.45	45,018		
純資産	118,103,374.30	12,931,138		
ファンドの推移				
	2021年 3 月31日現在	2020年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在	
純資産総額 (米ドル)	118,103,374.30	86,710,192.70	117,169,163.33	
1 口当たり純資産価格				
クラス B 米ドル (acc)	332.58	241.43	265.84	
クラス EB - 元本成長型 (米ドル)	1,498.08	1,075.41	1,170.99	
クラス UB - 元本成長型 (米ドル)	148.17	107.24	117.73	
クラス BH 円建て (acc)	11,953.00	8,749.00	9,875.00	
発行済受益証券口数				
	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラス B 米ドル (acc)	258,650.331	279,926.486	40,095.990	61,372.145
クラス EB - 元本成長型 (米ドル)	6,994.646	6,868.650	1,757.760	1,631.764
クラス UB - 元本成長型 (米ドル)	98,314.880	96,546.555	19,403.095	17,634.770
クラス BH 円建て (acc)	65,042.951	17,118.374	48,445.284	520.707

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

運用計算書／純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2020年4月1日から 2021年3月31日までの期間 （米ドル）	（千円）
期首現在純資産	86,710,192.70	9,493,899
収益		
投資証券に係る利息（純額）	266,277.08	29,155
配当金（純額）	458,245.23	50,173
銀行利息	47.88	5
証券貸付収益	2,012.26	220
その他の収益	972.01	106
	727,554.46	79,660
費用		
管理報酬	1,648,713.71	180,518
保管報酬	65,739.48	7,198
管理事務代行費用	63,109.86	6,910
印刷および公告費	6,425.52	704
利息および銀行手数料	413.39	45
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	57,107.47	6,253
年次税	28,691.79	3,141
	1,870,201.22	204,768
純利益（損失）	(1,142,646.76)	(125,108)
実現利益（損失）		
投資対象売却	16,751,611.14	1,834,134
金融先物契約	(0.34)	(0)
先物為替契約	(229,222.42)	(25,098)
外国為替	46,532.83	5,095
	16,568,921.21	1,814,131
実現純利益（損失）	15,426,274.45	1,689,023
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	17,123,234.86	1,874,823
先物為替契約	(236,256.82)	(25,868)
	16,886,978.04	1,848,955

運用の結果による純資産の純増加（減少）	32,313,252.49	3,537,978
申込み / 買戻し		
申込み	22,571,698.47	2,471,375
買戻し	(23,491,769.36)	(2,572,114)
	(920,070.89)	(100,739)
期末現在純資産	118,103,374.30	12,931,138

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスA - 分配型（米ドル）	672336	LU0078046876	1.30%	1.72%
クラスB米ドル（acc）	672337	LU0078046959	1.30%	1.72%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28145654	LU1230137199	0.60%	1.00%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	28234308	LU1230137439	0.60%	1.02%
クラスUA - 分配型（米ドル）	26362951	LU1144412100	1.05%	1.47%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26364579	LU1144412282	1.05%	1.47%
クラスBH円建て（acc）	36829010	LU1614284344	1.30%	1.81%

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2020年	2019年	2018年
クラスA - 分配型（米ドル）	0.03%	/	7.98%	12.25%	- 4.83%
クラスB米ドル（acc）	0.03%	/	7.98%	12.26%	- 4.83%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	0.20%	/	8.76%	13.05%	- 4.17%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	0.20%	/	8.73%	13.01%	- 4.21%
クラスUA - 分配型（米ドル）	0.08%	/	8.25%	12.52%	- 4.60%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	0.09%	/	8.25%	12.53%	- 4.61%
クラスBH円建て（acc）	- 0.13%	/	6.61%	9.14%	- 7.29%

分配金

	分配落ち日 (日 - 月 - 年)	金額
クラスA - 分配型（米ドル）	19.05.2020	0.51
クラスUA - 分配型（米ドル）	19.05.2020	0.62

注記

先物為替契約

買い		売り		満期日 (日 - 月 - 年)	評価額 (米ドル)
取引相手方					
日本円	102,939,900	米ドル	- 944,651	12.04.2021	- 12,956.44
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
米ドル	153,584	日本円	- 16,711,800	12.04.2021	2,327.67
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	101,634,100	米ドル	- 937,020	12.04.2021	- 17,143.41
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
日本円	42,070,800	米ドル	- 398,525	12.04.2021	- 17,747.51
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	45,663,500	米ドル	- 421,865	12.04.2021	- 8,570.45
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	116,859,100	米ドル	- 1,124,956	12.04.2021	- 67,280.57
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	111,072,500	米ドル	- 1,020,470	12.04.2021	- 15,167.66
Credit Suisse(Schweiz)AG					
米ドル	182,703	豪ドル	- 240,000	11.05.2021	- 128.19
UBS AG - London - United Kingdom					
米ドル	17,077,799	ユーロ	- 14,192,930	11.05.2021	382,547.87
Credit Suisse(Schweiz)AG					
日本円	158,929,900	米ドル	- 1,505,964	11.05.2021	- 67,124.47
Credit Suisse(Schweiz)AG					
ユーロ	1,000,000	米ドル	- 1,179,691	11.05.2021	- 3,406.00
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	101,634,100	米ドル	- 937,307	11.05.2021	- 17,183.32
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
スイス・フラン	620,000	米ドル	- 688,982	11.05.2021	- 29,490.76
Credit Suisse(Schweiz)AG					
米ドル	1,578,395	カナダ・ドル	- 2,020,000	11.05.2021	- 28,856.09
UBS AG - London - United Kingdom					
日本円	260,564,000	米ドル	- 2,403,713	09.06.2021	- 44,129.90
Citibank N.A.- London - United Kingdom					
先物為替契約に係る未実現純利益					55,690.77

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2021年 3 月31日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	386,948,350.74	42,366,975
銀行預金およびブローカー預金	8,157,595.01	893,175
未収収益	664,548.79	72,761
先物為替契約に係る未実現純利益	55,690.77	6,098
	395,826,185.31	43,339,009

負債		
銀行およびブローカーへの未払金	321.08	35
未払費用引当金	463,345.62	50,732
	463,666.70	50,767

純資産	395,362,518.61	43,288,242
------------	----------------	------------

ファンドの推移	2021年 3 月31日現在	2020年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在
純資産総額（米ドル）	395,362,518.61	322,987,349.64	339,693,928.62

1口当たり純資産価格			
クラスA - 分配型（米ドル）	166.52	142.32	147.33
クラスB米ドル（acc）	305.91	260.56	267.37
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1,284.89	1,086.57	1,106.98
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1,277.39	1,080.46	1,101.16
クラスUA - 分配型（米ドル）	119.55	102.17	105.78
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	125.07	106.27	108.77
クラスBH円建て（acc）	10,931.00	9,395.00	9,895.00

発行済受益証券口数	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラスA - 分配型（米ドル）	133,040.611	127,678.938	13,476.736	8,115.063
クラスB米ドル（acc）	819,194.754	802,905.053	107,240.558	90,950.857
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	6,867.893	7,536.944	1,167.518	1,836.569
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	40,045.194	38,177.192	3,653.239	1,785.237
クラスUA - 分配型（米ドル）	175,582.524	154,698.126	34,368.667	13,484.269
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	258,097.873	261,511.165	80,702.678	84,115.970
クラスBH円建て（acc）	94,597.460	29,610.678	65,489.597	502.815

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

運用計算書／純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2020年4月1日から 2021年3月31日までの期間 (米ドル)	(千円)
期首現在純資産	322,987,349.64	35,363,885
収益		
投資証券に係る利息（純額）	2,881,766.59	315,525
配当金（純額）	595,096.00	65,157
銀行利息	107.80	12
証券貸付収益	22,060.86	2,415
その他の収益	8,539.44	935
	3,507,570.69	384,044
費用		
管理報酬	4,173,766.97	456,986
保管報酬	225,438.57	24,683
管理事務代行費用	216,664.09	23,723
印刷および公告費	12,883.61	1,411
利息および銀行手数料	1,760.46	193
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	97,974.73	10,727
年次税	97,567.13	10,683
	4,826,055.56	528,405
純利益（損失）	(1,318,484.87)	(144,361)
実現利益（損失）		
投資対象売却	44,817,992.55	4,907,122
金融先物契約	(10.11)	(1)
先物為替契約	(1,490,900.24)	(163,239)
外国為替	(90,583.74)	(9,918)
	43,236,498.46	4,733,964
実現純利益（損失）	41,918,013.59	4,589,603
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	13,970,115.47	1,529,588
先物為替契約	135,908.43	14,881
	14,106,023.90	1,544,469

運用の結果による純資産の純増加（減少）	56,024,037.49	6,134,072
申込み / 買戻し		
申込み	60,602,580.39	6,635,377
買戻し	(44,091,308.84)	(4,827,557)
	16,511,271.55	1,807,819
分配金	(160,140.07)	(17,534)
期末現在純資産	395,362,518.61	43,288,242

注記は当財務書類の一部である。

注記（2021年3月31日現在）**一般事項**

CSインベストメント・ファンズ・12（以下「ファンド」という。）は、サブ・ファンドを有するルクセンブルグのミューチュアル・インベストメント・ファンド（以下「アンブレラ・ファンド」という。）である。ファンドは、改正済みの2010年12月17日法パートIに基づく譲渡性のある証券を集团的投資の対象とする投資信託としてルクセンブルグにおいて登録されている。

2021年3月31日現在、ファンドは9本のサブ・ファンドを有する。

変更：

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイの決定に従い、クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レディット・EURは、2020年7月1日付でクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EURに合併された。

重要な会計方針の要約**a）財務書類の表示**

ファンドの財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成される。

b）各サブ・ファンドの純資産価額の計算

各サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、それぞれのサブ・ファンドの参照通貨で計算され、管理会社が、ルクセンブルグにおいて銀行が、通常、全日営業を行っている各銀行営業日（以下「評価日」という。）にルクセンブルグにおいて決定するものとする。各サブ・ファンドの純資産価額は、同日までに発生した収益／費用、および直近の入手可能な市場価格に基づく純資産の評価に基づいて、毎日決定される。

財務書類は、2021年3月31日現在の投資の市場価格に基づく2021年3月31日現在の純資産価額を反映している。

投資運用会社は、申込みまたは買戻しの結果として望ましい資産配分を維持するために取引を行う必要があり、これにより、サブ・ファンドおよびその受益者に追加費用が発生する可能性がある。このため、既存受益者の利益を保護するために、これらの元本の変動から、元本の変動純額が管理会社の取締役会により予め定められた閾値を超える場合、1口当たりの純資産価格の調整が適用される。この調整は、これらの取引の結果としてサブ・ファンドが負担する可能性がある見積税額および取引費用、ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積売買差額を反映している。適用されているスイングファクターの妥当性を検証するために、定期的な見直しが行われる。

統計情報に開示されている1口当たりの純資産価格は、公表されている1口当たりの純資産価格であるのに対し、純資産計算書に開示されている純資産総額は、期末のスイング調整を除いた純資産総額である。

ファンドは、部分的にスイングプライシングを適用する。計算される純資産価額は、各評価日において受領した申込みに関し、発行申込みにより純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引き上げ、または買戻申請により純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引下げが行われる。

2021年3月31日現在、年次報告書に含まれるサブ・ファンドに適用されたスイングプライシングはなかった。

c) 各サブ・ファンドの投資証券の評価

証券取引所に上場されている、または通常の取引が行われている証券は、入手可能な直近の売値で評価される。かかる価格が特定の取引日について入手できない場合、最終の仲値（最終買呼値と最終売呼値の仲値）またはその代わりとして最終買呼値を評価の基準とすることができる。

複数の証券取引所で取引されている証券の場合、評価は当該証券の主要市場である取引所を参照して行われる。

証券取引所での取引が顕著ではないが、証券ディーラー間の取引が規制されている（価格が市況を反映する）流通市場で取引されている証券の場合、評価は、当該流通市場を基準とすることができる。

規制された市場で取引されている証券は、証券取引所に上場されている証券と同じ方法で評価される。

証券取引所に上場されておらず、規制された市場でも取引されていない証券は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる価格が入手できない場合、管理会社は、管理会社が定める他の基準に従い、その価値が慎重かつ誠実に見積られた推定売値を基準として当該証券を評価する。

特定の状況または状況の変化により上記の規則に準拠した評価が不可能または不正確となった場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの資産の適切な評価を得るために、他の一般に認められた監査可能な評価原則を用いることができる。

d) 銀行預金およびブローカー預金

銀行預金およびブローカー預金には、手許現金、追加証拠金、要求払預金および当座借越が含まれる。

e) 各サブ・ファンドの投資対象売却に係る実現純損益

証券の売却に係る実現損益は、平均取得原価に基づき計算される。

f) 為替換算

財務書類は、各サブ・ファンドの参照通貨で維持され、結合財務書類はスイス・フランで維持される。

銀行預金、その他の純資産および各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建てのポートフォリオ証券の価額は、評価日の実勢為替レートで参照通貨に換算される。

各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての収益および費用は、それらがサブ・ファンドに発生した日に適用される為替レートで参照通貨に換算される。

為替差損益は、運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての証券の取得原価は、取得日に有効な為替レートで参照通貨に換算される。

g) 各サブ・ファンドの投資証券取引

投資証券取引は、取引日ベースで計上される。

h) 各サブ・ファンドの金融先物契約の評価

期日未到来の金融先物契約は、当該日時点の実勢市場レートで評価日に評価し、その結果生じた未実現損益の変動は、運用計算書／純資産変動計算書に計上され、金融先物契約の未実現損益として純資産計算書に表示される。実現損益もまた、「金融先物契約の実現純損益」として運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

i) 各サブ・ファンドの先物為替契約の評価

期日未到来の先物為替契約は、当該日時点の実勢先物為替レートで評価日に評価し、その結果生じた未実現損益の変動は、運用計算書／純資産変動計算書に計上され、先物為替契約の未実現損益として純資産計算書に表示される。実現損益もまた、「先物為替契約の実現純損益」として運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

j) 未払費用の割り当て

サブ・ファンドに直接割り当てられる未払費用は、当該サブ・ファンドに請求される。直接割り当てることができない未払費用は、各サブ・ファンドの純資産額に比例してサブ・ファンドの間で分割される。

k) 証券貸付

ファンドは、サブ・ファンドのポートフォリオに含まれる証券の貸付を行うことができる。ファンドは、公認の証券補償機関またはこの種の業務に特化した一流の金融機関が組織する証券貸付の標準化されたシステムの範囲内でのみ証券を貸付けることができる。証券貸付からの収益は、証券貸付からの総収益から、証券貸付の当事者になる取引相手方が保持する直接的および間接的な費用および手数料を差し引いたものを示している。

l) 収益の認識

配当収益は、源泉徴収税を控除した後、分配落ち日に計上される。利息収益は、源泉徴収税を控除し、比例配分ベースで発生する。

管理報酬

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

管理会社は、そのサービスに対する報酬および費用の払い戻しとして、管理報酬（サブ・ファンドごとの詳細を参照）を受け取る権利を有する。かかる報酬は、該当月における各受益証券クラスの平均日次純資産価額に基づき計算され、各月の月末に支払われる。さらに、管理報酬には前期に関連してこの期間に請求された管理報酬の調整額を含んでいる。

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドから当該報酬および手数料を受け取る。かかる報酬および手数料は、関連するサブ・ファンドの純資産に対する割合で計算された報酬および取引ベースの手数料から構成される。

年次税

現行法および規則に基づき、ファンドは、ルクセンブルグにおいてその投資に基づき年率0.05%の年次税を課される。かかる年次税は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産に基づき計算され、四半期ごとに支払われる。機関投資家のみが取得できる受益証券クラスの場合、年間税率は0.01%である。

ルクセンブルグ法に基づくその他の投資信託に投資される純資産の部分は、当該税金を免除される。

総費用比率（TER）

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

ＴＥＲは、ファンドの資産に継続的に請求されるすべての費用および手数料の合計を表しており、その平均資産に対する比率として遡及的に行われる。

ＴＥＲは、ＳＦＡＭＡ^{*} ガイドラインに従って計算される。

期末まで６か月以内に開始された受益証券について、ＴＥＲは開示されていない。また報告年度中に償還された受益証券についても開示されていない。

サブ・ファンドが、ファンド・オブ・ファンズとして、その純資産の少なくとも10%を投資対象ファンドに投資する場合、ファンド・オブ・ファンズのＴＥＲの構成は以下のように計算される。

パフォーマンス関連の報酬を含む個々の投資対象ファンドの比例ＴＥＲは、期末日時点のファンド・オブ・ファンズの総資産に占める割合に応じて加重され、ファンド・オブ・ファンズのＴＥＲから報告年度中に投資対象ファンドから受け取った遡及手数料を差し引く。

^{*} 2020年９月25日付で、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（ＳＦＡＭＡ）はアセット・マネジメント・プラットフォーム（ＡＭＰ）と合併し、アセット・マネジメント・アソシエーション・スイス（ＡＭＡＳ）となった。

証券ポートフォリオの構成の変動

報告年度中の証券ポートフォリオの構成の変動については、管理会社の登録事務所またはファンドが登録されている国の現地代理店において、受益者は無料で入手することができる。

為替レート

結合財務書類は、スイス・フランで維持される。このため、サブ・ファンドの財務書類は、2021年3月31日現在の為替レートでスイス・フランに換算される。

1 ユーロ = 1.106150 スイス・フラン

1 米ドル = 0.941164 スイス・フラン

ファンドのパフォーマンス

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

Y 年のパフォーマンスは、Y 年（それぞれ Y - 1 年）の最終営業日に計算された純資産価額に基づく。当該純資産価額は、Y 年（それぞれ Y - 1 年）の最終営業日における投資の市場価格を反映している。

年初来のパフォーマンスは、2021年1月1日から2021年3月31日までの期間が含まれる。

過去のパフォーマンスは、現在および将来のパフォーマンスの指標にならない。

パフォーマンス・データは、ファンド受益証券の購入または買戻しにかかる手数料および費用を考慮していない。

3 年以上前に運用を開始した受益証券について、設定来のパフォーマンスは開示されない。

分配型受益証券のパフォーマンスには、分配金の再投資が含まれる。

パフォーマンスは、受益証券 1 口当たりのスイング済み純資産価格に基づき計算される。

証券貸付

サブ・ファンドは、以下のとおりチューリッヒのクレディ・スイス（スイス）リミテッドとの「証券貸付」システムに参加した。

サブ・ファンド	通貨	貸株時価	担保時価
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	ユーロ	7,400,872.00	7,783,769.01
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	スイス・フラン	36,094,661.00	37,962,081.17
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	米ドル	6,775,498.00	7,126,040.19
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	ユーロ	105,070.00	110,505.98
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	スイス・フラン	1,587,480.00	1,669,611.04
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	米ドル	0.00	0.00
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	ユーロ	29,039,410.00	30,541,814.47
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	スイス・フラン	50,504,366.00	53,117,297.37
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	米ドル	18,554,038.00	19,513,963.48

証券貸付相手方がファンドに引き渡す担保は、以下で構成される十分に分散されたポートフォリオから成る。

- ・ 政府、政府機関、公法で規制されている団体または厳選された O E C D 加盟国による企業（クレディ・スイスの関連会社を除く）が発行または保証する高格付けの債券
- ・ 国際機関による高格付けの債券
- ・ 受益証券が主要インデックスと流動性インデックスに組み入れられることを条件に、O E C D において特定の証券取引所に上場されている株式

担保の時価の決定は、担保の種類のボラティリティに適合した適切なヘアカットの適用を条件とする。

運用計算書／純資産変動計算書の「証券貸付収益」に記載されている収益は、貸付元本から受領した純額である。直接および間接的な運用費用および手数料は、その手数料から負担され、元本が負う債務リスクを含む。

2021年3月31日に終了した年度において、元本に対し支払われた手数料は以下のとおりある。

サブ・ファンド	通貨	証券貸付 総額	証券貸付の 取引相手方 による	証券貸付 利益純額
			費用および 手数料	
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	ユーロ	27,815.50	11,126.20	16,689.30
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	スイス・フラン	78,613.13	31,445.25	47,167.88
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	米ドル	21,390.35	8,556.14	12,834.21
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	ユーロ	6,113.93	2,445.57	3,668.36
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	スイス・フラン	12,314.20	4,925.68	7,388.52
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	米ドル	3,353.77	1,341.51	2,012.26
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	ユーロ	66,286.62	26,514.65	39,771.97
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	スイス・フラン	104,553.30	41,821.32	62,731.98
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	米ドル	36,768.10	14,707.24	22,060.86

取引費用

取引費用には、（年度中に発生した場合）ブローカー手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料が含まれる。取引手数料は、証券の売買費用に含まれる。

2021年3月31日に終了した年度において、ファンドは以下のとおり、投資証券の売買および類似の取引（デリバティブ商品またはその他の適格資産を含む）に関連する取引費用を負担した。

サブ・ファンド	通貨	取引費用
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	ユーロ	205,087.96
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	スイス・フラン	379,343.53
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	米ドル	131,408.72
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	ユーロ	66,376.25
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	スイス・フラン	86,136.60
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	米ドル	49,357.72
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	ユーロ	265,562.92
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	スイス・フラン	373,701.83
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	米ドル	124,364.11

すべての取引費用が個別に特定できるわけではない。確定利付証券、先物為替契約およびその他のデリバティブ契約の一部について、取引費用は投資対象の売買価格に含まれる。これらの取引費用は、個別には特定できないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスの範囲内で把握される。

グローバル・エクスポージャー

グローバル・エクスポージャーは、各サブ・ファンドのコミットメント・アプローチに基づき計算される。

金融デリバティブ商品

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を目的としてデリバティブ取引を行うことができる。デリバティブの詳細は、注記のページに表示される。保有するデリバティブの種類によっては、取引相手方エクスポージャーを軽減するために、異なる取引相手方からの担保を受け入れることがある。その他の種類のデリバティブについて、証拠金勘定を使用する場合がある。

2021年3月31日現在、取引相手方リスクを軽減するために、ファンドが受け入れた担保はなかった。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

2019年の終わり以来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行は世界的にみられる。

管理会社の取締役会および投資運用会社は、ウイルスの拡大抑制に向けた各国政府の取り組みを注視し、我々のポートフォリオの投資への経済的影響（もしあれば）を監視し続けている。

ブレグジット

指令2009/65/ECにおける投資家への開示に関する規則によれば、UCITS管理会社は、英国の欧州連合（EU）離脱（ブレグジット）および2020年12月31日現在の移行期間終了の結果を投資家に通知するために、数多くの措置を講じなければならない。特に、指令2009/65/ECの第72条および第78条に従い、UCITS管理会社は、目論見書の必須要素および主要投資家情報文書を最新の状態に保たなければならない。これには、管理会社が認可されており、UCITSが国境を越えて管理または販売されている加盟国に関する情報が含まれる。

さらに、UCITS管理会社は、投資ファンドの法的地位の変更が、投資家に以前伝えられたファンドの投資戦略の遵守に影響を与えるかどうかを評価しなければならない。

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイは依然としてルクセンブルグに所在し、CSSFの認可を受けているため、ブレグジットによる全般的な影響は極めて限定的である。また、投資家に以前伝えられたファンドの投資戦略の遵守に重大な影響はない。CSインベストメント・ファンズ・12はUCITSファンドのままであり、ポートフォリオ運用の委任先も任命された保管受託銀行も変更はなかった。

過去に販売のために英国内で登録されたサブ・ファンドは、一時的許可制度（TPR）の下で、英国の金融行動監視機構（FCA）に通知された。その結果、CSインベストメント・ファンズ・12および通知されたサブ・ファンドは、最大3年間続くTPR期間中、英国で一般に販売する資格を引き続き有している。管理会社が、英国の新たに適用される各国内法の下で、TPR終了前にサブ・ファンドの登録を行わないことを決定した場合、かかるTPR登録は、FCAへの登録解除の通知なしに自動的に終了する。

投資ガイドラインが、ヨーロッパ、EUまたは欧州経済領域（EEA）という指定を用いて地理的範囲を決定した場合、地理的範囲は現状のままであるという趣旨の修正が投資ガイドラインになされた。すなわち、英国への投資は原則として引き続き許可され、投資家にとってこの点で何も変わらない。但し、一部の商品が、英国法の下で上場デリバティブ（ETD）としてではなく、EU法の下で店頭デリバティブ（OTC）として適格となる場合はある。対象となる投資は、ブレグジット後に適格な投資対象から外れる可能性があるかどうか商品／資産タイプに応じて調査され、必要に応じて、売却された。

EUおよび国内法を継続的に遵守するために必要な場合、トレードフローは新たな要件を満たすように再調整されている。例えば、あるデリバティブ・カテゴリーに対するMIFIRに基づくデリバティブ取引義務（DTO）を遵守するために、英国の多角的取引施設（MTFs）はEUに所在するMTFsに置き換えられた。

2021年1月1日から2022年6月30日までの18ヶ月間有効である英国の中央清算機関（CCPs）に関する一時的な同等性の決定が終了することを見据え、英国の中央清算機関からEUの承認または認定を受けた中央清算機関に清算業務を移行させるための準備措置が2020年10月に遡って開始された。

CSインベストメント・ファンズ・12の投資家については、ブレグジット移行期間終了後も、地理的市場および商品タイプに対するエクスポージャーならびに法域内のファンド株式／受益証券の利用可能性は変わっていない。

後発事象

当期末以降に生じた重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

CSインベストメント・ファンズ・12（2021年3月31日現在、監査済年次報告書）

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

投資有価証券明細表

国別内訳		投資有価証券明細表			
				純資産	
		銘柄	数量 / 時価	比率	
			額面 (米ドル)	(%)	
証券取引所または他の組織された市場に上場されている証券					
株式					
国別内訳	ルクセンブルグ	CHF ABB REG	2,054	62,329.45	0.02
	アメリカ合衆国	USD ABBVIE	6,096	659,709.12	0.17
	アイルランド	USD ACCENTURE A	2,139	590,898.75	0.16
	ドイツ	CHF ADECCO REG	521	35,229.18	0.01
	国際機関	EUR ADIDAS REG	140	43,801.08	0.01
	オランダ	USD ADOBE	1,533	728,742.21	0.19
	オーストラリア	EUR AIR LIQUIDE	348	56,974.31	0.02
	スイス	CHF ALCON INC	437	30,728.61	0.01
	カナダ	EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	307	78,315.35	0.02
	メキシコ	USD ALPHABET A	1,813	3,739,348.76	0.99
	フランス	USD AMAZON.COM	725	2,243,208.00	0.59
	ノルウェー	USD AMGEN	1,892	470,748.52	0.12
	イタリア	USD APPLE	18,116	2,212,869.40	0.58
	スペイン	EUR ASML HOLDING	313	190,188.22	0.05
	ベルギー	EUR AXA	1,418	38,139.58	0.01
	ポーランド	CHF BALOISE-HOLDING REG	177	30,240.85	0.01
	ポルトガル	CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	4	391.86	0.00
	フィンランド	EUR BASF REG	677	56,365.84	0.01
	オーストリア	EUR BBVA REG	8,000	41,615.02	0.01
	合計	EUR BMW	244	25,370.83	0.01
業種別内訳	投資信託 / ファンド	USD BRISTOL MYERS SQUIBB	7,788	491,656.44	0.13
	国および中央政府	CHF CEMBRA MONEY REG	159	17,586.63	0.00
	銀行・その他の金融機関	CHF CIE FINANCIERE RICHEMONT (REG. SHARES)	773	74,526.88	0.02
	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	USD CISCO SYSTEMS	14,570	753,414.70	0.20
	コンピュータハードウェア・ネットワーク	CHF CLARIANT (REG. SHARES)	826	16,727.75	0.00
	医薬品・化粧品・医療品	USD COCA-COLA	13,498	711,479.58	0.19
	食品・清涼飲料	EUR CRH PLC	579	27,199.53	0.01
	金融・投資・その他の多角化企業	CHF CS GROUP (REG. SHARES)	3,559	37,444.29	0.01
	通信	EUR DANONE	455	31,283.55	0.01
	国際機関	EUR DASSAULT SYSTEMES	96	20,579.97	0.01
	小売り・百貨店	EUR DEUTSCHE BOERSE REG	140	23,315.60	0.01
	エネルギー・水道	EUR ENEL	5,996	59,851.01	0.02
	電子・半導体	EUR ESSLORLUXOTTICA	209	34,106.79	0.01
	カントン（州）・連邦国家・プロビンス（州）	CHF FLUGHAFEN ZUERICH	11	1,815.09	0.00
	宿泊・仕出し・娯楽施設	CHF GEBERIT	37	23,650.71	0.01
	公共・非営利機関	CHF GIVAUDAN REG	19	73,523.84	0.02
	建築材・建設業	USD HOME DEPOT	3,785	1,155,371.25	0.30
	各種消費財	EUR IBERDROLA	5,138	66,335.03	0.02
	自動車	CHF IDORSIA LTD	258	6,946.42	0.00
	繊維・衣服・革製品	EUR INDITEX	805	26,585.87	0.01
交通・運輸	機械工学・産業機器	EUR ING GROUP	2,877	35,274.11	0.01
	バイオテクノロジー	USD INTEL	14,348	918,272.00	0.24
	保険会社	EUR INTESA SANPAOLO	12,193	33,110.47	0.01
	電気機器・部品	USD JOHNSON & JOHNSON	9,021	1,482,601.35	0.39
	化学	USD JP MORGAN CHASE	10,508	1,599,632.84	0.42
	石油	CHF JULIUS BAER GRUPPE	27	1,733.90	0.00
	各種サービス	EUR KERING	55	38,047.99	0.01
	写真・光学	EUR KON DSM	127	21,538.67	0.01
	ヘルスケア・社会福祉	EUR KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE	811	22,637.75	0.01
	グラフィック出版・印刷メディア	CHF KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL	6	1,719.36	0.00
	時計・宝飾品	CHF LAFARGEHOLCIM REG	1,117	65,916.43	0.02
	不動産	CHF LANDIS+GYR GROUP AG	167	11,285.17	0.00
	合計	USD LINDE PLC	1,808	506,493.12	0.13
機械工学・産業機器	バイオテクノロジー	CHF LINDT & SPRUENGLI	2	17,531.48	0.00
	保険会社	CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	418	44,031.13	0.01
	電気機器・部品	CHF LONZA REG	93	52,213.21	0.01
	化学	EUR L'OREAL	185	71,056.29	0.02
	石油	USD MASTERCARD	2,904	1,033,969.20	0.27
	各種サービス	USD MCDONALD'S	2,545	570,436.30	0.15
	写真・光学	USD MERCK & CO	8,725	672,610.25	0.18
	ヘルスケア・社会福祉	USD MICROSOFT	20,269	4,778,822.13	1.26
	グラフィック出版・印刷メディア	EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	105	32,406.55	0.01
	時計・宝飾品	EUR NESTE OYJ	400	21,277.63	0.01
	不動産	CHF NESTLE REG	4,567	511,162.50	0.13
	合計	USD NIKE B	4,266	566,908.74	0.15
交通・運輸	機械工学・産業機器	CHF NOVARTIS REG	3,605	309,378.42	0.08
	バイオテクノロジー	USD NVIDIA	2,047	1,092,954.71	0.29
	保険会社	EUR ORANGE	1,471	18,161.75	0.00
	電気機器・部品	CHF PARTNERS GROUP	48	61,557.81	0.02
	化学	USD PAYPAL HOLDINGS	5,117	1,242,612.28	0.33
	石油	USD PEPSICO	4,709	666,088.05	0.18
	各種サービス	USD PROCTER & GAMBLE	8,519	1,153,728.17	0.30
	写真・光学	EUR PROSUS NV	359	39,999.22	0.01
	ヘルスケア・社会福祉	CHF ROCHE HOLDING CERT	1,136	368,683.01	0.10
	グラフィック出版・印刷メディア	EUR ROYAL PHILIPS	674	38,558.01	0.01
	時計・宝飾品	CHF S&P 500 (PUT) -2600- 19/03/21	6	335.65	0.00
	不動産	CHF S&P 500 (PUT) -3200- 19/03/21	28	8,089.13	0.00
	合計	USD SALESFORCE.COM	2,230	472,470.10	0.12
機械工学・産業機器	バイオテクノロジー	EUR SAP SE	769	94,375.39	0.02
	保険会社	CHF SCHINDLER HOLDING	2	575.46	0.00
	化学	CHF SCHINDLER HOLDING PART	5	1,474.77	0.00
	石油	EUR SCHNEIDER ELECTRIC	407	62,304.71	0.02

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ(E34542)

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

CHF	SCHWEITER TECHNOLOGIES	8	13,226.17	0.00
CHF	SFS GROUP (REG. SHARES)	21	2,619.52	0.00
CHF	SGS REG	19	54,123.40	0.01
EUR	SIEMENS REG	633	104,155.09	0.03
CHF	SIKA LTD	210	60,244.54	0.02
CHF	SOFTWAREONE HOLDING AG	721	18,692.17	0.00
CHF	SONOVA HOLDING REG	76	20,220.07	0.01

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

投資有価証券明細表（続き）

銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
CHF STADLER RAIL AG	147	7,034.78	0.00	証券取引所に上場されていない証券			
CHF STRAUMANN HOLDING (REG. SHARES)	1	1,252.70	0.00	債券			
CHF SWISS LIFE REG	93	45,908.89	0.01	CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	1,048,000	882,311.74	0.23
CHF SWISS PRIME SITE	139	12,871.14	0.00	債券合計			
CHF SWISS REINSURANCE	551	54,422.99	0.01		882,311.74	0.23	
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	48	25,857.34	0.01	証券取引所に上場されていない証券合計			
CHF TEMENOS GROUP	8	1,156.44	0.00		882,311.74	0.23	
USD TESLA MOTORS	1,159	774,130.87	0.20	投資信託			
USD TEXAS INSTRUMENTS	3,149	595,129.51	0.16	投資信託受益証券（オープン・エンド型）			
EUR TOTAL	1,821	85,127.31	0.02	USD CREDIT SUISSE (LUX)	17,979	11,541,881.61	3.05
CHF UBS GROUP	4,245	66,009.30	0.02	COMMODITYALLOCATION FUND -EB- USD			
USD UNION PACIFIC	2,333	514,216.53	0.14	EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN	370	982,634.76	0.26
USD VERIZON COMMUNICATIONS	14,388	836,662.20	0.22	DIVIDEND PLUS EQUITY FUND EB EUR			
CHF VIFOR PHARMA AG	151	20,640.56	0.01	EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE	18,571	4,317,280.97	1.14
USD VISA A	5,638	1,193,733.74	0.32	QUALITY GROWTH EQUITY FUND -EB- EUR			
USD WALT DISNEY	6,015	1,109,887.80	0.29	USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH	5,211	7,045,798.62	1.86
EUR WOLTERS KLUWER	201	17,509.76	0.00	YIELD BOND FUND -MB- USD			
CHF ZURICH INSURANCE GROUP REG	262	112,297.95	0.03	USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS	2,035	5,317,669.02	1.40
株式合計				EQUITY FUND EB USD			
	39,477,781.85	10.42		USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY	2,298	4,728,870.36	1.25
債券				EQUITY FUND B USD			
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	3,500,000	3,657,605.00	0.97	EUR CREDIT SUISSE (LUX) SQ EURO	16,160	2,836,581.85	0.75
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	1,000,000	1,085,070.00	0.29	CORPORATE BOND FUND -EB- EUR			
EUR AUSTRIA 0.75%/16-201026	130,000	163,435.34	0.04	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	178	176,528.71	0.05
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	1,500,000	1,650,360.00	0.44	SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT			
USD BANK OF AMERICA CORP FIX-TO-FRN FRN/19-22.10.2025	900,000	942,930.00	0.25	EMERGING MARKETS LOCAL -QBX USD- USD			
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/18-220433	170,000	227,946.97	0.06	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	8,728	8,952,571.44	2.36
EUR BELGIUM OLO S 81 0.8%/17-220627	100,000	126,525.75	0.03	SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT			
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.5%/20-300430	100,000	120,558.75	0.03	EMERGING MARKETS USD -QBX USD- USD			
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 144A 1.4/300728	100,000	129,500.43	0.03	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	16,507	22,537,127.25	5.95
EUR BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%/19-150229	250,000	310,429.05	0.08	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING			
EUR BUONI POLIENNALI DEL TES 2.05%/17-010827	150,000	196,568.93	0.05	MARKETS ESG BLUE - QBX- USD			
USD COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-01.09.2032	1,500,000	1,378,140.00	0.36	EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	9,624	13,364,841.30	3.53
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-13.02.2025	1,000,000	1,032,140.00	0.27	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG			
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.625%/19-09.10.2029	1,000,000	994,930.00	0.26	BLUE -QBX EUR ACC- EUR			
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	1,000,000	1,088,120.00	0.29	JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	6,428	7,857,226.53	2.07
EUR FINNISH GOVERNMENT 144A 0.5%/18-150928	150,000	187,406.87	0.05	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN			
EUR FRANCE (GOVT OF) 0.75%/17-250528	250,000	316,002.91	0.08	ESG BLUE -QBX- JPY			
EUR FRANCE OAT 0%/16-250522	200,000	236,844.11	0.06	GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	4,587	6,770,504.04	1.79
EUR FRANCE OAT 1.75%/17-250639	150,000	217,609.73	0.06	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK			
EUR GERMANY 1%/14-150824	100,000	124,429.01	0.03	ESG BLUE -QBX GBP ACC- GBP			
EUR GERMANY 1.5%/13-150523	100,000	123,077.42	0.03	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	3,202	3,966,125.28	1.05
USD ING GROEP NV -144A- 4.625%/18-06.01.2026	2,000,000	2,269,740.00	0.60	SICAV - CSIF (LUX)EQUITY PACIFIC			
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-160328	150,000	176,924.37	0.05	EX JAPAN ESG BLUE -QBX USD ACC- USD			
EUR ITALY BTP 1.5%/15-010625	150,000	188,018.62	0.05	CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	4,530	4,060,155.72	1.07
EUR ITALY BTP 1.65%/15-010332	150,000	192,831.47	0.05	SICAV - CSIF(LUX) EQUITY CANADA			
USD JPMORGAN CHASE & CO FIX-TO-FRN FRN/20-16.09.2024	2,000,000	2,002,360.00	0.53	ESG BLUE -QBX CAD ACC- CAD			
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	3,000,000	3,011,310.00	0.79	USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS (LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE BOND FUND EB USD	2,560	4,525,542.62	1.19
USD KFW 2%/17-29.09.2022	2,000,000	2,053,340.00	0.54	USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SQ US	38,280	45,547,075.20	12.02
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/13-17.04.2023	19,000	15,683.15	0.00	CORPORATE BOND FUND - EB- USD			
USD KOMMUNALBANKEN AS S. -4901- 2.125%/15-11.02.2025	1,000,000	1,053,980.00	0.28	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL	1,493	4,910,805.46	1.30
USD NATIONAL AUSTRALIA BK/NY 3.625%/18-20.06.2023	1,000,000	1,070,590.00	0.28	HEALTH EQUITY FUND - EB- USD			
EUR NETHERLANDS 0.5%/16-150726	150,000	186,345.58	0.05	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT	1,695	2,380,305.45	0.63
EUR OBRIGACOES DO TESOURO 144A 1.95%/150629	100,000	135,626.09	0.04	EQUITY FUND -EBP USD- USD			
EUR OBRIGACOES DO TESOURO 2.125%/18-171028	100,000	136,606.29	0.04	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL	2,524	3,594,756.52	0.95
EUR PROLOGIS INTL FUND II 0.875%/19-09.07.2029	200,000	242,767.62	0.06	IMPACT EQUITY FUND -EBP USD ACC- USD			
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2023	932,000	796,033.68	0.21	CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP	228	321,191.39	0.08
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	200,000	251,431.93	0.07	SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF			
EUR SPAIN 1.6%/14-300425	100,000	127,028.77	0.03	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING	4,642	7,183,680.68	1.90
EUR SPAIN 2.75%/14-311024	100,000	130,930.77	0.03	MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD			
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP S. -B- 2.15%/20-13.02.2030	500,000	496,820.00	0.13	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING	4,508	6,379,451.12	1.68
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	1,063,000	1,008,097.71	0.27	MARKET CORPORATE INVESTMENT GRADE BOND FUND -EB- USD			
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	415,000	335,080.84	0.09	USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE	704	699,487.36	0.18
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2023 2%/13-15.02.2023	3,500,000	3,620,175.79	0.96	OPPORTUNITIES FUND -EA- USD			
USD UNITED STATES S B-2025 2%/15-150225	3,500,000	3,686,484.38	0.97	USD CSIF (IE) MSCI USA ESG LEADERS	390,676	57,929,437.28	15.29
USD US 4.5%/06-15.02.2036	2,500,000	3,307,812.50	0.87	BLUE UCITS ETF B USD CAP			
USD US 4.625%/10-15.02.2040	2,000,000	2,756,250.00	0.73	USD CSIF 6 CREDIT SUISSE (LUX) CHINA	10,194	1,582,210.74	0.42
USD US S. C-2022 1.75%/12-15.05.2022	4,500,000	4,582,617.21	1.21	RMB EQUITY FUND EB USD CAP			
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	3,500,000	3,714,648.46	0.98	USD CSIF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	77,000	9,612,680.00	2.54
USD US S. F-2022 1.625%/12-15.11.2022	4,500,000	4,608,632.84	1.22	USD CSIF IE MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	77,829	12,371,697.84	3.27
USD US S. R 2021 2%/14-31.10.2021	2,500,000	2,528,222.65	0.67	投資信託受益証券（オープン・エンド型）合計			
USD US TREASURY N/B 2.875%/18-150828	3,500,000	3,849,453.13	1.02		261,494,119.12	69.02	
USD US TREASURY N/B S C-2029 2.375%/	3,000,000	3,188,437.50	0.84	投資信託合計			
					261,494,119.12	69.02	
				ポートフォリオ合計			
					370,121,904.33	97.69	
				銀行預金およびブローカー預金			
					9,563,731.94	2.52	
				銀行およびブローカーへの未払金			
					-203.71	0.00	
				その他の純負債			
					-814,519.49	-0.21	
				純資産総額			
					378,870,913.07	100.00	

150529				
USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	2,000,000	2,233,780.00	0.59	
債券合計		68,267,691.62	18.02	
証券取引所または他の組織された市場に上場されている証券合計		107,745,473.47	28.44	

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

[次へ](#)

CSインベストメント・ファンズ・12（2021年3月31日現在、監査済年次報告書）

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

投資有価証券明細表

国別内訳		投資有価証券明細表			
		銘柄	数量 / 額面	時価 （米ドル）	純資産 比率 （％）
証券取引所または他の組織された市場に上場されている証券					
株式					
ルクセンブルグ	45.81	CHF ABB REG	824	25,004.61	0.02
アイルランド	25.03	USD ABBVIE	3,465	374,982.30	0.32
アメリカ合衆国	20.30	USD ACCENTURE A	1,216	335,920.00	0.28
ドイツ	1.42	CHF ADECCO REG	210	14,199.86	0.01
オーストラリア	0.99	EUR ADIDAS REG	125	39,108.11	0.03
スイス	0.81	USD ADOBE	871	414,047.27	0.35
国際機関	0.68	EUR AIR LIQUIDE	311	50,916.70	0.04
ノルウェー	0.67	CHF ALCON INC	175	12,305.51	0.01
オランダ	0.52	EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	274	69,897.09	0.06
メキシコ	0.39	USD ALPHABET A	1,031	2,126,458.12	1.80
フランス	0.38	USD AMAZON.COM	412	1,274,760.96	1.08
カナダ	0.27	USD AMGEN	1,076	267,719.56	0.23
イタリア	0.17	USD APPLE	10,298	1,257,900.70	1.07
スペイン	0.11	EUR ASML HOLDING	280	170,136.43	0.14
ベルギー	0.07	EUR AXA	1,267	34,078.18	0.03
ポーランド	0.04	CHF BALOISE-HOLDING REG	71	12,130.51	0.01
フィンランド	0.01	CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	1	97.96	0.00
合計	97.66	EUR BASF REG	605	50,371.24	0.04
業種別内訳		EUR BBVA REG	8,000	41,615.02	0.04
投資信託 / ファンド	70.29	EUR BMW	218	22,667.38	0.02
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	5.60	USD BRISTOL MYERS SQUIBB	4,427	279,476.51	0.24
銀行・その他の金融機関	4.22	CHF CEMBRA MONEY REG	65	7,189.50	0.01
国および中央政府	2.24	CHF CIE FINANCIERE RICHEMONT (REG. SHARES)	311	29,984.29	0.03
コンピューターハードウェア・ネットワーク	2.11	USD CISCO SYSTEMS	8,282	428,262.22	0.36
医薬品・化粧品・医療品	1.91	CHF CLARISANT (REG. SHARES)	333	6,743.76	0.01
食品・清涼飲料	1.26	USD COCA-COLA	7,673	404,443.83	0.34
金融・投資・その他の多角化企業	1.20	EUR CRH PLC	518	24,333.95	0.02
小売り・百貨店	1.15	CHF CS GROUP (REG. SHARES)	1,427	15,013.48	0.01
電子・半導体	0.90	EUR DANONE	406	27,914.55	0.02
宿泊・仕出し・娯楽施設	0.81	EUR DASSAULT SYSTEMES	86	18,436.23	0.02
エネルギー・水道	0.79	EUR DEUTSCHE BOERSE REG	125	20,817.50	0.02
国際機関	0.68	EUR ENEL	5,359	53,492.59	0.05
建築材・建設業	0.60	EUR ESSLORLUXOTTICA	187	30,516.61	0.03
各種消費財	0.56	CHF FLUGHAFEN ZUERICH	4	660.03	0.00
公共・非営利機関	0.53	CHF GEBERIT	16	10,227.33	0.01
通信	0.47	CHF GIVAUDAN REG	8	30,957.41	0.03
自動車	0.39	USD HOME DEPOT	2,152	656,898.00	0.56
繊維・衣服・革製品	0.31	EUR IBERDROLA	4,591	59,272.89	0.05
カントン（州）・連邦国家・プロヴィンス（州）	0.27	CHF IDORSIA LTD	104	2,800.11	0.00
交通・運輸	0.25	EUR INDITEX	719	23,745.64	0.02
機械工学・産業機器	0.25	EUR ING GROUP	2,571	31,522.33	0.03
バイオテクノロジー	0.23	USD INTEL	8,156	521,984.00	0.44
保険会社	0.20	EUR INTESA SANPAOLO	10,896	29,588.42	0.03
電気機器・部品	0.17	USD JOHNSON & JOHNSON	5,128	842,786.80	0.71
化学	0.15	USD JP MORGAN CHASE	5,973	909,269.79	0.77
石油	0.08	CHF JULIUS BAER GRUPPE	11	706.40	0.00
写真・光学	0.03	EUR KERING	49	33,897.30	0.03
グラフィック出版・印刷メディア	0.01	EUR KON DSM	113	19,164.32	0.02
各種サービス	0.01	EUR KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE	725	20,237.20	0.02
ヘルスケア・社会福祉	0.01	CHF KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL	3	859.68	0.00
時計・宝飾品	0.00	CHF LAFARGEHOLCIM REG	448	26,437.39	0.02
不動産	0.00	CHF LANDIS+GYR GROUP AG	68	4,595.16	0.00
合計	97.66	USD LINDE PLC	1,028	287,983.92	0.24
		CHF LINDT & SPRUENGLI	1	8,765.74	0.01
		CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	168	17,696.72	0.01
		CHF LONZA REG	38	21,334.43	0.02
		EUR L'OREAL	165	63,374.53	0.05
		USD MASTERCARD	1,651	587,838.55	0.50
		USD MCDONALD'S	1,447	324,330.58	0.27
		USD MERCK & CO	4,960	382,366.40	0.32
		USD MICROSOFT	11,522	2,716,541.94	2.30
		EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	94	29,011.58	0.02
		EUR NESTE OYJ	280	14,894.34	0.01
		CHF NESTLE REG	1,821	203,815.83	0.17
		USD NIKE B	2,425	322,258.25	0.27
		CHF NOVARTIS REG	1,446	124,094.64	0.11
		USD NVIDIA	1,164	621,494.52	0.53
		EUR ORANGE	1,314	16,223.34	0.01
		CHF PARTNERS GROUP	20	25,649.09	0.02
		USD PAYPAL HOLDINGS	2,909	706,421.56	0.60
		USD PEPSICO	2,677	378,661.65	0.32
		USD PROCTER & GAMBLE	4,842	655,752.06	0.56
		EUR PROSUS NV	321	35,765.32	0.03
		CHF ROCHE HOLDING CERT	455	147,667.93	0.13
		EUR ROYAL PHILIPS	602	34,439.05	0.03
		CHF S&P 500 (PUT) -2600- 19/03/21	2	111.88	0.00
		CHF S&P 500 (PUT) -3200- 19/03/21	11	3,177.87	0.00
		USD SALESFORCE.COM	1,268	268,651.16	0.23
		EUR SAP SE	687	84,311.96	0.07
		CHF SCHINDLER HOLDING	1	287.73	0.00
		CHF SCHINDLER HOLDING PART	2	589.91	0.00
		EUR SCHNEIDER ELECTRIC	364	55,722.15	0.05
		CHF SCHWEIDER TECHNOLOGIES	3	4,959.82	0.00
		CHF SFS GROUP (REG. SHARES)	8	997.91	0.00
		CHF SGS REG	8	22,788.80	0.02
		EUR SIEMENS REG	568	93,459.86	0.08

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ(E34542)

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

CHF	SIKA LTD	84	24,097.82	0.02
CHF	SOFTWAREONE HOLDING AG	290	7,518.35	0.01
CHF	SONOVA HOLDING REG	31	8,247.66	0.01
CHF	STADLER RAIL AG	60	2,871.34	0.00
CHF	SWISS LIFE REG	38	18,758.47	0.02
CHF	SWISS PRIME SITE	57	5,278.09	0.00
CHF	SWISS REINSURANCE	221	21,828.46	0.02

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

投資有価証券明細表（続き）

銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	20	10,773.89	0.01	EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	4,572	6,349,132.84	5.38
CHF TEMENOS GROUP	4	578.22	0.00	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG			
USD TESLA MOTORS	659	440,165.87	0.37	BLUE -QBX EUR ACC- EUR			
USD TEXAS INSTRUMENTS	1,790	338,292.10	0.29	JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	2,541	3,105,975.83	2.63
EUR TOTAL	1,627	76,058.28	0.06	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG			
CHF UBS GROUP	1,702	26,465.92	0.02	BLUE -QBX- JPY			
USD UNION PACIFIC	1,326	292,263.66	0.25	GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	1,964	2,898,903.41	2.45
USD VERIZON COMMUNICATIONS	8,179	475,608.85	0.40	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK ESG			
CHF VIFOR PHARMA AG	61	8,338.24	0.01	BLUE -QBX GBP ACC- GBP			
USD VISA A	3,205	678,594.65	0.57	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	1,468	1,818,323.52	1.54
USD WALT DISNEY	3,419	630,873.88	0.53	SICAV - CSIF (LUX) EQUITY PACIFIC			
EUR WOLTERS KLUWER	180	15,680.38	0.01	EX JAPAN ESG BLUE -QBX USD ACC- USD			
CHF ZURICH INSURANCE GROUP REG	106	45,433.52	0.04	CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	2,077	1,861,576.92	1.58
株式合計	22,555,721.40	19.10		SICAV - CSIF (LUX) EQUITY CANADA			
債券				ESG BLUE -QBX CAD ACC- CAD			
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	500,000	522,515.00	0.44	USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS	856	1,514,319.46	1.28
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	250,000	271,267.50	0.23	(LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE			
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	750,000	825,180.00	0.70	BOND FUND EB USD			
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/18-220433	60,000	80,451.87	0.07	USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV -	4,268	5,078,237.12	4.30
USD COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-01.09.2032	500,000	459,380.00	0.39	CREDIT SUISSE (LUX) SQ US CORPORATE			
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-13.02.2025	250,000	258,035.00	0.22	BOND FUND -EB- USD			
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	500,000	544,060.00	0.46	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV -	682	2,243,248.04	1.90
EUR FRANCE OAT 1.75%/17-250639	30,000	43,521.95	0.04	CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL HEALTH			
USD ING GROEP NV -144A- 4.625%/18-06.01.2026	250,000	283,717.50	0.24	EQUITY FUND -EB- USD			
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-160328	100,000	117,949.58	0.10	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV -	731	1,026,550.61	0.87
USD JPMORGAN CHASE & CO FIX-TO-FRN FRN/20-16.09.2024	250,000	250,295.00	0.21	CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT			
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	750,000	752,827.50	0.64	EQUITY FUND -EBP USD- USD			
USD KFW 2%/17-29.09.2022	500,000	513,335.00	0.43	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV -	1,112	1,583,743.76	1.34
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/13-17.04.2023	2,000	1,650.86	0.00	CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL			
USD KOMMUNALBANKEN AS S. -4901- 2.125%/15-11.02.2025	750,000	790,485.00	0.67	IMPACT EQUITY FUND -EBP USD ACC- USD			
USD NATIONAL AUSTRALIA BK/NY 3.625%/18-20.06.2023	500,000	535,295.00	0.45	CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV -	92	129,603.55	0.11
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2023	340,000	290,398.55	0.25	CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP			
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	35,000	44,000.59	0.04	SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF			
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	470,000	445,725.23	0.38	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV -	1,441	2,230,005.14	1.89
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	229,000	184,900.03	0.16	CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET			
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2023 2%/13-15.02.2023	500,000	517,167.97	0.44	CORPORATE BOND FUND -EB- USD			
USD UNITED STATES S B-2025 2%/15-150225	300,000	315,984.38	0.27	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV -	692	979,276.88	0.83
USD US 4.5%/06-15.02.2036	200,000	264,625.00	0.22	CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING			
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	500,000	530,664.07	0.45	MARKET CORPORATE INVESTMENT GRADE			
USD US S. R 2021 2%/14-31.10.2021	300,000	303,386.72	0.26	BOND FUND -EB- USD			
USD US TREASURY N/B 2.875%/18-150828	250,000	274,960.94	0.23	USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV -	218	216,602.62	0.18
USD US TREASURY N/B S C-2029 2.375%/150529	250,000	265,703.13	0.22	CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE			
USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	50,000	55,844.50	0.05	OPPORTUNITIES FUND -EA- USD			
債券合計	9,743,327.87	8.25		USD CSIF (IE) MSCI USA ESG LEADERS BLUE	140,405	20,819,253.40	17.63
証券取引所または他の組織された市場に上場されている証券合計	32,299,049.27	27.35		UCITS ETF B USD CAP			
証券取引所に上場されていない証券				USD CSIF 6 CREDIT SUISSE (LUX) CHINA	3,006	466,561.26	0.40
債券				RMB EQUITY FUND EB USD CAP			
CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	32,000	26,940.82	0.02	USD CSIF 1E FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	24,000	2,996,160.00	2.54
債券合計	26,940.82	0.02		USD CSIF 1E MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	32,076	5,098,800.96	4.32
証券取引所に上場されていない証券合計	26,940.82	0.02		投資信託受益証券（オープン・エンド型）合計	83,014,800.27	70.29	
投資信託				投資信託合計	83,014,800.27	70.29	
投資信託受益証券（オープン・エンド型）				ポートフォリオ合計	115,340,790.36	97.66	
USD CREDIT SUISSE (LUX) COMMODITYALLOCATION FUND -EB- USD	5,356	3,438,517.23	2.91	銀行預金およびブローカー預金	3,109,816.94	2.63	
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN DIVIDEND PLUS EQUITY FUND EB EUR	146	389,701.87	0.33	銀行およびブローカーへの未払金	-12.40	0.00	
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE QUALITY GROWTH EQUITY FUND -EB- EUR	7,939	1,845,613.79	1.56	その他の純負債	-347,220.60	-0.29	
USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND -MB- USD	816	1,103,889.89	0.93	純資産総額	118,103,374.30	100.00	
USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND EB USD	890	2,327,353.50	1.97				
USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY EQUITY FUND B USD	948	1,950,813.36	1.65				
EUR CREDIT SUISSE (LUX) SQ EURO CORPORATE BOND FUND -EB- EUR	1,000	175,531.06	0.15				
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -QBX USD- USD	48	47,857.88	0.04				
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	1,321	1,354,989.33	1.15				

SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS USD -QBX USD- USD			
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX)	7,298	9,964,257.04	8.44
SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING MARKETS ESG BLUE - QBX- USD			

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

[次へ](#)

CSインベストメント・ファンズ・12（2021年3月31日現在、監査済年次報告書）

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

投資有価証券明細表

国別内訳		投資有価証券明細表			
				純資産	
		銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	比率 (%)
国際機関		証券取引所または他の組織された市場に上場されている証券			
株式					
ルクセンブルグ	46.24	CHF ABB REG	1,453	44,091.87	0.01
アメリカ合衆国	25.51	USD ABBVIE	3,827	414,157.94	0.10
アイルランド	14.66	USD ACCENTURE A	1,342	370,727.50	0.09
国際機関	3.32	CHF ADECCO REG	369	24,951.19	0.01
ドイツ	2.17	EUR ADIDAS REG	56	17,520.43	0.00
オランダ	1.26	USD ADOBE	962	457,305.94	0.12
オーストラリア	1.13	EUR AIR LIQUIDE	139	22,756.98	0.01
メキシコ	0.70	CHF ALCON INC	309	21,728.01	0.01
ノルウェー	0.67	EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	122	31,122.06	0.01
カナダ	0.50	USD ALPHABET A	1,140	2,351,272.80	0.59
スイス	0.43	USD AMAZON.COM	456	1,410,900.48	0.36
フランス	0.36	USD AMGEN	1,187	295,337.47	0.07
スペイン	0.30	USD APPLE	11,372	1,389,089.80	0.35
イタリア	0.27	EUR ASML HOLDING	125	75,953.76	0.02
ベルギー	0.09	EUR AXA	566	15,223.56	0.00
フィンランド	0.09	CHF BALOISE-HOLDING REG	125	21,356.53	0.01
オーストリア	0.08	CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	3	293.89	0.00
ポーランド	0.06	EUR BASF REG	270	22,479.73	0.01
ポルトガル	0.03	EUR BBVA REG	3,000	15,605.63	0.00
合計	97.87	EUR BMW	97	10,085.94	0.00
業種別内訳		USD BRISTOL MYERS SQUIBB	4,888	308,579.44	0.08
投資信託 / ファンド	60.58	CHF CEMBRA MONEY REG	113	12,498.67	0.00
国および中央政府	15.74	CHF CIE FINANCIERE RICHEMONT (REG. SHARES)	547	52,737.65	0.01
銀行・その他の金融機関	6.91	USD CISCO SYSTEMS	9,143	472,784.53	0.12
国際機関	3.32	CHF CLARIANT (REG. SHARES)	585	11,847.14	0.00
コンピューターハードウェア・ネットワーク	2.50	USD COCA-COLA	8,470	446,453.70	0.11
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	1.83	EUR CRH PLC	231	10,851.63	0.00
食品・清涼飲料	1.01	CHF CS GROUP (REG. SHARES)	2,519	26,502.44	0.01
通信	0.99	EUR DANONE	181	12,444.66	0.00
エネルギー・水道	0.85	EUR DASSAULT SYSTEMES	38	8,146.24	0.00
金融・投資・その他の多角化企業	0.77	EUR DEUTSCHE BOERSE REG	56	9,326.24	0.00
医薬品・化粧品・医療品	0.67	EUR ENEL	2,395	23,906.47	0.01
カントン（州）・連邦国家・プロビンス（州）	0.50	EUR ESSLORLUXOTTICA	83	13,544.80	0.00
小売り・百貨店	0.37	CHF FLUGHAFEN ZUERICH	8	1,320.07	0.00
公共・非営利機関	0.32	CHF GEBERIT	26	16,619.42	0.00
宿泊・仕出し・娯楽施設	0.27	CHF GIVAUDAN REG	14	54,175.46	0.01
電子・半導体	0.26	USD HOME DEPOT	2,376	725,274.00	0.18
建築材・建設業	0.20	EUR IBERDROLA	2,052	26,492.70	0.01
各種消費財	0.18	CHF IDORSIA LTD	183	4,927.11	0.00
自動車	0.13	EUR INDITEX	321	10,601.32	0.00
繊維・衣服・革製品	0.09	EUR ING GROUP	1,149	14,087.58	0.00
交通・運輸	0.08	USD INTEL	9,003	576,192.00	0.15
機械工学・産業機器	0.08	EUR INTESA SANPAOLO	4,870	13,224.64	0.00
バイオテクノロジー	0.07	USD JOHNSON & JOHNSON	5,661	930,385.35	0.24
保険会社	0.06	USD JP MORGAN CHASE	6,596	1,004,109.08	0.25
化学	0.04	CHF JULIUS BAER GRUPPE	19	1,220.15	0.00
電気機器・部品	0.03	EUR KERING	22	15,219.19	0.00
石油	0.01	EUR KON DSM	50	8,479.79	0.00
各種サービス	0.01	EUR KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE	324	9,043.93	0.00
ヘルスケア・社会福祉	0.01	CHF KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL	5	1,432.80	0.00
グラフィック出版・印刷メディア	0.00	CHF LAFARGEHOLCIM REG	790	46,619.50	0.01
時計・宝飾品	0.00	CHF LANDIS+GYR GROUP AG	118	7,973.96	0.00
不動産	0.00	USD LINDE PLC	1,135	317,958.90	0.08
写真・光学	0.00	CHF LINDT & SPRUENGLI	1	8,765.74	0.00
合計	97.87	CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	296	31,179.94	0.01
		CHF LONZA REG	66	37,054.54	0.01
		EUR L'OREAL	73	28,038.43	0.01
		USD MASTERCARD	1,823	649,079.15	0.16
		USD MCDONALD'S	1,596	357,727.44	0.09
		USD MERCK & CO	5,477	422,221.93	0.11
		USD MICROSOFT	12,723	2,999,701.71	0.76
		EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	42	12,962.62	0.00
		EUR NESTE OYJ	150	7,979.11	0.00
		CHF NESTLE REG	3,214	359,727.67	0.09
		USD NIKE B	2,676	355,613.64	0.09
		CHF NOVARTIS REG	2,551	218,924.92	0.06
		USD NVIDIA	1,286	686,633.98	0.17
		EUR ORANGE	587	7,247.42	0.00
		CHF PARTNERS GROUP	34	43,603.45	0.01
		USD PAYPAL HOLDINGS	3,209	779,273.56	0.20
		USD PEPSICO	2,956	418,126.20	0.11
		USD PROCTER & GAMBLE	5,347	724,144.21	0.18
		EUR PROSUS NV	143	15,932.84	0.00
		CHF ROCHE HOLDING CERT	804	260,934.10	0.07
		EUR ROYAL PHILIPS	269	15,388.88	0.00
		CHF S&P 500 (PUT) -2600- 19/03/21	4	223.77	0.00
		CHF S&P 500 (PUT) -3200- 19/03/21	20	5,777.95	0.00
		USD SALESFORCE.COM	1,400	296,618.00	0.08
		EUR SAP SE	307	37,676.52	0.01
		CHF SCHINDLER HOLDING	2	575.46	0.00
		CHF SCHINDLER HOLDING PART	3	884.86	0.00
		EUR SCHNEIDER ELECTRIC	162	24,799.42	0.01
		CHF SCHWEITER TECHNOLOGIES	6	9,919.63	0.00
		CHF SFS GROUP (REG. SHARES)	15	1,871.09	0.00
		CHF SGS REG	14	39,880.40	0.01
		EUR SIEMENS REG	255	41,958.21	0.01

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ(E34542)

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

CHF	SIKA LTD	148	42,458.06	0.01
CHF	SOFTWAREONE HOLDING AG	510	13,221.92	0.00
CHF	SONOVA HOLDING REG	54	14,366.89	0.00
CHF	STADLER RAIL AG	104	4,976.99	0.00
CHF	STRAUMANN HOLDING (REG. SHARES)	1	1,252.70	0.00
CHF	SWISS LIFE REG	63	31,099.57	0.01
CHF	SWISS PRIME SITE	98	9,074.61	0.00

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

投資有価証券明細表（続き）

銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	銘柄	数量 / 額面	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
CHF SWISS REINSURANCE	390	38,520.81	0.01	USD US TREASURY N/B S C-2029 2.375%/150529	4,500,000	4,782,656.25	1.21
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	34	18,315.62	0.00	USD US TREASURY N/B S E-30 0.625%/20-150830	1,000,000	906,406.25	0.23
CHF TEMENOS GROUP	6	867.33	0.00	USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	3,000,000	3,350,670.00	0.85
USD TESLA MOTORS	728	486,253.04	0.12	債券合計	122,665,436.42	31.03	
USD TEXAS INSTRUMENTS	1,976	373,444.24	0.09	証券取引所または他の組織された市場に 上場されている証券合計	147,283,607.99	37.25	
EUR TOTAL	727	33,985.48	0.01	証券取引所に上場されていない証券			
CHF UBS GROUP	3,004	46,711.88	0.01	債券			
USD UNION PACIFIC	1,464	322,680.24	0.08	CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	191,000	160,803.00	0.04
USD VERIZON COMMUNICATIONS	9,029	525,036.35	0.13	債券合計	160,803.00	0.04	
CHF VIFOR PHARMA AG	107	14,626.09	0.00	証券取引所に上場されていない証券合計	160,803.00	0.04	
USD VISA A	3,536	748,677.28	0.19	投資信託			
USD WALT DISNEY	3,774	696,378.48	0.18	投資信託受益証券（オープンエンド型）			
EUR WOLTERS KLUWER	80	6,969.06	0.00	USD CREDIT SUISSE (LUX) COMMODITYALLOCATION FUND -EB- USD	18,935	12,155,353.42	3.07
CHF ZURICH INSURANCE GROUP REG	191	81,866.07	0.02	EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN DIVIDEND PLUS EQUITY FUND EB EUR	679	1,802,308.49	0.46
株式合計	24,618,171.57	6.23		EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE QUALITY GROWTH EQUITY FUND -EB- EUR	21,433	4,982,622.53	1.26
債券				USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND -MB- USD	8,485	11,471,823.24	2.90
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	4,000,000	4,180,120.00	1.06	USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND EB USD	852	2,226,622.69	0.56
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	3,500,000	3,797,745.00	0.96	USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY EQUITY FUND B USD	1,290	2,654,587.80	0.67
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 3.125%/18-26.09.2028	2,000,000	2,218,660.00	0.56	EUR CREDIT SUISSE (LUX) SQ EURO CORPORATE BOND FUND -EB- EUR	29,200	5,125,506.81	1.30
EUR AUSTRIA 0.75%/16-201026	250,000	314,298.73	0.08	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -QBX USD- USD	178	176,394.22	0.04
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	3,000,000	3,300,720.00	0.83	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS USD -QBX USD- USD	14,676	15,053,613.48	3.81
USD BANK OF AMERICA CORP FIX-TO-FRN FRN/19-22.10.2025	2,500,000	2,619,250.00	0.66	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE -QBX- JPY	8,391	11,457,433.76	2.90
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/18-220433	280,000	375,442.06	0.09	EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING MARKETS ESG BLUE -QBX- USD	4,856	6,743,523.42	1.71
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.5%/20-300430	150,000	180,838.12	0.05	JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE -QBX CAD ACC- CAD	4,261	5,208,407.32	1.32
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 144A 1.4/300728	250,000	323,751.08	0.08	GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK ESG BLUE -QBX GBP ACC- GBP	3,085	4,553,521.90	1.15
EUR BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%/19-150229	500,000	620,858.10	0.16	USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY PACIFIC EX JAPAN ESG BLUE -QBX USD ACC- USD	1,836	2,274,143.04	0.58
USD COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-01.09.2032	3,000,000	2,756,280.00	0.70	CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF(LUX) EQUITY CANADA ESG BLUE -QBX CAD ACC- CAD	2,490	2,231,741.22	0.56
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-13.02.2025	3,000,000	3,096,420.00	0.78	USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS (LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE BOND FUND EB USD	3,135	5,541,968.16	1.40
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.625%/19-09.10.2029	3,000,000	2,984,790.00	0.75	USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SQ US CORPORATE BOND FUND -EB- USD	50,000	59,492,000.00	15.05
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	2,000,000	2,176,240.00	0.55	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL HEALTH EQUITY FUND -EB- USD	627	2,062,340.94	0.52
EUR FINNISH GOVERNMENT 144A 0.5%/18-150928	270,000	337,332.37	0.09	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT EQUITY FUND -EBP USD- USD	1,029	1,445,034.99	0.37
EUR FRANCE (GOVT OF) 0.75%/17-250528	300,000	379,203.49	0.10	USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL IMPACT EQUITY FUND -EBP USD ACC- USD	1,878	2,674,703.94	0.68
EUR FRANCE OAT 1.25%/15-250536	200,000	267,752.14	0.07	CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF	150	211,310.13	0.05
EUR FRANCE OAT 1.75%/13-250523	250,000	309,086.27	0.08	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD	7,036	10,888,491.44	2.75
EUR FRANCE OAT 1.75%/17-250639	200,000	290,146.31	0.07	USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE INVESTMENT GRADE BOND FUND -EB- USD	6,751	9,553,610.14	2.42
EUR GERMANY 0.25%/17-150227	250,000	308,686.67	0.08	USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FUND -EA- USD	737	732,275.83	0.19
EUR GERMANY 1%/14-150824	250,000	311,072.53	0.08	USD CSIF (IE) MSCI USA ESG LEADERS BLUE UCITS ETF B USD CAP	264,102	39,161,044.56	9.91
EUR GERMANY 1.5%/13-150523	250,000	307,693.54	0.08	USD CSIF 6 CREDIT SUISSE (LUX) CHINA RMB EQUITY FUND EB USD CAP	10,716	1,663,230.36	0.42
USD ING GROEP NV -144A- 4.625%/18-06.01.2026	4,000,000	4,539,480.00	1.15	USD CSIF 1E FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	83,000	10,361,720.00	2.62
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-160328	500,000	589,747.91	0.15	USD CSIF 1E MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	47,802	7,598,605.92	1.92
USD INTL FINANCE CORP 2.125%/16-07.04.2026	2,500,000	2,635,925.00	0.67	投資信託受益証券（オープンエンド型）合計	239,503,939.75	60.58	
EUR IRELAND 1%/16-150526	100,000	126,443.48	0.03				
EUR ITALY BTP 1.5%/15-010625	250,000	313,364.36	0.08				
EUR ITALY BTP 1.65%/15-010332	100,000	128,554.31	0.03				
USD JPMORGAN CHASE & CO FIX-TO-FRN FRN/20-16.09.2024	5,000,000	5,005,900.00	1.27				
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	3,750,000	3,764,137.50	0.95				
USD KFW 2%/17-29.09.2022	3,000,000	3,080,010.00	0.78				
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/13-17.04.2023	12,000	9,905.15	0.00				
USD KOMMUNALBANKEN AS S. -4901- 2.125%/15-11.02.2025	2,500,000	2,634,950.00	0.67				
USD NATIONAL AUSTRALIA BK/NY 3.625%/18-20.06.2023	3,000,000	3,211,770.00	0.81				
EUR NETHERLANDS 0.5%/16-150726	250,000	310,575.96	0.08				
EUR OBRIGACOES DO TESOURO 144A 1.95%/150629	100,000	135,626.09	0.03				
EUR PROLOGIS INTL FUND II 0.875%/19-09.07.2029	350,000	424,843.33	0.11				
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2023	2,113,000	1,804,741.60	0.46				
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	200,000	251,431.93	0.06				
EUR SPAIN 1.6%/14-300425	250,000	317,571.94	0.08				
EUR SPAIN 2.75%/14-311024	250,000	327,326.93	0.08				
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP S. -B- 2.15%/20-13.02.2030	1,000,000	993,640.00	0.25				
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	1,234,000	1,170,265.82	0.30				
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	128,000	103,350.24	0.03				
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2023 2%/13-15.02.2023	4,000,000	4,137,343.76	1.05				
USD UNITED STATES S B-2025 2%/15-150225	4,000,000	4,213,125.00	1.07				
USD US 3.5%/09-15.02.2039	3,000,000	3,595,546.89	0.91				
USD US 4.5%/06-15.02.2036	2,000,000	2,646,250.00	0.67				
USD US 4.625%/10-15.02.2040	2,000,000	2,756,250.00	0.70				
USD US S. C-2022 1.75%/12-15.05.2022	4,000,000	4,073,437.52	1.03				
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	4,000,000	4,245,312.52	1.07				
USD US S. F-2022 1.625%/12-15.11.2022	5,500,000	5,632,773.47	1.42				
USD US S. R 2021 2%/14-31.10.2021	4,750,000	4,803,623.04	1.21				
USD US TREASURY 1.625%/16-150526	3,000,000	3,098,437.50	0.78				
USD US TREASURY N/B 1.5%/20-150230	2,000,000	1,975,937.50	0.50				

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

USD	US TREASURY N/B 1.625%/19-30.11.2026	1,000,000	1,028,359.38	0.26
USD	US TREASURY N/B 1.875%/19-31.07.2026	1,000,000	1,044,531.25	0.26
USD	US TREASURY N/B 2.125%/17-290224	1,000,000	1,051,562.50	0.27
USD	US TREASURY N/B 2.25%/17-151127	1,500,000	1,587,890.63	0.40
USD	US TREASURY N/B 2.875%/18-150828	4,000,000	4,399,375.00	1.11

投資信託合計	239,503,939.75	60.58
ポートフォリオ合計	386,948,350.74	97.87
銀行預金およびブローカー預金	8,157,595.01	2.06
銀行およびブローカーへの未払金	-321.08	0.00
その他の純資産	256,893.94	0.07
純資産総額	395,362,518.61	100.00

注記は当財務書類の一部である。
純資産比率における差異は四捨五入によるものである。

[次へ](#)

Statement of Net Assets (in CHF)

31.03.2021

Assets

Investments in securities at market value	4,705,178,784.93
Cash at banks and at brokers	90,852,594.13
Income receivable	4,895,381.00
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	52,414.15
	4,800,979,174.21

Liabilities

Due to banks and to brokers	967.70
Provisions for accrued expenses	6,125,037.40
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	35,949,481.95
	42,075,487.05

Net assets	4,758,903,687.16
-------------------	-------------------------

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets (in CHF)

	For the period from 01.04.2020 to 31.03.2021
Net assets at the beginning the year	4,053,317,610.26
Income	
Interest on investments in securities (net)	20,190,240.05
Dividends (net)	16,305,950.39
Bank Interest	896.69
Securities lending income	230,461.19
Other income	124,027.43
	36,851,575.75
Expenses	
Management fee	58,076,281.12
Depository fee	2,799,643.61
Administration expenses	2,689,157.09
Printing and publication expenses	104,684.56
Interest and bank charges	144,885.64
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	857,949.61
Taxe d'abonnement	1,113,118.17
	65,785,719.80
Net income (loss)	-28,934,144.05
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	485,476,699.25
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-39.51
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	78,962,083.34
Net realised gain (loss) on foreign exchange	6,693,349.82
	571,132,092.90
Net realised gain (loss)	542,197,948.85
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	321,831,850.42
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-55,618,232.76
	266,213,617.66
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	808,411,566.51
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	672,303,657.50
Redemptions	-905,844,610.19
	-133,540,952.69
Distribution	-638,485.99
Currency translation adjustment	31,353,949.07
Net assets at the end of the year	4,758,903,687.16

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes

Technical Data

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
B - Capitalisation	USD	672327	LU0078041133	1.50%	1.92%
EB - Capitalisation	USD	28145643	LU1230136977	0.60%	1.01%
IB - Capitalisation	USD	1057436	LU0108935801	0.60%	1.03%
UB - Capitalisation	USD	26362734	LU1144411391	1.25%	1.68%
BH - Capitalisation	JPY	36829019	LU1614284856	1.50%	2.01%

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2020	2019	2018
B - Capitalisation	USD	1.49%	/	10.13%	15.75%	-6.79%
EB - Capitalisation	USD	1.72%	/	11.14%	16.79%	-6.01%
IB - Capitalisation	USD	1.72%	/	11.12%	16.75%	-6.00%
UB - Capitalisation	USD	1.56%	/	10.40%	16.03%	-6.57%
BH - Capitalisation	JPY	1.35%	/	8.70%	12.60%	-9.20%

Notes

Forward foreign exchange contracts

Purchases		Sales		Maturity	Valuation (In USD)
Counterparty					
JPY 129,524,500	USD	-1,194,156		12.04.2021	-21,847.89
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 24,703,200	USD	-234,006		12.04.2021	-10,421.01
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 647,476,200	USD	-6,232,997		12.04.2021	-372,778.54
UBS AG - London - United Kingdom					
JPY 62,437,500	USD	-569,229		12.04.2021	-4,115.99
Credit Suisse (Schweiz) AG					
AUD 440,000	USD	-334,955		11.05.2021	235.06
UBS AG - London - United Kingdom					
CHF 820,000	USD	-911,235		11.05.2021	-39,003.91
Credit Suisse (Schweiz) AG					
USD 9,380,178	EUR	-7,795,630		11.05.2021	210,118.82
Credit Suisse (Schweiz) AG					
USD 1,062,682	CAD	-1,360,000		11.05.2021	-19,427.86
UBS AG - London - United Kingdom					
JPY 129,524,500	USD	-1,194,522		11.05.2021	-21,898.75
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 672,179,400	USD	-6,369,334		11.05.2021	-283,896.78
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 801,703,900	USD	-7,395,750		09.06.2021	-135,778.97
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts					-698,815.82

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets (in USD) and Fund Evolution

	31.03.2021
Assets	
Investments in securities at market value	370,121,904.33
Cash at banks and at brokers	9,563,731.94
Income receivable	376,406.76
	380,062,043.03
Liabilities	
Due to banks and to brokers	203.71
Provisions for accrued expenses	492,110.43
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	698,815.82
	1,191,129.96
Net assets	378,870,913.07

Fund Evolution		31.03.2021	31.03.2020	31.03.2019
Total net assets	USD	378,870,913.07	287,121,088.45	322,314,020.43
Net asset value per share				
B - Capitalisation	USD	334.11	263.06	278.37
EB - Capitalisation	USD	1,395.17	1,088.44	1,141.26
IB - Capitalisation	USD	1,517.11	1,183.80	1,241.64
UB - Capitalisation	USD	136.43	107.15	113.11
BH - Capitalisation	JPY	11,580.00	9,197.00	9,994.00

Number of shares outstanding		At the end of the year	At the beginning of the year	Number of shares issued	Number of shares redeemed
B - Capitalisation	USD	684,695,650	699,546,663	97,738,644	112,589,657
EB - Capitalisation	USD	14,688,364	15,811,165	643,942	1,766,743
IB - Capitalisation	USD	32,550,799	25,773,024	13,835,127	7,057,352
UB - Capitalisation	USD	424,058,484	406,072,113	63,418,333	45,431,962
BH - Capitalisation	JPY	213,492,621	139,262,432	74,230,189	0.000

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets (in USD)

	For the period from 01.04.2020 to 31.03.2021
Net assets at the beginning of the year	287,121,088.45
Income	
Interest on investments in securities (net)	1,711,063.75
Dividends (net)	957,080.62
Bank Interest	11.84
Securities lending income	12,834.21
Other income	6,512.65
	2,687,503.07
Expenses	
Management fee	4,371,490.29
Depository fee	211,542.72
Administration expenses	203,080.90
Printing and publication expenses	10,208.33
Interest and bank charges	1,630.70
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	102,304.31
Taxe d'abonnement	88,262.48
	4,988,519.73
Net income (loss)	-2,301,016.66
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	44,967,575.94
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-5.27
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-651,697.27
Net realised gain (loss) on foreign exchange	117,461.87
	44,433,335.27
Net realised gain (loss)	42,132,318.61
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	36,142,318.52
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-871,895.26
	35,270,423.26
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	77,402,741.87
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	66,364,830.34
Redemptions	-52,017,747.59
	14,347,082.75
Net assets at the end of the year	378,870,913.07

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes

Technical Data

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
B - Capitalisation	USD	672380	LU0078042453	1.70%	2.15%
EB - Capitalisation	USD	28146665	LU1230137272	0.60%	1.03%
UB - Capitalisation	USD	26362879	LU1144411631	1.40%	1.85%
BH - Capitalisation	JPY	36829025	LU1614285234	1.70%	2.24%

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2020	2019	2018
B - Capitalisation	USD	3.05%	/	11.57%	19.45%	-8.85%
EB - Capitalisation	USD	3.33%	/	12.83%	20.76%	-7.93%
UB - Capitalisation	USD	3.12%	/	11.91%	19.79%	-8.58%
BH - Capitalisation	JPY	2.88%	/	10.16%	16.43%	-14.64%

Notes

Forward foreign exchange contracts

Purchases		Sales		Maturity	Valuation (In USD)
Counterparty					
USD 45,237		JPY -4,999,991		06.04.2021	-14.61
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 4,978,700		USD -45,047		12.04.2021	14.15
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 71,674,100		USD -660,802		12.04.2021	-12,089.82
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 19,763,400		USD -181,949		12.04.2021	-3,073.44
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 146,913,900		USD -1,414,282		12.04.2021	-84,584.35
UBS AG - London - United Kingdom					
JPY 29,706,500		USD -272,926		12.04.2021	-4,056.62
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 21,956,900		USD -207,991		12.04.2021	-9,262.49
Credit Suisse (Schweiz) AG					
CHF 400,000		USD -444,505		11.05.2021	-19,026.30
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 168,870,800		USD -1,600,160		11.05.2021	-71,323.04
Credit Suisse (Schweiz) AG					
USD 999,465		EUR -830,630		11.05.2021	22,388.30
Credit Suisse (Schweiz) AG					
GBP 60,000		USD -82,247		11.05.2021	545.58
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 71,674,100		USD -661,005		11.05.2021	-12,117.97
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 240,544,900		USD -2,219,036		09.06.2021	-40,739.40
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts					-233,340.01

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets (in USD) and Fund Evolution

	31.03.2021
Assets	
Investments in securities at market value	115,340,790.36
Cash at banks and at brokers	3,109,816.94
Income receivable	63,929.45
	118,514,536.75
Liabilities	
Due to banks and to brokers	12.40
Provisions for accrued expenses	177,810.04
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	233,340.01
	411,162.45
Net assets	118,103,374.30

Fund Evolution		31.03.2021	31.03.2020	31.03.2019
Total net assets	USD	118,103,374.30	86,710,192.70	117,169,163.33
Net asset value per share				
B - Capitalisation	USD	332.58	241.43	265.84
EB - Capitalisation	USD	1,498.08	1,075.41	1,170.99
UB - Capitalisation	USD	148.17	107.24	117.73
BH - Capitalisation	JPY	11,953.00	8,749.00	9,875.00

Number of shares outstanding		At the end of the year	At the beginning of the year	Number of shares issued	Number of shares redeemed
B - Capitalisation	USD	258,650.331	279,926.486	40,095.990	61,372.145
EB - Capitalisation	USD	6,994.646	6,868.650	1,757.760	1,631.764
UB - Capitalisation	USD	98,314.880	96,546.555	19,403.095	17,634.770
BH - Capitalisation	JPY	65,042.951	17,118.374	48,445.284	520.707

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets (in USD)

	For the period from 01.04.2020 to 31.03.2021
Net assets at the beginning of the year	86,710,192.70
Income	
Interest on investments in securities (net)	266,277.08
Dividends (net)	458,245.23
Bank Interest	47.88
Securities lending income	2,012.26
Other income	972.01
	727,554.46
Expenses	
Management fee	1,648,713.71
Depository fee	65,739.48
Administration expenses	63,109.86
Printing and publication expenses	6,425.52
Interest and bank charges	413.39
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	57,107.47
Taxe d'abonnement	28,691.79
	1,870,201.22
Net income (loss)	-1,142,646.76
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	16,751,611.14
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-0.34
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-229,222.42
Net realised gain (loss) on foreign exchange	46,532.83
	16,568,921.21
Net realised gain (loss)	15,426,274.45
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	17,123,234.86
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-236,256.82
	16,886,978.04
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	32,313,252.49
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	22,571,698.47
Redemptions	-23,491,769.36
	-920,070.89
Net assets at the end of the year	118,103,374.30

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes

Technical Data

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
A - Distribution	USD	672336	LU0078046876	1.30%	1.72%
B - Capitalisation	USD	672337	LU0078046959	1.30%	1.72%
EB - Capitalisation	USD	28145654	LU1230137199	0.60%	1.00%
IB - Capitalisation	USD	28234308	LU1230137439	0.60%	1.02%
UA - Distribution	USD	26362951	LU1144412100	1.05%	1.47%
UB - Capitalisation	USD	26364579	LU1144412282	1.05%	1.47%
BH - Capitalisation	JPY	36829010	LU1614284344	1.30%	1.81%

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2020	2019	2018
A - Distribution	USD	0.03%	/	7.98%	12.25%	-4.83%
B - Capitalisation	USD	0.03%	/	7.98%	12.26%	-4.83%
EB - Capitalisation	USD	0.20%	/	8.76%	13.05%	-4.17%
IB - Capitalisation	USD	0.20%	/	8.73%	13.01%	-4.21%
UA - Distribution	USD	0.08%	/	8.25%	12.52%	-4.60%
UB - Capitalisation	USD	0.09%	/	8.25%	12.53%	-4.61%
BH - Capitalisation	JPY	-0.13%	/	6.61%	9.14%	-7.29%

Distribution

Ex-Date

Amount

A - Distribution	USD	19.05.2020	0.51
UA - Distribution	USD	19.05.2020	0.62

Notes

Forward foreign exchange contracts

Purchases		Sales		Maturity	Valuation (In USD)
Counterparty					
JPY 102,939,900	USD	-944,651		12.04.2021	-12,956.44
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
USD 153,584	JPY	-16,711,800		12.04.2021	2,327.67
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 101,634,100	USD	-937,020		12.04.2021	-17,143.41
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
JPY 42,070,800	USD	-398,525		12.04.2021	-17,747.51
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 45,663,500	USD	-421,865		12.04.2021	-8,570.45
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 116,859,100	USD	-1,124,956		12.04.2021	-67,280.57
UBS AG - London - United Kingdom					
JPY 111,072,500	USD	-1,020,470		12.04.2021	-15,167.66
Credit Suisse (Schweiz) AG					
USD 182,703	AUD	-240,000		11.05.2021	-128.19
UBS AG - London - United Kingdom					
USD 17,077,799	EUR	-14,192,930		11.05.2021	382,547.87
Credit Suisse (Schweiz) AG					
JPY 158,929,900	USD	-1,505,964		11.05.2021	-67,124.47
Credit Suisse (Schweiz) AG					
EUR 1,000,000	USD	-1,179,691		11.05.2021	-3,406.00
UBS AG - London - United Kingdom					
JPY 101,634,100	USD	-937,307		11.05.2021	-17,183.32
Citibank N.A. - London - United Kingdom					
CHF 620,000	USD	-688,982		11.05.2021	-29,490.76
Credit Suisse (Schweiz) AG					

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes (Continued)

USD	1,578,395	CAD	-2,020,000	11.05.2021	-28,856.09
<i>UBS AG - London - United Kingdom</i>					
JPY	260,564,000	USD	-2,403,713	09.06.2021	-44,129.90
<i>Citibank N.A. - London - United Kingdom</i>					
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts					55,690.77

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Net Assets (in USD) and Fund Evolution

	31.03.2021
Assets	
Investments in securities at market value	386,948,350.74
Cash at banks and at brokers	8,157,595.01
Income receivable	664,548.79
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	55,690.77
	395,826,185.31
Liabilities	
Due to banks and to brokers	321.08
Provisions for accrued expenses	463,345.62
	463,666.70
Net assets	395,362,518.61

Fund Evolution		31.03.2021	31.03.2020	31.03.2019
Total net assets	USD	395,362,518.61	322,987,349.64	339,693,928.62
Net asset value per share				
A - Distribution	USD	166.52	142.32	147.33
B - Capitalisation	USD	305.91	260.56	267.37
EB - Capitalisation	USD	1,284.89	1,086.57	1,106.98
IB - Capitalisation	USD	1,277.39	1,080.46	1,101.16
UA - Distribution	USD	119.55	102.17	105.78
UB - Capitalisation	USD	125.07	106.27	108.77
BH - Capitalisation	JPY	10,931.00	9,395.00	9,895.00

Number of shares outstanding		At the end of the year	At the beginning of the year	Number of shares issued	Number of shares redeemed
A - Distribution	USD	133,040,611	127,678,938	13,476,736	8,115,063
B - Capitalisation	USD	819,194,754	802,905,053	107,240,558	90,950,857
EB - Capitalisation	USD	6,867,893	7,536,944	1,167,518	1,836,569
IB - Capitalisation	USD	40,045,194	38,177,192	3,653,239	1,785,237
UA - Distribution	USD	175,582,524	154,698,126	34,368,667	13,484,269
UB - Capitalisation	USD	258,097,873	261,511,165	80,702,678	84,115,970
BH - Capitalisation	JPY	94,597,460	29,610,678	65,489,597	502,815

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets (in USD)

	For the period from 01.04.2020 to 31.03.2021
Net assets at the beginning of the year	322,987,349.64
Income	
Interest on investments in securities (net)	2,881,766.59
Dividends (net)	595,096.00
Bank Interest	107.80
Securities lending income	22,060.86
Other income	8,539.44
	3,507,570.69
Expenses	
Management fee	4,173,766.97
Depository fee	225,438.57
Administration expenses	216,664.09
Printing and publication expenses	12,883.61
Interest and bank charges	1,760.46
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	97,974.73
Taxe d'abonnement	97,567.13
	4,826,055.56
Net income (loss)	-1,318,484.87
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	44,817,992.55
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-10.11
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1,490,900.24
Net realised gain (loss) on foreign exchange	-90,583.74
	43,236,498.46
Net realised gain (loss)	41,918,013.59
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	13,970,115.47
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	135,908.43
	14,106,023.90
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	56,024,037.49
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	60,602,580.39
Redemptions	-44,091,308.84
	16,511,271.55
Distribution	-160,140.07
Net assets at the end of the year	395,362,518.61

The notes are an integral part of the financial statements.

General

CS Investment Funds 12 (the "Fund") is a Luxembourg mutual investment Fund with Subfunds ("umbrella Fund"). The fund is registered in Luxembourg as an undertaking for collective investment in transferable securities under Part I of the law of 17.12.2010, as amended.

As of 31.03.2021 the Fund had 9 Subfunds.

Change:

Following the decision of Credit Suisse Fund Management S.A., Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Redito EUR has been merged into Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR as at 01.07.2020.

Summary of significant accounting policies**a) Presentation of financial statements**

The financial statements of the Fund are established in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements concerning undertakings for collective investment.

b) Computation of the net asset value of each Subfund

The Net Asset Value of the Units in each Subfund shall be calculated in the Reference Currency of the respective Subfund and shall be determined by the Management Company in Luxembourg on each Banking Day on which banks are normally open all day for business in Luxembourg (each such day being referred to as a "Valuation Day"). The net asset value of each Subfund is determined each day on the basis of income/expenses accrued up to the same day, and the valuation of net assets on the basis of the last available market prices.

The financial statements reflect the net asset values as of 31.03.2021 based on the market prices of the investments as of 31.03.2021.

The investment manager needs to undertake transactions in order to maintain the desired asset allocation as a result of subscriptions or redemptions, which may generate additional costs for the Subfund and its unitholders. As a consequence, in order to protect the existing investors' interest, from these capital movements, when net capital movements exceed a threshold predefined by the Board of Directors of the Management Company, an adjustment of the NAV per unit used is applied. This adjustment reflects the estimated tax and dealing costs that may be incurred by the Subfund as a result of these transactions, and the estimated bid-off spread of the assets in which the Subfund invests. A periodical review is undertaken in order to verify the appropriateness of the swing factor being applied.

The NAV per unit as disclosed in the statistical information is the published NAV per unit whereas the total net assets disclosed in the statement of net assets is the total net asset value excluding period end swing adjustment.

The Fund applies partial swing price. The net asset value calculated will be increased by up to a maximum of 2% per unit in the event of a net surplus of subscription applications or reduced by up to a maximum of 2% per unit in the event of a net surplus of redemption applications in respect of the applications received on the respective Valuation Day.

As per 31.03.2021, the swing pricing was not applied to any Subfund included in this annual report.

c) Valuation of investment securities of each Subfund

Securities which are listed or regularly traded on a stock exchange shall be valued at the last available sales price. If such a price is not available for a particular trading day, the closing mid-price (the mean of the closing bid and ask prices), or alternatively the closing bid price, may be taken as a basis for the valuation.

If a security is traded on several stock exchanges, the valuation shall be made by reference to the exchange which is the main market for this security.

In the case of securities for which trading on a stock exchange is not significant but which are traded on a secondary market with regulated trading among securities dealers (with the effect that the price reflects market conditions), the valuation may be based on this secondary market.

Securities traded on a regulated market shall be valued in the same way as those listed on a stock exchange.

Securities that are not listed on a stock exchange and are not traded on a regulated market shall be valued at their last available market price. If no such price is available, the Management Company shall value these securities in accordance with other criteria to be established by the Management Company and on the basis of the probable sales price, the value of which shall be estimated with due care and in good faith.

If a valuation in accordance with the above rules is rendered impossible or incorrect due to particular or changed circumstances, the Management Company shall be entitled to use other generally recognized and auditable valuation principles in order to reach a proper valuation of the Subfund's assets.

d) Cash at banks and at brokers

Cash at banks and at brokers includes cash in hand, margin calls and deposits held at call with banks and bank overdrafts.

e) Net realised gain/loss on sales of investments of each Subfund

The realised gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average acquisition cost.

f) Foreign exchange conversion

The financial statements are kept in the reference currency of each Subfund and the combined financial statements are kept in CHF.

Cash at banks, other net assets and the value of portfolio securities in currencies other than reference currency of each Subfund are converted into the reference currency at the foreign exchange rate prevailing on the date of valuation.

Income and expenses in currencies other than reference currency of each Subfund are converted into the reference currency at the foreign exchange rate applicable at the date they accrue to the Subfund.

Realised gains or losses on foreign currencies are accounted for in the statement of operations / changes in net assets.

The acquisition cost of securities in currencies other than the reference currency of each Subfund is converted into the reference currency at the foreign exchange rate valid at the date of acquisition.

g) Transactions on investments in securities of each Subfund

The transactions on investments in securities are booked on a trade date basis.

h) Valuation of financial futures contracts of each Subfund

Unmatured financial futures contracts are valued at valuation date at market rates prevailing at this date and resulting changes in unrealised gains or losses are posted to the statement of operations / changes in net assets and are shown under unrealised gain/loss on financial futures contracts in the statement of net assets. Realised gains or losses are also posted to the statement of operations / changes in net assets under "Net realised gain (loss) on financial futures contracts".

i) Valuation of forward foreign exchange contracts of each Subfund

Unmatured forward foreign exchange contracts are valued at valuation date at forward exchange rates prevailing at this date and resulting changes in unrealised gains or losses are posted to the statement of operations / changes in net assets and are shown under unrealised gain/loss on forward foreign exchange contracts in the statement of net assets. Realised gains or losses are also posted to the statement of operations / changes in net assets under "Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts".

j) Allocation of accrued expenses

Accrued expenses which can be allocated directly to a Subfund are charged to this Subfund. Accrued expenses which cannot be allocated directly are divided among the Subfunds in proportion to the net assets of each Subfund.

k) Securities Lending

The Fund can practise lending of securities included in its portfolios of its Sub-funds. The Fund may only lend securities within a standardized system of securities lending organised by a recognised institution of securities compensation or by first class financial institutions specialised in this type of operations. The income from securities lending is showing the gross income from securities lending less the direct and indirect costs and fees retained by the counterparty acting as securities lending principal.

l) Income recognition

Dividend income is recorded at the ex-date, net of any withholding tax. Interest income is accrued on a prorata temporis basis, net of any withholding tax.

Management fee

(see detail at Subfund level)

As remuneration of its services and reimbursement of its expenses, the Management Company is entitled to a management fee (see details at Subfund level), payable at the end of each month and calculated on the basis of the average of the daily net asset value of each Unit Class during the relevant month. In addition, the Management fee includes an adjustment on management fee charged this period in relation to previous period.

Depository Fee

The Depository Bank receives from the Fund such fees and commissions as are in accordance with usual practice in Luxembourg. They will be composed of a fee calculated as a percentage of the relevant Subfund's net assets and of transaction-based commissions.

"Taxe d'abonnement"

Under the prevailing laws and regulations, the Fund is subject in Luxembourg, on the basis of its investments, to a "taxe d'abonnement" at the annual rate of 0.05%, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each Subfund at the end of each quarter. In the case of Unit Classes that may only be acquired by institutional investors, this annual tax rate is 0.01%.

The portion of net assets, which is invested in other undertakings for collective investment in securities under Luxembourg law, is exempt from this tax.

Total Expense Ratio (TER)

(see detail at Subfund level)

The TER expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the Fund's assets, taken retrospectively as a percentage of the average assets.

The TER is calculated following the SFAMA* guideline.

No TER is disclosed for units launched less than 6 months before closing. No TER is disclosed for units that were liquidated during the reporting year.

If a Subfund invests at least 10% of its net assets as a fund of fund in target funds, a composite TER of the fund of funds is to be calculated as follows.

The prorated TER of the individual target funds including a performance related remuneration, weighted according to the share they represent in the overall assets of the fund of funds as of the closing date and the TER of the fund of funds minus the retroceded commissions received from the target funds during the reporting year.

*As at 25.09.2020, the SFAMA ("Swiss Funds & Asset Management Association") merged with the AMP ("Asset Management Platform") to become the AMAS ("Asset Management Association Switzerland").

Changes in the composition of the securities portfolio

Changes in the composition of the securities portfolio during the reporting year are available to unit holders free of charge at the registered office of the Management Company or the local representatives in the countries where the Fund is registered.

Exchange Rates

The combined financial statements are kept in CHF. For this purpose, the financial statements of the Subfunds are converted into CHF at the foreign exchange rates as of 31.03.2021:

1 EUR	= 1.106150	CHF
1 USD	= 0.941164	CHF

Fund performance

(see detail at Subfund level)

The performance of the year Y is based on the net asset values as calculated on the last business day of the year Y respectively Y-1. Those net asset values reflect the market prices of the investments as of the last business day of the year Y respectively Y-1.

The YTD (Year-To-Date) performance includes the period from 01.01.2021 until 31.03.2021.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data given does not take into account commissions and costs incurred in the purchase or redemption of fund units.

For units launched more than 3 years ago no performance since inception is disclosed.

Performance of distributing units includes reinvestments of dividends.

The performances are calculated based on the swung NAV per unit.

Securities Lending

The Subfunds participated in the "securities lending" system with Credit Suisse (Switzerland) Ltd., Zurich as follows:

Subfund	CCY	Stock lending market value	Collateral market value
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	EUR	7,400,872.00	7,783,769.01
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	CHF	36,094,661.00	37,962,081.17
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	USD	6,775,496.00	7,126,040.19
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	EUR	106,070.00	110,506.98
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	CHF	1,587,480.00	1,669,611.04
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	USD	0.00	0.00
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	EUR	29,039,410.00	30,541,814.47
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	CHF	50,604,966.00	53,117,297.37
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	USD	18,664,038.00	19,613,963.48

The collateral delivered by the securities lending counterparty to the Fund is composed of a well diversified portfolio of securities consisting of

- highly rated bonds issued or guaranteed by governments, government agencies, bodies regulated by public law or corporations (excluding Credit Suisse affiliates) from selected OECD countries.
- highly rated bonds from supranational organisations
- equities listed on selected stock exchanges within the OECD on the condition that the units are included in a main and liquid index.

The determination of the market value of the collateral is subject to the application of appropriate haircuts adapted to the volatility of the collateral type.

The revenues mentioned in the Statement of Operations / Changes in Net Assets under "Securities Lending Income" are the net amounts received from the lending principal. Any direct and indirect operational costs and fees are borne out of its fee and include the liability risk assumed by the principal.

For the year ended on 31.03.2021, the fee paid to the principal amounted to as follows:

Subfund	CCY	Gross amount securities lending	Expenses and commissions from the Net amount of securities leading counterparty	securities leading income
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	EUR	27,815,50	11,126,20	16,689,30
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	CHF	78,613,13	31,445,25	47,167,88
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	USD	21,390,35	8,556,14	12,834,21
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	EUR	6,113,93	2,445,57	3,668,36
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	CHF	12,314,20	4,925,68	7,388,52
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	USD	3,353,77	1,341,51	2,012,26
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	EUR	66,096,62	26,514,65	39,771,97
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	CHF	104,553,30	41,821,32	62,731,98
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	USD	36,768,10	14,707,24	22,060,86

Transaction costs

Transactions costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the year ended on 31.03.2021, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, (including derivatives instruments or other eligible assets) as follows:

Subfund	Ccy	Transaction cost
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	EUR	205,087.96
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	CHF	379,343.53
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	USD	131,408.72
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	EUR	66,376.25
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	CHF	86,136.60
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	USD	49,367.72
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	EUR	266,562.92
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	CHF	373,701.83
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	USD	124,364.11

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward foreign exchange contracts and for some other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sales price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Subfund.

Global Exposure

The global exposure is calculated on the basis of the commitment approach for each Subfund.

Financial Derivative Instruments

The Subfunds may engage in derivative transactions for the purpose of efficient portfolio management. Details of the derivatives are displayed in the Notes pages. Depending on the type of derivatives held, collateral might be received from the different counterparties to reduce the counterparty exposure. For other types of derivatives, margin accounts might be used. No collateral was received by the Funds to reduce the counterparty risk as of 31.03.2021.

Coronavirus COVID-19

Since the end of 2019 we have seen the development of the coronavirus COVID-19 outbreak globally. The Board of Directors of the Management Company and the Investment Manager continue to watch the efforts of governments to contain the spread of the virus and monitor the economic impact, if any, on the investments in our portfolio.

BREXIT

According to the rules on disclosure to investors in Directive 2009/65/EC, UCITS management companies must take a number of steps to inform investors of the consequences of the withdrawal (BREXIT) of the United Kingdom from the European Union (EU) and the end of the transition period as of 31st December 2020. In particular, according to Article 72 and 78 of Directive 2009/65/EC, UCITS management companies must keep up to date the essential elements of prospectus and a key investor information document. This includes information on Member States in which the management company is authorised, where the UCITS is managed or marketed cross-border. Moreover, UCITS management companies must assess whether the change of the legal status of the investment fund would impact on compliance with the investment strategy of the fund as communicated earlier to investors.

The overall impact by BREXIT is quite limited, as Credit Suisse Fund Management S.A. remains domiciled in Luxembourg and authorized by the CSSF. Also, there is no material impact on compliance with the investment strategy of the fund as communicated earlier to investors. CS Investment Funds 12 remains a UCITS Fund and the delegation of the portfolio management as well as the appointed Depositary did not change.

The sub-funds which have been registered within the UK for distribution in the past, have been notified accordingly under the Temporary Permissions Regime (TPR) to the UK Regulator Financial Conduct Authority FCA. As a consequence thereof CS Investment Funds 12 and any notified sub-fund continue to be eligible for marketing to the public in the United Kingdom during the TPR which is set to last for up to three years. Should the management company decide to not register any of the sub-funds before the end of the TPR under the respective newly applicable national law of the United Kingdom, such TPR registration will end automatically without any notice of de-registration to the FCA.

Where the investment guidelines determined the geographical scope by using the designations Europe, the European Union (EU) or the European Economic Area (EEA), amendments have been made to the investment guidelines to the effect that the geographical scope remains as is, i.e. investments in the UK will continue to be allowed in principle and for the investor nothing changes in this respect even though some instruments may qualify as OTC under EU Law rather than as exchange traded derivatives (ETD) under UK Law. The target investments have been investigated according to their instrument/asset type as to whether they might no longer be eligible investments after BREXIT and, where necessary, they have been divested, if any at all.

Where necessary for ongoing compliance with EU and national laws, the trade flow has been readjusted to meet new requirements. In order to adhere e.g. to the Derivatives Trade Obligation under MIFIR (DTO) for certain derivatives categories, UK Multilateral Trading Facilities (MTFs) were replaced by MTFs domiciled in the European Union.

In anticipation of the end of the time-limited equivalence decision regarding UK Central Clearing Counterparties (CCPs), which is valid for a period of 18 months from 1 January 2021 to 30 June 2022, preparation measures have been started back in October 2020 in order to shift clearing activities away from UK CCPs to CCPs authorized or recognized by the EU.

For the investor in CS Investment Funds 12, its exposure to geographical markets and instrument types as well as the availability of fund shares/units in its jurisdiction has not changed after the end of the BREXIT transition period.

Subsequent events

No significant event occurred after the year end.

Statement of Investments in Securities

Breakdown by Country

Luxembourg	47.99
USA	21.74
Ireland	21.39
Germany	1.60
Supranational	0.82
Netherlands	0.74
Australia	0.64
Switzerland	0.63
Canada	0.44
Mexico	0.36
France	0.32
Norway	0.28
Italy	0.22
Spain	0.17
Belgium	0.09
Poland	0.07
Portugal	0.07
Finland	0.06
Austria	0.04
Total	97.69

Breakdown by Economic Sector

Investment trusts/funds	69.02
Countries and central governments	10.47
Banks and other credit institutions	4.12
Internet, software and IT services	3.05
Computer hardware and networking	2.05
Pharmaceuticals, cosmetics and medical products	1.10
Food and soft drinks	0.88
Financial, investment and other div. companies	0.87
Telecommunication	0.82
Supranational organisations	0.82
Retailing, department stores	0.62
Energy and water supply	0.47
Electronics and semiconductors	0.46
Cantons, federal states, provinces	0.44
Lodging and catering industry, leisure facilities	0.44
Public non profit institutions	0.35
Building materials and building industry	0.33
Miscellaneous consumer goods	0.30
Vehicles	0.21
Textiles, garments and leather goods	0.16
Traffic and transportation	0.14
Mechanical engineering and industrial equipment	0.14
Biotechnology	0.12
Insurance companies	0.10
Electrical appliances and components	0.07
Chemicals	0.07
Petroleum	0.03
Miscellaneous services	0.01
Photographic and optics	0.01
Healthcare and social services	0.01
Graphics publishing and printing media	0.00
Watch and clock industry, jewellery	0.00
Real estate	0.00
Total	97.69

Statement of Investments in Securities

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
Securities listed on a stock exchange or other organised markets			
Shares			
CHF ABB REG	2,054	62,229.45	0.02
USD ABBVIE	6,096	659,709.12	0.17
USD ACCENTURE A	2,139	590,698.75	0.16
CHF ADECO REG	521	35,229.16	0.01
EUR ADEAS REG	140	43,001.00	0.01
USD ADOBE	1,538	729,742.21	0.19
EUR AIR LIQUIDE	348	56,974.31	0.02
CHF ALCON INC	437	30,729.61	0.01
EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	307	78,315.35	0.02
USD ALPHABET A	1,813	3,739,348.76	0.99
USD AMAZON.COM	725	2,243,208.00	0.59
USD AMGEN	1,392	470,748.52	0.12
USD APPLE	18,115	2,212,059.40	0.58
EUR ASML HOLDING	313	190,188.22	0.05
EUR AXA	1,418	38,139.58	0.01
CHF BALOISE-HOLDING REG	177	30,240.85	0.01
CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	4	391.86	0.00
EUR BASF REG	677	56,365.84	0.01
EUR BVA REG	8,000	41,615.02	0.01
EUR BMW	244	25,370.83	0.01
USD BRISTOL MYERS SQUIBB	7,788	491,656.44	0.13
CHF CEMERA MONEY REG	159	17,586.63	0.00
CHF CIE FINANCIERE RICHEMONT (REG. SHARES)	773	74,326.86	0.02
USD CSCO SYSTEMS	14,570	715,414.70	0.20
CHF CLARIANT (REG. SHARES)	626	16,727.75	0.00
USD COCA-COLA	13,498	711,479.58	0.19
EUR CRH PLC	579	27,199.53	0.01
CHF CS GROUP (REG. SHARES)	3,559	37,444.29	0.01
EUR DANONE	455	31,283.55	0.01
EUR DASSAULT SYSTEMES	96	20,579.97	0.01
EUR DEUTSCHE BOERSE REG	140	23,315.60	0.01
EUR ENEL	5,996	59,651.01	0.02
CHF ESSELORLUXOTTICA	209	34,126.79	0.01
CHF FLUGHAFEN ZUERICH	11	1,815.09	0.00
CHF GEBERIT	37	23,650.71	0.01
CHF GIVAUDAN REG	19	73,523.84	0.02
USD HOME DEPOT	3,785	1,155,371.25	0.30
EUR IBERDROLA	5,138	66,385.08	0.02
CHF IDORSA LTD	258	6,946.42	0.00
EUR INDITEX	805	26,565.87	0.01
EUR ING GROUP	2,877	35,274.11	0.01
USD INTEL	14,348	918,272.00	0.24
EUR INTESA SANPAOLO	12,193	33,110.47	0.01
USD JOHNSON & JOHNSON	9,021	1,462,801.35	0.39
USD JPMORGAN CHASE	10,508	1,599,692.04	0.42
CHF JULIUS BAER GRUPPE	27	1,793.90	0.00
EUR KERING	55	38,047.99	0.01
EUR KDN DSM	127	21,538.67	0.01
EUR KONINKLIJKE AHOLD DEUMAIZE	811	22,627.75	0.01
CHF KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL	6	1,719.36	0.00
CHF LAFARGE-HEOLM REG	1,117	65,916.43	0.02
CHF LANDIS+GYR GROUP AG	167	11,265.17	0.00
USD LINDE PLC	1,806	506,493.12	0.13
CHF LINDT & SPRUENGLI	2	17,531.46	0.00
CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	418	44,081.13	0.01
CHF LONZA REG	93	52,213.21	0.01
EUR L'OREAL	185	71,056.29	0.02
USD MASTERCARD	2,904	1,033,969.20	0.27
USD MCDONALD'S	2,545	570,436.30	0.15
USD MERCK & CO	8,725	672,610.25	0.18
USD MICROSOFT	20,269	4,778,822.13	1.26
EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	105	32,406.55	0.01
EUR NESTE OYJ	400	21,277.63	0.01
CHF NESTLE REG	4,567	51,162.50	0.13
USD NIKE B	4,256	566,908.74	0.15
CHF NOVARTIS REG	3,805	308,879.42	0.08
USD NVIDIA	2,047	1,092,364.71	0.29
EUR ORANGE	1,471	18,161.75	0.00
CHF PARTNERS GROUP	48	61,557.81	0.02
USD PAYPAL HOLDINGS	5,117	1,242,612.28	0.33
USD PEPSICO	4,709	666,088.06	0.18
USD PROCTER & GAMBLE	8,519	1,153,728.17	0.30
EUR PROSUS NY	359	39,999.22	0.01
CHF ROCHE HOLDING CERT	1,136	368,683.01	0.10
EUR ROYAL PHILIPS	674	38,558.01	0.01
CHF S&P 500 (PUT) -2000- 19/03/21	6	385.65	0.00
CHF S&P 500 (PUT) -2000- 19/03/21	28	8,089.13	0.00
USD SALESFORCE.COM	2,280	472,470.10	0.12
EUR SAP SE	769	94,373.39	0.02
CHF SCHINDLER HOLDING	2	575.46	0.00
CHF SCHINDLER HOLDING PART	5	1,474.77	0.00
EUR SCHNEIDER ELECTRIC	407	62,304.71	0.02
CHF SCHWITTER TECHNOLOGIES	8	13,226.17	0.00
CHF SFS GROUP (REG. SHARES)	21	2,619.52	0.00
CHF SES REG	19	54,123.40	0.01
EUR SIEMENS REG	633	104,155.09	0.03
CHF SINA LTD	210	60,244.54	0.02
CHF SOFTWAREONE HOLDING AG	721	18,892.17	0.00
CHF SONOVA HOLDING REG	76	20,220.07	0.01
CHF STADLER RAIL AG	147	7,084.78	0.00
CHF STRAUMANN HOLDING (REG. SHARES)	1	1,252.70	0.00
CHF SWISS LIFE REG	93	45,908.89	0.01
CHF SWISS PRIME SITE	139	12,871.14	0.00

The notes are an integral part of the financial statements.

Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Statement of Investments in Securities (Continued)

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
CHF SWISS REINSURANCE	551	54,422.98	0.01
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	48	25,857.34	0.01
CHF TEMENOS GROUP	8	1,156.44	0.00
USD TESLA MOTORS	1,159	774,130.87	0.20
USD TEXAS INSTRUMENTS	3,149	596,129.51	0.16
EUR TOTAL	1,021	85,127.31	0.02
CHF UBS GROUP	4,245	66,009.30	0.02
USD UNION PACIFIC	2,333	514,216.53	0.14
USD VERIZON COMMUNICATIONS	14,388	836,862.20	0.22
CHF VIFOR PHARMA AG	151	20,640.36	0.01
USD VISA A	5,638	1,193,733.74	0.32
USD WALT DISNEY	6,015	1,109,887.80	0.29
EUR WOLTERS KLUWER	201	17,509.76	0.00
CHF ZÜRICH INSURANCE GROUP REG.	262	112,287.95	0.03
Total Shares		39,477,781.85	10.42

Bonds			
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	3,500,000	3,637,605.00	0.97
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	1,000,000	1,085,070.00	0.29
EUR AUSTRIA 0.75%/16-20.01.2026	130,000	168,435.94	0.04
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	1,500,000	1,650,360.00	0.44
USD BANK OF AMERICA CORP FIX-TO-FRN FRN/19-22.10.2025	900,000	942,930.00	0.25
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/16-23.04.2023	170,000	227,946.97	0.06
EUR BELGIUM OLD S. ST 0.8%/17-22.02.2027	100,000	126,325.75	0.03
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.5%/20-30.04.20	100,000	120,558.75	0.03
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 144A 1.4%/20.07.2028	100,000	129,500.43	0.03
EUR BLUNDEREPUB. DEUTSCHLAND 0.25%/19-15.02.2025	250,000	310,429.05	0.08
EUR BUONI POLIENAL DEL TES 2.05%/17-01.08.2027	150,000	196,569.93	0.05
USD COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-01.09.2032	1,500,000	1,378,140.00	0.36
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-13.02.2025	1,000,000	1,032,140.00	0.27
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.825%/19-09.10.2029	1,000,000	994,930.00	0.26
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	1,000,000	1,088,120.00	0.29
EUR FINNISH GOVERNMENT 144A 0.5%/18-15.08.2028	150,000	187,406.87	0.05
EUR FRANCE (GOVT OF) 0.75%/17-25.05.28	250,000	316,002.91	0.08
EUR FRANCE OAT 0%/16-25.05.22	200,000	236,844.11	0.06
EUR FRANCE OAT 1.75%/17-25.06.29	150,000	217,609.73	0.06
EUR GERMANY 1%/14-15.08.24	100,000	124,429.01	0.03
EUR GERMANY 1.5%/13-15.05.25	100,000	123,077.42	0.03
USD ING GROEP NV 144A 4.625%/18-06.01.2026	2,000,000	2,269,740.00	0.60
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-16.02.29	150,000	176,924.37	0.05
EUR ITALY BTP 1.5%/15-01.02.25	150,000	188,018.62	0.05
EUR ITALY BTP 1.65%/15-01.03.32	150,000	192,831.47	0.05
USD JPMORGAN CHASE & CO FIX-TO-FRN FRN/20-16.09.2024	2,000,000	2,002,360.00	0.53
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	3,000,000	3,011,310.00	0.79
USD KFW 2%/17-29.09.2022	2,000,000	2,053,340.00	0.54
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/13-17.04.2023	19,000	15,683.15	0.00
AUD KOMMUNALBANKEN AS S. -4901- 2.125%/15-11.02.2025	1,000,000	1,053,980.00	0.28
USD NATIONAL AUSTRALIA BK NY 3.625%/18-20.06.2029	1,000,000	1,070,590.00	0.28
EUR NETHERLANDS 0.5%/16-15.07.26	150,000	186,345.58	0.05
EUR OBRIGACIÖES DO TESOURO 144A 1.95%/15.06.29	100,000	135,626.09	0.04
EUR OBRIGACIÖES DO TESOURO 2.125%/18-17.10.28	100,000	136,606.29	0.04
EUR PROLOGIS INTL FUND II 0.875%/19-09.07.2029	200,000	242,767.62	0.06
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2023	932,000	796,033.68	0.21
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	200,000	251,431.93	0.07
EUR SPAIN 1.6%/14-30.04.25	100,000	127,023.77	0.03
EUR SPAIN 2.75%/14-31.10.24	100,000	130,930.77	0.03
USD TONYA MOTOR CREDIT CORP S. -B- 2.15%/20-13.02.2030	500,000	496,820.00	0.13
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	1,063,000	1,008,067.71	0.27
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	415,000	338,080.84	0.09
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2029 2%/13-15.02.2033	3,500,000	3,620,175.79	0.96
USD UNITED STATES S. B-2025 2%/15-15.02.25	3,500,000	3,696,464.30	0.97
USD US 4.5%/06-15.02.2036	2,500,000	3,307,812.50	0.87
USD US 4.625%/10-15.02.2040	2,000,000	2,756,250.00	0.73
USD US S. C-2022 1.75%/12-15.05.2022	4,500,000	4,582,617.21	1.21
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	3,500,000	3,714,648.46	0.98
USD US S. F 2022 1.825%/12-15.11.2022	4,500,000	4,608,632.94	1.22
USD US S. R 2021 2%/14-31.10.2021	2,500,000	2,528,222.65	0.67
USD US TREASURY N.B 2.875%/18-15.08.28	3,500,000	3,849,453.13	1.02
USD US TREASURY N.B S. C-2029 2.375%/15.05.29	3,000,000	3,188,437.50	0.84
USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	2,000,000	2,233,780.00	0.59
Total Bonds		68,267,691.62	18.02
Total securities listed on a stock exchange or other organized markets		107,745,473.47	28.44

Securities not listed on a stock exchange

Bonds			
CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	1,048,000	882,311.74	0.23
Total Bonds		882,311.74	0.23
Total securities not listed on a stock exchange		882,311.74	0.23

The notes are an integral part of the financial statements.

Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
Investment funds			
Fund Units (Open-End)			
USD CREDIT SUISSE (LUX) COMMODITY ALLOCATION FUND -EB- USD	17,379	11,541,861.61	3.05
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN DIVIDEND PLUS EQUITY FUND EB EUR	370	982,634.76	0.26
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE QUALITY GROWTH EQUITY FUND -EB- EUR	10,571	4,317,280.97	1.14
USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND -AMB- USD	5,211	7,045,798.62	1.86
USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND EB USD	2,085	5,317,669.02	1.40
USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY EQUITY FUND B USD	2,298	4,728,870.36	1.25
EUR CREDIT SUISSE (LUX) SQ EURO CORPORATE BOND FUND -EB- EUR	16,160	2,836,581.85	0.75
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -OEB- USD- USD	176	176,528.71	0.05
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS USD -OEB- USD- USD	8,728	8,952,571.44	2.36
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING MARKETS ESG BLUE -OEB- USD	16,507	22,537,127.25	5.95
EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG BLUE -OEB- EUR	9,824	13,364,841.30	3.53
JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE -OEB- JPY	6,428	7,857,226.53	2.07
GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK ESG BLUE -OEB- GBP	4,587	6,770,504.04	1.79
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY PACIFIC EX JAPAN ESG BLUE -OEB- USD ACC- USD	3,202	3,966,125.28	1.05
CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY CANADA ESG BLUE -OEB- CAD ACC- CAD	4,530	4,060,155.72	1.07
USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS (LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE BOND FUND EB USD	2,560	4,525,542.62	1.19
USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SO US CORPORATE BOND FUND -EB- USD	38,280	45,547,075.20	12.02
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL HEALTH EQUITY FUND -EB- USD	1,493	4,910,805.46	1.30
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT EQUITY FUND -EBP- USD- USD	1,685	2,390,305.45	0.63
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL IMPACT EQUITY FUND -EBP- USD ACC- USD	2,524	3,594,756.52	0.95
CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF	228	321,191.39	0.08
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD	4,642	7,183,680.68	1.90
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD	4,508	6,379,451.12	1.68
USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FUND -EA- USD	704	699,487.36	0.18
USD CSF (IE) MSCI USA ESG LEADERS BLUE UCITS ETF B USD CAP	390,676	57,929,487.28	15.29
USD CSF S CREDIT SUISSE (LUX) CHINA RMB EQUITY FUND EB USD CAP	10,194	1,582,210.74	0.42
USD CSF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	77,000	9,612,880.00	2.54
USD CSF IE MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	77,259	12,371,697.84	3.27
Total Fund Units (Open-End)		281,494,119.12	69.02
Total investment funds		281,494,119.12	69.02
Total of Portfolio		370,321,904.30	97.69
Cash at banks and at brokers		9,563,791.94	2.52
Due to banks and to brokers		-203.71	0.00
Other net liabilities		-814,518.49	-0.21
Total net assets		379,870,913.07	100.00

Statement of Investments in Securities

Breakdown by Country

Luxembourg	45.81
Ireland	25.03
USA	20.30
Germany	1.42
Australia	0.99
Switzerland	0.81
Supranational	0.68
Norway	0.67
Netherlands	0.52
Mexico	0.39
France	0.38
Canada	0.27
Italy	0.17
Spain	0.11
Belgium	0.07
Poland	0.04
Finland	0.01
Total	97.66

Breakdown by Economic Sector

Investment trusts/funds	70.29
Internet, software and IT services	5.60
Banks and other credit institutions	4.22
Countries and central governments	2.24
Computer hardware and networking	2.11
Pharmaceuticals, cosmetics and medical products	1.91
Food and soft drinks	1.26
Financial, investment and other div. companies	1.20
Retailing, department stores	1.15
Electronics and semiconductors	0.90
Lodging and catering industry, leisure facilities	0.81
Energy and water supply	0.79
Supranational organisations	0.68
Building materials and building industry	0.60
Miscellaneous consumer goods	0.56
Public non profit institutions	0.53
Telecommunication	0.47
Vehicles	0.39
Textiles, garments and leather goods	0.31
Cantons, federal states, provinces	0.27
Traffic and transportation	0.25
Mechanical engineering and industrial equipment	0.25
Biotechnology	0.23
Insurance companies	0.20
Electrical appliances and components	0.17
Chemicals	0.15
Petroleum	0.08
Photographic and optics	0.03
Graphics publishing and printing media	0.01
Miscellaneous services	0.01
Healthcare and social services	0.01
Watch and clock industry, jewellery	0.00
Real estate	0.00
Total	97.66

Statement of Investments in Securities

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
Securities listed on a stock exchange or other organised markets			
Shares			
CHF ABB REG	624	25,004.61	0.02
USD ABBVIE	3,465	374,982.30	0.39
USD ACCENTURE A	1,216	335,920.00	0.36
CHF ADECO REG	210	14,199.86	0.01
EUR ADIDAS REG	125	39,108.11	0.03
USD ADOBE	871	414,047.27	0.35
EUR AIR LIQUIDE	311	50,916.70	0.04
CHF ALCON INC	175	12,305.51	0.01
EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	274	69,897.09	0.06
USD ALPHABET A	1,081	2,126,458.12	1.80
USD AMAZON.COM	412	1,274,760.96	1.08
USD AMGEN	1,076	267,719.56	0.23
USD APPLE	10,298	1,257,900.70	1.07
EUR ASML HOLDING	280	170,136.43	0.14
EUR AXA	1,267	34,078.18	0.03
CHF BALOISE-HOLDING REG	71	12,150.51	0.01
CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	1	97.96	0.00
EUR BASF REG	605	50,371.24	0.04
EUR BEVA REG	8,000	41,615.02	0.04
EUR BMW	218	22,667.38	0.02
USD BRISTOL MYERS SQUIBB	4,427	279,476.51	0.24
CHF CEMERA MONEY REG	65	7,189.50	0.01
CHF CIE FINANCIERE RICHEMONT (REG. SHARES)	311	29,364.29	0.02
USD CSCO SYSTEMS	8,262	428,262.22	0.36
CHF CLARIANT (REG. SHARES)	333	6,743.76	0.01
USD COCA-COLA	7,673	404,443.88	0.34
EUR CRH PLC	518	24,383.95	0.02
CHF CS GROUP (REG. SHARES)	1,427	15,013.48	0.01
EUR DANONE	406	27,914.55	0.02
EUR DASSAULT SYSTEMES	86	18,436.23	0.02
EUR DEUTSCHE BOERSE REG	125	20,817.50	0.02
EUR ENEL	5,359	53,492.59	0.05
CHF ESSELORLUXOTTICA	187	30,516.61	0.03
CHF FLUGHAFEN ZUERICH	4	660.03	0.00
CHF GEBERIT	16	10,227.38	0.01
CHF GIVAUDAN REG	8	30,967.41	0.03
USD HOME DEPOT	2,152	646,098.00	0.56
EUR IBERDROLA	4,591	59,272.89	0.05
CHF IDORSA LTD	104	2,800.11	0.00
EUR INATEX	719	23,745.64	0.02
EUR ING GROUP	2,571	31,522.33	0.03
USD INTEL	8,156	521,964.00	0.44
EUR INTESA SANPAOLO	10,896	29,589.42	0.03
USD JOHNSON & JOHNSON	5,128	842,798.88	0.71
USD J.P. MORGAN CHASE	5,973	909,269.79	0.77
CHF JULIUS BAER GRUPPE	11	706.40	0.00
EUR KERING	49	33,897.30	0.03
EUR KONI DSM	113	19,154.32	0.02
EUR KONINKLIJKE AHOLD DE HAAS	725	20,287.20	0.02
CHF KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL	3	669.68	0.00
CHF LAFARGEHOLOM REG	448	26,427.39	0.02
CHF LANDIS+GYR GROUP AG	68	4,585.16	0.00
USD LINDE PLC	1,020	207,969.92	0.24
CHF LUNAT & SPRUENGLI	1	6,763.74	0.01
CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	168	17,686.72	0.01
CHF LONZA REG	38	21,384.43	0.02
EUR L'OREAL	165	63,374.53	0.05
USD MASTERCARD	1,651	587,838.56	0.50
USD MCDONALD'S	1,447	324,330.50	0.27
USD MERCK & CO	4,960	382,366.40	0.32
USD MICROSOFT	11,522	2,716,541.94	2.30
EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	94	29,011.58	0.02
EUR NESTLE OYJ	280	14,894.34	0.01
CHF NESTLE REG	1,261	203,815.88	0.17
USD NIKE B	2,425	322,258.25	0.27
CHF NOVARTIS REG	1,446	124,094.64	0.11
USD NVIDIA	1,164	621,494.52	0.53
EUR ORANGE	1,314	18,223.34	0.01
CHF PARTNERS GROUP	20	25,649.09	0.02
USD PAYPAL HOLDINGS	2,309	705,421.56	0.60
USD PEPSICO	2,677	378,661.65	0.32
USD PROCTER & GAMBLE	4,842	655,752.06	0.56
EUR PROSUS NY	321	35,765.32	0.03
CHF ROCHE HOLDING CERT	455	147,687.98	0.13
EUR ROYAL PHILIPS	602	34,428.05	0.03
CHF S&P 500 (PUT) -2800- 19/03/21	2	111.88	0.00
CHF S&P 500 (PUT) -3200- 19/03/21	11	3,177.97	0.00
USD SALESFORCE.COM	1,288	268,651.16	0.23
EUR SAP SE	687	84,311.96	0.07
CHF SCHINDLER HOLDING	1	287.73	0.00
CHF SCHINDLER HOLDING PART	2	589.91	0.00
EUR SCHNEIDER ELECTRIC	364	55,722.15	0.05
CHF SCHWITTER TECHNOLOGIES	3	4,569.82	0.00
CHF SFS GROUP (REG. SHARES)	8	997.91	0.00
CHF SGS REG	8	22,788.80	0.02
EUR SIEMENS REG	568	93,459.86	0.08
CHF SINA LTD	84	24,097.82	0.02
CHF SOFTWAREONE HOLDING AG	290	7,518.35	0.01
CHF SONOVA HOLDING REG	31	8,247.66	0.01
CHF STADLER RAIL AG	60	2,871.34	0.00
CHF SWISS LIFE REG	38	18,758.47	0.02
CHF SWISS PRIME SITE	57	5,378.09	0.00
CHF SWISS REINSURANCE	221	21,828.46	0.02

The notes are an integral part of the financial statements.
Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Statement of Investments in Securities (Continued)

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	20	10,773.86	0.01
CHF TEMENOS GROUP	4	578.22	0.00
USD TESLA MOTORS	659	440,165.07	0.37
USD TEXAS INSTRUMENTS	1,790	338,292.10	0.29
EUR TOTAL	1,627	76,058.28	0.06
CHF UBS GROUP	1,702	26,465.92	0.02
USD UNION PACIFIC	1,326	292,263.66	0.25
USD VERIZON COMMUNICATIONS	8,179	475,608.85	0.40
CHF VIFOR PHARMA AG	61	8,350.24	0.01
USD VISA A	3,205	678,594.65	0.57
USD WALT DISNEY	3,419	630,873.08	0.53
EUR WOLTERS KLUWER	180	15,680.38	0.01
CHF ZURICH INSURANCE GROUP REG	106	45,433.52	0.04
Total Shares		22,555,721.40	19.10
Bonds			
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	500,000	522,515.00	0.44
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	250,000	271,267.50	0.23
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	750,000	825,180.00	0.70
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/18-22.04.2023	60,000	60,451.87	0.07
USD COCA-COLA FEMSA SAB CV 1.05%/20-01.09.2032	500,000	458,380.00	0.39
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-15.02.2025	250,000	238,035.00	0.22
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	500,000	544,060.00	0.46
EUR FRANCE DAT 1.75%/17-25.06.2029	30,000	43,521.96	0.04
USD ING GROEP NV -144A- 4.625%/18-06.01.2026	250,000	288,717.50	0.24
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-16.08.28	100,000	117,949.58	0.10
USD JPMORGAN CHASE & CO FIOX-TD-FRN FRN/20-16.09.2024	250,000	250,295.00	0.21
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	750,000	752,827.50	0.64
USD KFW 2%/17-29.09.2022	500,000	513,335.00	0.43
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/15-17.04.2023	2,000	1,650.86	0.00
USD KOMMUNALBANKEN AS S. -4901- 2.125%/15-11.02.2025	750,000	790,455.00	0.67
USD NATIONAL AUSTRALIA BK/NY 3.625%/18-20.06.2023	500,000	535,295.00	0.45
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2025	340,000	290,398.55	0.25
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	35,000	44,000.59	0.04
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	470,000	445,725.23	0.38
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	229,000	184,900.03	0.16
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2020 2%/15-15.02.2033	500,000	517,167.97	0.44
USD UNITED STATES S. B-2025 2%/15-15.02.25	300,000	315,984.38	0.27
USD US 4.5%/06-15.02.2036	200,000	264,625.00	0.22
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	500,000	530,664.07	0.45
USD US S. R 2021 2%/14-31.10.2021	300,000	303,386.72	0.26
USD US TREASURY N/B 2.875%/18-15.08.28	250,000	274,960.94	0.23
USD US TREASURY N/B S. C-2029 2.875%/15.05.29	250,000	265,703.13	0.22
USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	50,000	55,844.50	0.05
Total Bonds		9,743,327.87	8.25
Total securities listed on a stock exchange or other organized markets		32,299,049.27	27.35

Securities not listed on a stock exchange

Bonds			
CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	32,000	26,940.82	0.02
Total Bonds		26,940.82	0.02
Total securities not listed on a stock exchange		26,940.82	0.02

Investment funds

Fund Units (Open-End)			
USD CREDIT SUISSE (LUX) COMMODITY ALLOCATION FUND -EB-USD	5,356	3,436,517.28	2.91
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN DIVIDEND PLUS EQUITY FUND EB EUR	146	389,701.67	0.33
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE QUALITY GROWTH EQUITY FUND -EB- EUR	7,939	1,845,613.79	1.56
USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND -MB- USD	816	1,103,889.89	0.93
USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND EB USD	890	2,327,353.50	1.97
USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY EQUITY FUND B USD	948	1,950,813.36	1.65
EUR CREDIT SUISSE (LUX) SO EURO CORPORATE BOND FUND -EB- EUR	1,000	175,581.06	0.15
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -OBK USD- USD	48	47,857.80	0.04
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS USD -OBK USD- USD	1,321	1,354,989.30	1.15
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING MARKETS ESG BLUE - OBK- USD	7,298	9,964,257.04	8.44

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG BLUE -OBK EUR ACC- EUR	4,572	6,349,132.84	5.38
JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE -OBK- JPY	2,541	3,105,975.83	2.63
GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK ESG BLUE -OBK GBP ACC- GBP	1,964	2,898,903.41	2.45
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY PACIFIC EX JAPAN ESG BLUE -OBK USD ACC- USD	1,468	1,818,323.52	1.54
CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY CANADA ESG BLUE -OBK CAD ACC- CAD	2,077	1,861,576.92	1.58
USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS (LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE BOND FUND EB USD	856	1,514,319.46	1.28
USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SO US CORPORATE BOND FUND -EB- USD	4,268	5,078,287.12	4.30
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL HEALTH EQUITY FUND -EB- USD	682	2,243,248.04	1.90
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT EQUITY FUND -EBP USD- USD	731	1,026,560.61	0.87
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL IMPACT EQUITY FUND -EBP USD ACC- USD	1,112	1,563,743.76	1.34
CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF	92	129,603.55	0.11
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD	1,441	2,230,005.14	1.89
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE INVESTMENT GRADE BOND FUND -EB- USD	692	979,276.88	0.83
USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FUND -EA- USD	218	216,602.62	0.18
USD CSIF (E) MSCI USA ESG LEADERS BLUE UCITS ETF B USD CAP	140,405	20,819,253.40	17.63
USD CSIF 6 CREDIT SUISSE (LUX) CHINA RMB EQUITY FUND EB USD CAP	3,006	465,561.26	0.40
USD CSIF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	24,000	2,996,160.00	2.54
USD CSIF IE MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	32,076	5,098,800.96	4.32
Total Fund Units (Open-End)		83,014,800.27	70.29
Total investment funds		83,014,800.27	70.29
Total of Portfolio		115,240,790.36	97.66
Cash at bank and at brokers		3,109,816.94	2.63
Due to banks and to brokers		-12.40	0.00
Other net liabilities		-347,320.60	-0.29
Total net assets		118,103,374.30	100.00

The notes are an integral part of the financial statements.

Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Statement of Investments in Securities

Breakdown by Country

Luxembourg	46.24
USA	25.51
Ireland	14.66
Supranational	3.32
Germany	2.17
Netherlands	1.26
Australia	1.13
Mexico	0.70
Norway	0.67
Canada	0.50
Switzerland	0.43
France	0.36
Spain	0.30
Italy	0.27
Belgium	0.09
Finland	0.09
Austria	0.08
Poland	0.06
Portugal	0.03
Total	97.87

Breakdown by Economic Sector

Investment trusts/funds	60.58
Countries and central governments	15.74
Banks and other credit institutions	6.91
Supranational organisations	3.32
Computer hardware and networking	2.50
Internet, software and IT services	1.83
Food and soft drinks	1.01
Telecommunication	0.99
Energy and water supply	0.85
Financial, investment and other div. companies	0.77
Pharmaceuticals, cosmetics and medical products	0.67
Cantons, federal states, provinces	0.50
Retailing, department stores	0.37
Public non profit institutions	0.32
Lodging and catering industry, leisure facilities	0.27
Electronics and semiconductors	0.26
Building materials and building industry	0.20
Miscellaneous consumer goods	0.18
Vehicles	0.13
Textiles, garments and leather goods	0.09
Traffic and transportation	0.08
Mechanical engineering and industrial equipment	0.08
Biotechnology	0.07
Insurance companies	0.06
Chemicals	0.04
Electrical appliances and components	0.03
Petroleum	0.01
Miscellaneous services	0.01
Healthcare and social services	0.01
Graphics publishing and printing media	0.00
Watch and clock industry, jewellery	0.00
Real estate	0.00
Photographic and optics	0.00
Total	97.87

Statement of Investments in Securities

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
Securities listed on a stock exchange or other organised markets			
Shares			
CHF ABB REG	1,453	44,091.87	0.01
USD ABBVIE	3,827	414,157.94	0.10
USD ACCENTURE A	1,342	370,727.50	0.09
CHF ADECO REG	269	24,561.19	0.01
EUR ADIDAS REG	56	17,820.43	0.00
USD ADOBE	982	457,305.94	0.12
EUR AIR LIQUIDE	139	22,756.98	0.01
CHF ALCON INC	309	21,729.01	0.01
EUR ALLIANZ SE REG RESTRICTED	122	31,122.06	0.01
USD ALPHABET A	1,140	2,351,272.80	0.59
USD AMAZON.COM	456	1,410,900.48	0.36
USD AMGEN	1,187	235,337.47	0.07
USD APPLE	11,372	1,399,069.00	0.35
EUR ASML HOLDING	123	75,953.76	0.02
EUR AXA	586	15,223.56	0.00
CHF BALOISE-HOLDING REG	125	21,356.53	0.01
CHF BANQUE CANTONALE VAUDOISE	3	293.89	0.00
EUR BASF REG	270	22,479.73	0.01
EUR BEVA REG	3,000	15,605.63	0.00
EUR BMW	37	10,085.94	0.00
USD BRISTOL MYERS SQUIBB	4,080	308,579.44	0.08
CHF CEMERA MONEY REG	113	12,498.67	0.00
CHF CIE FINANCIERE RICHMOND (REG. SHARES)	547	52,737.65	0.00
USD CSCO SYSTEMS	9,143	472,794.58	0.12
CHF CLARIANT (REG. SHARES)	585	11,947.14	0.00
USD COCA-COLA	8,470	446,453.70	0.11
EUR CRH PLC	231	10,661.63	0.00
CHF CS GROUP (REG. SHARES)	2,519	26,502.44	0.01
EUR DANONE	181	12,444.66	0.00
EUR DASSAULT SYSTEMES	38	8,146.24	0.00
EUR DEUTSCHE BOERSE REG	56	9,326.24	0.00
EUR ENEL	2,895	23,906.47	0.01
EUR ESSEORLUXOTTICA	83	13,544.80	0.00
CHF FLUGHAFEN ZUERICH	8	1,320.07	0.00
CHF GEBERIT	26	16,619.42	0.00
CHF GWALDAN REG	14	54,175.46	0.01
USD HOME DEPOT	2,376	725,274.00	0.18
EUR IBERDROLA	2,062	26,492.70	0.01
CHF IDORSA LTD	183	4,927.11	0.00
EUR INATEX	321	10,601.32	0.00
EUR ING GROUP	1,149	14,087.58	0.00
USD INTEL	9,003	576,192.00	0.15
EUR INTESA SANPAOLO	4,870	13,224.64	0.00
USD JOHNSON & JOHNSON	5,961	930,365.35	0.24
USD J.P. MORGAN CHASE	6,996	1,004,109.08	0.25
CHF JULIUS BAER GRUPPE	19	1,220.15	0.00
EUR KERING	22	15,219.19	0.00
EUR KDN DSM	50	8,479.79	0.00
EUR KONINKLIJKE AHOLD DE HAIZE	324	9,043.93	0.00
CHF KUEHNE + NAGEL INTERNATIONAL	5	1,432.80	0.00
CHF LAFARGE-HEOLM REG	790	46,619.50	0.01
CHF LANDIS+GYR GROUP AG	118	7,373.96	0.00
USD LINDE PLC	1,135	317,958.90	0.08
CHF LINDT & SPRUENGLI	1	8,763.74	0.00
CHF LOGITECH INTERNATIONAL REG	296	31,179.94	0.01
CHF LONZA REG	66	37,054.54	0.01
EUR L'OREAL	73	28,038.43	0.01
USD MASTERCARD	1,823	649,079.15	0.16
USD McDONALD'S	1,986	357,727.44	0.09
USD MERCK & CO	5,477	422,221.98	0.11
USD MICROSOFT	12,723	2,999,701.71	0.76
EUR MUENCHENER RUECKVER REG RESTRICTED	42	12,962.62	0.00
EUR NESTE OYJ	150	7,379.11	0.00
CHF NESTLE REG	3,214	359,727.67	0.09
USD NIKE B	2,676	353,613.64	0.09
CHF NOVARTIS REG	2,551	218,924.92	0.06
USD NVIDIA	1,286	686,633.98	0.17
EUR ORANGE	587	7,247.42	0.00
CHF PARTNER'S GROUP	34	43,603.45	0.01
USD PAYPAL HOLDINGS	3,209	773,273.56	0.20
USD PEPSICO	2,966	418,126.20	0.11
USD PROCTER & GAMBLE	5,947	724,144.21	0.18
EUR PROSUS NY	143	15,952.84	0.00
CHF ROCHE HOLDING CERT	804	260,934.10	0.07
EUR ROYAL PHILIPS	289	15,368.08	0.00
CHF S&P 500 (PUT) -2800- 19/03/21	4	223.77	0.00
CHF S&P 500 (PUT) -3200- 19/03/21	20	5,777.55	0.00
USD SALESFORCE.COM	1,400	296,618.00	0.08
EUR SAP SE	307	37,676.52	0.01
CHF SCHINDLER HOLDING	2	575.46	0.00
CHF SCHINDLER HOLDING PART	3	884.06	0.00
EUR SCHNEIDER ELECTRIC	162	24,799.42	0.01
CHF SCHWABER TECHNOLOGIES	6	9,919.63	0.00
CHF SFS GROUP (REG. SHARES)	15	1,671.09	0.00
CHF SES REG	14	29,380.40	0.01
EUR SIEMENS REG	255	41,968.21	0.01
CHF SIA LTD	148	42,458.06	0.01
CHF SOFTWAREONE HOLDING AG	510	13,221.92	0.00
CHF SONOVA HOLDING REG	54	14,366.89	0.00
CHF STADLER RAIL AG	104	4,976.99	0.00
CHF STRAUMANN HOLDING (REG. SHARES)	1	1,252.70	0.00
CHF SWISS LIFE REG	63	31,099.57	0.01
CHF SWISS PRIME SITE	98	9,074.61	0.00

The notes are an integral part of the financial statements.

Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Statement of Investments in Securities (Continued)

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
CHF SWISS REINSURANCE	890	85,520.81	0.01
CHF SWISSCOM (REG. SHARES)	34	18,315.02	0.00
CHF TEMENOS GROUP	6	867.30	0.00
USD TESLA MOTORS	728	486,253.04	0.12
USD TEXAS INSTRUMENTS	1,976	379,444.24	0.09
EUR TOTAL	727	33,965.46	0.01
CHF UBS GROUP	3,004	46,711.88	0.01
USD UNION PACIFIC	1,464	322,680.24	0.08
USD VERIZON COMMUNICATIONS	9,029	525,036.35	0.13
CHF VIFOR PHARMA AG	107	14,626.90	0.00
USD VISA A	3,536	740,677.28	0.19
USD WALT DISNEY	3,774	696,376.48	0.18
EUR WOLTERS KLUWER	80	6,969.06	0.00
CHF ZÜRICH INSURANCE GROUP REG.	191	81,866.07	0.02
Total Shares		24,618,171.57	6.23
Bonds			
USD APPLE 2.85%/16-23.02.2023	4,000,000	4,180,120.00	1.06
USD APPLE INC 3%/17-20.06.2027	3,500,000	3,797,745.00	0.96
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 3.125%/18-26.09.2028	2,000,000	2,218,660.00	0.56
EUR AUSTRIA 0.75%/16-20.01.2025	250,000	314,298.73	0.08
USD AVANGRID INC 3.8%/19-01.06.2029	3,000,000	3,300,720.00	0.83
USD BANK OF AMERICA CORP FX-TO-FRN FRN/19-12.10.2025	2,500,000	2,619,250.00	0.66
EUR BELGIUM KINGDOM 1.25%/18-22.04.2023	200,000	375,442.06	0.09
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.5%/20-30.04.2024	150,000	180,888.12	0.05
EUR BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 144A 1.4/30.07.2029	250,000	323,751.08	0.08
EUR BUNDESREPUB DEUTSCHLAND 0.25%/19-15.02.2025	500,000	620,858.10	0.16
USD CCA-COLA FEMSA SAB CV 1.85%/20-01.09.2032	3,000,000	2,756,280.00	0.70
USD EUROPEAN BK RECON & DEV 1.5%/20-13.02.2025	3,000,000	3,096,420.00	0.78
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.625%/19-09.10.2029	3,000,000	2,984,790.00	0.75
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.875%/18-13.06.2025	2,000,000	2,176,240.00	0.55
EUR FINNISH GOVERNMENT 144A 0.5%/18-15.09.2028	270,000	337,382.37	0.09
EUR FRANCE (GOVT OF) 0.75%/17-25.05.28	300,000	379,203.49	0.10
EUR FRANCE DAT 1.25%/15-25.05.28	200,000	267,752.14	0.07
EUR FRANCE DAT 1.75%/13-25.05.23	250,000	308,086.27	0.08
EUR FRANCE DAT 1.75%/17-25.06.29	200,000	290,146.31	0.07
EUR GERMANY 0.25%/17-15.02.27	250,000	308,686.67	0.08
GERMANY 1%/14-15.02.24	250,000	311,072.53	0.08
EUR GERMANY 1.5%/13-15.02.28	250,000	307,693.54	0.08
USD ING GROEP NV -144A- 4.625%/18-06.01.2026	4,000,000	4,559,480.00	1.15
EUR INTESA SANPAOLO SPA 0.75%/21-16.02.28	500,000	589,747.91	0.15
USD INTL FINANCE CORP 2.125%/16-07.04.2026	2,500,000	2,635,925.00	0.67
EUR IRELAND 1%/16-15.05.26	100,000	126,443.48	0.03
EUR ITALY BTP 1.5%/15-01.03.32	250,000	313,364.36	0.08
EUR ITALY BTP 1.65%/15-01.03.32	100,000	126,554.31	0.03
USD JPMORGAN CHASE & CO FX-TO-FRN FRN/20-15.09.2024	5,000,000	5,005,900.00	1.27
USD KFW 1.75%/19-14.09.2029	3,750,000	3,764,137.50	0.95
USD KFW 25%/17-29.09.2022	3,000,000	3,080,010.00	0.78
AUD KOMMUNALBANKEN A/S 4.5%/13-17.04.2023	15,000	9,925.15	0.00
USD KOMMUNALBANKEN A/S 5.4901-2.125%/15-11.02.2025	2,500,000	2,634,950.00	0.67
USD NATIONAL AUSTRALIA BANK 3.625%/18-20.06.2023	3,000,000	3,211,770.00	0.81
EUR NETHERLANDS 0.5%/16-15.07.26	250,000	310,575.96	0.08
EUR OBRIGACIJS DO TESORO 144A 1.95%/15.06.29	100,000	135,626.09	0.03
EUR PROLOGIS INTL FUND II 0.875%/19-09.07.2029	350,000	424,843.33	0.11
CAD PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA S. BCCD-32 3.3%/13-18.12.2023	2,113,000	1,804,741.60	0.46
EUR REPUBLIC OF POLAND 1.125%/18-07.08.2026	200,000	231,431.93	0.06
EUR SPAIN 1.65%/14-30.04.25	250,000	317,571.94	0.08
EUR SPAIN 2.75%/14-31.04.24	250,000	327,326.93	0.08
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP S.-B- 2.15%/20-13.02.2030	1,000,000	998,640.00	0.25
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 5.5%/11-17.11.2026	1,204,000	1,170,265.02	0.30
AUD TREASURY CORP VICTORIA 2.5%/19-22.10.2029	126,000	103,350.24	0.03
USD UNITED STATES OF AMERICA TREASURY NOTES S. B-2023 2%/13-15.02.2023	4,000,000	4,137,343.76	1.05
USD UNITED STATES S. B-2023 2%/15-15.02.23	4,000,000	4,213,125.00	1.07
USD US 3.5%/09-15.02.2036	3,000,000	3,595,546.89	0.91
USD US 4.5%/06-15.02.2036	2,000,000	2,646,250.00	0.67
USD US 4.625%/10-15.02.2040	2,000,000	2,756,250.00	0.70
USD US C-2022 1.75%/12-15.05.2022	4,000,000	4,073,437.52	1.03
USD US S. F 2024 2.25%/14-15.11.2024	4,000,000	4,245,312.52	1.07
USD US S. F-2022 1.625%/13-15.11.2022	5,500,000	5,632,773.47	1.42
USD US S. F 2021 2%/14-31.10.2021	4,750,000	4,803,023.04	1.21
USD US TREASURY 1.625%/16-15.05.26	3,000,000	3,098,437.50	0.78
USD US TREASURY N.B 1.5%/20-15.02.30	2,000,000	1,975,937.50	0.50
USD US TREASURY N.B 1.625%/19-30.11.2026	1,000,000	1,028,359.39	0.26
USD US TREASURY N.B 1.875%/19-31.07.2026	1,000,000	1,044,531.25	0.26
USD US TREASURY N.B 2.125%/17-28.02.24	1,000,000	1,051,562.50	0.27
USD US TREASURY N.B 2.25%/17-15.11.27	1,500,000	1,587,890.63	0.40
USD US TREASURY N.B 2.375%/18-15.02.28	4,000,000	4,399,375.00	1.11
USD US TREASURY N.B S. C-2029 2.375%/15.05.29	4,500,000	4,782,656.25	1.21
USD US TREASURY N.B S. E-30 0.625%/20-15.03.30	1,000,000	906,406.25	0.23
USD VERIZON COMMUNICATIONS 3.875%/19-08.02.2029	3,000,000	3,350,670.00	0.85
Total Bonds		122,685,436.42	31.03
Total securities listed on a stock exchange or other organized markets		147,289,607.99	37.25

The notes are an integral part of the financial statements.
Any differences in the percentage of Net Assets are the result of roundings.

Description	Quantity / Nominal	Valuation (in USD)	% of net assets
Securities not listed on a stock exchange			
Bonds			
CAD BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.55%/17-18.06.2027	191,000	160,803.00	0.04
Total Bonds		160,803.00	0.04
Total securities not listed on a stock exchange		160,803.00	0.04
Investment funds			
Fund Units (Open-End)			
USD CREDIT SUISSE (LUX) COMMODITY ALLOCATION FUND -EB- USD	18,985	12,155,363.42	3.07
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROPEAN DIVIDEND PLUS EQUITY FUND E.BEUR	679	1,802,308.49	0.46
EUR CREDIT SUISSE (LUX) EUROZONE QUALITY	21,433	4,982,822.53	1.26
USD CREDIT SUISSE (LUX) GLOBAL HIGH YIELD BOND FUND -MB- USD	8,485	11,471,823.24	2.90
USD CREDIT SUISSE (LUX) ROBOTICS EQUITY FUND E.B USD	852	2,226,622.69	0.56
USD CREDIT SUISSE (LUX) SECURITY EQUITY FUND B USD	1,290	2,654,587.80	0.67
EUR CREDIT SUISSE (LUX) SQ EURO CORPORATE BOND FUND -EB- EUR	29,200	5,125,006.81	1.30
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -OEB USD- USD	178	176,394.22	0.04
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) BOND GOVERNMENT EMERGING MARKETS LOCAL -OEB USD- USD	14,876	15,053,613.48	3.81
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMERGING MARKETS ESG BLUE -OEB USD	8,391	11,457,483.76	2.90
EUR CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY EMU ESG BLUE -OEB EUR	4,866	6,743,523.42	1.71
JPY CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY JAPAN ESG BLUE -OEB JPY	4,261	5,208,407.32	1.32
GBP CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY UK ESG BLUE -OEB GBP	3,085	4,553,521.90	1.15
USD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY PACIFIC EX JAPAN ESG BLUE -OEB USD ACC- USD	1,886	2,274,143.04	0.58
CAD CREDIT SUISSE INDEX FUND (LUX) SICAV - CSIF (LUX) EQUITY CANADA ESG BLUE -OEB CAD ACC- CAD	2,490	2,231,741.22	0.56
USD CREDIT SUISSE INVESTMENT PARTNERS (LUX) GLOBAL BALANCED CONVERTIBLE BOND FUND E.B USD	3,135	5,541,968.16	1.40
USD CS INVESTMENT FUNDS 1 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SQ US CORPORATE BOND FUND -EB- USD	50,000	59,492,000.00	15.05
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) DIGITAL HEALTH EQUITY FUND -EB- USD	627	2,062,340.94	0.52
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EDUTAINMENT EQUITY FUND -EB- USD	1,029	1,445,084.99	0.37
USD CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ENVIRONMENTAL IMPACT EQUITY FUND -EBP USD ACC- USD	1,878	2,674,703.94	0.68
CHF CS INVESTMENT FUNDS 2 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) SMALL CAP SWITZERLAND EQUITY FUND -EB- CHF	150	211,310.13	0.05
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE BOND FUND -EB- USD	7,086	10,888,491.44	2.75
USD CS INVESTMENT FUNDS 3 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) EMERGING MARKET CORPORATE INVESTMENT GRADE BOND FUND -EB- USD	6,751	9,553,610.14	2.42
USD CS INVESTMENT FUNDS 4 SICAV - CREDIT SUISSE (LUX) ALTERNATIVE OPPORTUNITIES FUND -EA- USD	737	732,275.88	0.19
USD CSIF (IE) MSCI USA ESG LEADERS BLUE UCITS ETF B USD CAP	264,102	39,161,044.56	9.91
USD CSIF 6 CREDIT SUISSE (LUX) CHINA RMB EQUITY FUND E.B USD CAP	10,716	1,663,230.36	0.42
USD CSIF IE FTSE EPRA NAREIT DEVEL -B USD- EUR	63,000	10,361,720.00	2.62
USD CSIF IE MSCI USA SMALL CAP ESG -B USD- EUR	47,802	7,596,005.92	1.92
Total Fund Units (Open-End)		239,503,939.75	60.50
Total investment funds		239,503,939.75	60.50
Total of Portfolio		396,948,350.74	97.87
Cash at banks and at brokers		8,157,565.01	2.06
Due to banks and to brokers		-321.08	0.00
Other net assets		256,893.94	0.07
Total net assets		396,362,518.61	100.00

（２）【2020年３月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

CSインベストメント・ファンズ・12

- 結合計算書

純資産計算書（スイス・フランで表示）

	2020年３月31日現在	
	（スイス・フラン）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	3,894,133,234.20	470,606,001
銀行預金およびブローカー預金	142,752,417.55	17,251,630
未収収益	14,512,820.07	1,753,874
先物為替契約に係る未実現純利益	19,548,705.23	2,362,461
	4,070,947,177.05	491,973,966
負債		
銀行およびブローカーへの未払金	12,018,461.26	1,452,431
未払利息	11.54	1
未払費用引当金	5,526,855.96	667,921
先物為替契約に係る未実現純損失	77,615.02	9,380
その他の負債	6,623.01	800
	17,629,566.79	2,130,533
純資産	4,053,317,610.26	489,843,433

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

CSインベストメント・ファンズ・12

- 結合計算書

運用計算書 / 純資産変動計算書（スイス・フランで表示）

2019年4月1日から
2020年3月31日までの期間
（スイス・フラン）（千円）

期首現在純資産	4,703,586,609.90	568,428,442
収益		
投資証券に係る利息（純額）	44,236,552.50	5,345,987
配当金（純額）	36,193,538.05	4,373,989
銀行利息	1,029,400.05	124,403
証券貸付収益	518,210.00	62,626
その他の収益	48,962.53	5,917
	82,026,663.13	9,912,922
費用		
管理報酬	70,548,289.62	8,525,761
保管報酬	2,899,445.30	350,398
管理事務代行費用	2,784,565.74	336,515
印刷および公告費	103,458.07	12,503
利息および銀行手数料	213,719.14	25,828
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	1,121,250.74	135,503
年次税	1,826,800.12	220,769
	79,497,528.73	9,607,276
純利益（損失）	2,529,134.40	305,646
実現利益（損失）		
投資対象売却	415,047,199.28	50,158,454
金融先物契約	459,731.55	55,559
先物為替契約	(36,247,466.23)	(4,380,506)
外国為替	1,640,365.28	198,238
	380,899,829.88	46,031,744
実現純利益（損失）	383,428,964.28	46,337,390
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	(719,099,169.91)	(86,903,135)
先物為替契約	23,702,504.70	2,864,448
	(695,396,665.21)	(84,038,687)
運用の結果による純資産の純増加（減少）	(311,967,700.93)	(37,701,297)
申込み / 買戻し		
申込み	594,838,379.35	71,886,218
買戻し	(836,172,647.78)	(101,051,464)

	(241,334,268.43)	(29,165,246)
分配金	(3,661,476.83)	(442,489)
為替換算調整	(93,305,553.45)	(11,275,976)
期末現在純資産	4,053,317,610.26	489,843,433

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスB米ドル（acc）	672327	LU0078041133	1.50%	1.94%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28145643	LU1230136977	0.60%	1.03%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1057436	LU0108835801	0.60%	1.07%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26362734	LU1144411391	1.25%	1.69%
クラスBH円建て（acc）	36829019	LU1614284856	1.50%	1.98%

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2019年	2018年	2017年
クラスB米ドル（acc）	- 12.00%	/	15.75%	- 6.79%	11.29%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	- 11.79%	/	16.79%	- 6.01%	12.16%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	- 11.80%	/	16.75%	- 6.00%	12.23%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	- 11.95%	/	16.03%	- 6.57%	11.56%
クラスBH円建て（acc）	- 12.51%	- 8.03%	12.60%	- 9.20%	/

注記

先物為替契約

買い		売り		満期日 （日・月・年）	評価額 （米ドル）
取引相手方					
日本円	714,664,300	米ドル	- 6,534,910	15.04.2020	88,633.05
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	5,131,500	米ドル	- 46,774	15.04.2020	784.87
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	719,795,800	米ドル	- 6,571,665	15.05.2020	109,849.43
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	2,868,728	英ポンド	- 2,210,000	15.05.2020	125,697.10
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	340,909	豪ドル	- 510,000	15.05.2020	28,701.57
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	9,817,721	ユーロ	- 9,050,000	15.05.2020	- 129,764.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	921,254	日本円	- 101,750,000	15.05.2020	- 23,193.38
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	439,832	スイス・フラン	- 430,000	15.05.2020	- 5,605.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	1,027,486	カナダ・ドル	- 1,360,000	15.05.2020	71,560.07
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
英ポンド	2,060,000	米ドル	- 2,670,553	15.05.2020	- 113,808.82

CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	556,078	日本円	- 58,015,300	15.04.2020	18,379.77
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	18,421,000	米ドル	- 175,601	15.06.2020	- 4,397.14
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	1,218,842	日本円	- 129,088,300	15.04.2020	22,433.60
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	30,777,000	米ドル	- 291,970	15.04.2020	- 6,727.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	101,750,000	米ドル	- 950,179	15.05.2020	- 5,683.08
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
ユーロ	2,600,000	米ドル	- 2,863,505	15.05.2020	- 5,597.80
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	578,861	日本円	- 62,111,100	15.04.2020	3,210.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
スイス・フラン	310,000	米ドル	- 323,420	15.05.2020	- 2,280.76
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	380,060	日本円	- 41,778,700	15.04.2020	- 7,143.58
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	28,409,500	米ドル	- 255,407	15.04.2020	7,893.68
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	51,944,900	米ドル	- 481,290	15.04.2020	137.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
先物為替契約に係る未実現純利益					173,079.44

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2020年3月31日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	279,308,311.76	30,581,467
銀行預金およびブローカー預金	7,786,728.47	852,569
未収収益	951,348.89	104,163
先物為替契約に係る未実現純利益	173,079.44	18,950
	288,219,468.56	31,557,150

負債		
銀行およびブローカーへの未払金	695,236.97	76,121
未払費用引当金	403,143.14	44,140
	1,098,380.11	120,262

純資産	287,121,088.45	31,436,888
------------	----------------	------------

ファンドの推移	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在
純資産総額（米ドル）	287,121,088.45	322,314,020.43	310,484,462.82

1口当たり純資産価格			
クラスB米ドル（acc）	263.06	278.37	273.13
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1,088.44	1,141.26	1,110.25
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1,183.80	1,241.64	1,208.05
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	107.15	113.11	110.72
クラスBH円建て（acc）	9,197.00	9,994.00	10,076.00

発行済受益証券口数	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラスB米ドル（acc）	699,546.663	762,776.516	154,219.062	217,448.915
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	15,811.165	16,683.481	1,850.893	2,723.209
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	25,773.024	15,684.033	10,088.991	0.000
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	406,072.113	443,244.297	36,933.106	74,105.290
クラスBH円建て（acc）	139,262.432	236,255.480	27,556.708	124,549.756

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

運用計算書 / 純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2019年4月1日から 2020年3月31日までの期間	
	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産	322,314,020.43	35,290,162
収益		
投資証券に係る利息（純額）	3,373,642.52	369,380
配当金（純額）	2,679,976.88	293,431
銀行利息	88,748.93	9,717
証券貸付収益	38,997.28	4,270
その他の収益	3,552.25	389
	6,184,917.86	677,187
費用		
管理報酬	4,915,449.43	538,193
保管報酬	205,547.07	22,505
管理事務代行費用	197,325.38	21,605
印刷および公告費	21,350.93	2,338
利息および銀行手数料	5,951.22	652
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	125,012.02	13,688
年次税	124,192.06	13,598
	5,594,828.11	612,578
純利益（損失）	590,089.75	64,609
実現利益（損失）		
投資対象売却	40,531,895.91	4,437,837
金融先物契約	63,623.30	6,966
先物為替契約	213,714.67	23,400
外国為替	143,266.23	15,686
	40,952,500.11	4,483,889
実現純利益（損失）	41,542,589.86	4,548,498
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	(58,185,787.64)	(6,370,762)
先物為替契約	101,912.47	11,158
	(58,083,875.17)	(6,359,603)
運用の結果による純資産の純増加（減少）	(16,541,285.31)	(1,811,105)
申込み / 買戻し		
申込み	66,634,498.30	7,295,811

買戻し	(85,286,144.97)	(9,337,980)
	(18,651,646.67)	(2,042,169)
期末現在純資産	287,121,088.45	31,436,888

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスB米ドル（acc）	672380	LU0078042453	1.70%	2.15%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28146665	LU1230137272	0.60%	1.05%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	28234316	LU1230137512	0.60%	/
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26362879	LU1144411631	1.40%	1.86%
クラスBH円建て（acc）	36829025	LU1614285234	1.70%	2.37%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD - クラスIBは、2020年1月16日に運用を停止した。

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2019年	2018年	2017年
クラスB米ドル（acc）	- 16.54%	/	19.45%	- 8.85%	15.89%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	- 16.31%	/	20.76%	- 7.93%	16.90%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	/	/	20.72%	/	/
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	- 16.48%	/	19.79%	- 8.58%	16.22%
クラスBH円建て（acc）	- 17.05%	- 12.51%	16.43%	- 14.64%	/

注記

先物為替契約

買い	売り	満期日 (日 - 月 - 年)	評価額 (米ドル)
取引相手方			
日本円	6,915,700 米ドル	- 63,237 15.04.2020	857.69
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
日本円	732,400 米ドル	- 6,676 15.04.2020	112.02
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
日本円	7,648,100 米ドル	- 69,826 15.05.2020	1,167.20
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	400,417 カナダ・ドル	- 530,000 15.05.2020	27,887.38
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	143,201 スイス・フラン	- 140,000 15.05.2020	- 1,825.13
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	1,258,404 ユーロ	- 1,160,000 15.05.2020	- 16,632.75
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	441,176 豪ドル	- 660,000 15.05.2020	37,143.21
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	300,777 日本円	- 33,220,000 15.05.2020	- 7,572.33
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			

米ドル	493,265	英ポンド	- 380,000	15.05.2020	21,613.08
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
英ポンド	390,000	米ドル	- 505,590	15.05.2020	- 21,546.33
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	45,841,100	米ドル	- 436,165	15.04.2020	- 11,307.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	45,841,100	米ドル	- 436,594	15.05.2020	- 11,072.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	53,489,200	米ドル	- 509,895	15.06.2020	- 12,768.01
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	121,222	日本円	- 12,838,700	15.04.2020	2,231.17
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	5,786,000	米ドル	- 54,890	15.04.2020	- 1,264.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
スイス・フラン	150,000	米ドル	- 156,494	15.05.2020	- 1,103.59
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	100,032	日本円	- 10,733,300	15.04.2020	554.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
ユーロ	780,000	米ドル	- 859,051	15.05.2020	- 1,679.34
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	33,220,000	米ドル	- 310,221	15.05.2020	- 1,855.44
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	2,927,300	米ドル	- 27,066	15.04.2020	64.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	56,840	日本円	- 6,248,200	15.04.2020	- 1,068.36
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	44,452	日本円	- 4,947,200	15.04.2020	- 1,397.67
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	8,490,700	米ドル	- 76,333	15.04.2020	2,359.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	7,960,000	米ドル	- 73,753	15.04.2020	21.13
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
先物為替契約に係る未実現純利益					2,916.81

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2020年3月31日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	83,603,455.53	9,153,742
銀行預金およびブローカー預金	3,370,643.36	369,052
未収収益	169,540.70	18,563
先物為替契約に係る未実現純利益	2,916.81	319
	87,146,556.40	9,541,676
負債		
銀行およびブローカーへの未払金	296,947.17	32,513
未払費用引当金	139,416.53	15,265
	436,363.70	47,777
純資産	86,710,192.70	9,493,899

ファンドの推移	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在
純資産総額（米ドル）	86,710,192.70	117,169,163.33	89,654,915.18

1口当たり純資産価格			
クラスB米ドル（acc）	241.43	265.84	261.77
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1,075.41	1,170.99	1,141.17
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	/	1,025.99	/
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	107.24	117.73	115.60
クラスBH円建て（acc）	8,749.00	9,875.00	9,431.00

発行済受益証券口数	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラスB米ドル（acc）	279,926.486	345,921.571	66,761.302	132,756.387
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	6,868.650	6,493.055	1,358.682	983.087
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	0.000	6,363.503	0.000	6,363.503
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	96,546.555	93,993.918	17,486.185	14,933.548
クラスBH円建て（acc）	17,118.374	130.000	16,988.374	0.000

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

運用計算書／純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2019年4月1日から 2020年3月31日までの期間 （米ドル）	（千円）
期首現在純資産	117,169,163.33	12,828,852
収益		
投資証券に係る利息（純額）	567,219.22	62,105
配当金（純額）	1,354,432.58	148,297
銀行利息	30,452.69	3,334
証券貸付収益	12,911.38	1,414
その他の収益	1,325.51	145
	1,966,341.38	215,295
費用		
管理報酬	1,995,774.69	218,517
保管報酬	72,345.78	7,921
管理事務代行費用	69,452.36	7,604
印刷および公告費	10,894.50	1,193
利息および銀行手数料	3,850.56	422
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	54,635.43	5,982
年次税	42,402.13	4,643
	2,249,355.45	246,282
純利益（損失）	(283,014.07)	(30,987)
実現利益（損失）		
投資対象売却	23,189,502.59	2,539,019
金融先物契約	(26,560.70)	(2,908)
先物為替契約	141,334.58	15,475
外国為替	(32,009.32)	(3,505)
	23,272,267.15	2,548,081
実現純利益（損失）	22,989,253.08	2,517,093
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	(29,960,706.41)	(3,280,398)
先物為替契約	(8,699.29)	(952)
	(29,969,405.70)	(3,281,350)

運用の結果による純資産の純増加（減少）	(6,980,152.62)	(764,257)
申込み / 買戻し		
申込み	23,815,603.43	2,607,570
買戻し	(47,294,421.44)	(5,178,266)
	(23,478,818.01)	(2,570,696)
期末現在純資産	86,710,192.70	9,493,899

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

テクニカル・データおよび注記

テクニカル・データ

	Valoren	ISIN	管理報酬	総費用比率
クラスA - 分配型（米ドル）	672336	LU0078046876	1.30%	1.76%
クラスB米ドル（acc）	672337	LU0078046959	1.30%	1.76%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	28145654	LU1230137199	0.60%	1.04%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	28234308	LU1230137439	0.60%	1.10%
クラスUA - 分配型（米ドル）	26362951	LU1144412100	1.05%	1.52%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	26364579	LU1144412282	1.05%	1.51%
クラスBH円建て（acc）	36829010	LU1614284344	1.30%	1.82%

ファンド・パフォーマンス

	年初来	設定来	2019年	2018年	2017年
クラスA - 分配型（米ドル）	- 8.00%	/	12.25%	- 4.83%	7.32%
クラスB米ドル（acc）	- 8.01%	/	12.26%	- 4.83%	7.32%
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	- 7.84%	/	13.05%	- 4.17%	8.06%
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	- 7.85%	/	13.01%	- 4.21%	8.02%
クラスUA - 分配型（米ドル）	- 7.95%	/	12.52%	- 4.60%	7.57%
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	- 7.94%	/	12.53%	- 4.61%	7.57%
クラスBH円建て（acc）	- 8.48%	- 6.05%	9.14%	- 7.29%	/

分配金

	分配落ち日 （日 - 月 - 年）	金額
クラスA - 分配型（米ドル）	21.05.2019	1.30
クラスUA - 分配型（米ドル）	21.05.2019	1.20

注記

先物為替契約

買い	売り	満期日 （日 - 月 - 年）	評価額 （米ドル）
取引相手方			
日本円	84,547,500 米ドル	- 773,105 15.04.2020	10,485.63
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
日本円	101,812,900 米ドル	- 929,542 15.05.2020	15,537.86
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
日本円	17,265,400 米ドル	- 157,376 15.04.2020	2,640.76
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	721,068 日本円	- 79,640,000 15.05.2020	- 18,153.52
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG			
米ドル	494,652 豪ドル	- 740,000 15.05.2020	41,645.41

CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	16,315,858	ユーロ	- 15,040,000	15.05.2020	- 215,652.30
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	460,290	スイス・フラン	- 450,000	15.05.2020	- 5,866.45
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	3,764,394	英ポンド	- 2,900,000	15.05.2020	164,941.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	1,526,119	カナダ・ドル	- 2,020,000	15.05.2020	106,287.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
英ポンド	2,700,000	米ドル	- 3,500,240	15.05.2020	- 149,166.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	112,652,400	米ドル	- 1,073,879	15.06.2020	- 26,890.41
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	10,839,500	米ドル	- 103,236	15.05.2020	- 2,618.28
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	10,839,500	米ドル	- 103,135	15.04.2020	- 2,673.81
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	567,091	日本円	- 60,061,000	15.04.2020	10,437.70
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
スイス・フラン	230,000	米ドル	- 239,957	15.05.2020	- 1,692.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
ユーロ	2,560,000	米ドル	- 2,819,451	15.05.2020	- 5,511.68
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	79,640,000	米ドル	- 743,708	15.05.2020	- 4,448.15
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	69,814	日本円	- 7,550,700	15.04.2020	- 165.82
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
米ドル	69,766	日本円	- 7,669,200	15.04.2020	- 1,311.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	6,958,500	米ドル	- 62,558	15.04.2020	1,933.44
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
日本円	8,557,500	米ドル	- 79,289	15.04.2020	22.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
先物為替契約に係る未実現純損失					- 80,217.66

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

純資産計算書（米ドルで表示）およびファンドの推移

	2020年 3 月31日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資証券 - 時価	310,887,835.45	34,039,109
銀行預金およびブローカー預金	11,451,513.86	1,253,826
未収収益	1,354,226.22	148,274
	323,693,575.53	35,441,210
負債		
銀行およびブローカーへの未払金	215,983.02	23,648
未払費用引当金	410,025.21	44,894
先渡為替契約に係る未実現純損失	80,217.66	8,783
	706,225.89	77,325
純資産	322,987,349.64	35,363,885

ファンドの推移	2020年 3 月31日現在	2019年 3 月31日現在	2018年 3 月31日現在
純資産総額（米ドル）	322,987,349.64	339,693,928.62	334,853,152.06

1口当たり純資産価格			
クラスA - 分配型（米ドル）	142.32	147.33	145.29
クラスB米ドル（acc）	260.56	267.37	261.57
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	1,086.57	1,106.98	1,075.64
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	1,080.46	1,101.16	1,070.35
クラスUA - 分配型（米ドル）	102.17	105.78	104.30
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	106.27	108.77	106.17
クラスBH円建て（acc）	9,395.00	9,895.00	9,952.00

発行済受益証券口数	期末現在	期首現在	発行口数	買戻口数
クラスA - 分配型（米ドル）	127,678.938	134,336.372	31,380.913	38,038.347
クラスB米ドル（acc）	802,905.053	850,124.451	102,720.942	149,940.340
クラスEB - 元本成長型（米ドル）	7,536.944	7,278.437	1,307.089	1,048.582
クラスIB - 元本成長型（米ドル）	38,177.192	28,098.842	13,197.505	3,119.155
クラスUA - 分配型（米ドル）	154,698.126	151,089.100	44,388.973	40,779.947
クラスUB - 元本成長型（米ドル）	261,511.165	323,304.635	78,664.633	140,458.103
クラスBH円建て（acc）	29,610.678	27,454.657	13,985.072	11,829.051

注記は当財務書類の一部である。

CSインベストメント・ファンズ・12

- クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

運用計算書／純資産変動計算書（米ドルで表示）

	2019年4月1日から 2020年3月31日までの期間 (米ドル)	(千円)
期首現在純資産	339,693,928.62	37,193,088
収益		
投資証券に係る利息（純額）	5,394,037.46	590,593
配当金（純額）	1,726,614.01	189,047
銀行利息	82,918.55	9,079
証券貸付収益	43,983.72	4,816
その他の収益	3,761.53	412
	7,251,315.27	793,947
費用		
管理報酬	4,904,408.27	536,984
保管報酬	225,515.38	24,692
管理事務代行費用	216,711.07	23,728
印刷および公告費	25,217.09	2,761
利息および銀行手数料	4,103.98	449
監査、統制、弁護士、代理銀行およびその他の費用	130,872.11	14,329
年次税	142,274.01	15,578
	5,649,101.91	618,520
純利益（損失）	1,602,213.36	175,426
実現利益（損失）		
投資対象売却	29,656,473.61	3,247,087
金融先物契約	(11,197.23)	(1,226)
先物為替契約	1,441,845.23	157,868
外国為替	(48,451.07)	(5,305)
	31,038,670.54	3,398,424
実現純利益（損失）	32,640,883.90	3,573,850
未実現純評価益（評価損）の変動		
投資対象	(41,704,795.38)	(4,566,258)
先物為替契約	(332,591.70)	(36,415)
	(42,037,387.08)	(4,602,674)

運用の結果による純資産の純増加（減少）	(9,396,503.18)	(1,028,823)
---------------------	----------------	-------------

申込み / 買戻し

申込み	64,482,262.44	7,060,163
買戻し	(71,419,407.16)	(7,819,711)
	(6,937,144.72)	(759,548)

分配金	(372,931.08)	(40,832)
-----	--------------	----------

期末現在純資産	322,987,349.64	35,363,885
---------	----------------	------------

注記は当財務書類の一部である。

注記（2020年3月31日現在）**一般事項**

CSインベストメント・ファンズ・12（以下「ファンド」という。）は、サブ・ファンドを有するルクセンブルグのミューチュアル・インベストメント・ファンド（以下「アンブレラ・ファンド」という。）である。ファンドは、改正済みの2010年12月17日法パートIに基づく譲渡性のある証券を集团的投資の対象とする投資信託としてルクセンブルグにおいて登録されている。

2020年3月31日現在、ファンドは10本のサブ・ファンドを有する。

重要な会計方針の要約**a）財務書類の表示**

ファンドの財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成される。

b）各サブ・ファンドの純資産価額の計算

各サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、それぞれのサブ・ファンドの参照通貨で計算され、管理会社が、ルクセンブルグにおいて銀行が、通常、全日営業を行っている各銀行営業日（以下「評価日」という。）にルクセンブルグにおいて決定するものとする。

各サブ・ファンドの純資産価額は、同日までに発生した収益／費用、および直近の入手可能な市場価格に基づく純資産の評価に基づいて、毎日決定される。

財務書類は、2020年3月31日現在の投資の市場価格に基づく2020年3月31日現在の純資産価額を反映している。

投資運用会社は、申込みまたは買戻しの結果として望ましい資産配分を維持するために取引を行う必要があり、これにより、サブ・ファンドおよびその受益者に追加費用が発生する可能性がある。このため、既存受益者の利益を保護するために、これらの元本の変動から、元本の変動純額が管理会社の取締役会により予め定められた閾値を超える場合、1口当たりの純資産価格の調整が適用される。この調整は、これらの取引の結果としてサブ・ファンドが負担する可能性がある見積税額および取引費用、ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積売買差額を反映している。適用されているスイングファクターの妥当性を検証するために、定期的な見直しが行われる。

統計情報に開示されている1口当たりの純資産価格は、公表されている1口当たりの純資産価格であるのに対し、純資産計算書に開示されている純資産総額は、期末のスイング調整を除いた純資産総額である。

ファンドは、部分的にスイングプライシングを適用する。計算される純資産価額は、各評価日において受領した申込みに関し、発行申込みにより純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引き上げ、または買戻申請により純剰余金が生じている場合、受益証券1口当たり最大2%の引下げが行われる。

2020年3月31日現在、年次報告書に含まれるサブ・ファンドに適用されたスイングプライシングはなかった。

c）各サブ・ファンドの投資証券の評価

証券取引所に上場されている、または通常の取引が行われている証券は、入手可能な直近の売値で評価される。かかる価格が特定の取引日について入手できない場合、最終の仲値（最終買呼値と最終売呼値の仲値）またはその代わりとして最終買呼値を評価の基準とすることができる。

複数の証券取引所で取引されている証券の場合、評価は当該証券の主要市場である取引所を参照して行われる。

証券取引所での取引が顕著ではないが、証券ディーラー間の取引が規制されている（価格が市況を反映する）流通市場で取引されている証券の場合、評価は、当該流通市場を基準とすることができる。

規制された市場で取引されている証券は、証券取引所に上場されている証券と同じ方法で評価される。

証券取引所に上場されておらず、規制された市場でも取引されていない証券は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる価格が入手できない場合、管理会社は、管理会社が定める他の基準に従い、その価値が慎重かつ誠実に見積られた推定売値を基準として当該証券を評価する。

特定の状況または状況の変化により上記の規則に準拠した評価が不可能または不正確となった場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの資産の適切な評価を得るために、他の一般に認められた監査可能な評価原則を用いることができる。

d) 銀行預金およびブローカー預金

銀行預金およびブローカー預金には、手許現金、追加証拠金、要求払預金および当座借越が含まれる。

e) 各サブ・ファンドの投資対象売却に係る実現純損益

証券の売却に係る実現損益は、平均取得原価に基づき計算される。

f) 為替換算

財務書類は、各サブ・ファンドの参照通貨で維持され、結合財務書類はスイス・フランで維持される。

銀行預金、その他の純資産および各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建てのポートフォリオ証券の価額は、評価日の実勢為替レートで参照通貨に換算される。

各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての収益および費用は、それらがサブ・ファンドに発生した日に適用される為替レートで参照通貨に換算される。

為替差損益は、運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

各サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての証券の取得原価は、取得日に有効な為替レートで参照通貨に換算される。

g) 各サブ・ファンドの投資証券取引

投資証券取引は、取引日ベースで計上される。

h) 各サブ・ファンドの金融先物契約の評価

期日未到来の金融先物契約は、当該日時点の実勢市場レートで評価日に評価し、その結果生じた未実現損益の変動は、運用計算書／純資産変動計算書に計上され、金融先物契約の未実現損益として純資産計算書に表示される。実現損益もまた、「金融先物契約の実現純損益」として運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

i) 各サブ・ファンドの先物為替契約の評価

期日未到来の先物為替契約は、当該日時点の実勢先物為替レートで評価日に評価し、その結果生じた未実現損益の変動は、運用計算書／純資産変動計算書に計上され、先物為替契約の未実現損益として純資産計算書に表示される。実現損益もまた、「先物為替契約の実現純損益」として運用計算書／純資産変動計算書に計上される。

j) 未払費用の割り当て

サブ・ファンドに直接割り当てられる未払費用は、当該サブ・ファンドに請求される。直接割り当てることができない未払費用は、各サブ・ファンドの純資産額に比例してサブ・ファンドの間で分割される。

k) 証券貸付

ファンドは、サブ・ファンドのポートフォリオに含まれる証券の貸付を行うことができる。ファンドは、公認の証券補償機関またはこの種の業務に特化した一流の金融機関が組織する証券貸付の標準化されたシステムの範囲内でのみ証券を貸付けることができる。証券貸付からの収益は、証券貸付からの総収益から、証券貸付の当事者になる取引相手方が保持する直接的および間接的な費用および手数料を差し引いたものを示している。

l) 収益の認識

配当収益は、源泉徴収税を控除した後、分配落ち日に計上される。利息収益は、源泉徴収税を控除し、比例配分ベースで発生する。

管理報酬

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

管理会社は、そのサービスに対する報酬および費用の払い戻しとして、管理報酬（サブ・ファンドごとの詳細を参照）を受け取る権利を有する。かかる報酬は、該当月における各受益証券クラスの平均日次純資産価額に基づき計算され、各月の月末に支払われる。さらに、管理報酬には前期に関連してこの期間に請求された管理報酬の調整額を含んでいる。

年次税

現行法および規則に基づき、ファンドは、ルクセンブルグにおいてその投資に基づき年率0.05%の年次税を課される。かかる年次税は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産に基づき計算され、四半期ごとに支払われる。機関投資家のみが取得できる受益証券クラスの場合、年間税率は0.01%である。

ルクセンブルグ法に基づくその他の投資信託に投資される純資産の部分は、当該税金を免除される。

総費用比率（T E R）

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

T E Rは、ファンドの資産に継続的に請求されるすべての費用および手数料の合計を表しており、その平均資産に対する比率として遡及的に行われる。

T E Rは、S F A M Aガイドラインに従って計算される。

期末まで6か月以内に開始された受益証券について、T E Rは開示されていない。また報告年度中に償還された受益証券についても開示されていない。

サブ・ファンドが、ファンド・オブ・ファンズとして、その純資産の少なくとも10%を投資対象ファンドに投資する場合、ファンド・オブ・ファンズのT E Rの構成は以下のように計算される。

パフォーマンス関連の報酬を含む個々の投資対象ファンドの比例T E Rは、期末日時点のファンド・オブ・ファンズの総資産に占める割合に応じて加重され、ファンド・オブ・ファンズのT E Rから報告年度中に投資対象ファンドから受け取った遡及手数料を差し引く。

証券ポートフォリオの構成の変動

報告年度中の証券ポートフォリオの構成の変動については、管理会社の登録事務所またはファンドが登録されている国の現地代理店において、受益者は無料で入手することができる。

為替レート

結合財務書類は、スイス・フランで維持される。このため、サブ・ファンドの財務書類は、2020年3月31日現在の為替レートでスイス・フランに換算される。

1 ユーロ = 1.061650 スイス・フラン

1 米ドル = 0.967555 スイス・フラン

ファンドのパフォーマンス

（サブ・ファンドごとの詳細を参照）

Y年のパフォーマンスは、Y年（それぞれY - 1年）の最終営業日に計算された純資産価額に基づく。当該純資産価額は、Y年（それぞれY - 1年）の最終営業日における投資の市場価格を反映している。

年初来のパフォーマンスは、2020年1月1日から2020年3月31日までの期間が含まれる。

過去のパフォーマンスは、現在および将来のパフォーマンスの指標にならない。

パフォーマンス・データは、ファンド受益証券の購入または買戻しにかかる手数料および費用を考慮していない。

3年以上前に運用を開始した受益証券について、設定来のパフォーマンスは開示されない。

分配型受益証券のパフォーマンスには、分配金の再投資が含まれる。

パフォーマンスは、受益証券1口当たりのスイング済み純資産価格に基づき計算される。

証券貸付

サブ・ファンドは、以下のとおりチューリッヒのクレディ・スイス（スイス）リミテッドとの「証券貸付」システムに参加した。

サブ・ファンド	通貨	貸株時価	担保時価
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	ユーロ	21,019,318.25	22,112,259.10
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	スイス・フラン	75,230,214.45	79,141,957.63
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	米ドル	26,991,138.39	28,394,595.79
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	ユーロ	3,828,002.19	4,027,046.71
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	スイス・フラン	17,456,337.34	18,364,013.98
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	米ドル	4,729,205.00	4,975,109.32
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レディット・EUR	ユーロ	18,418,207.00	19,375,897.95
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	ユーロ	25,557,313.26	26,886,216.10
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	スイス・フラン	80,617,658.34	84,809,532.27
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	米ドル	36,169,680.17	38,050,393.93

証券貸付相手方がファンドに引き渡す担保は、以下で構成される十分に分散されたポートフォリオから成る。

- ・ 政府、政府機関、公法で規制されている団体または厳選されたOECD加盟国による企業（クレディ・スイスの関連会社を除く）が発行または保証する高格付けの債券
- ・ 国際機関による高格付けの債券
- ・ 受益証券が主要インデックスと流動性インデックスに組み入れられることを条件に、OECDにおいて特定の証券取引所に上場されている株式

担保の時価の決定は、担保の種類のボラティリティに適合した適切なヘアカットの適用を条件とする。

運用計算書／純資産変動計算書の「証券貸付収益」に記載されている収益は、貸付元本から受領した純額である。直接および間接的な運用費用および手数料は、その手数料から負担され、元本が負う債務リスクを含む。

2020年3月31日に終了した年度において、元本に対し支払われた手数料は以下のとおりある。

サブ・ファンド	通貨	証券貸付 総額	証券貸付の 取引相手方 による	証券貸付 利益純額
			費用および 手数料	
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	ユーロ	123,116.72	49,246.69	73,870.03
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	スイス・フラン	154,899.17	61,959.67	92,939.50
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	米ドル	64,995.47	25,998.19	38,997.28
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	ユーロ	42,687.32	17,074.93	25,612.39
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	スイス・フラン	38,373.38	15,349.35	23,024.03
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	米ドル	21,518.97	8,607.59	12,911.38
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レディット・EUR	ユーロ	68,632.82	27,453.13	41,179.69
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	ユーロ	113,542.42	45,416.97	68,125.45
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	スイス・フラン	146,343.30	58,537.32	87,805.98
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	米ドル	73,306.20	29,322.48	43,983.72

取引費用

取引費用には、（年度中に発生した場合）ブローカー手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料が含まれる。取引手数料は、証券の売買費用に含まれる。

2020年3月31日に終了した年度において、ファンドは以下のとおり、投資証券の売買および類似の取引（デリバティブ商品またはその他の適格資産を含む）に関連する取引費用を負担した。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・EUR	192,775.89	ユーロ
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・CHF	324,870.77	スイス・フラン
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD	127,712.54	米ドル
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・EUR	75,748.97	ユーロ
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・CHF	107,470.06	スイス・フラン
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD	72,429.99	米ドル
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レディット・EUR	76,222.99	ユーロ
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EUR	138,966.09	ユーロ
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・CHF	249,654.45	スイス・フラン
クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD	90,517.39	米ドル

すべての取引費用が個別に特定できるわけではない。確定利付証券、先物為替契約およびその他のデリバティブ契約の一部について、取引費用は投資対象の売買価格に含まれる。これらの取引費用は、個別には特定できないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスの範囲内で把握される。

グローバル・エクスポージャー

グローバル・エクスポージャーは、各サブ・ファンドのコミットメント・アプローチに基づき計算される。

金融デリバティブ商品

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を目的としてデリバティブ取引を行うことができる。デリバティブの詳細は、注記のページに表示される。保有するデリバティブの種類によっては、取引相手方エ

クスポージャーを軽減するために、異なる取引相手方からの担保を受け入れることがある。その他の種類のデリバティブについて、証拠金勘定を使用する場合がある。

2020年3月31日現在、取引相手方リスクを軽減するために、ファンドが受け入れた担保はなかった。

後続事象

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイの決定に従い、クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レッドिट・EURは、2020年7月1日付でクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・EURに合併される。

[次へ](#)

Statement of Net Assets in CHF

	31.03.2020
Assets	
Investments in securities at market value	3,894,133,234.20
Cash at banks and at brokers	142,752,417.55
Income receivable	14,512,820.07
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	19,548,705.23
	4,070,947,177.05
Liabilities	
Due to banks and to brokers	12,018,461.26
Interest payable	11.54
Provisions for accrued expenses	5,526,855.96
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	77,615.02
Other liabilities	6,623.01
	17,629,566.79
Net assets	4,053,317,610.26

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets in CHF

	For the period from 01.04.2019 to 31.03.2020
Net assets at the beginning of the year	4,703,586,609.90
Income	
Interest on investments in securities (net)	44,236,552.50
Dividends (net)	36,193,538.05
Bank interest	1,029,400.05
Securities lending income	518,210.00
Other income	48,962.53
	82,026,663.13
Expenses	
Management fee	70,548,289.62
Depositary fee	2,899,445.30
Administration expenses	2,784,565.74
Printing and publication expenses	103,458.07
Interest and bank charges	213,719.14
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	1,121,250.74
Taxe d'abonnement	1,826,800.12
	79,497,528.73
Net income (loss)	2,529,134.40
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	415,047,199.28
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	459,731.55
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-36,247,466.23
Net realised gain (loss) on foreign exchange	1,640,365.28
	380,899,829.88
Net realised gain (loss)	383,428,964.28
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	-719,099,169.91
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	23,702,504.70
	-695,396,665.21
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-311,967,700.93
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	594,838,379.35
Redemptions	-836,172,647.78
	-241,334,268.43
Distribution	-3,661,476.83
Currency translation adjustment	-93,305,553.45
Net assets at the end of the year	4,053,317,610.26

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes**Technical Data**

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
B -Capitalisation	USD	672327	LU0078041133	1.50%	1.94%
EB -Capitalisation	USD	28145643	LU1230136977	0.60%	1.03%
IB -Capitalisation	USD	1057436	LU0108835801	0.60%	1.07%
UB -Capitalisation	USD	26362734	LU1144411391	1.25%	1.69%
BH -Capitalisation	JPY	36829019	LU1614284856	1.50%	1.98%

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2019	2018	2017
B -Capitalisation	USD	-12.00%	/	15.75%	-6.79%	11.29%
EB -Capitalisation	USD	-11.79%	/	16.79%	-6.01%	12.16%
IB -Capitalisation	USD	-11.80%	/	16.75%	-6.00%	12.23%
UB -Capitalisation	USD	-11.95%	/	16.03%	-6.57%	11.56%
BH -Capitalisation	JPY	-12.51%	-8.03%	12.60%	-9.20%	/

Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation (in USD)
Counterparty					
JPY 714,664,300		USD	-6,534,910	15.04.2020	88,633.05
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 5,131,500		USD	-46,774	15.04.2020	784.87
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 719,795,800		USD	-6,571,665	15.05.2020	109,849.43
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 2,868,728		GBP	-2,210,000	15.05.2020	125,697.10
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 340,909		AUD	-510,000	15.05.2020	28,701.57
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 9,817,721		EUR	-9,050,000	15.05.2020	-129,764.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 921,254		JPY	-101,750,000	15.05.2020	-23,193.38
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 439,832		CHF	-430,000	15.05.2020	-5,605.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 1,027,486		CAD	-1,360,000	15.05.2020	71,560.07
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
GBP 2,060,000		USD	-2,670,553	15.05.2020	-113,808.82
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 556,078		JPY	-58,015,300	15.04.2020	18,379.77
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 18,421,000		USD	-175,601	15.06.2020	-4,397.14
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 1,218,842		JPY	-129,088,300	15.04.2020	22,433.60
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 30,777,000		USD	-291,970	15.04.2020	-6,727.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 101,750,000		USD	-950,179	15.05.2020	-5,683.08
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					

Technical Data and Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation
<i>Counterparty</i>					<i>(in USD)</i>
EUR	2,600,000	USD	-2,863,505	15.05.2020	-5,597.80
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	578,861	JPY	-62,111,100	15.04.2020	3,210.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
CHF	310,000	USD	-323,420	15.05.2020	-2,280.76
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	380,060	JPY	-41,778,700	15.04.2020	-7,143.58
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	28,408,500	USD	-255,407	15.04.2020	7,893.68
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	51,944,900	USD	-481,290	15.04.2020	137.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts					173,079.44

Statement of Net Assets in USD and Fund Evolution

	31.03.2020
Assets	
Investments in securities at market value	279,308,311.76
Cash at banks and at brokers	7,786,728.47
Income receivable	951,348.89
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	173,079.44
	288,219,468.56
Liabilities	
Due to banks and to brokers	695,236.97
Provisions for accrued expenses	403,143.14
	1,098,380.11
Net assets	287,121,088.45

Fund Evolution		31.03.2020	31.03.2019	31.03.2018
Total net assets	USD	287,121,088.45	322,314,020.43	310,484,462.82
Net asset value per unit				
B -Capitalisation	USD	263.06	278.37	273.13
EB -Capitalisation	USD	1,088.44	1,141.26	1,110.25
IB -Capitalisation	USD	1,183.80	1,241.64	1,208.05
UB -Capitalisation	USD	107.15	113.11	110.72
BH -Capitalisation	JPY	9,197.00	9,994.00	10,076.00

Number of units outstanding		at the end of the year	at the beginning of the year	Number of units issued	Number of units redeemed
B -Capitalisation	USD	699,546.663	762,776.516	154,219.062	217,448.915
EB -Capitalisation	USD	15,811.165	16,683.481	1,850.893	2,723.209
IB -Capitalisation	USD	25,773.024	15,684.033	10,088.991	0.000
UB -Capitalisation	USD	406,072.113	443,244.297	36,933.106	74,105.290
BH -Capitalisation	JPY	139,262.432	236,255.480	27,556.708	124,549.756

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets in USD

	For the period from 01.04.2019 to 31.03.2020
Net assets at the beginning of the year	322,314,020.43
Income	
Interest on investments in securities (net)	3,373,642.52
Dividends (net)	2,679,976.88
Bank interest	88,748.93
Securities lending income	38,997.28
Other income	3,552.25
	6,184,917.86
Expenses	
Management fee	4,915,449.43
Depositary fee	205,547.07
Administration expenses	197,325.38
Printing and publication expenses	21,350.93
Interest and bank charges	5,951.22
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	125,012.02
"Taxe d'abonnement"	124,192.06
	5,594,828.11
Net income (loss)	590,089.75
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	40,531,895.91
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	63,623.30
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	213,714.67
Net realised gain (loss) on foreign exchange	143,266.23
	40,952,500.11
Net realised gain (loss)	41,542,589.86
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	-58,185,787.64
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	101,912.47
	-58,083,875.17
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-16,541,285.31
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	66,634,498.30
Redemptions	-85,286,144.97
	-18,651,646.67
Net assets at the end of the year	287,121,088.45

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes**Technical Data**

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
B -Capitalisation	USD	672380	LU0078042453	1.70%	2.15%
EB -Capitalisation	USD	28146665	LU1230137272	0.60%	1.05%
IB -Capitalisation	USD	28234316	LU1230137512	0.60%	/
UB -Capitalisation	USD	26362879	LU1144411631	1.40%	1.86%
BH -Capitalisation	JPY	36829025	LU1614285234	1.70%	2.37%

Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD - IB has been closed on 16.01.2020.

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2019	2018	2017
B -Capitalisation	USD	-16.54%	/	19.45%	-8.85%	15.89%
EB -Capitalisation	USD	-16.31%	/	20.76%	-7.93%	16.90%
IB -Capitalisation	USD	/	/	20.72%	/	/
UB -Capitalisation	USD	-16.48%	/	19.79%	-8.58%	16.22%
BH -Capitalisation	JPY	-17.05%	-12.51%	16.43%	-14.64%	/

Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation (in USD)
Counterparty					
JPY 6,915,700	USD	-63,237		15.04.2020	857.69
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 732,400	USD	-6,676		15.04.2020	112.02
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 7,648,100	USD	-69,826		15.05.2020	1,167.20
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 400,417	CAD	-530,000		15.05.2020	27,887.38
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 143,201	CHF	-140,000		15.05.2020	-1,825.13
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 1,258,404	EUR	-1,160,000		15.05.2020	-16,632.75
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 441,176	AUD	-660,000		15.05.2020	37,143.21
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 300,777	JPY	-33,220,000		15.05.2020	-7,572.33
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 493,265	GBP	-380,000		15.05.2020	21,613.08
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
GBP 390,000	USD	-505,590		15.05.2020	-21,546.33
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 45,841,100	USD	-436,165		15.04.2020	-11,307.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 45,841,100	USD	-436,594		15.05.2020	-11,072.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY 53,489,200	USD	-509,895		15.06.2020	-12,768.01
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD 121,222	JPY	-12,838,700		15.04.2020	2,231.17
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					

Technical Data and Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation
<i>Counterparty</i>					<i>(in USD)</i>
JPY	5,786,000	USD	-54,890	15.04.2020	-1,264.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
CHF	150,000	USD	-156,494	15.05.2020	-1,103.59
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	100,032	JPY	-10,733,300	15.04.2020	554.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
EUR	780,000	USD	-859,051	15.05.2020	-1,679.34
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	33,220,000	USD	-310,221	15.05.2020	-1,855.44
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	2,927,300	USD	-27,066	15.04.2020	64.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	56,840	JPY	-6,248,200	15.04.2020	-1,068.36
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	44,452	JPY	-4,947,200	15.04.2020	-1,397.67
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	8,490,700	USD	-76,333	15.04.2020	2,359.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	7,960,000	USD	-73,753	15.04.2020	21.13
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts					2,916.81

Statement of Net Assets in USD and Fund Evolution

	31.03.2020
Assets	
Investments in securities at market value	83,603,455.53
Cash at banks and at brokers	3,370,643.36
Income receivable	169,540.70
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	2,916.81
	87,146,556.40
Liabilities	
Due to banks and to brokers	296,947.17
Provisions for accrued expenses	139,416.53
	436,363.70
Net assets	86,710,192.70

Fund Evolution		31.03.2020	31.03.2019	31.03.2018
Total net assets	USD	86,710,192.70	117,169,163.33	89,654,915.18
Net asset value per unit				
B -Capitalisation	USD	241.43	265.84	261.77
EB -Capitalisation	USD	1,075.41	1,170.99	1,141.17
IB -Capitalisation	USD	/	1,025.99	/
UB -Capitalisation	USD	107.24	117.73	115.60
BH -Capitalisation	JPY	8,749.00	9,875.00	9,431.00

Number of units outstanding		at the end of the year	at the beginning of the year	Number of units issued	Number of units redeemed
B -Capitalisation	USD	279,926.486	345,921.571	66,761.302	132,756.387
EB -Capitalisation	USD	6,868.650	6,493.055	1,358.692	983.087
IB -Capitalisation	USD	0.000	6,363.503	0.000	6,363.503
UB -Capitalisation	USD	96,546.555	93,993.918	17,486.185	14,933.548
BH -Capitalisation	JPY	17,118.374	130.000	16,988.374	0.000

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets in USD

	For the period from 01.04.2019 to 31.03.2020
Net assets at the beginning of the year	117,169,163.33
Income	
Interest on investments in securities (net)	567,219.22
Dividends (net)	1,354,432.58
Bank interest	30,452.69
Securities lending income	12,911.38
Other income	1,325.51
	1,966,341.38
Expenses	
Management fee	1,995,774.69
Depositary fee	72,345.78
Administration expenses	69,452.36
Printing and publication expenses	10,894.50
Interest and bank charges	3,850.56
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	54,635.43
"Taxe d'abonnement"	42,402.13
	2,249,355.45
Net income (loss)	-283,014.07
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	23,189,502.59
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-26,560.70
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	141,334.58
Net realised gain (loss) on foreign exchange	-32,009.32
	23,272,267.15
Net realised gain (loss)	22,989,253.08
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	-29,960,706.41
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8,699.29
	-29,969,405.70
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-6,980,152.62
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	23,815,603.43
Redemptions	-47,294,421.44
	-23,478,818.01
Net assets at the end of the year	86,710,192.70

The notes are an integral part of the financial statements.

Technical Data and Notes**Technical Data**

		Valoren	ISIN	Management Fee	Total Expense Ratio
A -Distribution	USD	672336	LU0078046876	1.30%	1.76%
B -Capitalisation	USD	672337	LU0078046859	1.30%	1.76%
EB -Capitalisation	USD	28145654	LU1230137199	0.60%	1.04%
IB -Capitalisation	USD	28234308	LU1230137439	0.60%	1.10%
UA -Distribution	USD	26362951	LU1144412100	1.05%	1.52%
UB -Capitalisation	USD	26364579	LU1144412282	1.05%	1.51%
BH -Capitalisation	JPY	36829010	LU1614284344	1.30%	1.82%

Fund Performance

		YTD	Since Inception	2019	2018	2017
A -Distribution	USD	-8.00%	/	12.25%	-4.83%	7.32%
B -Capitalisation	USD	-8.01%	/	12.26%	-4.83%	7.32%
EB -Capitalisation	USD	-7.84%	/	13.05%	-4.17%	8.06%
IB -Capitalisation	USD	-7.85%	/	13.01%	-4.21%	8.02%
UA -Distribution	USD	-7.95%	/	12.52%	-4.60%	7.57%
UB -Capitalisation	USD	-7.94%	/	12.53%	-4.61%	7.57%
BH -Capitalisation	JPY	-8.48%	-6.05%	9.14%	-7.29%	/

Distributions

		Ex-Date	Amount
A-Distribution	USD	21.05.2019	1.30
UA-Distribution	USD	21.05.2019	1.20

Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation
Counterparty					(in USD)
JPY	84,547,500	USD	-773,105	15.04.2020	10,485.63
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	101,812,900	USD	-929,542	15.05.2020	15,537.86
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	17,265,400	USD	-157,376	15.04.2020	2,640.76
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	721,068	JPY	-79,640,000	15.05.2020	-18,153.52
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	494,652	AUD	-740,000	15.05.2020	41,645.41
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	16,315,858	EUR	-15,040,000	15.05.2020	-215,652.30
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	460,290	CHF	-450,000	15.05.2020	-5,866.45
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	3,764,394	GBP	-2,900,000	15.05.2020	164,941.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	1,526,119	CAD	-2,020,000	15.05.2020	106,287.74
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					

Technical Data and Notes**Forward foreign exchange contracts**

Purchases		Sales		Maturity	Valuation
<i>Counterparty</i>					<i>(in USD)</i>
GBP	2,700,000	USD	-3,500,240	15.05.2020	-149,166.90
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	112,652,400	USD	-1,073,879	15.06.2020	-26,890.41
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	10,839,500	USD	-103,236	15.05.2020	-2,618.28
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	10,839,500	USD	-103,135	15.04.2020	-2,673.81
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	567,091	JPY	-60,061,000	15.04.2020	10,437.70
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
CHF	230,000	USD	-239,957	15.05.2020	-1,692.18
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
EUR	2,560,000	USD	-2,819,451	15.05.2020	-5,511.68
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	79,640,000	USD	-743,708	15.05.2020	-4,448.15
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	69,814	JPY	-7,550,700	15.04.2020	-165.82
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
USD	69,766	JPY	-7,669,200	15.04.2020	-1,311.32
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	6,958,500	USD	-62,558	15.04.2020	1,933.44
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
JPY	8,557,500	USD	-79,289	15.04.2020	22.72
CREDIT SUISSE (SCHWEIZ) AG					
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts					-80,217.66

Statement of Net Assets in USD and Fund Evolution

	31.03.2020
Assets	
Investments in securities at market value	310,887,835.45
Cash at banks and at brokers	11,451,513.86
Income receivable	1,354,226.22
	323,693,575.53
Liabilities	
Due to banks and to brokers	215,983.02
Provisions for accrued expenses	410,025.21
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	80,217.66
	706,225.89
Net assets	322,987,349.64

Fund Evolution		31.03.2020	31.03.2019	31.03.2018
Total net assets	USD	322,987,349.64	339,693,928.62	334,853,152.06
Net asset value per unit				
A -Distribution	USD	142.32	147.33	145.29
B -Capitalisation	USD	260.56	267.37	261.57
EB -Capitalisation	USD	1,086.57	1,106.98	1,075.64
IB -Capitalisation	USD	1,080.46	1,101.16	1,070.35
UA -Distribution	USD	102.17	105.78	104.30
UB -Capitalisation	USD	108.27	108.77	106.17
BH -Capitalisation	JPY	9,395.00	9,895.00	9,952.00

Number of units outstanding		at the end of the year	at the beginning of the year	Number of units issued	Number of units redeemed
A -Distribution	USD	127,678.938	134,336.372	31,380.913	38,038.347
B -Capitalisation	USD	802,905.053	850,124.451	102,720.942	149,940.340
EB -Capitalisation	USD	7,536.944	7,278.437	1,307.089	1,048.582
IB -Capitalisation	USD	38,177.192	28,098.842	13,197.505	3,119.155
UA -Distribution	USD	154,698.126	151,089.100	44,388.973	40,779.947
UB -Capitalisation	USD	261,511.165	323,304.635	78,664.633	140,458.103
BH -Capitalisation	JPY	29,610.678	27,454.657	13,965.072	11,829.051

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Operations / Changes in Net Assets in USD

	For the period from 01.04.2019 to 31.03.2020
Net assets at the beginning of the year	339,693,928.62
Income	
Interest on investments in securities (net)	5,394,037.46
Dividends (net)	1,726,614.01
Bank interest	82,918.55
Securities lending income	43,983.72
Other income	3,761.53
	7,251,315.27
Expenses	
Management fee	4,904,408.27
Depositary fee	225,515.38
Administration expenses	216,711.07
Printing and publication expenses	25,217.09
Interest and bank charges	4,103.98
Audit, control, legal, representative bank and other expenses	130,872.11
"Taxe d'abonnement"	142,274.01
	5,649,101.91
Net income (loss)	1,602,213.36
Realised gain (loss)	
Net realised gain (loss) on sales of investments	29,656,473.61
Net realised gain (loss) on financial futures contracts	-11,197.23
Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts	1,441,845.23
Net realised gain (loss) on foreign exchange	-49,451.07
	31,038,670.54
Net realised gain (loss)	32,640,883.90
Change in net unrealised appreciation (depreciation)	
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on investments	-41,704,795.38
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-332,591.70
	-42,037,387.08
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-9,396,503.18
Subscriptions / Redemptions	
Subscriptions	64,482,262.44
Redemptions	-71,419,407.16
	-6,937,144.72
Distribution	-372,931.08
Net assets at the end of the year	322,987,349.64

The notes are an integral part of the financial statements.

General

CS Investment Funds 12 (the "Fund") is a Luxembourg mutual investment Fund with Subfunds ("umbrella Fund"). The fund is registered in Luxembourg as an undertaking for collective investment in transferable securities under Part I of the law of 17.12.2010, as amended.

As of 31.03.2020 the Fund had 10 Subfunds.

Summary of significant accounting policies**a) Presentation of financial statements**

The financial statements of the Fund are established in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements concerning undertakings for collective investment.

b) Computation of the net asset value of each Subfund

The Net Asset Value of the Units in each Subfund shall be calculated in the Reference Currency of the respective Subfund and shall be determined by the Management Company in Luxembourg on each Banking Day on which banks are normally open all day for business in Luxembourg (each such day being referred to as a "Valuation Day"). The net asset value of each Subfund is determined each day on the basis of income/expenses accrued up to the same day, and the valuation of net assets on the basis of the last available market prices.

The financial statements reflect the net asset values as of 31.03.2020 based on the market prices of the investments as of 31.03.2020.

The investment manager needs to undertake transactions in order to maintain the desired asset allocation as a result of subscriptions or redemptions, which may generate additional costs for the Subfund and its unitholders. As a consequence, in order to protect the existing investors' interest, from these capital movements, when net capital movements exceed a threshold predefined by the Board of Directors of the Management Company, an adjustment of the NAV per unit used is applied. This adjustment reflects the estimated tax and dealing costs that may be incurred by the Subfund as a result of these transactions, and the estimated bid-off spread of the assets in which the Subfund invests. A periodical review is undertaken in order to verify the appropriateness of the swing factor being applied.

The NAV per unit as disclosed in the statistical information is the published NAV per unit whereas the total net assets disclosed in the statement of net assets is the total net asset value excluding period end swing adjustment

The Fund applies partial swing price. The net asset value calculated will be increased by up to a maximum of 2% per unit in the event of a net surplus of subscription applications or reduced by up to a maximum of 2% per unit in the event of a net surplus of redemption applications in respect of the applications received on the respective Valuation Day.

As per 31.03.2020, the swing pricing was not applied to any Subfund included in this annual report.

c) Valuation of investment securities of each Subfund

Securities which are listed or regularly traded on a stock exchange shall be valued at the last available sales price. If such a price is not available for a particular trading day, the closing mid-price (the mean of the closing bid and ask prices), or alternatively the closing bid price, may be taken as a basis for the valuation.

If a security is traded on several stock exchanges, the valuation shall be made by reference to the exchange which is the main market for this security.

In the case of securities for which trading on a stock exchange is not significant but which are traded on a secondary market with regulated trading among securities dealers (with the effect that the price reflects market conditions), the valuation may be based on this secondary market.

Securities traded on a regulated market shall be valued in the same way as those listed on a stock exchange.

Securities that are not listed on a stock exchange and are not traded on a regulated market shall be valued at their last available market price. If no such price is available, the Management Company shall value these securities in accordance with other criteria to be established by the Management Company and on the basis of the probable sales price, the value of which shall be estimated with due care and in good faith.

If a valuation in accordance with the above rules is rendered impossible or incorrect due to particular or changed circumstances, the Management Company shall be entitled to use other generally recognized and auditable valuation principles in order to reach a proper valuation of the Subfund's assets.

d) Cash at banks and at brokers

Cash at banks and at brokers includes cash in hand, margin calls and deposits held at call with banks and bank overdrafts.

e) Net realised gain/loss on sales of investments of each Subfund

The realised gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average acquisition cost.

f) Foreign exchange conversion

The financial statements are kept in the reference currency of each Subfund and the combined financial statements are kept in CHF.

Cash at banks, other net assets and the value of portfolio securities in currencies other than reference currency of each Subfund are converted into the reference currency at the foreign exchange rate prevailing on the date of valuation.

Income and expenses in currencies other than reference currency of each Subfund are converted into the reference currency at the foreign exchange rate applicable at the date they accrue to the Subfund.

Realised gains or losses on foreign currencies are accounted for in the statement of operations / changes in net assets.

The acquisition cost of securities in currencies other than the reference currency of each Subfund is converted into the reference currency at the foreign exchange rate valid at the date of acquisition.

g) Transactions on investments in securities of each Subfund

The transactions on investments in securities are booked on a trade date basis.

h) Valuation of financial futures contracts of each Subfund

Unmatured financial futures contracts are valued at valuation date at market rates prevailing at this date and resulting changes in unrealised gains or losses are posted to the statement of operations / changes in net assets and are shown under unrealised gain/loss on financial futures contracts in the statement of net assets. Realised gains or losses are also posted to the statement of operations / changes in net assets under "Net realised gain (loss) on financial futures contracts".

i) Valuation of forward foreign exchange contracts of each Subfund

Unmatured forward foreign exchange contracts are valued at valuation date at forward exchange rates prevailing at this date and resulting changes in unrealised gains or losses are posted to the statement of operations / changes in net assets and are shown under unrealised gain/loss on forward foreign exchange contracts in the statement of net assets. Realised gains or losses are also posted to the statement of operations / changes in net assets under "Net realised gain (loss) on forward foreign exchange contracts".

j) Allocation of accrued expenses

Accrued expenses which can be allocated directly to a Subfund are charged to this Subfund. Accrued expenses which cannot be allocated directly are divided among the Subfunds in proportion to the net assets of each Subfund.

k) Securities Lending

The Fund can practise lending of securities included in its portfolios of its Subfunds. The Fund may only lend securities within a standardized system of securities lending organised by a recognised institution of securities compensation or by first class financial institutions specialised in this type of operations. The income from securities lending is showing the gross income from securities lending less the direct and indirect costs and fees retained by the counterparty acting as securities lending principal.

l) Income recognition

Dividend income is recorded at the ex-date, net of any withholding tax. Interest income is accrued on a prorata temporis basis, net of any withholding tax.

Management fee

(see detail at Subfund level)

As remuneration of its services and reimbursement of its expenses, the Management Company is entitled to a management fee (see details at Subfund level), payable at the end of each month and calculated on the basis of the average of the daily net asset value of each Unit Class during the relevant month. In addition, the Management fee includes an adjustment on management fee charged this period in relation to previous period.

"Taxe d'abonnement"

Under the prevailing laws and regulations, the Fund is subject in Luxembourg, on the basis of its investments, to a "taxe d'abonnement" at the annual rate of 0.05%, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each Subfund at the end of each quarter. In the case of Unit Classes that may only be acquired by institutional investors, this annual tax rate is 0.01%.

The portion of net assets, which is invested in other undertakings for collective investment in securities under Luxembourg law, is exempt from this tax.

Total Expense Ratio (TER)

(see detail at Subfund level)

The TER expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the Fund's assets, taken retrospectively as a percentage of the average assets.

The TER is calculated following the SFAMA guideline.

No TER is disclosed for units launched less than 6 months before closing. No TER is disclosed for units that were liquidated during the reporting year.

If a Subfund invests at least 10% of its net assets as a fund of fund in target funds, a composite TER of the fund of funds is to be calculated as follows.

The prorated TER of the individual target funds including a performance related remuneration, weighted according to the share they represent in the overall assets of the fund of funds as of the closing date and the TER of the fund of funds minus the retroceded commissions received from the target funds during the reporting year.

Changes in the composition of the securities portfolio

Changes in the composition of the securities portfolio during the reporting year are available to unit holders free of charge at the registered office of the Management Company or the local representatives in the countries where the Fund is registered.

Exchange Rates

The combined financial statements are kept in CHF. For this purpose, the financial statements of the Subfunds are converted into CHF at the foreign exchange rates as of 31.03.2020:

1 EUR	= 1.061650	CHF
1 USD	= 0.967555	CHF

Fund performance

(see detail at Subfund level)

The performance of the year Y is based on the net asset values as calculated on the last business day of the year Y respectively Y-1. Those net asset values reflect the market prices of the investments as of the last business day of the year Y respectively Y-1.

The YTD (Year-To-Date) performance includes the period from 01.01.2020 until 31.03.2020.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data given does not take into account commissions and costs incurred in the purchase or redemption of fund units.

For units launched more than 3 years ago no performance since inception is disclosed.

Performance of distributing units includes reinvestments of dividends.

The performances are calculated based on the swung NAV per unit.

Securities Lending

The Subfunds participated in the "securities lending" system with Credit Suisse (Switzerland) Ltd, Zurich as follows:

Subfund	CCY	Stock lending market value	Collateral market value
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	EUR	21,019,310.25	22,112,259.10
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	CHF	75,230,214.45	79,141,957.68
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	USD	26,991,138.39	28,394,595.79
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	EUR	3,625,022.19	4,027,046.71
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	CHF	17,456,337.34	18,364,013.98
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	USD	4,729,205.00	4,975,109.32
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Reddito EUR	EUR	18,418,207.00	19,375,897.96
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	EUR	25,557,313.26	26,886,216.10
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	CHF	80,617,658.94	84,809,532.27
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	USD	36,188,680.17	38,050,393.98

The collateral delivered by the securities lending counterparty to the Fund is composed of a well diversified portfolio of securities consisting of

- highly rated bonds issued or guaranteed by governments, government agencies, bodies regulated by public law or corporations (excluding Credit Suisse affiliates) from selected OECD countries.
- highly rated bonds from supranational organisations
- equities listed on selected stock exchanges within the OECD on the condition that the units are included in a main and liquid index.

The determination of the market value of the collateral is subject to the application of appropriate haircuts adapted to the volatility of the collateral type.

The revenues mentioned in the Statement of Operations / Changes in Net Assets under "Securities Lending Income" are the net amounts received from the lending principal. Any direct and indirect operational costs and fees are borne out of its fee and include the liability risk assumed by the principal.

For the year ended on 31.03.2020, the fee paid to the principal amounted to as follows:

Subfund	CCY	Gross amount securities lending	Expenses and commissions from the securities lending counterparty	Net amount of securities lending income
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	EUR	123,116.72	40,246.69	73,870.03
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	CHF	154,899.17	61,959.67	92,939.50
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	USD	64,365.47	25,990.19	38,375.28
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	EUR	42,667.32	17,074.93	25,592.39
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	CHF	38,873.38	15,349.35	23,024.03
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	USD	21,516.97	8,607.59	12,911.38
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Reddito EUR	EUR	68,622.62	27,453.13	41,170.49
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	EUR	113,542.42	45,416.97	68,125.45
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	CHF	146,343.30	58,537.32	87,805.98
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	USD	73,306.20	29,322.48	43,983.72

Transaction costs

Transactions costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the year ended on 31.03.2020, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, (including derivatives instruments or other eligible assets) as follows:

Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced EUR	192,775.89	EUR
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced CHF	324,870.77	CHF
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD	127,712.64	USD
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth EUR	75,748.97	EUR
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth CHF	107,470.06	CHF
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD	72,429.99	USD
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Reddito EUR	76,222.99	EUR
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR	138,966.09	EUR
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield CHF	249,664.45	CHF
Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD	90,517.39	USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward foreign exchange contracts and for some other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sales price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Subfund.

Global Exposure

The global exposure is calculated on the basis of the commitment approach for each Subfund.

Financial Derivative Instruments

The Subfunds may engage in derivative transactions for the purpose of efficient portfolio management. Details of the derivatives are displayed in the Notes pages. Depending on the type of derivatives held, collateral might be received from the different counterparts to reduce the counterparty exposure. For other types of derivatives, margin accounts might be used.

No collateral was received by the Funds to reduce the counterparty risk as of 31.03.2020.

Subsequent events

Following the decision of Credit Suisse Fund Management S.A., Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Reddito EUR will be merged into Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield EUR as at 01.07.2020.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

（2021年7月末日現在）

資産総額	447,953,848米ドル	49,046,467千円
負債総額	478,420米ドル	52,382千円
純資産総額（ - ）	447,475,428米ドル	48,994,085千円
発行済口数	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	856,807口 139,236口
1口当たり純資産価格	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	319.23米ドル（34,952円） 11,388円

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

（2021年7月末日現在）

資産総額	428,166,873米ドル	46,879,991千円
負債総額	889,233米ドル	97,362千円
純資産総額（ - ）	427,277,641米ドル	46,782,629千円
発行済口数	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	734,350口 280,500口
1口当たり純資産価格	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	351.87米ドル（38,526円） 12,176円

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

（2021年7月末日現在）

資産総額	167,342,837米ドル	18,322,367千円
負債総額	395,908米ドル	43,348千円
純資産総額（ - ）	166,946,929米ドル	18,279,019千円
発行済口数	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	373,223口 72,545口
1口当たり純資産価格	クラスB米ドル（acc）受益証券 クラスBH円建て（acc）受益証券	354.09米ドル（38,769円） 12,705円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人（該当する場合）によって適式に記載され、署名された譲渡文書が管理会社に引き渡され、譲受人の氏名（または名称）が受益者名簿に記載されることによって移転されるものとする。

英文目論見書において、「禁止された者」とは、かかる者が関連するサブ・ファンドの受益証券を保有することにより、（i）管理会社の単独の意見によれば、既存の受益者もしくは関連するサブ・ファンドの利益を害する可能性がある場合、（ ）ルクセンブルグその他の法令に違反する可能性がある場合、（ ）関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造（もしあれば）が、本来であれば負担することのなかった税務上その他法律上、規制上もしくは行政上の不利益、罰金もしくは違約金を課される可能性がある場合、または（ ）関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造（もしあれば）もしくは管理会社が、本来であれば遵守が義務付けられなかった各法域における登録もしくは届出要件の遵守を義務付けられることとなった場合における者、法人、有限責任会社、信託、パートナーシップ、財団またはその他の法主体をいう。「禁止された者」には、（i）第5章「CSインベストメント・ファンズ・12に対する投資」において各サブ・ファンドについて定義する適格投資家の定義（もしあれば）を満たさない投資者、（ ）米国人、または（ ）管理会社が要求する情報もしくは宣言書をその請求から1暦月以内に提出しなかった者が含まれる。さらに、「禁止された者」という語には、適用あるAML/CFT規則に直接的もしくは間接的に違反して行為している自然人もしくは事業体または制裁の対象となっている自然人もしくは事業体（国連、北大西洋条約機構、経済協力開発機構、金融活動作業部会、米国中央情報局および米国内国歳入庁が維持する関連するリスト（いずれも随時変更される。））に含まれている者または事業体を含む。）が含まれる。

管理会社は、禁止された者による投資または禁止された者のための投資を受け付けない。申込人は、予定される受益証券の申込み（当該申込人自身のために行われるものであるか、または該当する場合に他の実質的所有者のために代理人、受託者、代表者、仲介者、ノミニーとしてもしくは類似の資格において行われるものであるかを問わない。）が禁止された者ではないことを表明し、かつ、保証し、さらに、申込人は、当該投資者が、禁止された者に関する表明および保証に関する自らの状況または一もしくは複数の最終実質的所有者の状況の変更を速やかに管理会社に通知することを表明し、かつ、保証する。

管理会社の取締役会が、ある時点で、受益証券の実質的所有者が、単独でまたは他の者と共同して、直接または間接的に禁止された者に該当することに気付いた場合、管理会社の取締役会は、その裁量により、責任を負うことなく、ファンドの約款に定める規則に従って受益証券を強制的に買い戻すことができ、買い戻しが行われた場合、当該禁止された者は、当該受益証券の所有者でなくなる。

管理会社の取締役会は、ファンドの各受益者に対し、かかる受益証券の所有者が禁止された者であるまたは将来禁止された者となるか否かを判断する目的上必要とみなす情報を管理会社の取締役会に提出するよう要求することができる。

さらに、受益者は、自らが保有する受益証券の最終的な実質的所有者が禁止された者となったまたは将来禁止された者となる場合には、直ちに管理会社に通知する義務を負うものとする。

管理会社の取締役会は、受益証券の譲渡、移転または売却により、その直接の結果としてまたは将来において、禁止された者が受益証券を保有することになると合理的に判断した場合は、その単独の裁量により、かかる譲渡、移転または売却を拒絶する権利を有する。

受益証券の譲渡は、中央管理事務代行会社により拒絶されることがあり、かかる譲渡は、本人確認およびマネー・ロンダリング防止に関する適用ある規則に基づき要求される情報を譲受人が提出するまで、効力を生じないものとする。

受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 中央管理事務代行会社であるクレディ・スイス・ファンド・サービシーズ（ルクセンブルグ）エスエイ
取扱場所 ルクセンブルグ L - 2180、ジャン・モネ通り 5 番
（5, rue Jean Monnet, L - 2180 Luxembourg）

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ 2 ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ 3 ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2021年7月末日現在、250,000スイス・フラン（約3,021万円）であり、発行済株式は500株である。

最近5年間ににおける資本金の額の増減はない。

（注）スイス・フランの円貨換算は、2021年7月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝120.85円）による。以下同じ。

（2）会社の機構

管理会社は最低3名の取締役から構成される取締役会により運営される。取締役は管理会社の株主に限定されない。

2021年7月末日現在、管理会社の取締役会の構成員は以下のとおりである。

氏名	主な兼職・役職等
ヨーゼフ・H・M・ヘンカンブ	チューリッヒ クレディ・スイス・アセット・マネジメント （スイス）エイジー マネージング・ディレクター
ルドルフ・コーメン	ルクセンブルグ 管理会社の取締役
トーマス・ヌンマー	ルクセンブルグ 独立取締役
ダニエル・シェブマン	ルクセンブルグ クレディ・スイス・ファンド・サービシーズ （ルクセンブルグ）エスエイ マネージング・ディレクター

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社はファンドを自らの名義で運用することを承認されているが、ファンドの受益者の独占的利益のために受益者を代理して行うものとする。とりわけ、管理会社は、2010年法により認可される譲渡可能証券および他の資産の購入、売却、申込み、転換および受領について承認されている。

管理会社は現在の約款および英文目論見書に記載されるように2010年法の条項に従って、サブ・ファンドの投資方針を決定する。管理会社は、管理会社の取締役会のメンバーによって構成される投資委員会からはもちろん他の者からも投資に助言を求めることができる。管理会社は概して、ファンドの利益のために、情報、助言および他のサービスを用いることができる。

さらに、2010年法の条項に従い、管理会社はその責任において、一または複数の機能を第三者に委託し監督することができる。

2021年7月末日現在、管理会社は以下の投資ファンドを管理・運用している。

設立国	形態	ファンド数	純資産価額 （スイス・フラン）
ルクセンブルグ	ルクセンブルグ UCITS	9 （103のサブ・ファンドを含む）	64,006,950,466.68

ルクセンブルグ	Luxembourg UCI	2 (8 のサブ・ファンドを含む)	6,854,190,711.32
ルクセンブルグ	Luxembourg SIF	3 (12 のサブ・ファンドを含む)	5,317,073,151.33

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、スイス・フランで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝120.85円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の監査人は、2020年12月31日終了年度よりケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブからプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブに変更された。

（１）【貸借対照表】

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ

貸借対照表

2020年12月31日現在

（スイス・フランで表示）

資産	注記	2020年12月31日		2019年12月31日	
		スイス・フラン	千円	スイス・フラン	千円
D．流動資産		214,602,210	25,934,677	246,134,098	29,745,306
．債権		57,585,079	6,959,157	68,024,932	8,220,813
1．売掛金		43,683,922	5,279,202	38,405,685	4,641,327
a) 1年以内に期限到来	3	43,683,922	5,279,202	38,405,685	4,641,327
2．関連会社に対する債権		86,195	10,417	632,772	76,470
a) 1年以内に期限到来	4	86,195	10,417	632,772	76,470
4．その他の債権		13,814,962	1,669,538	28,986,475	3,503,016
a) 1年以内に期限到来	5	13,814,962	1,669,538	28,986,475	3,503,016
．銀行預金および手許現金		157,017,131	18,975,520	178,109,166	21,524,493
資産合計		214,602,210	25,934,677	246,134,098	29,745,306

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

資本、準備金および負債

	注記	2020年12月31日		2019年12月31日	
		スイス・フラン	千円	スイス・フラン	千円
A. 資本金および準備金		75,355,789	9,106,747	96,833,815	11,702,367
・ 払込済資本	6.1	250,000	30,213	250,000	30,213
・ 準備金		36,900,000	4,459,365	39,900,000	4,821,915
1. 法定準備金	6.2	25,000	3,021	25,000	3,021
4. その他の準備金（公正 価値準備金を含む）	6.3	36,875,000	4,456,344	39,875,000	4,818,894
a) その他の分配可能 準備金		15,375,000	1,858,069	15,375,000	1,858,069
b) その他の分配不可 準備金		21,500,000	2,598,275	24,500,000	2,960,825
・ 繰越損益	6.4	83,815	10,129	83,842	10,132
・ 当期損益		38,121,974	4,607,041	56,599,973	6,840,107
B. 引当金		24,154,289	2,919,046	26,277,333	3,175,616
1. 年金および類似債務に 対する引当金		1,516,412	183,258	1,242,195	150,119
2. 納税引当金	5	22,637,877	2,735,787	25,035,138	3,025,496
C. 債務		115,092,132	13,908,884	123,022,950	14,867,324
2. 金融機関に対する債務		12,375	1,496	5,750,068	694,896
a) 1年以内に期限到来		12,375	1,496	5,750,068	694,896
4. 買掛金		74,171,736	8,963,654	10,062,934	1,216,106
a) 1年以内に期限到来	7	74,171,736	8,963,654	10,062,934	1,216,106
6. 関連会社に対する債務		38,542,435	4,657,853	105,656,811	12,768,626
a) 1年以内に期限到来	4	38,542,435	4,657,853	105,656,811	12,768,626
8. その他の債務		2,365,586	285,881	1,553,137	187,697
a) 税金債務		115,360	13,941	105,127	12,705
b) 社会保障債務		100,250	12,115	74,193	8,966
c) その他の債務		2,149,976	259,825	1,373,817	166,026
) 1年以内に期限到来		2,149,976	259,825	1,373,817	166,026
資本金、準備金および負債合計		<u>214,602,210</u>	<u>25,934,677</u>	<u>246,134,098</u>	<u>29,745,306</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ

損益計算書

2020年12月31日に終了した年度

(スイス・フランで表示)

損益計算書

	注記	2020年12月31日 に終了した年度		2019年12月31日 に終了した年度	
		スイス・フラン	千円	スイス・フラン	千円
1. 純売上高	8	373,243,879	45,106,523	375,497,418	45,378,863
4. その他の営業収益	9	1,528,269	184,691	965,552	116,687
5. 原材料、消耗品および その他外部費用		(301,546,190)	(36,441,857)	(294,667,937)	(35,610,620)
b) その他外部費用	10	(301,546,190)	(36,441,857)	(294,667,937)	(35,610,620)
6. 人件費		(5,285,829)	(638,792)	(4,683,748)	(566,031)
a) 賃金および給与	11	(4,688,765)	(566,637)	(4,192,529)	(506,667)
b) 社会保障費		(597,064)	(72,155)	(491,219)	(59,364)
) 年金関連		(215,615)	(26,057)	(169,090)	(20,435)
) その他の社会保障費		(381,449)	(46,098)	(322,129)	(38,929)
8. その他の営業費用	12	(15,821,340)	(1,912,009)	(9,273,073)	(1,120,651)
14. 支払利息および類似費用		(1,547,739)	(187,044)	(1,553,114)	(187,694)
a) 関連会社に関連するもの		(1,547,739)	(187,044)	(1,553,114)	(187,694)
b) その他の利息および類似費用		-	-	-	-
15. 損益にかかる税金		(12,398,025)	(1,498,301)	(9,685,125)	(1,170,447)
16. 税引後損益		38,173,025	4,613,210	56,599,973	6,840,107
17. 項目 1 から16に表示されないその他の税金	5	(51,051)	(6,170)	-	-
18. 当期損益		38,121,974	4,607,041	56,599,973	6,840,107

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ

財務書類に対する注記

2020年12月31日に終了した年度

1 一般事項

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグの法律に従い株式会社としてCSAMインベスト・マネジメント・カンパニーの名称で、1999年12月9日付でルクセンブルグに設立された。当社の商号は、2003年10月15日にクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・カンパニー・エスエイに変更された後、2005年4月26日に開催された臨時総会の決定によりクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイとなった。

当社の事務所は、以下の住所に登録されている：

ルクセンブルグ L - 2180 、ジャン・モネ通り 5 番

当社は、存続期間を無期限として設立されている。

当社の目的は、2010年12月17日法の第15章に基づき、1つまたは複数の譲渡性のある証券を集团的投資の対象とする投資信託を運用することである。

2013年9月5日、当社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律第2章第5項に従って、公式にCSSFによりAIFMのライセンスが認められた。

2020年12月31日現在、当社は、以下のファンド（以下「ファンド」という。）を運用した。

- ・ クレディ・スイス・ロジスティクス・プロパティ・パートナーズ
- ・ クレディ・スイス・インデックス・ファンド（Lux）
- ・ クレディ・スイス・ノヴァ（Lux）
- ・ クレディ・スイス・ヴィルトゥオーソSICAV - SIF
- ・ CSアドバンテージ（Lux）
- ・ CS ILS SICAV - SIF
- ・ CSインベストメント・ファンズ・1
- ・ CSインベストメント・ファンズ・2
- ・ CSインベストメント・ファンズ・3
- ・ CSインベストメント・ファンズ・4
- ・ CSインベストメント・ファンズ・6
- ・ CSインベストメント・ファンズ・12
- ・ CSインベストメント・ファンズ・13
- ・ CSインベストメント・ファンズ・14
- ・ CSリアル・エスレートSICAV - SIF I

当社の財務は、スイスのチューリッヒに在籍する最終親会社であるクレディ・スイス・グループの連結勘定に連結されている。連結財務は、その登録事務所であるスイス チューリッヒ CH - 8070 ユトリベルク通り231にて入手できる。

2017年3月のクレディ・スイスの資産運用および投資者サービス事業の再編後、当社は、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディング・リミテッドが51%、クレディ・スイス（Schweiz）エイジーが49%を所有するスイスに設立されたクレディ・スイス・アセット・マネジメント・アンド・インベスター・サービスズ（スイス）ホールディング・エイジーの完全所有子会社である。

これより前、当社はクレディ・スイス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディング・リミテッドの完全所有子会社であった。

2 重要な会計方針の要約

2.1 財務書類の表示

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令に準拠して取得原価主義に基づき作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日の改正法により規定されているもののほか、取締役会によって決定され、かつ適用されたものである。

財務書類を作成するには、一定の重要な会計上の見積りの使用が求められる。また、会計方針を適用する過程において、取締役会に判断を求める。仮定の変更は、仮定が変更された年度の財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。取締役会は、基礎となる仮定は適切であると考えており、したがって、財務書類は、財政状態および実績を公正に表示していると考えている。また、2020年12月31日現在の財務書類は、COVID - 19関連危機の影響の可能性を考慮して作成された。

取締役会は、翌会計年度の資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行っている。見積りおよび判断は、継続的に評価され、その状況下で合理的であると考えられる将来事象の予想を含む過去の経験およびその他の要因に基づいて行われる。

当社の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

2.2 当初外貨で表示される項目の換算基準

当社は、その勘定をスイス・フランで維持しており、財務書類は当該通貨で表示される。他の通貨建て資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢レートでスイス・フランに換算される。

損益取引は、取引日の実勢レートで計上される。実現損益および未実現損失は損益計算書において認識される。

2.3 債権および債務

債権は、その額面から回収不能の金額について貸し倒れ引当金を控除して計上される。債務は、額面で計上される。

2.4 未収収益および未払費用

未収報酬および未払報酬は、発生主義で認識される。

2.5 純売上高

当社の純売上高は、主に当社の運用するファンドからの報酬で構成される。

3 債権

1年以内に期日が到来する売掛金は、主として注記1に詳述されている運用に基づくファンドからの収益で構成される。注記8（純売上高）も参照のこと。

内訳は以下のとおりである。

	2020年12月31日	2019年12月31日
	スイス・フラン	スイス・フラン
未収運用報酬およびその他の未収手数料	41,850,493	37,054,371
ファンドからの未収金 *	1,833,429	1,351,314
	<u>43,683,922</u>	<u>38,405,685</u>

* ファンドからの未収金は、クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイによる前払い報酬で構成され、運用開始後、通常1年以内にファンドにより払い戻される予定である。

4 関連会社に対する債権および債務

2020年12月31日現在、関連会社に対する主な債務には以下が含まれる。

- ・ 関連会社に対するサービス報酬（販売報酬）の未払金、17,793,550スイス・フラン（2019年：86,841,491スイス・フラン）
- ・ 関連会社に対する投資運用報酬および事務管理報酬の未払金、19,298,638スイス・フラン（2019年：17,706,280スイス・フラン）
- ・ 関連会社に対するリスク管理業務報酬の未払金、213,788スイス・フラン（2019年：213,788スイス・フラン）
- ・ 関連会社に対する建物関連費用の未払金、14,309スイス・フラン（2019年：25,134スイス・フラン）
- ・ 関連会社に対する収益分配契約の未払金、667,381スイス・フラン（2019年：854,709スイス・フラン）

2020年12月31日現在、関連会社に対する主な債権には以下が含まれる。

- ・ 関連会社に対するサービス報酬の未収金、86,195スイス・フラン（2019年：221,036スイス・フラン）
- ・ 関連会社に対する条件付年次支払の未収金、0スイス・フラン（2019年：404,800スイス・フラン）

5 税金

当社は、商業会社に適用されるルクセンブルグの税法の対象である。税務当局に対する前払金は「その他の債権」に認識され、2019年度および2020年度の納税引当金は、貸借対照表上の「納税引当金」に認識される。

	2020年12月31日 スイス・フラン	2019年12月31日 スイス・フラン
前納法人税	13,487,143	28,765,451
納税引当金	(22,637,877)	(25,035,138)
	<u>(9,150,734)</u>	<u>3,730,313</u>

6 資本および準備金

6.1 払込済資本

払込済資本は、無額面500株によって表章される250,000スイス・フランである。

2020年12月31日現在、当社は、自己株式を取得しなかった。

6.2 法定準備金

ルクセンブルグ法に基づき、当社は、準備金の総額が払込済資本の10%相当になるまで、法定純利益の少なくとも5%を毎年法定準備金に充当しなければならない。かかる準備金を分配することはできない。割り当てた金額が払込済資本の10%に達した時に、法定準備金への振り替えは不要となる。

6.3 その他の準備金

	2020年12月31日 スイス・フラン	2019年12月31日 スイス・フラン
前期繰越	39,875,000	36,725,000
繰越利益への配分	(6,000,000)	(4,000,000)
NWT準備金への配分	3,000,000	3,500,000
分配可能準備金への（からの）配分	-	3,650,000
次期繰越	<u>36,875,000</u>	<u>39,875,000</u>

純富裕税（以下「NWT」という。）を免除されていること、また所得税税法の第8a条に従い、当社はNWT額の5倍、合計3,000,000スイス・フラン（2019年：3,500,000スイス・フラン）を分配不可準備金に配分した。

この配分は、年次株主総会で承認され、配分した年から5年間継続して維持される。

2020年12月31日に終了した年度について、以下のとおり、NWT準備金の残高は「その他の分配不可準備金」において認識される。

	2020年12月31日	2019年12月31日
	スイス・フラン	スイス・フラン
2014年	-	6,000,000
2016年	5,500,000	5,500,000
2017年	5,000,000	5,000,000
2018年	4,500,000	4,500,000
2019年	3,500,000	3,500,000
2020年	3,000,000	-
	<u>21,500,000</u>	<u>24,500,000</u>

2020年度において、NWT準備金から繰越利益へ6,000,000スイス・フランが振り替えられた。当該金額は、5年以上NWT準備金で留保されてから分配可能となった。

6.4 繰越利益

	2020年12月31日	2019年12月31日
	スイス・フラン	スイス・フラン
繰越利益	83,842	337,544
前期利益	56,599,973	44,596,298
NWT準備金からの配分	6,000,000	4,000,000
NWT準備金への配分	(3,000,000)	(3,500,000)
支払分配金	(59,600,000)	(41,700,000)
分配可能準備金（への）/からの配分	-	(3,650,000)
繰越利益	<u>83,815</u>	<u>83,842</u>

7 営業債務

営業債務は、主にファンドの販売会社に対する報酬関連である。

主な増加は、主に関連会社に対する過去の債務が現在は第三者に支払われる企業結合に関係している。

8 純売上高

受取報酬は、主として367,652,512スイス・フラン（2019年：369,626,013スイス・フラン）の運用報酬である。

運用報酬は、クレディ・スイスの販売推進ファンドから得られる。

運用報酬は、注記10で詳述するように、当社が直接行ったサービスに対する報酬、およびサービス報酬（販売手数料）、投資顧問報酬および事務管理報酬を含む委任された業務に対する支払いに使用される。

運用報酬に関する報酬料率は、ファンド目論見書、年次報告書および締結中の契約に記載されており、運用中のファンドの純資産に基づいて計算される。

運用報酬は、ファンドのサブ・ファンドの平均純資産価額の割合で計算され、月次、四半期または半期ベースで支払われる。

2019年12月31日現在の「純売上高」には、2016年10月から2019年6月までの期間の各ファンドにおいて運用報酬に関連して引き当てられ、2019年度中にファンドから回収された12百万スイス・フランが含まれている。この金額のうち4.4百万スイス・フランは、クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッドへの顧問報酬として、財務書類の「その他外部費用」の項目で支払われている。

純売上高の残りの金額は、主として事務管理報酬である。

9 その他の営業利益

2013年に行われたETFファンドの販売に関して、当社は404,800スイス・フラン（2019年：408,552スイス・フラン）の「ETF事業の売買に関する契約」に従い、ETF事業の販売に年1回の条件付支払いを受ける権利を有する。その他の営業収益の残りの増加分は、クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイがアウトソーシング・サービスのサービス・プロバイダーを務める契約に関連する。

10 その他の外部費用

その他の外部費用は以下で構成される。

	2020年 スイス・フラン	2019年 スイス・フラン
サービス報酬	121,145,966	113,249,604
投資顧問報酬	168,472,146	170,320,783
その他の報酬	9,258,171	9,150,429
保管報酬	2,669,907	1,947,121
	<u>301,546,190</u>	<u>294,667,937</u>

サービス報酬は、ファンドの販売会社に対する報酬を表す。当社は、サービス報酬を第三当事者の販売会社およびクレディ・スイス・ファンズ・エイジー・チューリッヒに直接支払っており、ファンドの直接的な別の販売会社に当該報酬が返戻されている。

投資顧問報酬は、ファンドのサブ・ファンドの月次平均純資産価額の割合に応じて、ファンドの投資顧問会社に支払われる。

その他の報酬には、事務管理報酬の4,208,801スイス・フラン（2019年：4,192,883スイス・フラン）およびその他のファンド関連報酬が含まれる。

11 人件費

	2020年	2019年
平均従業員数		
経営陣	3	3
中間管理職	13	10
従業員	9	10
	<u>25</u>	<u>23</u>

当社は、ルクセンブルグの規制上の要件に従った地域特有のニーズを含むクレディ・スイス・グループの報酬方針の対象である。

2020年および2019年12月31日現在、当社が取締役に対して行った貸し出しまたは保証はない。

12 その他の営業費用

残高には、事務管理業務の供給に要する費用など、当社の通常業務の過程において発生する事務管理費用が含まれる。

営業費用の増加は、主として販売目的の技術支援業務契約に関する11,690,181スイス・フラン（2019年：4,491,071スイス・フラン）である。

13 オフバランス・シートのコミットメント

2020年12月31日現在、オフバランス・シートのコミットメントはない。

14 後発事象

2021年3月1日、クレディ・スイス・グループ・エイジーの一部の子会社が運用する複数のサプライチェーン・ファイナンス・ファンドの取締役会は、ファンドの投資者の利益を保護するため、これらのファンドの買戻しおよび申込みを停止することを決定した。2021年3月4日、取締役会はこれらのファンドを終了し、清算手続きを進めることを決定した。これらの決定は、ファンドの資産の実質的な部分が、相当の評価不確実性にさらされているとの懸念に基づいて行われた。クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイは、これらのサプライチェーン・ファイナンス・ファンドのうち三つのファンドについて管理会社として活動している。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（チューリッヒ）エイジーがこれらのサプライチェーン・ファイナンス・ファンドのポートフォリオ・マネージャーを務めている。サプライチェーン・ファイナンス・ファンドが保有する資産は、主に既存および

将来の受取債権を裏付けとする債券からなり、グリーンシル・キャピタル（UK）リミテッドまたはその関連会社の１社（グリーンシル・キャピタル）によって組成された。

これらの問題に関しては、規制当局による多くの調査や行動が開始されているか、または検討中である。さらに、一部の投資者は既に訴訟を提起する意向を示しており、この件が発展するにつれ、クレディ・スイス・グループ・エイジーおよびその子会社は、訴訟、紛争またはその他の行為の対象となる可能性がある。これらについては、早期段階であることを踏まえると、まだ損失の規模を見積もることはできないものの、当社に損失が発生する可能性がある。また、これらの事項に関連して、顧客の離脱や運用受託資産の喪失を招くような風評被害を受ける可能性がある。

CSFMを含むクレディ・スイス・グループ・エイジーおよびその子会社は、外部の顧問弁護士やその他の専門家の支援を受けながら、これらの事項の分析を続けている。

財務書類の署名日現在、本件に関連する訴訟および請求は存在しない。経営陣は、当社の継続企業としての前提がリスクにさらされているとの兆候は把握していない。

[次へ](#)

Credit Suisse Fund Management S.A.

Balance sheet as at December 31, 2020
(expressed in CHF)

BALANCE SHEET

Financial year from 01 01/01/2020 02 31/12/2020 (in 03 CHF)

Credit Suisse Fund Management S.A.

5, rue Jean Monnet

L-2180 Luxembourg

ASSETS

	Reference(s)		Current year		Previous year
D. Current Assets	1151		151 214,602,210	152	246,134,098
II. Debtors	1163		163 57,585,079	164	68,024,932
1. Trade debtors	1165		165 43,683,922	166	38,405,685
a) becoming due and payable within one year	1167	3	167 43,683,922	168	38,405,685
2. Amounts owed by affiliated undertakings	1171		171 86,195	172	632,772
a) becoming due and payable within one year	1173	4	173 86,195	174	632,772
4. Other debtors	1183		183 13,814,962	184	28,986,475
a) becoming due and payable within one year	1185	5	185 13,814,962	186	28,986,475
IV. Cash at bank and in hand	1197		197 157,017,131	198	178,109,166
TOTAL (ASSETS)			201 214,602,210	202	246,134,098

The notes accompanying form an integral part of the annual accounts

**Credit Suisse Fund
Management S.A.**

Balance sheet as at December 31, 2020
(expressed in CHF)

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES

	Reference(s)		Current year		Previous year
A. Capital and reserves	1301		301 75,355,789	302	96,833,815
I. Subscribed capital	1303 6.1	303	250,000	304	250,000
IV. Reserves	1309	309	36,900,000	310	39,900,000
1. Legal reserve	1311 6.2	311	25,000	312	25,000
4. Other reserves, including the fair value reserve	1317 6.3	317	36,875,000	318	39,875,000
a) other available reserves			15,375,000		15,375,000
b) other non available reserves			21,500,000		24,500,000
V. Profit or loss brought forward	1319 6.4	319	83,815	320	83,842
VI. Profit or loss for the financial year	1321	321	38,121,974	322	56,599,973
B. Provisions	1331	331	24,154,289	332	26,277,333
1. Provisions for pensions and similar obligations	1333	333	1,516,412	334	1,242,195
2. Provisions for taxation	1335 5	335	22,637,877	336	25,035,138
C. Creditors	1435	435	115,092,132	436	123,022,950
2. Amounts owed to credit institutions	1335	355	12,375	356	5,750,068
a) becoming due and payable within one year	1357	357	12,375	358	5,750,068
4. Trade creditors	1367	367	74,171,736	368	10,062,934
a) becoming due and payable within one year	1369 7	369	74,171,736	370	10,062,934
6. Amounts owed to affiliated undertakings	1379	379	38,542,435	380	105,656,811
a) becoming due and payable within one year	1381 4	381	38,542,435	382	105,656,811
8. Other creditors	1451	451	2,365,586	452	1,553,137
a) Tax authorities	1393	393	115,360	394	105,127
b) Social security authorities	1395	395	100,250	396	74,193
c) Other creditors	1397	397	2,149,976	398	1,373,817
i) becoming due and payable within one year	1399	399	2,149,976	400	1,373,817
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		405	214,602,210	406	246,134,098

The notes accompanying form an integral part of the annual accounts

**Credit Suisse Fund
Management S.A.**

Profit & Loss account
For the year ended December 31, 2020
(expressed in CHF)

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Financial year from 01 01/01/2020 2 31/12/2020 (in 03 CHF)

Credit Suisse Fund Management S.A.

5, rue Jean Monnet

L-2180 Luxembourg

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

	Reference(s)		Current year		Previous year
1. Net turnover	1701 8	701	373,243,879	702	375,497,418
4. Other operating income	1713 9	713	1,528,269	714	965,552
5. Raw materials and consumables and other external expenses	1707	707	(301,546,190)	708	(294,667,937)
b) Other external expenses	1711 10	711	(301,546,190)	712	(294,667,937)
6. Staff costs	1605	605	(5,285,829)	606	(4,683,748)
a) Wages and salaries	1607 11	607	(4,688,765)	608	(4,192,529)
b) Social security costs	1609	609	(597,064)	610	(491,219)
i) relating to pensions			(215,615)		(169,090)
ii) other social security costs			(381,449)		(322,129)
8. Other operating expenses	1621 12	621	(15,821,340)	622	(9,273,073)
14. Interest payable and similar expenses	1627	627	(1,547,739)	628	(1,553,114)
a) concerning affiliated undertakings	1629	629	(1,547,739)	630	(1,553,114)
b) other interest and similar expenses	1631	631	—	632	—
15. Tax on profit or loss	1635	635	(12,398,025)	636	(9,685,125)
16. Profit or loss after taxation	1667	667	38,173,025	668	56,599,973
Other taxes not shown under items 1 to 16	1637 5	637	(51,051)	638	—
18. Profit or loss for the financial year	1669	669	38,121,974	670	56,599,973

The notes accompanying form an integral part of the annual accounts

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020

1. GENERAL

Credit Suisse Fund Management S.A. (the "Company") was incorporated on December 9, 1999 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law under the name of CSAM Invest Management Company. The name of the company was changed to Credit Suisse Fund Management Company S.A. on October 15, 2003 and to Credit Suisse Fund Management S.A. by decision of the extraordinary general meeting held on April 26, 2005.

The Company has its registered office at the following address:

5, Rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg.

The Company is established for an unlimited period of time.

The objective of the Company is to manage one or more Undertakings for Collective Investment in transferable securities under chapter 15 of the law of December 17, 2010.

On September 5, 2013, the Company was granted officially the AIFM license by the CSSF according to Article 5 of Chapter 2 of the Luxembourg Law of July 12, 2013 on Alternative Investment Fund Managers.

As of December 31, 2020, the Company managed the following funds (the "Funds"):

- Credit Suisse Logistics Property Partners
- Credit Suisse Index Fund (Lux)
- Credit Suisse Nova (Lux)
- Credit Suisse Virtuoso SICAV – SIF
- CS Advantage (Lux)
- CS ILS SICAV – SIF
- CS Investment Funds 1
- CS Investment Funds 2
- CS Investment Funds 3
- CS Investment Funds 4
- CS Investment Funds 6
- CS Investment Funds 12
- CS Investment Funds 13
- CS Investment Funds 14
- CS Real Estate SICAV – SIF I

**Credit Suisse Fund
Management S.A.**

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

1. GENERAL (continued)

The Company's accounts are consolidated within the CREDIT SUISSE GROUP consolidated accounts, the ultimate parent company domiciled in Zurich, Switzerland. The consolidated accounts are available at its registered office at Uetlibergstrasse 231, CH-8070 Zurich, Switzerland.

After the restructuring of the Asset Management and Investor Services business of Credit Suisse in March 2017, the Company is a wholly owned subsidiary of Credit Suisse Asset Management & Investor Services (Schweiz) Holding AG, incorporated in Switzerland, which is owned 51% by Credit Suisse Asset Management International Holding Ltd. and 49% by Credit Suisse (Schweiz) AG.

Prior to this, the company was a fully owned subsidiary of Credit Suisse Asset Management International Holding Ltd.

2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**2.1 Presentation of annual accounts**

The Company's annual accounts have been prepared under the historical cost convention in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the modified Law of 19 December 2002, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the year in which the assumptions changed. The Board of Directors believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly. In addition, the annual accounts as at December 31, 2020 were prepared taking into consideration the possible impact of the COVID-19 related crisis.

The Board of Directors makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

The company's accounting year starts on January 1st and ends on December 31st of each year.

2.2 Bases of conversion for items originally expressed in foreign currency

The Company maintains its accounts in Swiss Francs (CHF) and the annual accounts are expressed in this currency. Assets and liabilities denominated in other currencies are converted into CHF at the rate prevailing at the balance sheet date.

Income and expense transactions are recorded at the rates prevailing on the date of the transactions. Realised gains and losses as well as unrealised losses are recognized in the profit and loss account.

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

2.3 Debtors and Creditors

Debtors are carried at their nominal value, net of any bad debt provisions for amounts not recoverable. Creditors are carried at nominal value.

2.4 Income receivable and charges payable

Fees receivable and payable are recognised on an accrual basis.

2.5 Net turnover

The net turnover of the Company is mainly composed of the fee flows received from its Funds under management.

3. DEBTORS

The trade debtors becoming due and payable within one year comprise mainly income derived from the funds under management, as detailed in note 1. Please also refer to note 8 ("Net turnover").

The breakdown is as follows:

	31.12.2020	31.12.2019
	CHF	CHF
Management fees and other commission receivable	41,850,493	37,054,371
Receivable from funds *	1,833,429	1,351,314
	<u>43,683,922</u>	<u>38,405,685</u>

* Receivable from funds consist of fees advanced by Credit Suisse Fund Management S.A. which will be reimbursed by the funds after their launch those usually becoming due and payable within one year.

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

4. AMOUNTS OWED BY AND TO AFFILIATED UNDERTAKINGS

As at December 31, 2020 amounts owed to affiliated undertakings mainly include:

- Amounts owed to related companies for Servicing fees (distribution fees) of CHF 17,793,550 (2019: CHF 86,841,491)
- Amounts owed to related companies for Investment and administration fees of CHF 19,298,638 (2019: CHF 17,706,280)
- Amounts owed to related companies for Risk Management service fees of CHF 213,788 (2019: CHF 213,788)
- Amounts owed to related companies for Premises related costs of CHF 14,309 (2019: CHF 25,134)
- Amounts owed to related companies for Revenue share agreements of CHF 667,381 (2019: CHF 854,709)

As at December 31, 2020 amounts owed by affiliated undertakings mainly include:

- Amounts owed by related companies for Servicing fees of CHF 86,195 (2019: CHF 221,036)
- Amounts owed by related companies for Annual contingent payments CHF Nil (2019: CHF 404,800)

5. TAXATION

The Company is subject to Luxembourg tax regulations applicable to commercial companies. Advances made to Tax Authorities are recognised under "other debtors" and the provision for taxation for the financial years 2019 and 2020 are recognised under "provision for taxation" in the balance sheet.

	31.12.2020	31.12.2019
	CHF	CHF
Tax advances	13,487,143	28,765,451
Provisions for taxation	(22,637,877)	(25,035,138)
	<u>(9,150,734)</u>	<u>3,730,313</u>

6. CAPITAL AND RESERVES

6.1 Subscribed capital

Subscribed capital amounts to CHF 250,000 represented by 500 shares without nominal value.
As at December 31, 2020 the Company did not acquire any own share.

6.2 Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company must appropriate annually at least 5% of its statutory net profits to a legal reserve until the aggregate reserve equals 10% of the subscribed share capital. Such reserve is not available for distribution. No transfer to legal reserve is required as the amount allocated has reached 10% of the subscribed share capital.

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

6.3 Other reserves

	31.12.2020 CHF	31.12.2019 CHF
Balance brought forward	39,875,000	36,725,000
Allocation to profit brought forward	(6,000,000)	(4,000,000)
Allocation to NWT Reserve	3,000,000	3,500,000
Allocation to/(from) available reserves	—	3,650,000
Balance carried forward	<u>36,875,000</u>	<u>39,875,000</u>

To be exempted from Net Worth Tax ("NWT") and in accordance with article 8a of the income tax law, the Company has allocated five times the amount of NWT owed to the other non-available reserves amounting to a total of CHF 3,000,000 (2019: CHF 3,500,000).

This allocation has been approved by the Annual General Meeting of the Shareholders and is maintained for five consecutive years following the year of allocation.

For the year ended December 31, 2020, the NWT reserve balance is recognized under "Other non-available reserves" as below.

	31.12.2020 CHF	31.12.2019 CHF
2014	—	6,000,000
2016	5,500,000	5,500,000
2017	5,000,000	5,000,000
2018	4,500,000	4,500,000
2019	3,500,000	3,500,000
2020	3,000,000	—
	<u>21,500,000</u>	<u>24,500,000</u>

In the financial year 2020, an amount of CHF 6,000,000 was transferred from the NWT reserve to the profit brought forward. This amount was freely available after having been maintained in the NWT reserve for more than 5 years.

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

6.4 Profit brought forward

	31.12.2020	31.12.2019
	CHF	CHF
Profit brought forward	83,842	337,544
Profit of the previous year	56,599,973	44,596,298
Allocation from NWT Reserve	6,000,000	4,000,000
Allocation to NWT Reserve	(3,000,000)	(3,500,000)
Dividend paid	(59,600,000)	(41,700,000)
Allocation (to)/from available reserve	—	(3,650,000)
Profit brought forward	<u>83,815</u>	<u>83,842</u>

7. TRADE CREDITORS

Trade creditors mainly relate to the remuneration of the distributors of the funds.

The major increase is mainly linked to a business combination through which previous amounts owed to related companies are now due to third party.

8. NET TURNOVER

Fees received mainly consist of Management Fees for CHF 367,652,512 (2019: CHF 369,626,013).

The management fees are derived from Credit Suisse promoted funds.

The management fees are used to remunerate the company for services which it performed directly and to pay for delegated functions, including servicing fees (for distribution), Advisory fees and Administration fees, as further explained under note 10.

The fee rates in relation to management fees are detailed in the respective funds prospectus, annual reports and agreements in place, and are calculated based on the net assets of the funds under management.

Management fees are calculated as a percentage of the average Net Asset Value of the subfunds of the funds and paid on a monthly, quarterly or semi annual basis.

The caption "net turnover" as at 31.12.2019 also includes an amount of CHF 12 million linked to management fees under-provisioned in the respective funds for the period from 10/2016 to 06/2019 and which have been recovered from the funds in the financial year 2019. Out of this amount, CHF 4.4 million has been paid as advisory fees to Credit Suisse Asset Management (Switzerland) Ltd under the caption "other external charges" in the annual accounts.

The remaining amount of Net Turnover is mainly related to administration fees.

Credit Suisse Fund Management S.A.

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

9. OTHER OPERATING INCOME

In relation with the sale of the ETF funds which took place in 2013, the Company is entitled to an annual contingent payment for the sale of the ETF business according to the "Agreement For the Sale and Purchase of the ETF Business" of CHF 404,800 (2019: CHF 408,552). The remaining increase in Other Operating Income is linked agreements where Credit Suisse Fund Management S.A. acts as service provider for outsourced services.

10. OTHER EXTERNAL EXPENSES

Other external expenses consist of the following:

	2020 CHF	2019 CHF
Servicing fees	121,145,966	113,249,604
Advisory fees	168,472,146	170,320,783
Other fees	9,258,171	9,150,429
Custody fees	2,669,907	1,947,121
	<u>301,546,190</u>	<u>294,667,937</u>

Servicing fees represent the remuneration of the distributors of the funds. The Company pays directly the servicing fees to the third party distributors as well as Credit Suisse Funds AG, Zurich which retrocede them to the different direct distributors of the funds.

Advisory fees are paid to the investment advisers of the funds as a percentage of the average monthly Net Asset Value of the subfunds of the funds.

Other fees include administration fee of CHF 4,208,801 (2019: CHF 4,192,883) as well as other fund related fees.

11. STAFF COSTS

	2020	2019
Average number of staff		
Senior management	3	3
Middle management	13	10
Employees	9	10
	<u>25</u>	<u>23</u>

The Company is subject to the Credit Suisse Group compensation policy including the specific local needs in accordance with Luxembourg regulatory requirements.

There are no loans, advances or guarantees granted by the Company to the Directors as at December 31, 2020 and 2019.

**Credit Suisse Fund
Management S.A.**

Notes to the annual accounts for the year
ended December 31, 2020
(continued)

12. OTHER OPERATING EXPENSES

The balance includes the administrative expenses incurred in the normal course of operating of the Company such as the costs charged for the supply of administrative services.

The increase in operating expenses is mainly relating to an agreement for technical support services for distribution purposes amounting to CHF 11,690,181 (2019: CHF 4,491,071).

13. OFF BALANCE SHEET COMMITMENTS

There are no off balance sheet commitments as at December 31, 2020.

14. SUBSEQUENT EVENTS

On March 1, 2021, the boards of the supply chain finance funds managed by certain subsidiaries of Credit Suisse Group AG decided to suspend redemptions and subscriptions of those funds to protect the interests of the funds' investors. On March 4, 2021 the boards decided to terminate those funds and proceed to their liquidation. Those decisions were based on concerns that a substantial part of the funds' assets was subject to considerable valuation uncertainty. Credit Suisse Fund Management S.A. acts as the management company for three of these supply chain finance funds. Credit Suisse Asset Management (Schweiz) AG acts as the portfolio manager of these supply chain finance funds. The assets held by the supply chain finance funds, largely consisting of notes backed by existing and future receivables, were originated and structured by Greensill Capital (UK) Limited or one of its affiliates (Greensill Capital).

A number of regulatory investigations and actions have been initiated or are being considered in respect of these matters. Furthermore, certain investors have already threatened litigation and, as this matter develops, Credit Suisse Group AG and its subsidiaries may become subject to litigation, disputes or other actions. It is possible that the Company will incur a loss in respect of these matters, albeit that given the early stage of this process, it is not yet possible to estimate the size of such a loss. The Company might also suffer reputational harm associated with these matters that might cause client departures or loss of assets under management.

Credit Suisse Group AG and its subsidiaries, including CSFM, continue to analyse these matters, including with the assistance of external counsel and other experts.

There are no existing litigations and claims related to the case as of the date of signature of the annual accounts. Management has no indication that the going concern of the Company is at risk.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、中央管理事務代行会社、保管受託銀行、一部の販売会社およびその他のサービス提供者または管理会社の取引相手方の一部（それぞれ以下「関係者」という。）は、クレディ・スイス・グループ・エイジーの構成員である。

クレディ・スイス・グループ・エイジーは、包括的なプライベート・バンキング・サービス、投資銀行サービス、資産運用サービスおよび金融サービスを提供する世界的な組織であるとともに、世界の金融市場の主要参加者である。よって、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、ファンドが投資する金融市場に対して別の直接的または間接的な利害を有することがある。ファンドは、かかる事業活動に関連する補償を受け取ることはできない。

管理会社は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとして実行される場合には関係者との取引を禁止されない。かかる場合、管理会社または投資運用会社は、ファンドの運用について得られる管理報酬のほか、各金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者との間で、ファンドのために購入する当該金融商品からの収益の分配を受ける取決めを行うこともある。

さらに、管理会社または投資運用会社は、ある金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者が関係者であっても、その取引が独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとしてファンドの最善の利益のために実行される場合には、ファンドのために当該金融商品を購入することまたはかかる購入に係る助言を行うことを禁止されない。関係者は、ファンドが行う金融デリバティブ取引に関して相手方および計算代理人として行為することができる。ファンドが関係者を専属的な相手方として取引する場合、関係者との間で締結される金融デリバティブ契約の価格は、最良執行に関する原則にもかかわらず、市場における最良の価格ではないことがあり得、関係者はかかる価格から利益を得ることを、投資家は認識する必要がある。

関係者がファンドに直接または間接的に投資している場合があるため、潜在的な利益相反または義務の相反が生じる可能性がある。関係者は、ファンドの受益証券を比較的高い割合で保有している可能性がある。

関係者の従業員および取締役は、ファンドの受益証券を保有することができる。関係者の従業員は、自身に適用される個人的な取引および利益相反に関する各方針の条項に拘束される。

業務遂行にあたっての管理会社および関係者の方針は、関係者の各種事業活動の利益とファンドまたはその投資者の利益との間に相反が生じうる行為または取引を特定し、管理し、必要に応じてそれらを禁止することである。関係者および管理会社は、最高水準の誠実性および公正取引に合致する方法であらゆる相反を管理するよう努める。かかる目的において、両者は、ファンドまたはその投資者の利益を害するお

そのある相反を伴うすべての事業活動が適切な水準の独立性をもって遂行されること、およびすべての相反が公正に解決されることを確保するための手続を実施している。

かかる手続には、以下が含まれる（ただし、それらに限られない。）。

- 対関係者および関係者間における情報交換を防止または管理するための手続
- ファンドの資産に付随する議決権がファンドおよびその投資者の利益のためにのみ行使されることを確保するための手続
- ファンドのための投資活動が、最高の倫理基準に従い、かつ、ファンドおよびその投資者の利益のために行われることを確保するための手続
- 利益相反の管理に関する手続

管理会社が相当の注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織上または管理上の措置が、合理的な信頼をもってしても、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避することを確保するのに十分でないリスクがある。かかる場合、これらの解決されていない利益相反および下された決定が、適切な方法（ファンドの財務諸表の注記への記載またはインターネット（www.credit-suisse.com）上での掲載等）により投資者に報告される。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款は、ルクセンブルグ法に基づく定足数および決議要件に従い、臨時株主総会の決議により修正される。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、UCITS - FCPを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資運用会社

名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(スイス)エイジー (Credit Suisse Asset Management (Schweiz) AG)
資本金の額	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(スイス)エイジーは、クレディ・スイス・エイジーおよびクレディ・スイス(スイス)リミテッドにより共同所有されているスイスの投資運用会社である。クレディ・スイス(スイス)リミテッドは、クレディ・スイス・エイジーの完全所有子会社であり、クレディ・スイス・エイジーは、スイスのチューリッヒに本社を置く世界的な大手金融サービス会社のクレディ・スイス・グループ・エイジーにより100%所有されている。クレディ・スイス・グループ・エイジーの発行済株式資本の総額は、2020年12月31日現在、97,909,909スイス・フラン(約118億3,241万円)である。
事業の内容	投資信託に関連するサービスを含むすべての種類の法人および個人向けの資産運用、ポートフォリオ運用及びアドバイザリー業務を提供している。

(2) 保管受託銀行

名称	クレディ・スイス(ルクセンブルグ)エスエイ (Credit Suisse (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2021年7月末日現在、458,004,220.50スイス・フラン(約553億4,981万円)
事業の内容	クレディ・スイス(ルクセンブルグ)エスエイは、ルクセンブルグ法に基づく無期限の公開有限会社(société anonyme)である。その登録上および管理事務上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 L - 2180、ジャン・モネ通り5番に存する。保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に基づきあらゆる銀行業務に従事できる免許を取得している。

(3) 中央管理事務代行会社

名称	クレディ・スイス・ファンド・サービシーズ(ルクセンブルグ)エスエイ (Credit Suisse Fund Services (Luxembourg) S.A)
----	---

資本金の額	2021年7月末日現在、26,001,650.45スイス・フラン(約31億4,230万円)
事業の内容	クレディ・スイス・ファンド・サービスズ(ルクセンブルグ)エスエイは、クレディ・スイス・エイジー・グループに属するルクセンブルグで登録されたサービス・カンパニーであり、受益証券の発行および買戻し、資産の評価、純資産価額の算定、経理ならびに受益者の登録の維持を含むファンドの管理事務に関して生じるすべての管理業務を委託されている。

(4) 代行協会員、日本における販売会社

名称	クレディ・スイス証券株式会社
資本金の額	2021年7月末日現在、781億円
事業の内容	クレディ・スイス証券株式会社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者である。

2【関係業務の概要】

（１）投資運用会社

投資運用契約に従い、投資運用会社は、管理会社の全般的な管理および最終的な責任の下で、証券の売買その他関連するサブ・ファンドのポートフォリオの管理を日常的に行う裁量を有する。

投資運用会社は、投資運用会社と管理会社との間で締結された投資運用契約に従い、各サブ・ファンドについて、個別のポートフォリオの運用において投資運用会社を支援する一または複数の副投資運用会社を任命することができる。各サブ・ファンドの投資運用会社および副投資運用会社は、英文目論見書に記載される。管理会社は、いつでも、英文目論見書で指定された以外の投資運用会社を任命することができ、またはいずれかの投資運用会社との関係を終了することができる。かかるサブ・ファンドの投資者は通知を受け、英文目論見書はこれに応じて変更される。

（２）保管受託銀行

保管受託銀行は、2010年法および保管契約の規定に従い、ファンドのキャッシュ・フローの効果的かつ適切な監視と共に、ファンドの金融商品の形の資産に関する安全保管、他のファンド資産の所有権証明の記録の保持のために任命された。

（３）中央管理事務代行会社

中央管理事務代行会社は、受益証券の発行および買戻し、資産の評価、純資産価額の算定、経理ならびに受益者の登録の維持を含むファンドの管理事務に関して生じるすべての管理業務を委託されている。

（４）代行協会員、日本における販売会社

代行協会員は、受益証券に関する目論見書の日本における販売会社に対する送付、受益証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに適用ある日本の法令諸規則および／または日本証券業協会の規則に従った決算書類およびその他の書類の配布等を、代行協会員として行うために任命されている。

日本における販売会社は、本サブ・ファンドの受益証券の販売および買戻し業務を委託されている。

3【資本関係】

管理会社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループ・エイジーは、投資運用会社、中央管理事務代行会社、保管受託銀行および日本における販売会社の最終的な親会社である。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

(2020年9月1日付)

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済) (2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003 / 41 / ECおよび指令2009 / 65 / ECならびに規則(EC) No.1060 / 2009および規則(EU) No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011 / 61 / EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011 / 61 / EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU) No.231 / 2013

BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008 / 48 / ECおよび指令2014 / 17 / EUならびに規則(EU) No.596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークと してまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる 指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2016 / 1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会 (ESMA)
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286 / 2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009 / 65 / EC第78条および2010年法第159条において言及され る主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であ る欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める 制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の 公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアションという要求され る会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日 からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有する ファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会およ び欧州理事会規則(EU)2017 / 1131

非個人向け

パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートファンド
パート ファンド	(特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286 / 2014	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品 (PRIIPs) の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 1286 / 2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け	
パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則 (EU) No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2015 / 2365

SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または 指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則(EU) 2016 / 438
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパート ファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。

1983年8月25日法は、指令85 / 611 / EEC (以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS 指令を改正する指令2001 / 107 / ECおよび指令2001 / 108 / EC (以下「UCITS 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ビークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル)と、()AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパート ファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パート ファンドが()登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ()その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパート ファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16 / 644が発行された。

CSSF告示16 / 644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パート に服さないファンドの預託機関およびその支店(該当する場合)に適用される組織的な取決めに係るCSSF告示18 / 697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート 1 のUCITSおよびパート 2 のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート 1 UCITS(以下「パート 1」という。)

パート 2 その他のUCI(以下「パート 2」という。)

パート 3 外国のUCI

パート 4 管理会社

パート 5 UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート 1 専門投資信託に適用される一般規定

パート 2 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2．法的形態

2010年法パート 1 およびパート 2 に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パート 1 ファンドおよびパート 2 ファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式または証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
- ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)本書の日付現在において、当該規則は制定されていない。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a)FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b)具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c)分配方針
 - (d)管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e)公告に関する規定

(f) FCPの会計の決算日

(g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由

(h) 約款変更手続

(i) 受益証券発行手続

(j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIFCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みに
おいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領され
るようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを
代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / EC¹ 第18条第1項a)、b) または
c) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持さ
れる預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織
の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品
および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品
が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に
則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に
従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証
拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を
確認し、
-) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態
にする。

1 「指令2006 / 73 / EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 /
39 / ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / ECをいう。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

)金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

- c)常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d)第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e)上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a)関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b)FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。
- 保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18 / 698に従う。

(さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および / または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人 (SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社 (société anonyme) の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ (société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ (société en commandite simple)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée) または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合 (société coopérative organisée sous forme de société anonyme) の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家 (十分に情報を提供された投資家でなければならない) に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。)。

- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート SICAVおよび個人向けパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金が^{a)} SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開

設され、b)指令2006 / 73 / EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたSICAVの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合

かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するSICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のあ

る業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(UCITS)または第16章(パートファンドおよびSIF)に従い管理会社によって運営される。

SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるCSSF告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4 . ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対

象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12 / 540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券 / 受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび / または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資証

券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFIは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券(当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

公開有限責任会社(société anonyme)の規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

()設立企画人の身元

()法人の形態および名称

()登録事務所

()法人の目的

()発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

()発行時に払込済の額

()発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載

()投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)

()現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注)1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFIは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

()設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

()資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載

()取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

()法人の存続期間

()会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

()設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

()応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009 / 65 / ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11 / 512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78 / 660 / EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。

UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監

督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83 / 349 / EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15)(a)投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、
2010年法パート または指令2009 / 65 / ECに該当するものは、発行体の経営に
重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b)さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの
受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記() ないし() の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合
計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視すること
ができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券およ
び短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性
のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主
として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有する
もの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発
行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外
は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに
(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)
および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただ
し、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国に
おける運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買
戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2.の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRが

イドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007 / 16 / ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08 / 339(以下「告示08 / 339」という。)を出した。

告示08 / 339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08 / 339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08 / 380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08 / 356(以下「告示08 / 356」という。)を出した。

告示08 / 356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08 / 356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14 / 592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、) 公的債務固定純資産価額のファンド、) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、

MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用
(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集会的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告され

なければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質

および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1の(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- 前述の(3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 -) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会

社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期

間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009 / 65 / EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券

を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12 / 546とは異なり、CSSF告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18 / 698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4 . ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当

該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券 / 投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286 / 2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KID」とい

う。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品という。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、()PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに()PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID / PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

とりわけ

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2017 / 1131)
- 2010年法
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 5(改正済)

- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12 / 540
- ETF及び他のUCITSの問題についての欧州証券市場監査局(ESMA)のガイドラインに関連する2014年9月30日付CSSF告示14 / 592
- ファンドの管理会社および登録事業を行う会社に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規則を含むルクセンブルグ法に基づいて設立された投資信託の管理会社の承認および組織に関連する2018年8月23日付CSSF告示18 / 698
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16 / 644
- SFT規則(規則(EU)No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015 / 2365)
- ベンチマーク規則(指令2008 / 48 / ECおよび指令2014 / 17 / EUならびに規則(EU)No.596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016 / 1011)
- サステナブル・ファイナンス開示規則(金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019 / 2088)
- タクソノミー規則(規則(EU)2019 / 2088を改正する、サステナブル投資を促進する枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020 / 852)
- 実質的所有者の名簿に関する2019年1月13日付ルクセンブルグ法
- ESMA最終報告書 - UCITSおよび特定の種類のAIFの成功報酬に関する2020年4月3日付ガイドライン

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るた

めにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する

旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。2004年1月1日から有効なCSSF告示02 / 81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02 / 81

により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136 (CSSF告示08 / 348により改正) およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業

- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - (UCIが任意清算される場合)清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4)b)を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしp)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合

- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014 / 65 / EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合

- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
 - o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて)UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
 - q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合

- c) 2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
- h) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
- l) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合

- n)別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4)上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a)責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b)責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c)(UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d)管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
 - e)(法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f)(自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g)上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5)本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)。
- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 -) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 -) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009 / 65 / ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき
受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・ 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。

AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) UCITS IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
- () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF
- (それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1 . 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部 AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部 AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003 / 41 / EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規

則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、
AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

d)報酬方針に関する情報

e)第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報
さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する
情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重
要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関する
CSSF告示18 / 698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使
する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の
規定(3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めてい
る。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a)UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b)2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c)2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d)2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e)2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f)2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグ
の団体

1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務
を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内
部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に
従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認
可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMと

して行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。

- ()その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない—または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
- CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a)CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)現在にかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更に、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるCSSF告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。

b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。

c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。

d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。

f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004 / 109 / ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め

- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間ににおいて行使することができる買戻権がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。

- 投資会社は、CSSFによって明確にされたとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および/または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する

可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2 . 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記 2.に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011 / 61 / EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運

用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、() AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および() 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID / PRIIP KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

() 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るために

CSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02 / 81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97 / 136(CSSF告示08 / 348により改正)およびCSSF告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および / または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 4.2()項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセ

ンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

前記 .1に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、()2007年法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、()2007年法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / EC等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010 / 73 / EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006 / 48 / ECに

定める金融機関、指令2004 / 39 / ECに定める投資会社もしくは指令2009 / 65 / ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07 / 309(以下に詳述する。)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。

同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役 / 運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記 4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパート に服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、上記 1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのSICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接

に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家(SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのRAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」(以下「RAIF」という。)という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF(またはSICAR)と同一の特徴(および柔軟性)を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならない、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

AIFとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないAIFとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

・サステナブル・ファイナンス開示規則（「SFDR」）

1 . 概要

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する規則(EU)2019 / 2088（「SFDR」）は、投資の意思決定および助言のプロセスにおけるサステナビリティ・リスクの統合、サステナビリティへの悪影響の考慮、サステナブルな投資目的、または環境もしくは社会的特性の推進に関する最終投資家への開示について、欧州市場に認められる不備を是正する目的で制定された。これらの開示は、未だ統一された要件の適用を受けないため、十分に整備されていないと考えられていた。SFDRにより、欧州の立法者は、いわゆる「グリーンウォッシング」、すなわち、サステナブルな特性(金融商品の環境・社会・ガバナンス(「ESG」)の特徴を含む。)が不相応に強調されることを防止することも目指している。

SFDRは、2021年3月10日付で適用される。

その適用に関する技術的指針の詳細を定めることによりレベル1のSFDRの規定を補足するレベル2の規制テクニカル基準(「RTS」)は、2022年7月1日付で適用される。

2. 主題および範囲

SFDR第1条に基づき、本規則は、「金融市場参加者」および「金融アドバイザー」に対して、そのプロセスにおけるサステナビリティ・リスクの統合およびサステナビリティへの悪影響の考慮ならびに金融商品に関するサステナビリティ関連情報の提供について適用する。

上記の目的において、SFDR第2条は、以下の主要な用語を定義する。

2.1 「金融市場参加者」とは、以下をいう。

- UCITS運用会社(自己運用型投資会社を含む。)
- オルタナティブ投資ファンド運用者(「AIFM」)
- EUベンチャー・キャピタル・ファンドの運用者
- EU社会起業家ファンドの運用者
- ポートフォリオ運用サービスを提供する投資会社
- ポートフォリオ運用サービスを提供する信用機関
- 企業退職年金のための機関(「IORP」)
- 年金商品の組成者
- 汎欧州個人年金商品(「PEPP」)の提供者
- 保険型投資商品(「IBIP」)を提供する保険事業者

2.2 「金融アドバイザー」³とは、以下をいう。

- 投資アドバイスを提供する投資会社および信用機関
- 「追加」ライセンスに基づき投資アドバイスを提供するUCITS運用会社およびAIFM
- IBIPに関する保険アドバイスを提供する保険事業者および仲介業者

3 ただし、SFRDは、従業員が3名未満の保険仲介業者および投資会社には適用しないものとする。(SFDR第17(1)条)

2.3 「金融商品」とは、以下をいう。

- 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)
- オルタナティブ投資ファンド(「AIF」)
- マネーゲド・ポートフォリオ
- 保険型投資商品(「IBIP」)

- 年金商品
- 年金スキーム
- 汎欧州個人年金商品（「PEPP」）

2.4 「サステナブル投資」とは、以下のいずれかまたはその組み合わせをいう。

- 環境目的（エネルギー、再生可能エネルギー、原材料、水および土の利用、廃棄物の生成および温室効果ガスの排出ならびに生物多様性および循環型経済への影響に関する主要な資源効率指標によって測定される。）に寄与する経済活動への投資
- 社会的な目的に寄与する経済活動への投資、特に、不平等の是正に寄与し、社会的結束、社会的統合および労使関係を促進する投資、または人的資本もしくは経済的・社会的に不利な立場にあるコミュニティへの投資

ただし、かかる投資が上記の目的のいずれも著しく阻害せず、また投資先企業が、特に健全な管理体制、雇用関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関して、健全なガバナンス慣行に従うことを条件とする。

2.5 「サステナビリティ・リスク」とは、これが発生した場合に投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会、ガバナンスに係る事由または条件をいう。

2.6 「サステナビリティ・ファクター」とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権尊重、汚職防止および贈収賄の防止に関する事項をいう。

3 . SFDR開示義務

本書の目的上、「金融市場参加者」についてはAIFMおよびUCITS運用会社のみを、また「金融商品」についてはAIFおよびUCITSなどの集合投資スキームのみを取り扱うこととし、その他のあらゆる種類の金融市場参加者および金融商品は対象外とする。

同様に、金融アドバイザーについても対象外とする。

3.1 事業体レベルの開示義務

SFDRは、金融市場参加者および金融アドバイザーが事業体全体レベルで提供することを要求される最初の一連の一般的な開示義務を定める。

3.1.1 サステナビリティ・リスク方針（SFDR第3条）

SFDR第3条に基づき、AIFM等の金融市場参加者は、その投資意思決定プロセスにおけるサステナビリティ・リスクの統合の方針に関する情報をウェブサイトで公表するものとする。

3.1.2 主なサステナビリティへの悪影響（SFDR第4条）

SFDR第4条に基づき、金融市場参加者は、自らの投資決定がサステナビリティ・ファクターに及ぼす主な悪影響（主なサステナビリティへの悪影響または「PASI」）を考慮するか否かについて「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで決定し、また以下の情報をウェブサイトで公表し、維持しなければならない。

- 投資決定がサステナビリティ・ファクターに及ぼす主な悪影響を考慮する場合は、その規模、活動の性質および大きさならびに販売する金融商品の種類を十分に考慮した上での当該影響に関するデュー・ディリジェンス方針の記載、または
- 投資決定がサステナビリティ・ファクターに及ぼす悪影響を考慮しない場合は、考慮しない明確な理由（該当する場合は、今後かかる悪影響を考慮する意思の有無およびその時期に関する情報を含む。）

PASIを考慮する金融市場参加者は、少なくとも以下の情報をウェブサイトで提供しなければならない。

- PASIの特定および優先順位付けならびに関連あるサステナビリティ指標の方針に関する情報
- PASIおよびこれに関して行われたまたは（該当する場合は）計画された活動の内容
- 改正・株主権利指令⁴（適用ある場合）に沿った取組方針の要旨
- 責任ある業務行動規範および国際的に認められたデュー・ディリジェンスおよび報告の基準の遵守ならびに該当する場合はパリ協定の目的との整合の程度への言及

2021年6月31日現在、PASIの考慮は、事業年度中に在籍する従業員数が平均500名を超える金融市場参加者の義務となる予定である。よって、これらの金融市場参加者は、SFDR第4条に基づく「コンプライ・オア・エクスプレイン」のデフォルト手法を利用することができなくなる。

4 長期的な株主関与の奨励に関する指令2007 / 36 / ECを改正する2017年5月17日付欧州議会および欧州理事会指令(EU)2017 / 828

3.1.3 報酬方針（SFDR第5条）

金融市場参加者および金融アドバイザーは、その報酬方針に、当該方針がどのようにサステナビリティ・リスクの統合と整合するかについての情報を含めなければならない、当該情報をウェブサイトで公表するものとする。

第1項に記載される情報は、金融市場参加者および金融アドバイザーが分野別の取決め(AIFMに対するAIFMDまたはUCITS運用会社に対するUCITS指令等)に従って設置および維持を要求される報酬方針に含められるものとする。

3.2 商品レベルの開示

上記第3.1条に言及される事業体レベルの開示に加えて、金融市場参加者および金融アドバイザーは、販売する各金融商品レベルにおいても一定の追加情報の提供を要求される。

3.2.1 契約前開示(SFDR第6条、第7条、第8条および第9条)

a) 概要: SFDRに基づく商品分類

SFDRは、以下の3種類の金融商品の区分を導入する。

- 「第6条」、すなわち「通常」商品
- 「第8条」、すなわち「ライト・グリーン」商品
- 「第9条」、すなわち「ダーク・グリーン」商品

各種商品には、SFDRに基づく一定の開示要件が課せられる。第6条の商品に適用ある商品要件は、すべての金融商品に適用される最小限の基準である。第8条および第9条の商品には、これに加えて、追加の開示義務が課せられる。

b) 第6条、すなわち通常商品

SFDR第6条に基づき、金融市場参加者は、販売するすべての金融商品について、少なくとも以下の内容を契約前開示に含めなければならない。

- サステナビリティ・リスクがその投資決定に統合される方法、および
- サステナビリティ・リスクが金融商品の収益に及ぼし得る影響の評価結果

金融市場参加者がサステナビリティ・リスクを無関係であると判断する場合、その理由の明確かつ詳細な説明を上記の内容に含めなければならない。

また、SFDR第7条に基づき、金融市場参加者がPASI(上記第3.1.2条に詳述される。)を考慮することを決定した各金融商品については、契約前開示に以下も含まなければならない。

- 該当する金融商品がPASIを考慮するか否か、前者の場合はどのように考慮するかについての明確かつ道理に適った説明
- PASIに関する追加情報が、SFDR第11条に基づく定期報告において提供される旨の記載(下記第3.2.3条参照)

金融市場参加者が(SFDR第4条に従って)PASIを考慮する場合、本開示義務は、2022年12月30日付で適用される。

金融市場参加者が(SFDR第4条に従って)PASIを考慮しない場合、販売する各金融商品について、かかる金融市場参加者がPASIを考慮しない旨の記載およびその理由を契約前開示に含めなければならない。本開示義務は、2021年3月10日付で適用される。

SFDR第6条および第7条に基づき提供される情報は、以下の方法で提供されなければならない。

- AIF: 第23条の開示(実務上、本情報は募集目論見書または同等の文書に含まれることが多い。)
- UCITS: 目論見書

RTS最終案には、契約前開示の標準テンプレートが含まれ、募集目論見書または目論見書の添付の形式で提示される。

c) 第8条、すなわちライト・グリーン商品

SFDR第8条に基づき、金融市場参加者は、その他の特性のなかでもとりわけ環境もしくは社会的特性またはその組み合わせを推進する金融商品について、投資先の会社が健全なガバナンス慣行に従うことを条件に、SFDR第6条に基づき開示される情報に加えて、以下を開示しなければならない。

- かかる特性がどのように充足されるかについての情報
- 参照ベンチマークとしてインデックスが指定されている場合は、当該インデックスがかかる特性と整合しているか否かおよび前者の場合はどのように整合しているかについての情報、ならびにインデックスの計算に用いられるメソドロジーがどこで入手可能であるかについての提示

d) 第9条、すなわちダーク・グリーン商品

SFDR第9条に基づき、金融商品がサステナブル投資を目的とする場合、金融市場参加者は、SFDR第6条に基づき開示される情報に加えて、当該目的がどのように達成されるかについての説明を開示しなければならない。

また、サステナブル投資を目的とする金融商品について参照ベンチマークとしてインデックスが指定されている場合、契約前開示は、以下も併せて含むものとする。

- 指定インデックスがどのように当該目的と整合しているかについての情報

- 当該目的と整合する指定インデックスが広範な市場インデックスと異なる理由およびその相違の説明

金融商品が二酸化炭素の排出削減を目的とする場合、契約前開示は、パリ協定の長期的な地球温暖化目標の達成を踏まえた低炭素排出量の目標を含むものとする。上記にかかわらず、EUベンチマーク規制⁵に基づくEU気候移行ベンチマークまたはEUパリ協定整合ベンチマークが入手できない場合、契約前開示は、二酸化炭素排出削減の目標を達成するための継続的な努力が、パリ協定の長期的な地球温暖化目標の達成の観点からどのように確保されているかについての詳細な説明を含むものとする。

5 指令2008/48/ECおよび規則(EU)No 596/2014を改正する、金融商品および金融契約におけるベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために利用されるインデックスに関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令欧州規制(EU)2016/1011

3.2.2 ウェブサイト開示（SFDR第10条）

SFDR第10条に基づき、金融市場参加者は、第8条または第9条の各金融商品について、以下の情報をウェブサイトで公表し、維持するものとする。

- ・→環境もしくは社会的特性またはサステナブル投資の目標の内容
- 金融商品の環境もしくは社会的特性または選定されたサステナブル投資の影響の評価、測定および監視に用いられるメソドロジーについての情報（そのデータ情報源、裏付資産の審査基準および金融商品の環境もしくは社会的特性または全体的なサステナブルな影響を測定するために用いられる関連サステナビリティ指標を含む。）
- SFDR第8条および第9条に定める情報
- SFDR第11条に定める情報

本情報は、投資家に対して明確、簡明かつ理解可能であることが求められる。同情報は、正確、公正、明確、誤解を招かない、簡素かつ簡潔な方法で、ウェブサイト上の目につきやすい容易にアクセス可能な場所に公表されなければならない。

3.2.3 定期報告（SFDR第11条）

SFDR第11条に基づき、金融市場参加者は、第8条または第9条の各金融商品について、以下の情報も定期報告において提供しなければならない。

- 第8条の金融商品について：環境または社会的特性が充足される程度

- 第9条の金融商品について:()関連サステナビリティ指標の方法による金融商品の全体的なサステナビリティ関連の影響、または()参照ベンチマークとしてインデックスが指定される場合は、サステナビリティ指標による、指定インデックスの影響を受ける金融商品と広範な市場インデックスの影響を受ける金融商品の全体的なサステナビリティ関連の影響の比較

3.2.4 マーケティング・コミュニケーション(SFDR第13条)

より厳格な分野別の取決め、特にAIFMDまたはUCITS指令の規定に反することなく、金融市場参加者および金融アドバイザーは、そのマーケティング・コミュニケーションがSFDRに基づき開示された情報と矛盾しないことを確保しなければならない。

EUにおけるファンドの国境を越えた販売(CBDF)

1. 概要

規則(EU)2019/1156および指令2019/1160(CBDF規則)は、EU域内における投資信託の国境を越えたマーケティングおよび販売に関する新たな規則を導入した。これらの規則には、下記に説明するように2019年8月1日付で即時に効力を生じたものもあるが、大部分は2021年8月2日より適用される。よって、新たなCBDF規則の適用を受ける可能性の高いUCITSおよびAIFの管理者および販売者は、これを遵守する準備を進めておく必要がある。

2. CBDF規則の背景および範囲

資本市場同盟(CMU)の行動計画に基づくより広範な一連の取組みの一環であるCBDF規則は、引き続きより優れた投資家保護を追求する一方で、残された規制上の障害を低減し、費用効果を改善することにより、EU域内⁶における投資信託の国境を越えたマーケティングおよび販売を促進することを目指す。これらの規則は、2019年6月20日に採択され、2019年8月1日に発効した。

特に、CBDF規則は、オルタナティブ投資ファンド(AIF)および譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に適用ある国境を越えたマーケティング制度の一定の運用上の側面を統一化・標準化することを目的に、AIFMDおよびUCITS指令を改正する。同規則はまた、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド(EuVECA)および欧州社会起業家ファンド(EuSEF)規則を改正する。

CBDF規則は投資信託全般に適用するものであるが、本書ではUCITSおよびAIFに適用ある規則のみを取り扱う。

- 6 CBDF規則(およびAIFMD)は、アイスランド、ノルウェーおよびリヒテンシュタイン(欧州経済領域(EEA)を形成する合意の契約当事者)について、EEA合意および関連法規の定める制限内で、EU加盟国として取り扱うことに留意されたい。

3 . AIFのプレマーケティング - 遵守期限：2021年 8 月 2 日

3.1 「プレマーケティング」の新たな統一定義

CBDF規則は、認可されたEU AIFMに適用ある(すなわち、小規模の登録されたAIFMおよび非EU AIFMには適用されない)AIFMDの規定に、まだ設立されていないまたは既に設立されているがAIFMDパスポートに基づきEU域内でのマーケティングの届出を行っていないEU AIFについて、EUの潜在的なプロの投資家を対象とする「プレマーケティング」の新たな統一定義を導入した。

かかる新定義は、EU AIFMが、AIFの設立および正式なマーケティング届出手続の遵守を要求される「マーケティング」活動とみなされることなく、加盟国における特定のAIFに対するプロの投資家の需要へのアプローチ、協議および検証を行うより一貫した能力を確保することを実務上目指した重要な変更である。ただし、かかるプロの投資家に対して当該AIFの売出しまたは募集は行われない。

一般に「プレマーケティング」の概念は、大半の加盟国で正式に規制されていないが、一定の加盟国においては完全に新しい概念でもない。具体的には、ルクセンブルグにおいて、ルクセンブルグ金融監督委員会(CSSF)が過去に、AIFMDのマーケティングの概念を解釈し、AIFMによる一定のプレマーケティング活動(一定の条件下に基づくルクセンブルグの投資予定者に対するAIF関連のドラフト文書の送付を含む。)を認可するために、いくつかの指針を既に採用している⁷。ただし、かかる現地の指針は、新たなCBDR規則に基づくプレマーケティング制度に鑑みて適宜見直されなければならない可能性がある。

⁷ 2013年7月12日付ルクセンブルグAIFM法に関するCSSF FAQ第21条を参照されたい。

3.2 「プレマーケティング」の新たな条件

CBDF規則は、特に以下を要件とする新たなプレマーケティング手続により、プレマーケティングの定義を補足している。

- プレマーケティング資料 - プレマーケティングの過程において、認可されたEU AIFMにより潜在的なプロの投資家に提示されるいかなる情報も、()投資家に特定のAIFへの投

資をコミットさせるのに十分な内容であるもの、()何らかの申込書または同様の文書（ドラフト版または最終版のいずれかを問わない。）を構成するもの、また()未設立のAIFの設立文書、目論見書、募集文書の最終版を構成するものであってはならない。設立および/または募集文書のドラフトは、投資家が投資決定を行うのに十分な情報を含まず、かつ、AIFの申込みの募集または勧誘を構成しない旨、また記載される情報が不完全でありかつ変更の可能性があるためこれに依拠されることができない旨を明確に記載することを条件に、潜在投資家に対して提示されることができる。

- プレマーケティング届出プロセス - プレマーケティングの開始から2週間以内に、認可されたEU AIFMは、その所在加盟国の管轄官庁(NCA)に対して、プレマーケティング活動に関する非公式のレター（書面または電子的形式のいずれかを問わない。）を送付しなければならず、また当該NCAは、かかるEU AIFMがプレマーケティングを行う受入加盟国のNCAに速やかに通知する。本プレマーケティング届出は、AIFMDに基づくマーケティング届出手続とは区別され、EU AIFMは、()投資家がプレマーケティングを通じてAIFに投資を行わないこと、および()プレマーケティングの一環で接触した投資家は、AIFMDに基づき許可される正式なマーケティング届出手続を通じてのみ、プレマーケティングを行ったAIFに投資することを確保するものとする。
- リバース・ソリシテーションに対するプレマーケティングの影響 - EU AIFMがAIFのプレマーケティング活動を行ってから18か月以内に発生するプロの投資家による当該AIFの申込みは、マーケティングの結果とみなされるものとし、適用あるAIFMDに基づくマーケティング届出手続の対象となるものとする。その結果、EU AIFMは、かかる18か月の期間においては、実務上、リバース・ソリシテーションを実行することも、またこれに依拠することもできなくなる。この点も、リバース・ソリシテーションの概念がさらに解釈され、一定の条件下でAIFMDに基づくマーケティングの定義から除外されている加盟国に関して考慮すべき重要な変更である。例えば、ルクセンブルグにおいて、CSSFは、一定の累積条件が充足されることを条件に、リバース・ソリシテーションがマーケティングの要件を満たさないものとしており、また現時点では、AIFMがプレマーケティング活動とは無関係の当該リバース・ソリシテーションに依拠することを認めている⁸。
- また、EU AIFMがプレマーケティング活動を開始してから18か月以内に行われるプロの投資家による申込みは、マーケティングの結果とみなされ、適用あるAIFMDに基づくマーケティング届出手続の対象となる。

- 募集代理人および販売者によるプレマーケティング - 投資法人(またはMiFIDに基づく投資法人の関連代理人)、信用機関、UCITS運用会社またはAIFMとしてEU域内で適法に認可された第三者のみが、認可されたEU AIFMを代理してプレマーケティング活動を行うことを許可される。実務上、本事項は、募集代理人および販売者が認可されたEU AIFMを代理してプレマーケティングを行うためには、関連ある認可および免許を有することを確保しなければならないことを意味する。

CBDF規則により行われる上記の改正は、AIFMD制度のみに関係するものであるが、EU委員会は、2023年8月2日までに、プレマーケティング要件の適用がUCITS運用会社に拡大する可能性を評価する予定である。

8 2013年7月12日付ルクセンブルグAIFM法に関するCSSF FAQ第21条を参照されたい。

4 . マーケティング・コミュニケーション - 遵守期限：2021年8月2日

より優れた投資家保護のために、CBDF規則は、UCITS運用会社および認可されたEU AIFMに適用される、UCITSおよびAIFそれぞれの投資家向け(プロの投資家および個人投資家の両方を含む。)のマーケティング・コミュニケーションに関する新たな一元化された統一要件を定める。

4.1 より厳格な追跡記録要件

UCITS運用会社および認可されたEU AIFMは、UCITS / AIFの投資家向けのすべてのマーケティング・コミュニケーションについて、以下を確保するものとする。

- マーケティング・コミュニケーションであることが特定可能であること
- UCITS / AIF投資のリスクおよびリターンを同等に明示的な方法で記載すること
- 公正、明確かつ誤解を招かない情報を含むこと

また、UCITS / AIFに関する特定の情報を含むマーケティング・コミュニケーションは、UCITS指令およびAIFMD要件に従ってその他の文書で投資家に開示される情報(すなわち、UCITSに関する目論見書および主要投資家情報文書(KIID)に含まれる情報ならびにAIFMD第23条に従ってAIF投資家に開示される関連情報)に抵触せずまたはその重要性を低下させてはならない。ただし、AIFが目論見書規制に基づきもしくは国内法に従って目論見書を発行しまたはKIIDの書式および内容による規則を適用する場合、そのマーケティング・コミュニケーションは、上記と同様に、かかる目論見書 / KIIDに含まれる情報に抵触せずまたはその重要性

を低下させてはならない。UCITSおよび目論見書 / KIIDを有するAIFのマーケティング・コミュニケーションはまた、目論見書 / KIIDおよび投資家の権利に関する概要の存在も提示しなければならず、またかかる目論見書 / KIIDおよび当該概要を取得できる場所、方法および言語（当該文書へのハイパーリンクによる方法を含む。）を明示しなければならない。

上記CBDF規則の要件の共通適用を達成し、また特にUCITS / AIF投資家がマーケティング文書を明確に特定し、ファンドの法的小および規制上の文書と区別できること（特にマーケティング・コミュニケーションがオンライン環境で提供される場合は、必ずしも明確ではなくまた当該文書に見えない場合がある。）を確保するために、ESMAは、2020年11月9日、CBDR規則におけるその権限に従ってマーケティング・コミュニケーションに関する指針案の協議を公表した。

4.2 NCAによる事前確認の可能性

個人投資家向けにマーケティングが行われるUCITSおよびAIFについて、NCAは、UCITS運用会社および認可されたEU AIFMがUCITS / AIF投資家との取引において（直接または間接に）使用することを意図するマーケティング・コミュニケーションの事前の届出を（既に2019年8月1日以降）要求する可能性がある。

したがって、かかるNCAによる事前確認の可能性は、UCITS / AIFのマーケティングの前提条件ではなく、UCITS / AIFMDのマーケティング届出手続の一環を成すものではないものとする。ただし、上記は、マーケティング・コミュニケーションを事後に確認するいかなる規制上の権限も損なわないものとする。

5 . マーケティングの中止 - 遵守期限：2021年 8 月 2 日

CBDF規則は、従前に該当するファンドについてUCITSパスポートおよびAIFMDパスポートのそれぞれに基づきマーケティングの届出がなされた、一または複数のホスト加盟国におけるUCITSおよびEU AIFのそれぞれのマーケティングの中止に関して、新たな統一条件および届出取消手続を定める。

5.1 届出取消条件

ホスト加盟国におけるUCITSおよびEU AIFMのそれぞれのマーケティングを中止するためには、以下のすべての累積条件が、UCITSおよび認可されたEU AIFMのそれぞれにより充足されなければならない。

- かかるホスト加盟国における当該UCITS / EU AIF（クローズド・エンド型AIFおよびELTIFを除く。）の投資家により保有されるすべての受益証券 / 株式を無償で償還する包括的

な申出が行われなければならない。かかる申出は、30営業日以上にわたって公に入手可能であり、またかかるホスト加盟国における身元が確認できるすべての投資家に対し、直接または金融仲介機関を通じて、個別に行われなければならない。

- かかるホスト加盟国におけるUCITS / EU AIFのすべての受益証券 / 株式に関するマーケティングの取決めに終了する意思が、UCITS / EU AIFのマーケティングに関して慣行的でありかつ一般的なUCITS / EU AIFの投資家に適した公に利用可能な手段(電子的方法を含む。)で公表されなければならない。
- 届出の取消しが行われている期間に、当該UCITS / EU AIFの受益証券 / 株式の売出しまたは募集が継続されないことを確保するために、金融仲介機関または代理人との契約上の取決めが、届出取消日を効力発生日として修正されまたは終了されなければならない。
- UCITSの目論見書、KIIDおよび年次 / 定期報告要件ならびにAIFMD投資家開示および年次報告要件は、それぞれ引き続き適用し、また届出の取消しが行われたUCITS / EU AIFの投資を継続する投資家に対して提供されなければならない。

また、AIFについて、届出の取消しが行われたAIF(または同様の投資戦略もしくは投資アイデアを有するその他のAIF)に関しては、届出取消日から36か月間は、関連あるホスト加盟国における認可されたEU AIFMによっていかなるプレマーケティングも行われることはできない。

5.2 届出取消手続

CBDF規則は、UCITSおよび認可されたEU AIFMのそれぞれに対して、その所在加盟国のNCAに届出取消通知を提出し、また届出取消通知に記載される日付以降は、関連あるホスト加盟国において該当するUCITS / EU AIFの新規または追加の売出しまたは募集(直接または間接のいずれかを問わない。)を終了することを要求する。

記入済の届出取消書類の受領から15営業日以内に、UCITS / AIFMの所在加盟国のNCAは、その後、届出に記載される加盟国のNCAおよびESMAに対して、当該書類を送付しなければならない。

6 . 現地施設 - 遵守期限 : 2021年 8 月 2 日

CBDF規則は、以下に対して、UCITS / AIFのマーケティングが行われる各ホスト加盟国に一定の現地施設を設立することを要求する。

- すべてのUCITS、および

- EU域内で個人投資家向けに(EUまたは非EU)AIFのマーケティングを行っているまたはその意図があるすべての(EUまたは非EU)AIFM

UCITSは、過去にも現地施設要件を遵守する義務を既に負っていたが、個人投資家向けにマーケティングが行われるUCITSおよびAIFの両方について新たな規則が最新化・整合化されている。

6.1 施設の役割

現地施設は、該当するホスト加盟国の公用語(複数の場合を含む。)またはかかるホスト加盟国のNCAにより認められた言語により、以下の職務を履行しなければならない。

- UCITS / AIFに関する投資家の申込み、支払、買戻しまたは償還注文の処理
- 投資家に対する注文方法および償還代金の支払方法についての情報の提供
- UCITS / AIFのマーケティングが行われる加盟国におけるUCITS / AIF投資により生じる投資家権利の行使に関する情報の取扱いの促進
- UCITS / AIFの目論見書または設立証書およびUCITS / AIFの最新年次報告書等の閲覧提供
- NCAとのやり取りの窓口

6.2 物理的な所在の不要

CBDF規則に従って、UCITSのマーケティングおよびAIFの個人投資家向けのマーケティングが行われる関連ホスト加盟国における現地施設の設立は、関連あるUCITS / AIFMに対して物理的な所在または当該ホスト加盟国における第三者代理人の任命を要求するものではない。実際に、CBDF規則は、かかる現地施設が電子的またはその他の遠距離通信の手段の利用により提供可能であることを定める。また、かかる施設は、履行される職務に適用ある規制および監督に基づき、UCITS / AIFMおよび / または一定の条件において第三者により提供されることができる。

7 . UCITSおよびAIFMDマーケティング・パスポートについて提出された情報の変更 - 遵守期限：2021年8月2日

7.1 UCITSマーケティング・パスポート

CBDF規則は、ホスト加盟国においてUCITSマーケティング・パスポートに基づきその受益証券 / 株式のマーケティングを行うUCITSによりNCAに当初届出のあった情報に変更が生じた場合について、UCITS指令に含まれる届出手続を改正する。

その結果、かかる変更の書面による通知は、当該変更の実施の1か月前までに、(UCITSがそのホスト加盟国のNCAに直接通知を送付することを要求した従前のUCITS制度に対して、)UCITSの所在加盟国およびホスト加盟国の双方のNCAに対して交付されなければならない。本事項は、新規の受益証券/株式クラスの登録にも適用されるが、これはすなわち、所在加盟国およびホスト加盟国の双方のNCAが、新規の受益証券/株式クラスのマーケティングが開始される1か月前までに通知を受ける必要があることを意味する。

CBDF規則はまた、関連あるUCITSの所在加盟国のNCAが、予定される変更の結果、当該UCITSがUCITS指令を遵守しなくなると判断し、当該UCITSがかかる変更を実施することを承認されない場合には、かかるNCAが、当該UCITSに対して15営業日以内に通知することを要求する。この場合、UCITS所在加盟国のNCAは、UCITSのホスト加盟国のNCAに対してもその旨を通知する。

7.2 AIFMDマーケティング・パスポート

AIFMDに従って、ホスト加盟国においてAIFMDマーケティング・パスポートに基づきEU AIFのマーケティングを行う認可されたEU AIFMは、AIFMマーケティング・パスポートに基づきかかるEU AIFのマーケティングを行うために従前に当該NCAに提出した情報に重大な変更が生じた場合、その所在加盟国のNCAに通知しなければならない、またかかる通知は、予定される変更が実施される1か月前までに(または予定外の変更が発生した直後に)行われなければならない。

予定された変更の場合、EU AIFMの所在加盟国のNCAは、その後、かかる変更が承諾可能であるか否かについて(かかる変更がEU AIFMによるAIFMDの遵守に影響するか否かに基づき)評価しなければならない、また指定された期限内に、EU AIFMに対してその旨を返信する。かかる期限は、CBDF規則により下記の通りに改正された。

- 所在加盟国のNCAが予定される変更を承諾しない場合、当該NCAは、(「不正に遅滞することなく」に代えて)かかる変更の通知を受領してから1か月以内に、EU AIFMに対して、かかる変更を実施しないよう通知しなければならない。この場合、EU AIFMの所在加盟国のNCAは、ホスト加盟国のNCAに対してもその旨を通知する。
- 所在加盟国のNCAが予定される変更を承諾する場合、当該NCAは、(「遅滞なく」に代えて)かかる変更から1か月以内に、ホスト加盟国のNCAに対して、その旨を通知しなければならない。

第4【その他】

（１）目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、代行協会および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。

（２）目論見書には次の趣旨の文章および事項を記載することがある。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。」

「EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。」

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせ下さい。）。」

「請求目論見書とは、金融商品取引法第15条第3項の規定により、同法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書のことで、投資者から交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書です。請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

有価証券届出書の提出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

最新の運用実績

クローズド期間がない旨

（３）受益証券の券面は発行されない。

（４）目論見書の巻末に定義等を掲載することがある。

監査報告書

CSインベストメント・ファンズ・12
の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、CSインベストメント・ファンズ・12（以下「ファンド」という。）およびそのサブ・ファンドの2021年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は以下で構成される：

- ・ 2021年3月31日現在のファンドの結合純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの結合運用計算書／純資産変動計算書および各サブ・ファンドの運用計算書／純資産変動計算書
- ・ 2021年3月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記に示したその他の情報を精読し、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくはいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンド（清算を決定したクレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・レディット・EURを除く）が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2021年 6 月30日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

サンドラ・パウリ

Audit report

To the Unitholders of
CS Investment Funds 12

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of CS Investment Funds 12 (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 31 March 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the Combined Statement of Net Assets for the Fund and the Statement of Net Assets for each of the sub-funds as at 31 March 2021;
- the Combined Statement of Operations / Changes in Net Assets for the Fund and the Statement of Operations / Changes in Net Assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the Statement of Investments in Securities for each of the sub-funds as at 31 March 2021; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds (except for Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Reddito EUR where a decision to liquidate exists) to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 30 June 2021

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Represented by

Sandra Paulis

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイの株主御中

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ（以下「会社」という。）の2020年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の営業実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

会社の財務書類は以下で構成される。

- ・ 2020年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によってルクセンブルグにおいて採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグにおいて採用されたISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表され、CSSFによってルクセンブルグにおいて採用された、独立性基準を含む職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）、および財務書類の監査に関する倫理上の要件に従い、会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会はその他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記で認識されるその他の情報を精読し、その過程において、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示に責任を負い、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または経営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグにおいて採用されたISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグにおいて採用されたISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2021年 5 月28日

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーペラティブ
代表して
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Shareholders of

Credit Suisse Fund Management S.A.

Report on the audit of the annual accounts**Our Opinion**

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of Credit Suisse Fund Management S.A. (the "Company") as at 31 December 2020, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2020;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 28 May 2021

Represented by

Alain Maechling

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

CSインベストメント・ファンズ・12

の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、CSインベストメント・ファンズ・12（以下「ファンド」という。）およびそのサブ・ファンドの2020年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は以下で構成される：

- ・ 2020年3月31日現在のファンドの結合純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度のファンドの結合運用計算書／純資産変動計算書および各サブ・ファンドの運用計算書／純資産変動計算書
- ・ 2020年3月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記に示したその他の情報を精読し、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくはいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年7月10日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

サンドラ・パウリ

Audit report

To the Unitholders of
CS Investment Funds 12

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of CS Investment Funds 12 (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 31 March 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the Combined Statement of Net Assets for the Fund and the Statement of Net Assets for each of the sub-funds as at 31 March 2020;
- the Combined Statement of Operations / Changes in Net Assets for the Fund and the Statement of Operations / Changes in Net Assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the Statement of Investments in Securities for each of the sub-funds as at 31 March 2020; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 10 July 2020

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Represented by

Sandra Paulis

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。